

平成 18 年度

アルコールインターロック装置の
活用方策の検討のための基礎的調査

平成 19 年 3 月

財団
法人

日本自動車研究所

アルコール・インターロック装置の技術課題検討会 委員

(敬称略・五十音順)

	氏 名	所 属
座長	竹内 健蔵	東京女子大学教授
委員	石田 敏郎	早稲田大学教授
〃	岩越 和紀	JAF MATE社代表取締役
〃	江角 直樹	国土交通省自動車交通局総務課安全監査室長
〃	鎌田 実	東京大学教授
〃	木場 宣行	国土交通省自動車交通局技術企画課長
〃	日下部 聡	経済産業省製造産業局自動車課長
〃	高橋 信彦	日本自動車工業会安全環境技術委員会安全部会長
〃	豊田 榮次	全日本トラック協会専務理事
〃	室山 哲也	日本放送協会解説主幹
〃	山浦 昌史	日本自動車部品工業会
〃	山元 裕史	法務省刑事局刑事課参事官
〃	横山 雅之	警察庁交通局交通企画課長

目 次

1. 背景および目的	1
2. 飲酒運転事故の推移	3
3. アルコール・インターロック装置	6
3.1 呼気アルコール検知器の種類	6
3.2 呼気アルコール・イグニッション・インターロック装置	7
3.2.1 操作手順	7
3.2.2 不正回避対策	9
3.2.3 アルコール・インターロック装置の使用に伴う費用	10
4. アルコール・インターロック装置に関する諸外国の取り組み状況	11
4.1 米国の状況	11
4.2 スウェーデンの状況	11
4.3 その他	12
5. アルコール・インターロック装置の技術指針	13
5.1 米国 NHTSA の技術指針	13
5.2 欧州技術基準 CENELEC	14
6. 自動車業界のヒヤリング	15
6.1 自動車製造メーカーのヒヤリング	15
6.2 自動車部品製造メーカーのヒヤリング	17
7. アルコール・インターロック装置に関するアンケート調査	18
7.1 回答者の属性	18
7.2 アルコール・インターロック装置のイメージ提示情報	22
7.3 アルコール・インターロック装置に関する回答	23
7.4 まとめ	30
8. アルコール・インターロック装置の活用方策と今後の課題	31
参考文献	33
付録:	34
付録 1: 読売新聞(平成 18 年 8 月 25 日の福岡市飲酒運転死亡事故記事)	35
付録 2: 飲酒運転の根絶について(中央交通安全会議交通対策本部提言)	36
付録 3: 飲酒運転の根絶に向けて(自民党政務調査会交通安全対策特別委員会提言)	37
付録 4: アルコール・インターロック装置に係わる勉強会まとめ	43
付録 5: NHTSA 技術基準	52
付録 6: 欧州技術基準 CENELEC	86

付録 7: アンケート自由回答意見	106
付録 8: アンケート単純集計表	124
付録 9: アンケートクロス集計表	132
付録 10: アルコール・インターロック装置技術課題検討会議事録	205
参考資料: アルコール・インターロック装置の技術課題検討会の議論項目	208

1. 背景および目的

我が国における飲酒運転に起因する交通事故死者数は平成 14 年の道路交通法改正もあり、減少傾向にあったが、近年下げ止まり傾向となっている。また、昨年、福岡市において、飲酒運転により幼児が 3 人死亡する(付録 1)などの痛ましい事故が相次いでおり、飲酒運転の根絶に向けた取り組みが求められている。

一方、諸外国においては、飲酒運転による交通事故の割合が日本よりも高いなど、深刻な状況にある中で、取り締まりだけでなく、運転者の呼気にアルコールを検知した場合にはエンジンが作動しなくなる、アルコール・インターロック装置を活用した取り組みなども行われている。

このような中、政府としても平成 18 年 9 月 15 日に中央交通安全会議交通対策本部において「飲酒運転の根絶について」が決定され、この中で啓発活動の強化、取り締まりの強化そして、飲酒運転を防止する装置の実用化に向けた取り組みについて言及されている(付録 2)。

さらに、自民党政務調査会は交通安全対策特別委員会・飲酒運転根絶プロジェクトチームを設置して「飲酒運転の根絶に向けて」の議論を重ね、平成 18 年 12 月 20 日に提言を纏めた。その中では、飲酒運転常習者対策として、アルコール・インターロック装置の導入に向けた検討を行うとしている(付録 3)。

このため、国土交通省は、警察庁、経済産業省、日本自動車工業会を含む「アルコール・インターロック装置に係わる勉強会」を設置して、諸外国の状況やアルコール・インターロック装置導入に向けた課題などを平成 19 年 1 月 26 日に整理した(付録 4)。

国土交通省では、この勉強会の結論も考慮しつつ、アルコール・インターロック装置の活用に向けた技術的要件や課題等を審議するために「アルコール・インターロック装置の技術課題検討会」(座長:東京女子大学 竹内健蔵教授)を設置した。

なお、欧米の実施状況をみると、アルコール・インターロック装置の使用については、アルコール・インターロック装置の技術的要件だけでなく、運用面、制度面などの体制が整備されなければ実用化できないが、本検討会では、運用面、制度面を視野に入れながら、アルコール・インターロック装置の技術面について検討することとした。

平成 18 年度は、アルコール・インターロックの技術動向の把握、ユーザーの意識調査及びメーカーの開発動向に係る調査を通じて基本的な情報を収集するなどアルコール・インターロック装置の活用方策について基礎的な検討を行うとともに、平成 19 年度に実施を予定しているアルコール・インターロック装置の活用にあたっての技術的要件の整理のための基礎的な調査を行った(表 1)。

表1.1 アルコール・インターロック装置の技術課題検討会 工程表

	平成18年度					
	10月	11月	12月	2007年 1月	2月	3月
検討会等に向けた準備	←検討項目の整理、委員等の人選→					←入札・契約作業→
検討会の開催				☆ 1/30	☆ 2/27	☆ 3/19 関係者ヒアリング 論点ピックアップ
国内外の調査					←ユーザーアンケート調査→ (飲酒運転及び装置に係る基礎的なアンケート)	
検討会での各種資料の検証					←検討会での各種資料の検証→	
活用方策のイメージ共有化					←各種調査結果を踏まえた活用方策のイメージ共有化→	
備考	勉強会 (～1月上中旬)			検討会①②③ (1月下旬～)		

2. 飲酒運転事故の推移

平成 14 年 6 月に改正道路交通法などが施行され、飲酒運転の罰則が強化されるとともに、処罰の対象となる呼気アルコール濃度の基準が 0.25mg/L から 0.15mg/L と厳しくなった。これにより、自家用車の飲酒運転による死傷者数は改正前の平成 13 年(31,513 件)に比べて平成 17 年では(11,742 件)44%減少し、事故件数も 43%減少した(図 2. 1)。

事業車両の飲酒運転事故は乗用車に比べて非常に少ないが、平成 17 年は平成 13 年に比べて死傷者数が 26%、事故件数が 21%減少した(図 2. 2)。

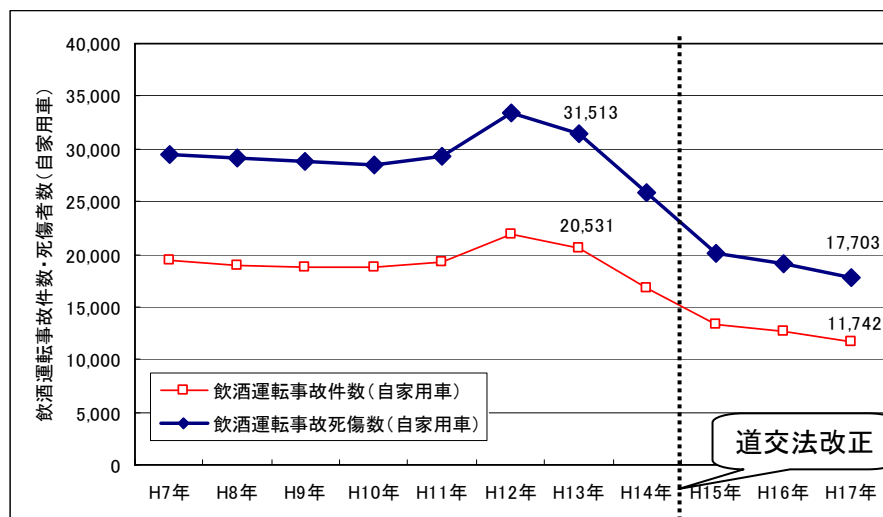


図 2. 1 自家用車(第一当事者)の飲酒運転事故件数および死傷者数

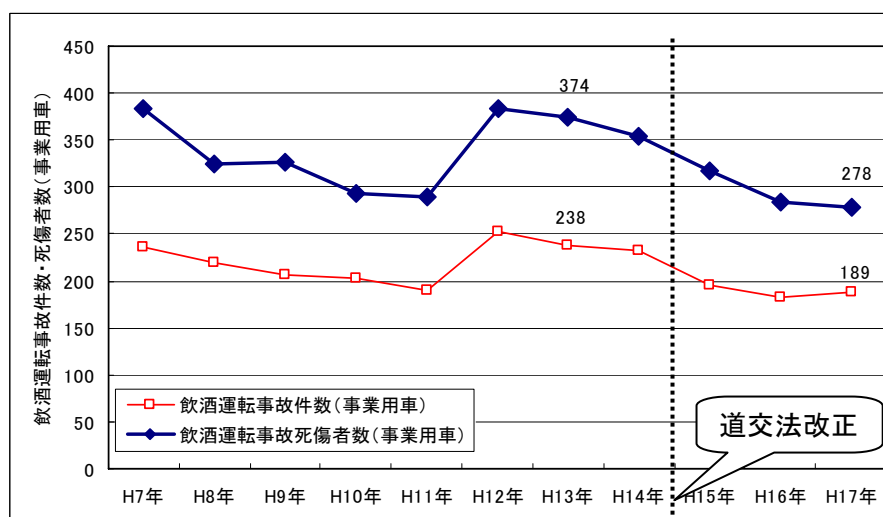


図 2. 2 事業用車(第一当事者)の飲酒運転事故件数および死傷者数

交通事故全死傷者数に占める飲酒運転事故による死傷者数の比率は、自家用車が 1.9%，事業用車が 0.3%（平成 17 年）（図 2. 3）であるが、死者数の比率では、自家用車が 11.5%，事業用車が 1.6%（平成 17 年）（図 2. 4）となり、飲酒運転は重大事故に繋がる可能性が高いことがわかる。平成 13 年の飲酒運転死者数の比率は、乗用車が 15.4%，事業用車が 1.9%であり、道路交通法改正の効果によって平成 15 年には減少しているが、その後、横ばい傾向が続いている。

欧米の飲酒運転による死亡事故比率は約 40%であり日本に比べてと非常に高いため⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾（図 2. 5），飲酒運転撲滅対策として 1990 年代から飲酒運転違反者が運転する車にアルコール・インターロック装置の搭載を義務付け、米国では累犯率が約 65%低下したとの報告もある⁽⁴⁾。

日本は欧米に比べて飲酒運転事故が少ないが重大事故に繋がる危険性が高いことから、飲酒運転撲滅対策の一環としてアルコール・インターロック装置を活用するための技術指針（案）を作成することとなった。

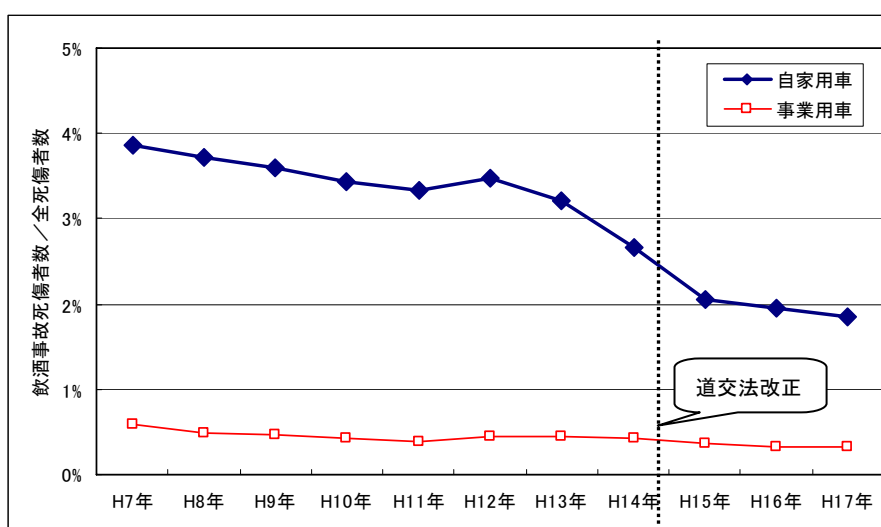


図 2. 3 交通事故全死傷者数に占める飲酒運転事故死傷者数の比率（第一当事者の用途別）

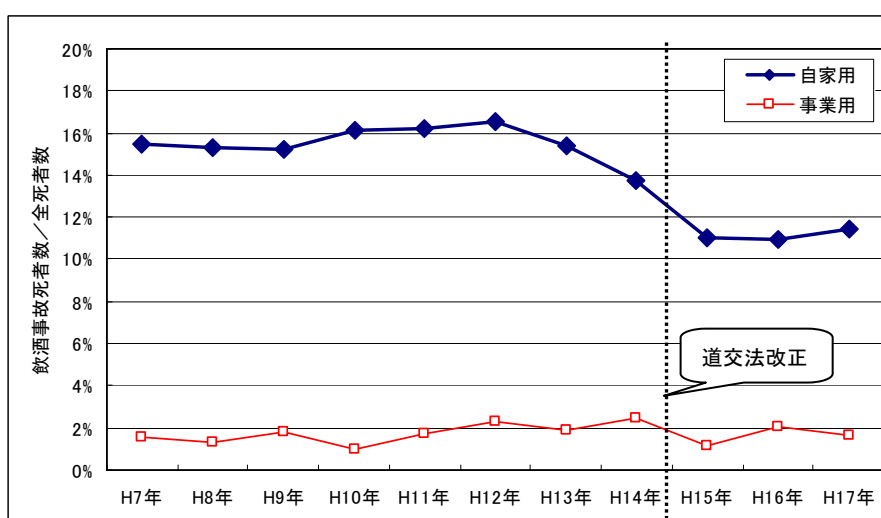
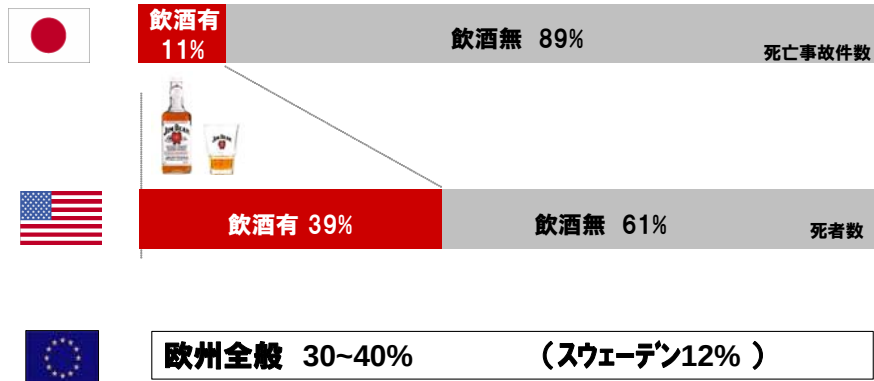


図 2. 4 交通事故全死者数に占める飲酒運転事故死者数の比率（第一当事者の用途別）

飲酒運転の現状

日本:米国に比し、死亡事故における飲酒介在の割合が非常に低い



死亡事故における飲酒の介在割合(日米は2004)

※米国: NHTSA TrafficSafetyFacts, FARS(PV+SUV)(死者数)
 ※日本: 警察庁TrafficGreenPaper(1当死亡事故件数)
 ※欧州全般: European Transport Safety Council
 ※スウェーデン: Mobility 2030 (WBCSD)

図 2. 5 日本と欧米の飲酒運転死亡事故の比較
 (2006/12/19 交通安全シンポジウム 自工会資料より)

3. アルコール・インターロック装置

3. 1 呼気アルコール検知器の種類

現在、市販されている呼気アルコール検知装置は、一般ユーザーを対象とした健康管理に使用されるもの、業務用として運輸業者の安全管理に使用されるもの、警察の取り締まりに使用されるもの（一般には入手不可）などがある。

これらの装置に使用されているアルコールセンサーは、①半導体センサー、②非分散型赤外吸収(NDIR)、③電気化学式(燃料電池式と呼ばれることもある)センサー④化学反応式(比色測定)に分類できる(表 3. 1)。

呼気アルコールイグニッションインターロック装置(BAIIDs)には、アルコールの選択性が高く、干渉成分がほとんどなく、アルコール検知精度が高い電気化学式を採用しているものが多い。

表 3. 1 呼気アルコール検知器に使用されているアルコールセンサー

センサー方式	半導体式	電気化学式	非分散型赤外線式(NDIR)	検知管式(比色式)
検知原理	吸着・触媒反応による電気伝導度の変化	電気化学反応による起電力の変化	赤外線吸光度による	化学反応による色相変化
検知濃度	高感度(低から中)	高感度(低から中)	高感度(低から中)	中から高濃度
精度再現性	△	◎	◎	△
干渉性	△	◎	○	△
寿命	◎	○(2から5年)	◎	×
応答性	◎(数秒)	△(数十秒)	○	△
価格	◎	△	×	◎

(◎:優, ○:良, △:可, ×:不可)

①半導体式

吸着・触媒反応による電気伝導度の変化を利用したもので、ガスセンサーとして多方面に使用されている。応答性に優れ安価であるが、アルコール以外の成分の影響を受けやすく、精度は他の方式に比較すると劣り、温度や湿度等の外的要因の影響も受けやすい。

②電気化学式

電気化学反応による起電力の変化を利用したものであり、アルコールに対する選択性が高く、半導体式よりも精度が良いことから多くの BAIIDs に使用されている。また、センサーは温度や湿度等の外的要因に影響を受けやすいため、寒冷地での使用に対して BAIIDs にヒータを内蔵して精度を確保している。ただし、ヒータで温まるまでの時間が長くなる気温が低い条件下では応答

性に劣る。

③赤外線式

アルコール蒸気の分子が特定の波長の赤外線を吸収する特性を利用したもので、化学反応を伴わない光学的測定方法であるため、温度や湿度等の外的要因に影響を受けず、長期間にわたって安定した測定が可能であり、最も信頼性のある測定方法として警察の取り締まりにも使用されている。ただし、構造上、大型となり、振動にも弱いことから、車載のアルコール・インターロック装置に応用された例はない。

④検知管式

簡易検査法として古くから多く用いられている。検知管は使い捨ての検知法で再使用はできない。

3. 2 呼気アルコール・イグニッション・インターロック装置

3. 2. 1 操作手順

呼気アルコール・イグニッション・インターロック装置(BAIIDs)は、一定濃度以上のアルコールが呼気から検出された場合にエンジンを始動できないようにする装置であり、(図 3. 1)。諸外国で使用されているものは以下の方式が一般的である。



図 3. 1 アルコール・インターロック装置の種類

欧米におけるアルコール・インターロック装置の使用状況、路上におけるスクリーニング状況を図 3. 2 に示す。

アルコール・インターロック装置の取付は、車のスターターリレーとイグニッションスイッチの間に装着される(図 3. 3)。

この場合、ドライバーは以下の手順に従って操作を行うこととなる(図 3. 4, 図 3. 5)。

- ・イグニッションスイッチを入れる
- ・インターロック装置のウォーミング終了後、テスト開始

- ・呼気を数秒間吹き込む
- ・アルコールが基準以下ならばエンジンが掛かる。

さらに、走行中も 5 分～30 分の間のランダムな時間間隔で呼気検査が要求され、アルコールが検知されたとしてもエンジンが止まることはないが、操作日時、アルコール濃度などのイベントデータが内部メモリに記録されているため、事後的な確認を行うことが可能である。



図 3. 2 アルコール・インターロック装置使用状況

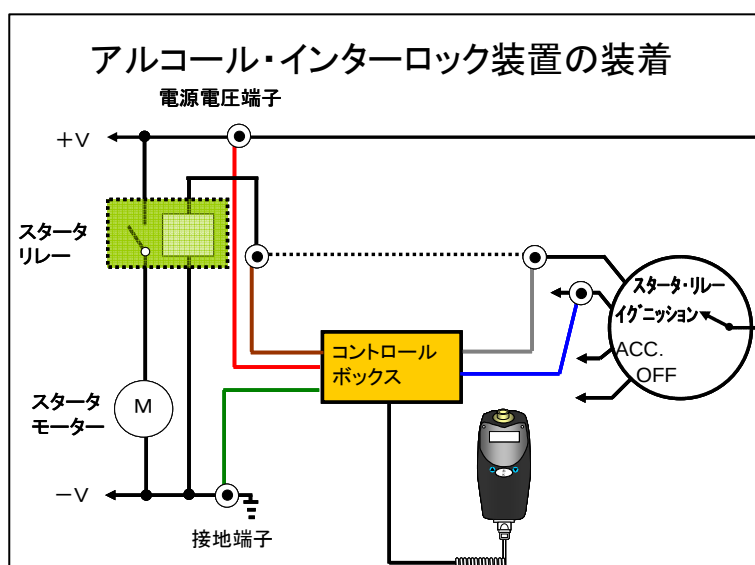


図 3. 3 アルコール・インターロック装置の搭載時配線

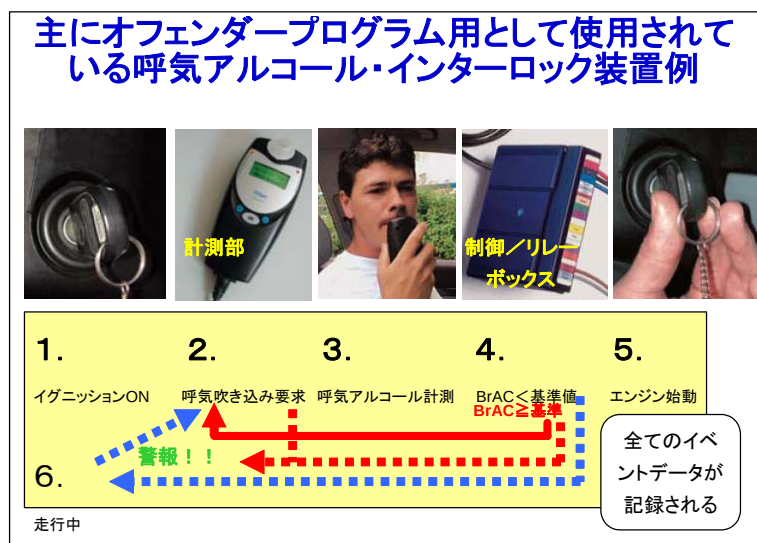


図 3. 4 アルコール・インターロック装置の操作手順

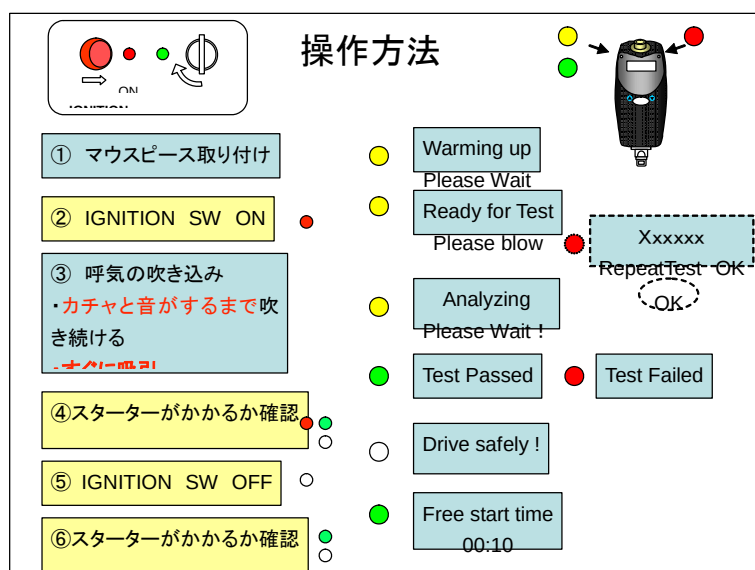


図 3. 5 ドレーゲル社製インターロック XT の操作手順と表示内容

3. 2. 2. 不正回避対策

アルコール・インターロック装置使用時の不正回避対策は、装置製造メーカー毎に工夫している。一例として、下記のように呼気を識別する対策が講じられており、風船などで空気を挿入するような不正への対策がなされている。しかし、個人認証機能がないために、他人が操作することに対する対策は講じられていない。

- ・数秒間呼気を吹き込んだ後に短時間吸う。
- ・ハミング(発声)しながら呼気を吹き込む。

3. 2. 3 アルコール・インターロック装置の使用に伴う費用

北米で使用されているアルコール・インターロック装置は飲酒運転違反者に対して裁判所が装着を命じている。装置はレンタルであり、政府認定工場が、装置の取付、イベントデータの吸い上げ等を行っている。アルコール・インターロック装置の使用に伴う費用の一例を表 3. 2 に示す。この費用は使用者である飲酒運転違反者が全額負担する。

表 3. 3 アルコール・インターロック装置の使用に伴う費用(レンタルの場合)
ミシガン州 National Interlock 社(LifeSafer 社製)

・ 取付け	\$ 75
・ 取外し	\$ 15
・ モニター	\$ 65/月 (SC100 型) ~ \$ 75/月 (FC100 型)
・ サービスコール	\$ 45 + \$ 0.35/マイル
・ リセット及び警報リセット	\$ 35
・ 管轄への最終レポート	\$ 50
・ ユニット紛失及び破壊	\$ 800 (FC100 型), \$ 650 (SC100 型), \$ 100 (リレーモジュール) \$ 25 (ホーン)

4. アルコール・インターロック装置に関する諸外国の取り組み状況

4. 1 米国の状況

連邦政府は、各州が連邦政府の定めた制裁ガイドライン(注1)を満たす飲酒運転規制法を、制定することを促進している。制定しない州に対して、連邦は高速道路建設関係の補助金を数百万ドル単位で削減することとなっており、46 の州でインターロックに関する規定を持つ飲酒運転規制法が制定されており、約 70,000 台の車両に装着されている模様。(2006 年 6 月時点)である。

これは、飲酒運転により運転免許停止中にある運転者のうち、アルコール・インターロック装置を装着した上で運転することが適当と裁判所によって認められた場合に運用される制度であり(注2)、飲酒運転違反者の約 10%にこの装置が装着された車両の使用が義務付けられている。

また、この制度におけるアルコール・インターロック装置は、エンジン始動時のみならず走行中も不定期に飲酒の有無を再確認するシステムとなっており、この確認履歴等のデータはレコーダに記録され、保護観察中の違反者の行動をモニタリングしている。

これまでの効果評価では、アルコール・インターロック装置の装着により、飲酒運転が半減ないしは、それ以上減少したとの報告もある一方で、アルコール・インターロック装置を外すと、その効果は無くなってしまうとの結果も報告されている。

(注1)制裁ガイドラインの概要

初犯及び2度目以降の飲酒運転違反者に対する制裁の一つであり、ある一定の冷却期間の後、運転免許回復の条件として、裁判所の権限でアルコール・インターロック装置の装備を義務付けること等を各州に対し推奨している。なお、このガイドラインの修正案が現在検討されており、2007 年夏頃正式決定される予定である。

(注2)ニューメキシコ州では、2005 年より全米で初めて、飲酒運転違反者全員(初犯も含む)にアルコール・インターロック装置の装着を義務付ける制度がスタートしている模様。具体的には初犯は1年、2度目の再犯者は2年、3度目の再犯者は3年、4度目で生涯アルコール・インターロック装置を装着しなければならないが、装着5年経過後にインターロックの解除を主張できることとなっている。

4. 2 スウェーデンの状況

2010 年以降に製造される新型トラック・バス、2012 年以降に製造される全ての自動車(乗用車含む)にアルコール・インターロック装置の装備を義務づける法案の作成を政府が検討しているが、その法案作成は不透明な状況であり、国会には提出されていない。

また、全車に装備を義務付けることを目的としたアルコール・インターロック装置については、精度、耐久性等、ユーザーの受容性(使いやすさ)、等について開発・検討すべき事項が山積しており、これら技術の成熟性を踏まえると、全車への装着義務化は時期尚早と、考えられている。

なお、2007 年以降、スウェーデン道路庁(Swedish Road Administration)は、契約する事業者が100 時間以上使用する全ての3.5 トン以上のトラック等(道路維持管理車等)に対して、その契約においてアルコール・インターロック装置の装備を義務づける。これにより10,000 台～

15,000 台の作業車・トラックにアルコール・インターロック装置が装備される見込みである。

その他の取り組みとして、民間企業の社用車(トラック・バス等含む)で 15,000 台以上にアルコール・インターロック装置が装備されており、(2006 年 12 月現在)また、前述のようにボルボ、サーブが国からの補助金をもとに、使用者による任意の装着を前提としたアルコール・インターロック装置を開発中である。

4.3 その他

- ・ カナダは、米国と同様、飲酒運転違反者に対する制裁の一環として、全 13 州(準州 3 州を含む)のうち、10 州でアルコール・インターロック装置が活用されている。
- ・ フランスの一部地域やフィンランド、スウェーデン、イギリス等欧州の一部の国において、飲酒運転違反者に対する制裁の一環として、免許停止処分に代えてアルコール・インターロック装置の装着義務を課す、アルコール・インターロック・プログラムへの参加機会が与えられる制度が導入されている。

5. アルコール・インターロック装置の技術指針

5.1 米国 NHTSA の技術指針⁽⁵⁾

- ・ NHTSA が 1992 年にアルコール・インターロック装置に関する minimum requirement としての技術指針を作成し、これをもとに、各州がアルコール・インターロックの規制を行っている。
- ・ 飲酒運転違反者の再発防止を念頭に置いたものである。
- ・ 半導体式アルコール・インターロック装置を前提にしたものであり、電気化学式を前提にしたガイドラインではない。(電気化学式の性能が十分に把握されていなかったため)。
- ・ 改正を審議しており、2006 年 4 月までパブリックコメントが行われ、現在パブリックコメントの結果を踏まえた改正案を作成中で、まもなく最終案が公布される見込みである。

特徴的な主な内容を以下に記す(詳細は付録 5 参照)。

- フェールセーフの考え方 (D6) : アルコール・インターロック装置が保証している温度幅から逸脱するなど、正常に作動しなくなった場合には、車は始動してはならない。
- アルコール設定値 (D4) : インターロックのかかる設定値は 0.00%w/v から 0.05%w/v の間でなければならず、(D4) 0.025%w/v (呼気 210 μ g 中に 0.025g のアルコールを含有) を推奨する (1.1.4s)。
- 精度 (1.1.1S) : 常温でアルコール濃度が設定値 + 0.01%w/v (210 μ g の空気中の 0.01g のエタノール) で 90% の確率でロックすること、また設定値 - 0.01%w/v で 90% の確率でロックしないこと(誤作動は 20 回に 2 回)、その他詳細な精度の規定有り。(～1.1.4)
- 流量 (1.2T) : 最小で 1.5 μ g の呼気で判断すること。
- 較正 (1.3.S) : アルコール・インターロック装置メーカーの定める校正周期毎に較正をうけることとし、この期間を 7 日以上超えた場合は、始動できないこと (1.3.1S)
- 不正改造対策 (1.8.1S, 1.8.2S)
 - ・ バイパスや接続のカット等の情報は電源を外しても保存されていること。
 - ・ 風船空気や圧縮空気でないことを判別すること。
- 走行中の再検査 (1.8.2.3T)
 - ・ 始動後 5 分から 30 分の間に不定期にアルコールのチェックを行うこと。
 - ・ 不合格となった場合には、ユーザーに音声又は表示による警告を行い、その事実を記録した後、5 日以内のインターロックを行うこと。
- 無サンプル再始動 (1.9S) : エンジン停止後、無サンプル再始動が 2 分間可能。ただし、それ以外(最初のエンジン始動時など)において試験を待っているときは適用しない。

5. 2 欧州技術基準 CENELEC⁽⁶⁾

欧州の基準はその第1部(罰則用アルコール・インターロック装置の性能要件)が発行されたばかりで、その他の部分はまだ案の段階である。第2部(アルコール・インターロック装置の性能要件)以降は審議中にて未公開である。

特徴的な主な内容を以下に記す(詳細は付録6参照)。

- ロックおよびロック解除(4. 2): 呼気テストをせず、コードまたはキー(電子的または物理的)の使用によって、または時間を限定し、使用を限定してのエンジンを始動できるようにする他の安全な方法によって、エンジンのロック解除を行うオーバーライド機能が認められている。
- 車両エンジンへの影響(4. 3): アルコール・インターロック装置はエンジンの始動を防ぐだけのものであり作動中のエンジンに影響はないものとする。
- マウスピース(4. 5): マウスピースは交換できるものとする。
- データメモリ, ダウンロードおよび評価(4. 6): 呼気サンプルとテスト結果, ロックおよび解除, エンジンの始動または作動, および停止および/または車両の移動, 再テスト時のサンプル不提出, ハンドセットの取り外しと再取り付け, 供給電圧の接続および断線, ごまかしまたは回避行為, オーバーライド等のイベントを日付時刻とともに記録し, データをダウンロードし評価できるものとする。
- 再テスト(4. 7): 無作為の時間間隔で再テストを視覚および/または聴覚信号で要求できるものとする。
- 早期回収(4. 8): アルコールインターロックは一定の事態(初期テスト不合格, 受検拒否, オーバーライド, 不正使用等)は早期回収を要求することができるものとする。
- 不法改造(4. 10): アルコール・インターロック装置に目に見える改変なしに, 使用不能や作動不能にしたり, また破壊したりすることができないように, 設計し, 製造するものとする。
- 性能テスト(7. 5): 2台の検査機器において, 限度値を 0.25mg/l(呼気1L 中に 0.25mg のアルコールを含有)^(注1)に設定し, タイプ1テスト(0.3mg/l, 0.2mg/l, ほとんどの試験項目で実施), タイプ2テスト(0.35mg/l, 0.15mg/l, 一部の環境試験で実施)において10回計測し, 一度も誤作動のないことが要求されている。(注1: 米国換算で 0.053%w/v)。
- 分析特性: たばこの煙や13種類のCOや炭化水素の各指定濃度(0.08~0.25mg/l)において 0.1mg/l の設定値に対してロック状態にならないものとする。
- 校正及び校正間隔: アルコール・インターロック装置は校正間隔と最大7日の猶予期間の終了後にロック状態になることができるようにする(整備間隔も同様)。

6. 自動車業界のヒヤリング

自動車製造メーカーおよび自動車部品製造メーカーのアルコール・インターロック装置に対する取り組み状況についてヒヤリングを行った。

6.1 自動車製造メーカーのヒヤリング

(社)日本自動車工業会では、昨年10月に安全部会傘下にワーキンググループを設置して、欧米の規制状況などの現地調査を行い、運用面や技術面の課題の検討を開始した。今回、(社)日本自動車工業会と会員各社のアルコール・インターロック装置への取り組み状況を纏めた。

- ・半導体式と電気化学式のアルコール検知器の精度確認を行い、電気化学式の方が精度が高いことを確認した。
- ・新技術として、□車室内濃度計測、□血中、経皮的計測、□顔画像からの推定、□車両挙動からの推定などが報告されている。ユーザー受容性は呼気検査より高いが検知精度に疑問があり実用化に至っていない(表6.1、表6.2)。
- ・車両搭載時の電磁ノイズの影響は今後調査する予定である。
- ・不正改造は現状車両で対応できていない。さらに、エンジン始動前に検査要求があり、始動までの時間がかかるため緊急時の対応も課題である。(図6.1、表6.3)。

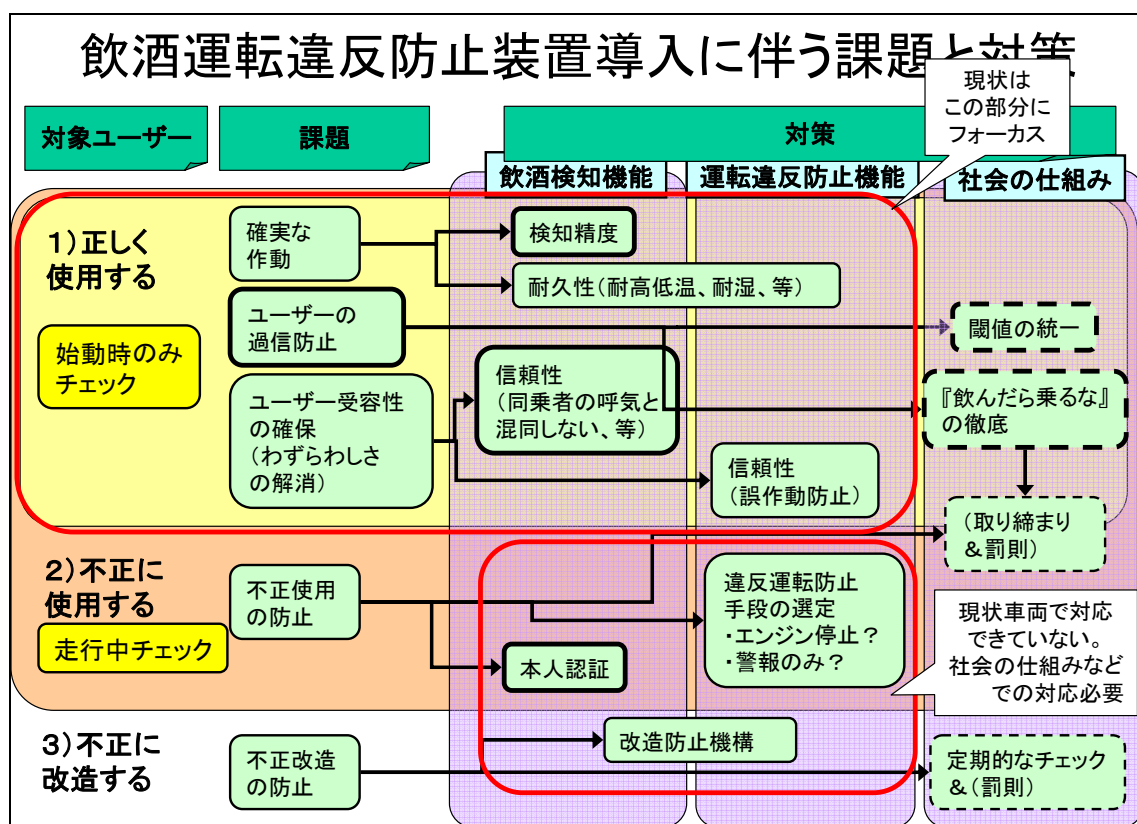


図 6.1 自工会としての飲酒運転違反防止装置導入に伴う課題と対策

表 6.1 検討中および検討が必要な技術

検討中/検討が必要な技術	
検知(推定)技術	搭載検討/信頼性
アルコール検知 A. 燃料電池式(呼気) B. 半導体式(呼気) C. 車室内濃度計測 D. 血中・経皮的計測 他から推定 E. 暗証コード入力 F. 顔画像からの推定 G. 車両挙動からの推定	a. 搭載方法 - スタータ回路 - イモビライザー制御 b. 車両への影響 - 電磁ノイズ - センサー故障時の対応 c. 不正使用への対応 - 成りすまし(他人が計測) - 改造防止 d. 緊急時の対応

表 6.2 飲酒運転防止の検知および推定技術

検知(推定)技術まとめ			
○:現状で対応可 △:課題あり、改良必要 ×:課題多く、未確立			
検知(推定)技術	精度	受容性	結論
アルコール検知 A. 燃料電池式(呼気) B. 半導体式(呼気) C. 車室内濃度計測 D. 血中・経皮的計測	○ △	△~○ △~○	特定ユーザーインターロック 簡易チェック
他から推定 E. 暗証コード入力 F. 顔画像からの推定 G. 車両挙動からの推定	現状×	目標○	将来的技術として継続的に研究

表 6.3 アルコール・インターロック装置の搭載技術および信頼性

搭載技術/信頼性まとめ		
○:現状で対応可 △:課題あり、改良必要 ×:課題多く、未確立		
搭載検討/信頼性	JAMA/各社	結論
a. 搭載方法 - スタータ回路 - イモビライザー制御	今後確認: △~○ システム設計必要: ×	・短期的には、スタータ回路改造で対応。
b. 車両への影響 - 電磁ノイズなど - センサー故障時の対応	今後確認: △~○ 未検討: (×)	・正常作動時の影響は至急確認。 ・センサー故障時の対応は車両では困難。
c. 不正使用への対応 - 成りすまし(他人が計測) - 改造防止	未検討: (×)	・不正使用防止は未検討。 ・走行時の再検査は、方法によっては危険を伴う可能性有り。
d. 緊急時の対応	配慮必要か: ?	・適切な方法を議論。

6.2 自動車部品製造メーカーのヒヤリング

(社)日本自動車部品工業会では、基準認証部会で安全に関する課題を担当しているが、現在、アルコール・インターロック装置に関する審議は行われていない。今回、車載電装品メーカー数十社にアンケート調査を行い、回答を得た数社のアルコール・インターロック装置への取り組み状況を纏めた。

- ・ 数社がアルコール・インターロック装置への取り組みを行っている。
- ・ 既存の装置、技術、社会動向を調査している程度であり、今後、具体的な技術開発を検討していく。
- ・ 上記調査の課程で課題を抽出中。
- ・ 車載を前提とし、車外において単体での使用は考えていない。
- ・ 全車普及を前提としている。
- ・ 使用に当たりユーザー受容性を重視する。

以下に、「勉強会のまとめ」の課題とアンケート結果の課題で異なる、ユーザー視点および装置開発における技術課題と問題点を記す（表 6. 4）。

- ・ 「勉強会のまとめ」の課題である「緊急時措置」「メンテナンス」は対象としていない。
- ・ 要求精度や誤作動の検討が必要である。
- ・ 車と同等の寿命を目標とするが、使用回数が多い事業用車両への対応方法は要検討。
- ・ イモビライザ技術基準への適合、あるいは保安基準改定が必要になるかもしれない。
- ・ 国際的に基準の整合化を要望したい。

表 6. 4 部工会の取り組み状況と勉強会まとめの課題

3. 技術課題・問題点			装着対象			
技術課題・問題点			全車	違反者	事業車	任意
ユーザー視点	受容性	精度高い呼気検知は一般には抵抗あり ユーザーに手間をかけないシステム構築	○			
	誤作動	ユーザーの誤認識を助長	○			
	緊急時措置					
	メンテナンス					
	不正改造	抑止手段と検知手段が必要	○			
	なりすまし	抑止手段と検知手段が必要	○			
	金銭的負担	アルコールを飲まない人への配慮	○			
	後付け対応					
	供給体制整備					
装置開発	検知精度・閾値	どれだけの精度が必要となるか 個人差、運転中の飲酒への対応	○			
	耐久性	特に使用回数の多い事業車への考慮	○		○	
	制御方法	検知後の制御（警報、車両停止）、 インタロックの具体的手段	○			
	法規対応	イモビライザ技術基準への適合 （保安基準第十一条の二の3項）	○			
	標準化	諸外国の法律に統一に対応する方法	○			

7. アルコール・インターロック装置に関するアンケート調査

ヤフーリサーチモニターに登録している約 60 万人を対象として、「車を運転している者」でスクリーニングをかけ回答者を公募した。男女構成比については、運転免許保有比率および自動車購入者の主運転者比率の男女比が概ね6:4となっているため、これと同様の比率で総数 650 名にアンケート依頼と調査票を配信した。最終有効回答数は 562 名(回収率 86%)となった。

7.1 回答者の属性

回答者の地域は、関東が最も多く、全国に分布している(図 7. 1)。

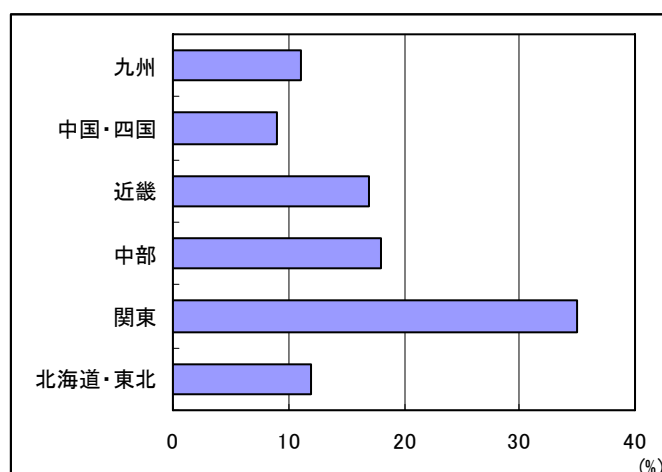


図 7. 1 回答者の地域 (N=562)

●Q1 あなたの年齢は.

20 歳以上の年齢層の構成は概ね同程度である(図 7. 2)。

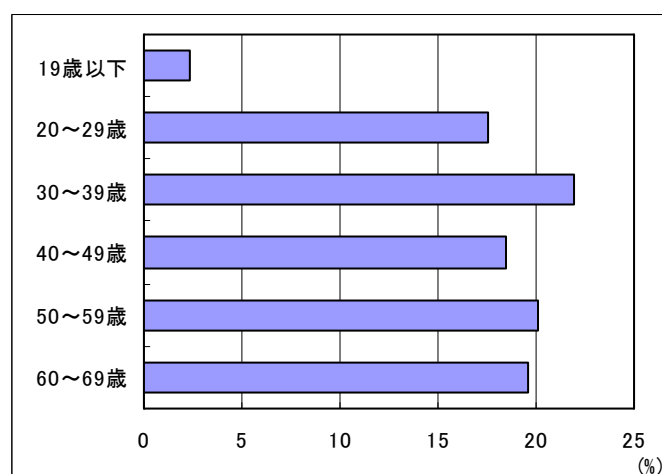


図 7. 2 回答者の年齢構成 (N=562)

●Q2 あなたの性別は.

男女比は概ね当初目標(運転免許保有者, 自動車購入者の男女比)の 6:4 である(図 7. 3).

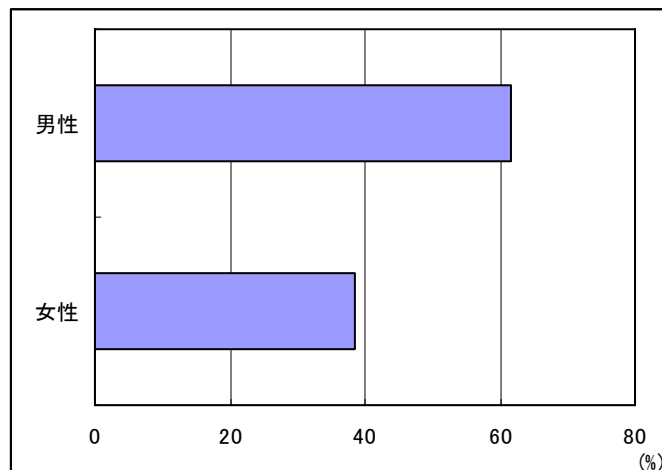


図 7. 3 回答者の男女比 (N=562)

●Q3 ご職業をお答えください.

職業は会社員・公務員等が約半数で, その他の中では学生が約 1/4 で最も多い.
職業運転手は少なかった(図 7. 4).

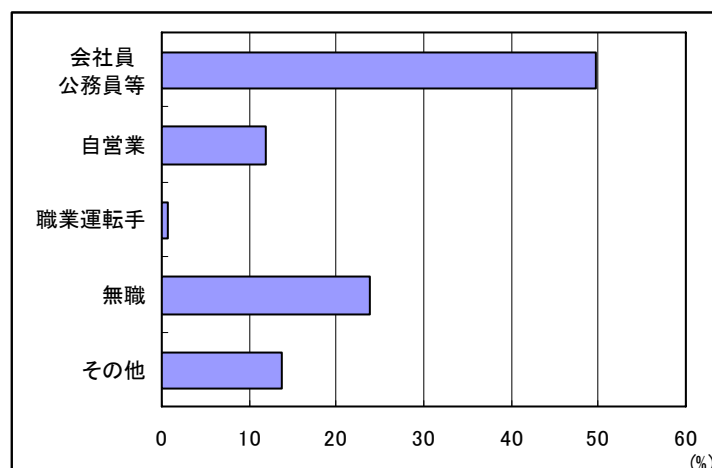


図 7. 4 回答者の職業 (N=562)

●Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。

20歳代以上の年齢構成がほぼ均等で高年齢まで分布しているため、運転歴21年以上が47%である(図7.5)。

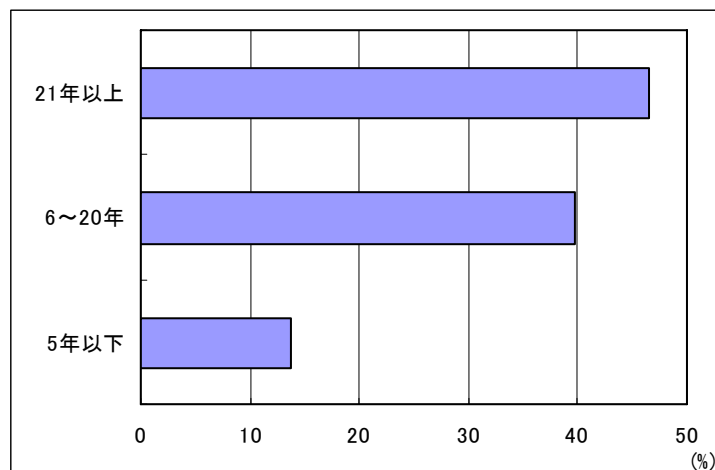


図 7. 5 回答者の運転歴 (N=562)

●Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。

運転頻度に関しては、毎日運転している回答者が半数である(図7.6)。

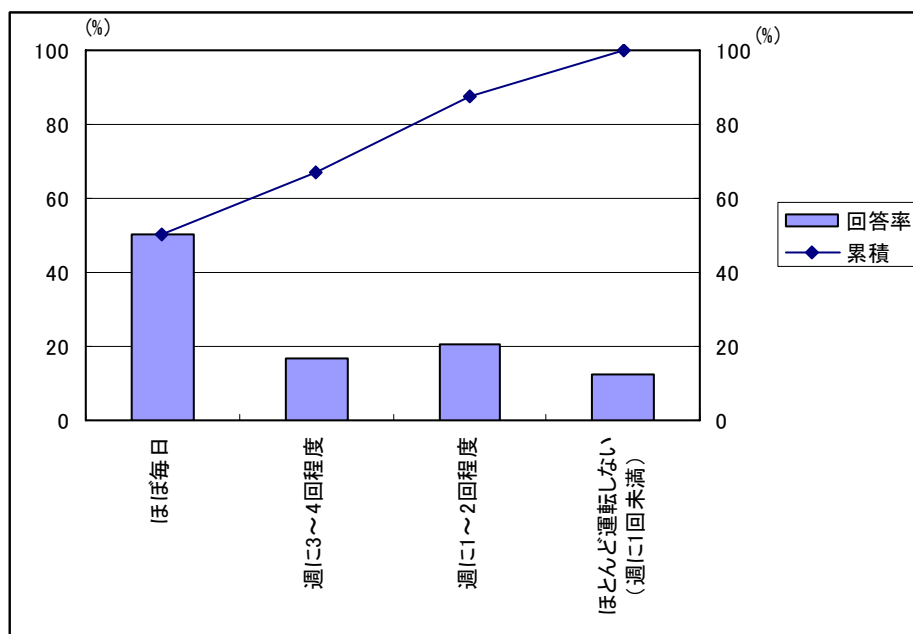


図 7. 6 回答者の自動車運転頻度 (N=562)

●Q6 飲酒についてお答えください。

飲酒習慣に関しては、週 3～4 回以上の良く飲むと思われる回答者が約 1/3 である。
逆に、「1 ヶ月に 1 回以下」と「飲まない」回答者を合わせると約 1/3 である(図 7. 7)。

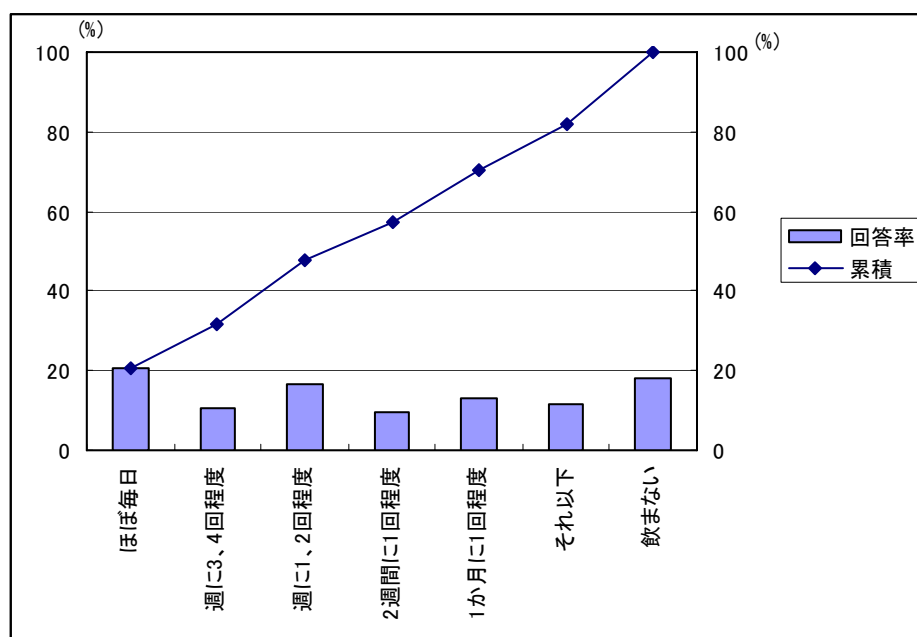


図 7. 7 回答者の飲酒頻度 (N=562)

●Q7 飲酒量は 1 回どのくらいですか。

※ビール大びん 1 本, 日本酒 180cc, ワイン 180cc, ウイスキーダブル 60cc のアルコール量を同等としてお考えください。

飲酒量は、ビール大瓶 1 本程度までが約 50%である(図 7. 8)。

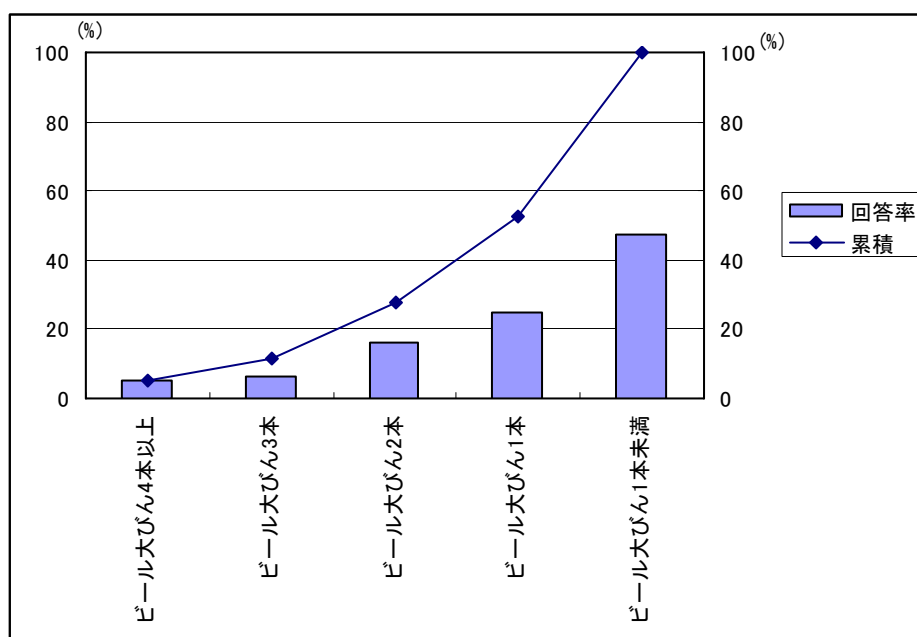


図 7. 8 回答者の 1 回の飲酒量 (N=461)

7.2 アルコール・インターロック装置のイメージ提示情報

ここで、回答を求めるに当たり下記のアルコール・インターロックについて下記の資料を提示した。

以下の説明文をよくお読みになり、次のページからの質問にお答えください。

アルコール・インターロック装置のイメージ



エンジンをかけるとき、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を測定し、規定値を超える場合にはエンジンがスタートできないようにする装置。

アメリカ、カナダでは、エンジンスタート後の飲酒を検出するために走行中にもアルコール濃度の測定を求める方式を採用しています。

1-1 アルコール・インターロックとは

エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超える場合には、エンジンを始動できないようにする装置（アルコール濃度検出装置と検出結果を判断してエンジン始動の可否を決める装置の組み合わせ）です。

1-2 アルコール・インターロックの現状レベル

- (1) 既に開発されているアルコール濃度検出装置には、長期間安定的に使用できるものは無く、2か月程度の周期でメンテナンスが必要です。
- (2) アルコール検出装置は電源を入れてから計測できるまでに3分程度を要し、自動車に乗り込む度に待ち時間が発生します。
- (3) アルコール・インターロックの現状価格はおよそ20万円です。
- (4) 多くの方々が運転する事業用車両では感染症防止のため、呼気を吹き込む部分の衛生管理（消毒あるいはマウスピースの準備）が必要になります。

1-3 アルコール・インターロックの海外での採用状況

アメリカ合衆国、カナダでは、飲酒による交通違反者の運転免許回復の条件として、裁判所の権限でアルコール・インターロックの装備を義務付けることを推奨しており、現状7万台程度（違反者の10%に相当）という普及状況です。

スウェーデンでは、新車への取り付け義務化の議論が行なわれていますが、法制化はできていません。

※読み終わりましたら、次のページにお進みください。

7. 3 アルコール・インターロック装置に関する回答

●Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか.

アルコールインターロック装置を装着することで飲酒事故は減るかとの間に、約 90%は減る,あるいは少しは減ると回答している(図 7. 9).

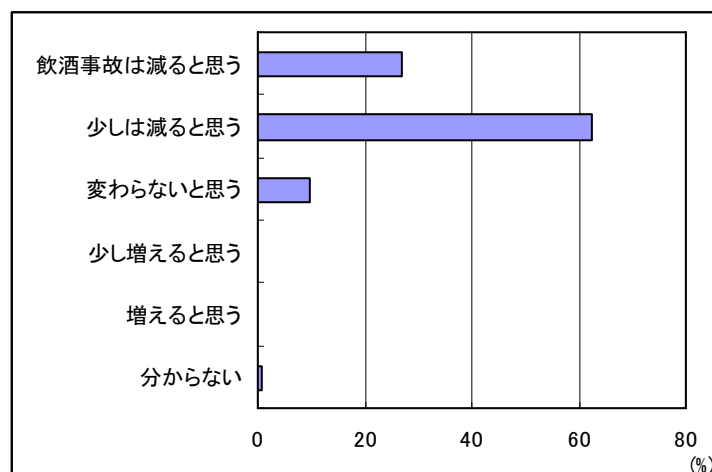


図 7. 9 アルコール・インターロック装置を装着することによる飲酒事故低減効果 (N=562)

●Q9 共用の車(例えば会社等の車, レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら, どう思いますか.

共用の車両に装着することに関しては, 90%近くが容認している(図 7. 10).

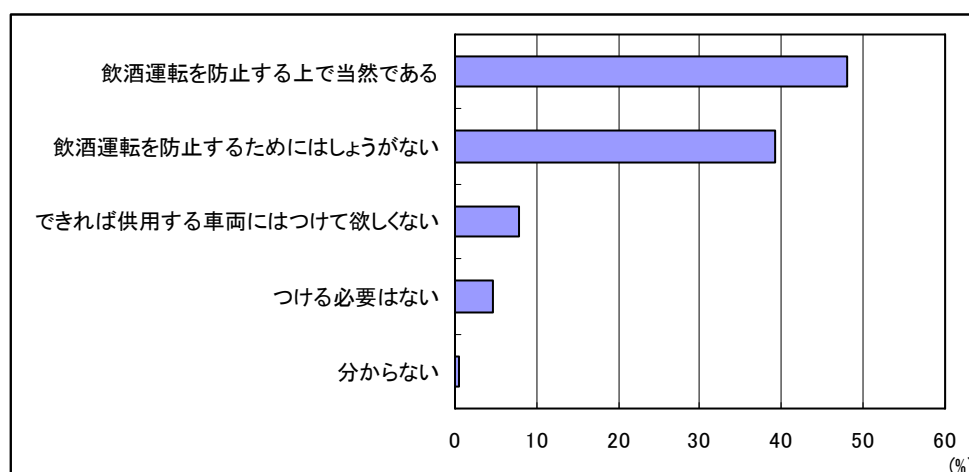


図 7. 10 供用の車への装着 (N=562)

●Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。

飲酒事故の当事者に対しての制裁として装着することに関しては、約 95%が支持している(図 7. 11)。

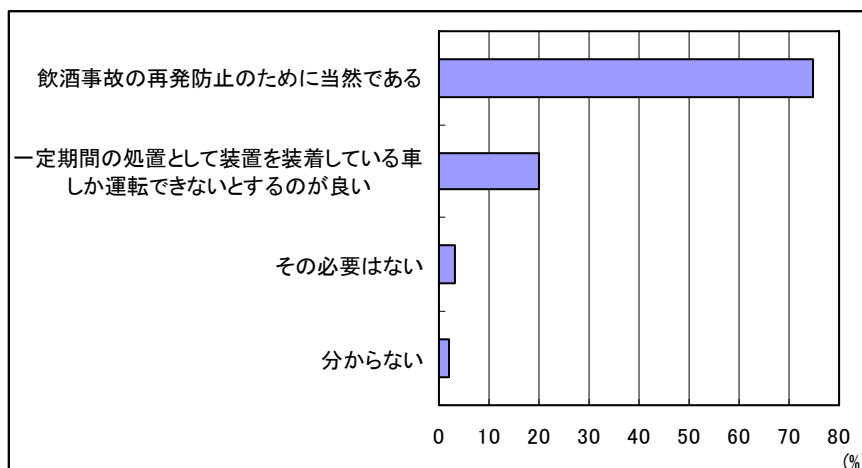


図 7. 11 制裁としての装着 (N=562)

●Q11 アルコール・インターロック装置がいくらくらいならばあなたの車に装着しますか。

(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は 20 万円程度です。)

装置の費用に関しては、約半数が 2 万円以下を希望し、1/3 が価格に関わらず付けない回答している(図 7. 12)。

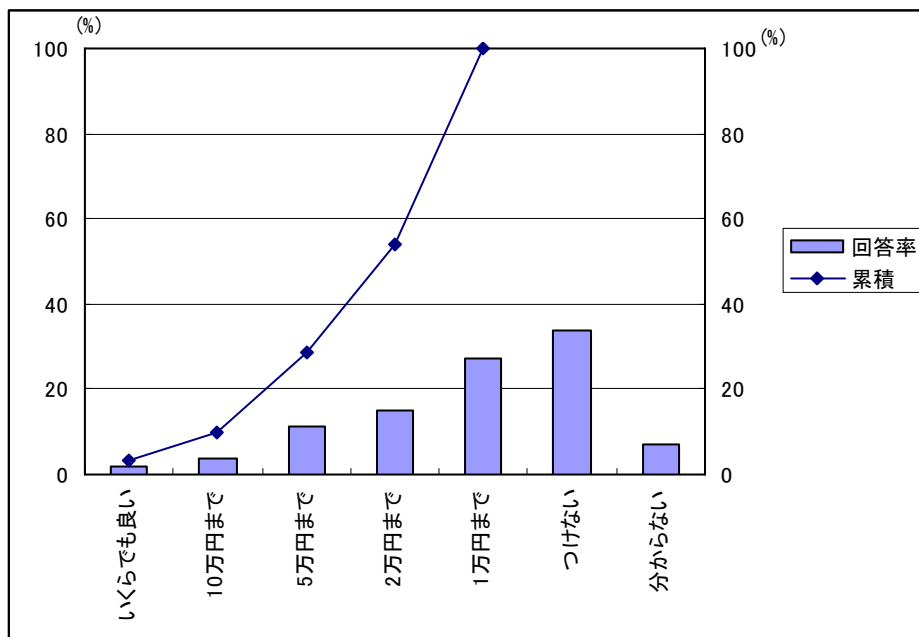


図 7. 12 装置の価格 (N=562)

●Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。（許容できる最短の周期。）

（＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。）

装置のメンテナンスの周期に関しては、2年までが約80%になっている(図7.13)。

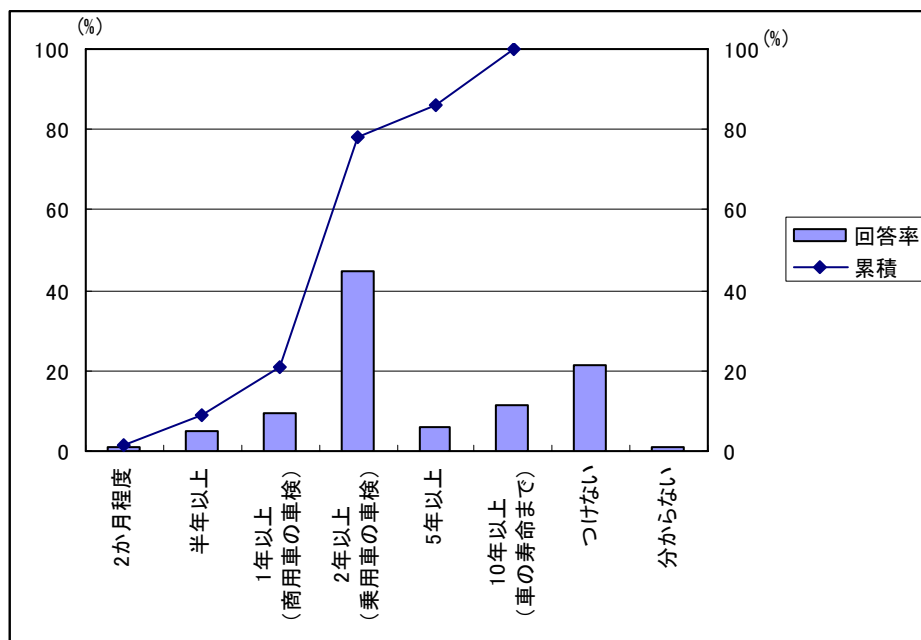


図 7. 13 装置のメンテナンス周期(N=562)

●Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。（許容できる最高額。）

メンテナンス費用に関しては、5千円までだと50%程度が許容している(図7.14)。

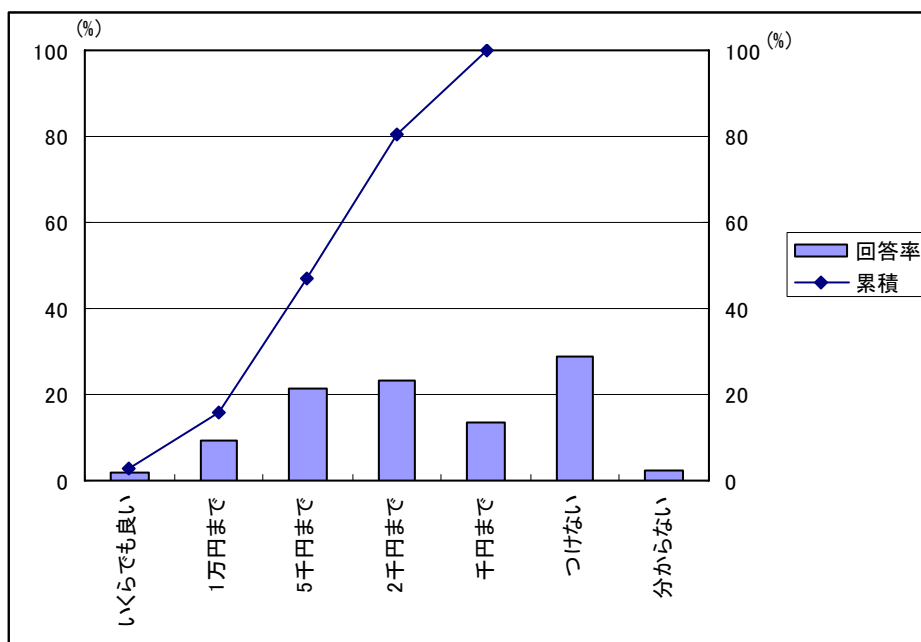


図 7. 14 装置のメンテナンス費用(N=562)

●Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。（複数回答）

（＊「全車に装着」と「装着の必要はない」を回答した場合は複数回答できない。）

装着する対象としては、飲酒運転違反者が 56%で最も多く、次いで、運送業者の車両が 46%，である。また、1/3 が全車に装着すると回答している(図 7. 15)。

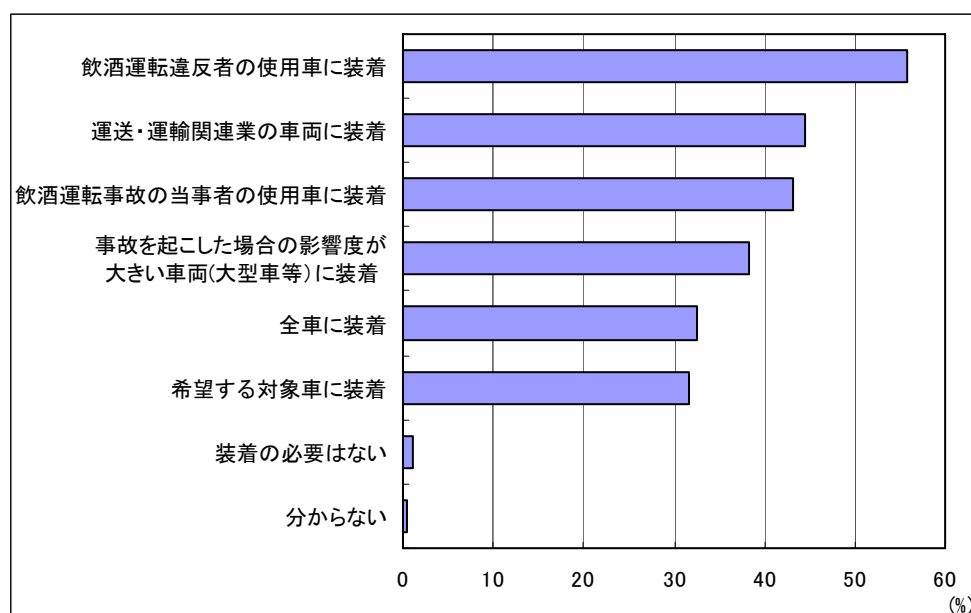


図 7. 15 装着対象者(N=562)

●Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。

自分自身の所有する車に装着するかどうかでは、「つける」と「できればつけたい」との回答が 17%，「できればつけたくない」と「つけない」との回答が 55%である(図 7. 16)。

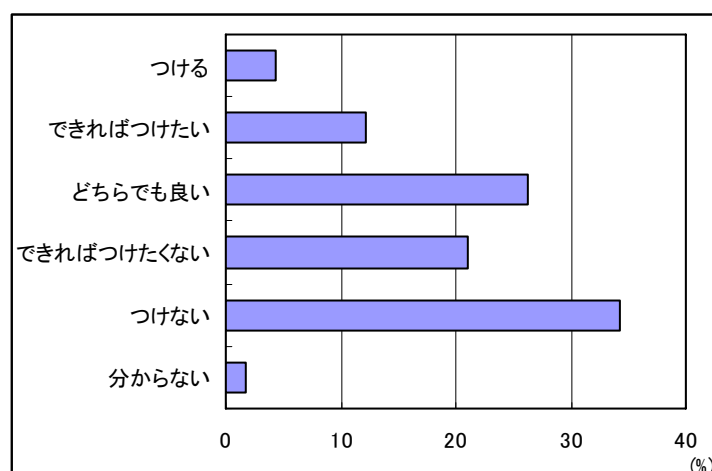


図 7. 16 自分の車への装着(N=562)

「つける」「できればつけたい」「どちらでもよい」を装着肯定(図中「つける」),「つけない」「できればつけたくない」を装着否定(図中「つけない」)として集計した。

男女のアルコール・インターロック装置の装着要望を図 7. 17 に示す。

男女ともアルコール・インターロック装置を「つけない」との回答の方が「つける」回答より多く、女性では男性に比べて「つけない」との回答が多い(図 7. 17)。

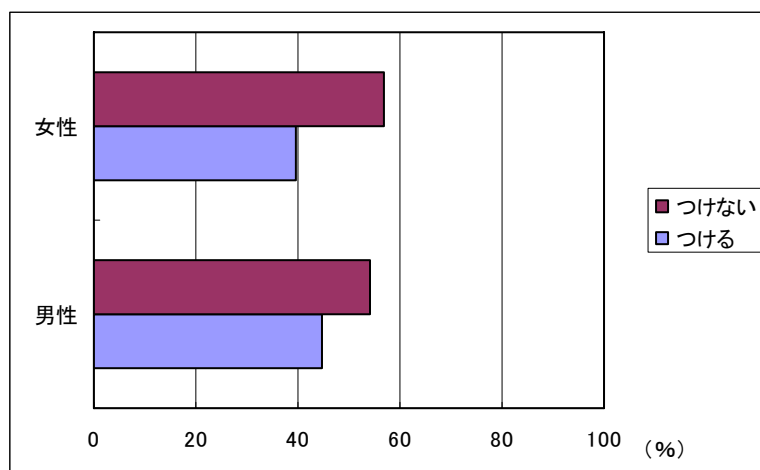


図 7. 17 男女別の装着要望 (N=562)

アルコール・インターロック装置の装着要望と飲酒頻度の関係を図 7. 18 に示す。

1ヶ月に1回以上飲酒する者は、装着の可否が50%程度ずつであるが、1ヶ月に1回以下および飲まない者では、装着否定が肯定を大きく上回り、飲まないものでは67%が「つけない」と回答している。

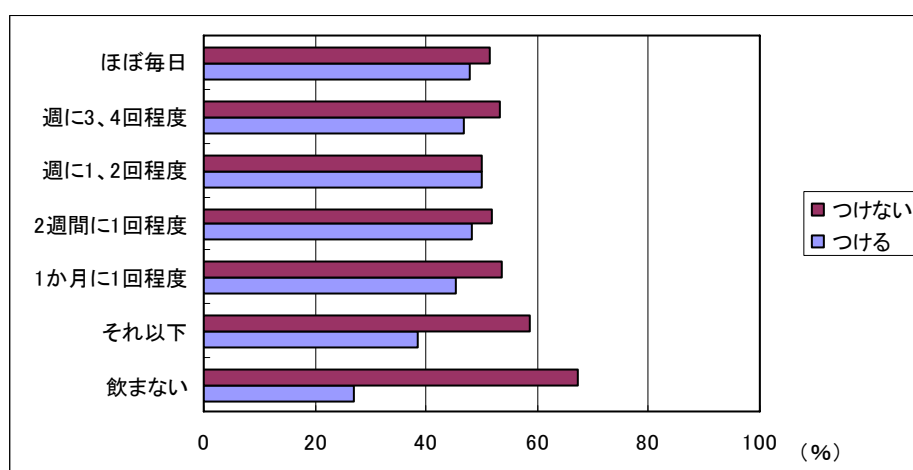


図 7. 18 飲酒頻度と装着要望の関係 (N=562)

飲酒量とアルコール・インターロック装置の装着要望との関係を図 7. 19 に示す.

飲酒量が最も多い群では, つける回答が「つけない」を大きく上回るが, 飲酒量が少なくなるほど「つけない」回答が多くなる.

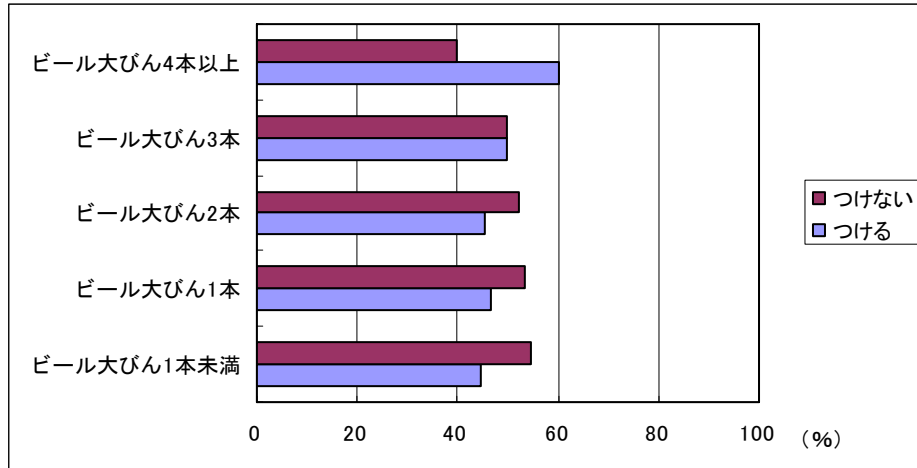


図 7. 19 飲酒量と装着要望の関係 (N=562)

●Q16 つけない, つけたくない理由は何ですか. (複数回答)

「つけない」「つけたくない」理由としては, 飲酒しないが多く(55%), 価格が高いが 39%, メンテナンスが面倒が 34%である(図 7. 20).

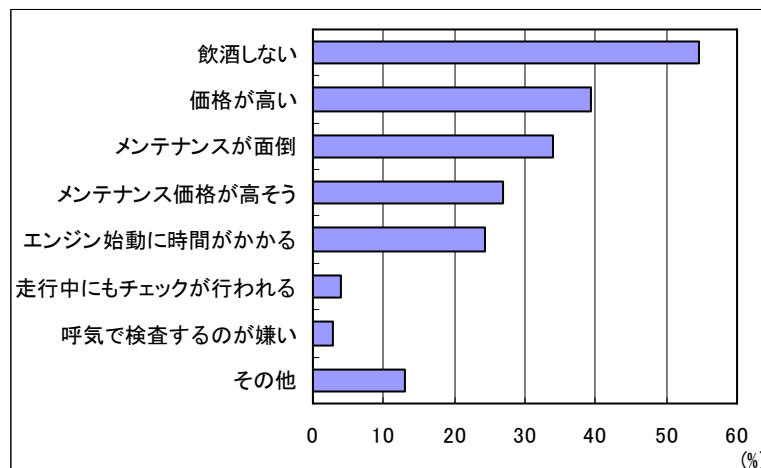


図 7. 20 装着しない理由 (N=311)

●Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。（複数回答）

改善されてもつけないとの回答が 44%あり、価格が安くなればつけるとの回答が 43%である(図 7. 21)。

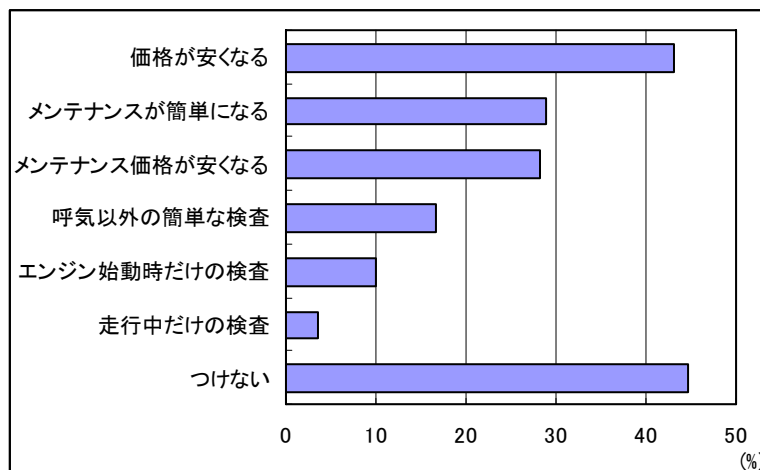


図 7. 21 装置の改善要望 (N=311)

なお、Q8～Q15の「分からない」、Q16の「その他」、Q17の「つけない」を選択した理由は、ほとんどが飲酒しないとのコメントである。

●Q18 その他、ご意見・ご提案・ご感想などがございましたらご記入ください。

自由回答欄に 323 名 (58%) が意見を記入しており、項目別に纏めて図 7. 22 に示す。

標準装備の希望が最も多く、次いで制裁の強化、違反者装着となっている。費用が高い(ETC 程度)ことも含めて装置の改善を望む意見も多い。

なお、自由回答意見の詳細を付録 7 に示す。

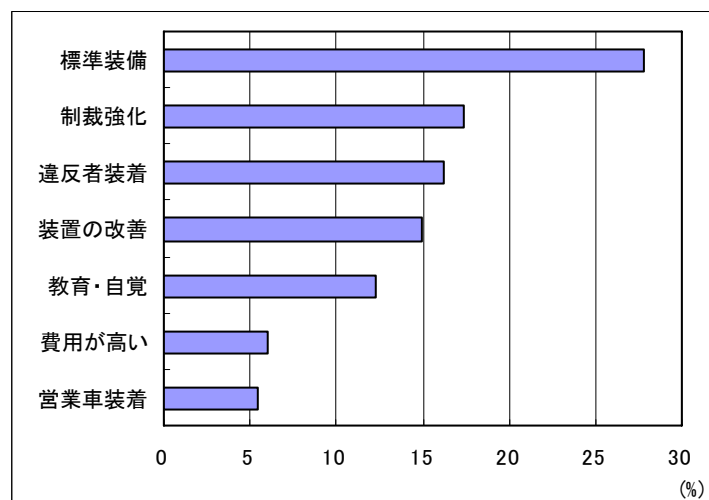


図 7. 22 自由回答意見

7.4 まとめ

(1) 制裁としての装着

- ・アルコール・インターロック装置を装着することで、90%が飲酒運転事故は減ると回答している。
- ・飲酒運転事故の当事者への制裁としての装着は約 95%が支持しており、共用の車両への装着（約 90%）より多い。
- ・装着する対象は、飲酒運転違反者が 56%で最も多く、33%が全車に装着すべきと回答している。

(2) 自分の車両への装着

- ・装置およびメンテナンス費用は現状に比べて非常に安いものを望むとする回答が多い。
- ・メンテナンス周期も現状に比べて長いものを望む回答が多く、2 年毎（乗用車の車検の周期）が 45%である。
- ・飲まないものでは 67%が自分の車につけたくないと回答している。
- ・つけたくない理由は、呼気検査と走行中の検査の回答は少なく、エンジン始動時間がかかる、価格およびメンテナンスに関する回答が多い。
- ・各種改善が施されてもつけないとする回答が 44%であるが、一方で価格が安くなればつけるとする回答が 43%である。

8. アルコール・インターロック装置の活用方策と今後の課題

前述のように飲酒運転の根絶の一つの方法として、アルコール・インターロック装置の活用が期待されている。しかしながら、具体的な活用方法や、技術的な成熟度、具体的な課題については、これまで整理されてこなかった。また、現状では国内にはアルコール・インターロック装置を開発・市販しているメーカーは確認されていない状況にあり、今後、アルコール・インターロック装置に関する検討を進めて行くにあたっては、我が国における開発状況のみならず、現在諸外国で使用されているアルコール・インターロック装置の活用状況等を参考にしていく必要がある。このような観点に立って、平成18年度は、我が国における、活用のイメージとその活用にあたっての技術要件(案)の整理の基礎とするため、欧米の技術基準、自動車業界の取り組み状況、アンケートによる一般ユーザ受容性等の調査等を行った。

その結果、アルコール・インターロック装置の活用にあたっての問題点を技術的な面から、以下の課題を抽出した。これらについては来年度、より詳細な検討を行い、可能なものについては、活用方策をイメージした、技術的な要件の整理に繋げていくこととし、また、要件の整理を行わないものについては技術的課題の整理を行うこととする(図8. 1)。

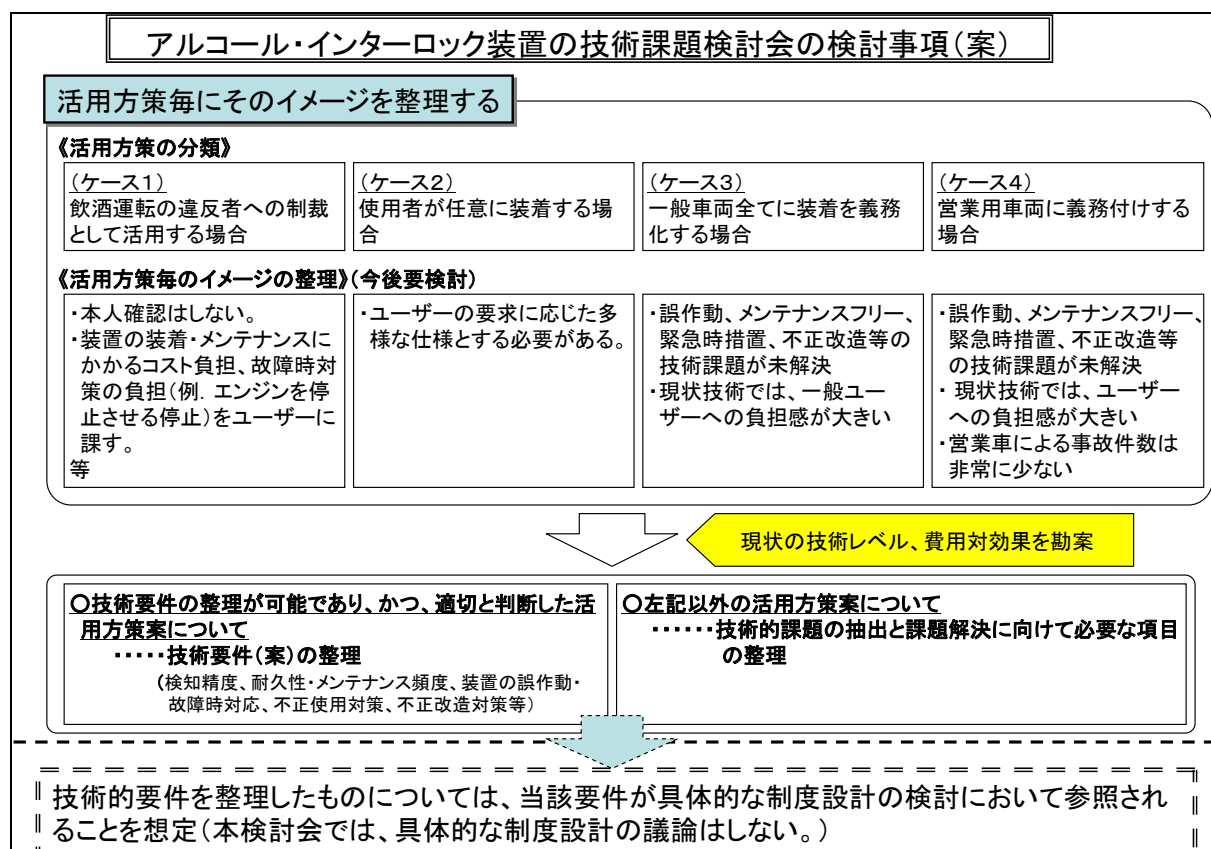


図 8. 1 アルコール・インターロック装置の技術課題検討会の検討事項

(1) 諸外国の活用状況をみると、現状では飲酒運転違反者に対する制裁として、アルコール・インターロック装置が活用されており、一般車両全てへの義務付けについては、スウェーデンで検討されているものの、技術的成熟性を踏まえると時期尚早と考えられている。

① これは、技術的な観点からみた場合、飲酒運転違反者に対する制裁としての活用は、使用者の受容性（使いやすさ）が一般ドライバーを対象とした場合に比べ高く、技術的課題を解決するための措置（誤作動、装置故障時にはエンジン不作動とする等）について、制裁の一部として違反者に課すことで対応していることによる。

② 一方、車両への義務付けについては、誤作動の防止、メンテナンス・フリー、緊急時への措置、不正改造への対応等が未解決であり、また、現状ではドライバーの大半である飲酒運転をしない者への金銭的負担感（欧米では 20 万円程度）が大きい等解決できていない技術的課題が多く、今後、これらに対する技術開発と併行して検討をしていく必要がある。

(2) 国内における自動車ユーザーの意識調査については、次のとおりである。

①「飲酒運転違反者への制裁」については、諸外国での導入実績やアンケート調査において飲酒運転事故当事者に対する制裁として活用すべきとの意見が 95%にも上っているなど、導入に対する期待の大きさが伺える。□一方、車両への義務付けについては、全車両にアルコール・インターロックを装着すべきといった意見が全体の 30%強に上るなど、一般車両や営業用車両への義務付けの必要性を感じている意見が一定の割合で見られる一方で、費用としては過半数の回答者が 1 万円以下の安価な装置であることを望むなど、義務付けに対する、課題が多いことも明らかとなっている。

(3) 以上のことから、平成 19 年度の調査においては、①飲酒運転違反者への制裁としての活用の可能性を念頭に置いた技術要件（案）の整理について検討を進めること、②「一般車両や営業用車両に対する義務化」については、技術的課題を明確にすることにより、今後の技術開発を進めること、が考えられる。

(4) 具体的には、以下の調査を通じて検討を進めていくことが考えられる。なお、可能なものにあっては費用対効果の検証を進めることとする。

①CENELEC および今年改訂される予定の NHTSA 技術基準の内容を精査するとともに、諸外国で実施されている制度の把握に努める。

②精度、耐久性、メンテナンス手法、価格を調査するため、国内外のアルコールセンサーメーカーおよびアルコール・インターロック装置販売メーカーのヒヤリングを行う。

③現状のアルコール・インターロック装置の不正回避や誤作動などの課題を調査するため、欧米のアルコール・インターロック装置販売メーカーおよびメンテナンス業者のヒヤリングを行う。

④一般車両や営業用車両に対する義務化に向けて、呼気以外の検知方法等新技術の動向に

ついて調査する.

参考文献

- (1) NHTSA: Traffic Safety Facts, 2005 Data, DOT HS 810 616
- (2) European Transport Safety Council: IRS No.JAS-39055, 2006
- (3) Mobility 2030 (WBCSD)
- (4) Beck,K. et al : Effects of ignition interlock license restrictions on driver on multiple alcohol offenders: a random trial in Maryland. American Journal of Public Health, 89, p.1696-1700 (1999)
- (5) Docket No. NHTSA-2005-23470 : Model Specifications for Breath Alcohol Ignition Interlock Devices (BAIIDs)
- (6) EN 50436-1, Working document of BTTF 116-2: Alcohol interlocks—Test methods and performance requirements Part 1: Instruments for drink-driving-offender programs.(2005)

— 付 録 —

- 付録 1 : 読売新聞(平成 18 年 8 月 25 日の福岡市飲酒運転死亡事故記事)
- 付録 2 : 飲酒運転の根絶について(中央交通安全会議交通対策本部提言)
- 付録 3 : 飲酒運転の根絶に向けて(自民党政務調査会交通安全対策特別委員会提言)
- 付録 4 : アルコール・インターロック装置に係わる勉強会まとめ
- 付録 5 : NHTSA 技術基準
- 付録 6 : 欧州技術基準 CENELEC
- 付録 7 : アンケート自由回答意見
- 付録 8 : アンケート単純集計表
- 付録 9 : アンケートクロス集計表
- 付録 10 : アルコール・インターロック装置技術課題検討会議事録
- 参考資料 : アルコール・インターロック装置の技術課題検討会の議論項目

後絶たぬ 飲酒事故

福岡 車転落

危険運転致死傷罪適用も

福岡市東区の海の中道大橋で25日夜、同市博多区千代一、会社員大上哲夫さん(33)の家5人の乗った車が追突されて海に転落、子供3人が水死した事故で、現場にブレーキ痕がなかったことが26日、福岡県警東署などの調べでわかった。同署は、業務上過失致死

・25日、このアルコールが検出されており、同署は、危険運転致死傷容疑への切り替えも視野に捜査を進めている。現場には、今林容疑者の車がブレーキをかけたときにできるタイヤ痕は残されていない。今林容疑者は「同乗者と話していた大上さんの車に気づかなかった。当時、時速80キロは出ていたと思う」と供述している。

一方、今林容疑者は25日午後10時前、同乗していたタイル職人の男性(19)と3人、東区三ツの Snackbar を訪れ、事故直前まで焼酎を飲んでいて、県警はタイル職人について、今林容疑者の飲酒運転を黙認した道交法違反(酒気帯び運転ほう助)の疑いもあるとみて、事情を聞いています。

△関連記事35面△

厳罰化の中再び増加傾向

飲酒運転に対しては、危険運転致死傷罪が創設されたり、自治体が職員への処罰を厳しくするなど厳罰化が進んだが、飲酒運転による死亡事故は近年、再び増加した事故を契機に、200

1年12月、飲酒運転や速度超過などの無謀運転に対して、危険運転致死傷罪が刑法に新設された。被害者を死亡させたケースの最高刑を懲りるなどとした改正道路交通

1年は飲酒運転による死亡事故が約3割減少した。しかし、昨年から再び増加傾向を示している。警察庁によると、昨年上半年(1～6月)は、前年同期比で17



海中に転落した大上さんの乗用車
(福岡市東区の福岡県警東署で)



事故現場(後方)から約300メートル離れた場所で止まった今林容疑者の乗用車(26日午前2時)

件増の351件。今年はその4件となっている。高知県は97年、職員が飲酒運転をしたことが発覚した時点で、免職処分にすることを決めた。その後、青森県や秋田県などでも飲酒運転をした職員を免職処分にする基準が設けられた。それでも、また起きてしまった惨事に、かつて飲酒運転による事故で、家族を失った遺族からは悲痛な訴えが相次いでいる。

6年前に長男を失った

飲酒運転の根絶について

平成18年9月15日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

飲酒運転による死亡事故については、飲酒運転抑止に対する関係各位の取り組みと道路交通法の改正による飲酒運転の厳罰化等により、近年、減少傾向にあったが、今年に入り増加傾向に転ずるとともに、特に、最近になって、飲酒運転による死亡・重大事故が続発している。また、公務員の飲酒運転も頻発している。

このため、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図ることとし、下記の措置をとるものとする。

記

1 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

(1) 国及び地方公共団体は、飲酒運転の根絶に向けた活動を一層強化し、次の事項について国民への周知徹底を図るものとする。

① 酒気を帯びては絶対に車両等を運転してはならないこと、また、同乗者は酒気を帯びた者に運転をさせないこと

② 酒気帯び運転の禁止に違反して運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと

また、所属職員に対し、他の模範となるよう安全運転の指導を強化するとともに、飲酒運転に対しては同乗者を含め厳正に対処するものとする。

(2) 自動車運送事業者等に対し、関係団体等を通じて、飲酒運転の根絶について周知徹底を図る。また、酒類を提供する飲食店等に対し、関係団体等を通じて、運転者に対する酒類の提供の自粛とともに、飲酒運転をさせない取り組みについて協力を要請する。

(3) 「飲酒運転の根絶」を平成18年秋の全国交通安全運動の運動重点とするとともに、引き続き「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の意識改革を図るため、広報、啓発活動を強化するものとする。

2 飲酒運転に対する指導取締りの徹底等

飲酒運転に対する指導取締りを強化するとともに、同乗者、酒類の提供者に対しても徹底した責任追及を行うものとする。また、飲酒運転に対する制裁の更なる強化について検討する。

3 飲酒運転に対する車両技術開発の検討

飲酒運転防止に係る車両の技術開発状況を把握し、実用化に向けた技術的課題の解決を図るなど、その開発方策について検討する。

平成18年12月21日

関係者各位

自由民主党政務調査会

交通安全対策特別委員長 萩 山 教 蔵

飲酒運転根絶プロジェクトチーム座長 中 野 正 志

この度、交通安全対策特別委員会・飲酒運転根絶プロジェクトチームにおきまして、中間報告として「飲酒運転の根絶に向けて」の提言をまとめることが出来ました。皆様のご協力を深く感謝申し上げます。

文章を精査した最終版が出来ましたのでお送りいたします。

自民党政務調査会 稲葉・川島

3581-6211 (代)

飲酒運転の根絶に向けて

平成18年12月20日

自由民主党政務調査会

交通安全対策特別委員会

飲酒運転根絶プロジェクトチーム

本年8月25日、福岡県で飲酒運転の車によって幼い三人の子どもの命が失われるという大変痛ましい事故が発生し、その後も、飲酒運転による死亡・重大事故が相次いだことを契機に、飲酒運転問題が大きな社会的関心事となった。7年前の平成11年11月、幼い二人の子どもの命が失われた東名高速での飲酒事故をきっかけとして、危険運転致死傷罪の新設、飲酒運転に対する罰則の強化等飲酒運転に対する厳罰化が図られ、飲酒事故が減少傾向で推移してきただけに、再び惨事が繰り返されてしまったことが残念でならない。

飲酒運転の危険性は言を俟つまでもない。飲酒運転の死亡事故率（交通事故件数に占める死亡事故件数の割合）は、飲酒なしの8.4倍、酒酔い運転にいたっては、36.5倍にもなる。それでも、「少しくらいなら大丈夫」、「自分だけは大丈夫」という過信から飲酒運転は後を絶たない。また、飲酒運転で摘発されたり、事故を起こしたりしたにもかかわらず再犯を繰り返す飲酒運転常習者の存在も明らかとなった。

飲酒運転の根絶を期するためには、飲酒運転に対する厳罰化、行政処分の強化、啓発活動の強化等総合的な対策を進める必要がある。また、飲酒運転で事故を起こした場合、危険運転致死傷罪の適用を逃れるため、逃亡したほうが刑が軽くすむという「逃げ得」が生じているという指摘もある。これが事実であれば、法律がより悪質な行為を助長していることとなり、一刻も看過できるものではない。早急な対応が必要である。

本プロジェクトチームでは、このような観点から、政府から飲酒運転対策の状況について説明を求めたほか、飲酒運転の追放に取り組んでいる民間団体及び飲酒運転被害者遺族のヒアリングを行うなどこれまで7回にわたり精力的に議論を重ねてきた。この度、その成果を中間報告として取りまとめ、以下の通り提言する。

飲酒運転の根絶は一朝一夕に果たせるものではない。政府に対しては、本提言に盛り込まれた諸施策の早急かつ適切な対応を求めるとともに、今後、飲酒運転の根絶に向けた持続的な取組がなされるよう期待するものである。

1. 飲酒運転等に対する厳罰化

(1) 飲酒運転に対する厳罰化

ア 飲酒運転の罰則の強化

飲酒運転（道路交通法第65条第1項）では、現行法上、酒酔い運転は、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」、また酒気帯び運転は、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」とあるが、罰則を現行の2倍程度に強化する。

イ 救護義務違反（ひき逃げ）の罰則の強化

いわゆる“ひき逃げ”と言われる救護義務違反（道路交通法第72条第1項前段）では、現行法上、「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とあるが、罰則を現行の2倍程度に強化する。

ウ 酒類提供や同乗行為等に対する罰則規定の整備

飲酒運転の行為者に対する酒類の提供行為、飲酒運転の車両への同乗行為については、道路交通法第65条第2項において、「何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。」とあるが、罰則はないため、現行法上、刑法の教唆・幫助に該当する場合、検挙・処罰している。この点、道路交通法に車両等の提供行為や、酒類の提供行為、車両への同乗行為について幫助で処罰されるよりも重い処罰が可能となるよう罰則規定を整備する。

エ 飲酒検知拒否の罰則の強化

警察官による飲酒検知（道路交通法第67条第2項）を拒み、又は妨げた者に対しては、現行法上、「30万円以下の罰金」とあるが、罰金を現行の2倍程度とするほか、懲役刑を課すことも含めて罰則を強化する。

オ 運転免許の行政処分の強化

飲酒運転した者及び教唆・幫助行為者に対する運転免許の停止・取り消し等の行政処分を全面的に強化し、免許の欠格期間の上限を現行（5年）の2倍程度に延長する。

カ その他

飲酒運転の下命・容認の罰則の強化等、その他必要な措置を講ずる。

(2) 飲酒運転中の死傷事故に対する制裁強化

ア 飲酒運転中の死傷事故に対する罰則強化

飲酒運転中の死傷事故に厳しく対処し、これを根絶する観点から、現行法上、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で車を走行させて人を死傷させた場合などに適用できる危険運転致死罪（1年以上20年以下の懲役）、危険運転致傷罪（15年以下の懲役）と、酒酔い運転の罪＋業務上過失致死傷罪（7年6ヶ月以下の懲役）、酒気帯び運転の罪＋業務上過失致死傷罪（6年以下の懲役）の刑の差を埋めるべく、飲酒運転中の死傷事故に対する罰則を強化する。

イ その他

危険運転致死傷罪について、現行法上の4輪以上の自動車の適用から、その対象を自動2輪車にも拡大すべきかどうかも含めて検討する。

2. 飲酒運転指導取締りの推進

(1) 飲酒運転指導取締りの継続実施

飲酒運転及びこれによる交通事故発生の実態等を踏まえ、飲酒運転の指導取締りを継続的に実施する。

(2) 体制の確保と効果的な指導取締りの推進

必要な取締り体制の確保、効果的な取締り手法の検討に努め、重点的かつ効果的な指導取締りを推進する。

3. 飲酒運転常習者対策の推進

(1) アルコールインターロック装置の導入に向けた検討

諸外国の実態等を調査するとともに、飲酒運転者等の車両に対するアルコールインターロック装置の実用化に向けた技術的な課題及び導入の可能性について検討する。

(2) 運転免許に係る各種講習内容の充実

運転免許の停止処分者講習や取消処分者講習において、ゲストスピーカーの活用等により交通事故被害者の声を届かせるなど講習内容の更なる充実を図る。

(3) 交通安全指導の効果検証

刑事施設において被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者を対象とした「交通安全指導」の効果を検証する。

(4) アルコール依存症の者に対する関係機関の連携強化

警察、医療等の関係機関が連携し、アルコール依存症の者の飲酒運転防止について検討する。

4. 飲酒運転根絶に向けた広報・啓発活動の推進

(1) 戦略的広報の推進

マスコミとの連携や一般からのアイデアの活用による飲酒運転の根絶に向けた戦略的広報を推進する。

(2) 啓発活動の継続実施

政府広報による飲酒運転の根絶に向けた意識改革を図るための啓発活動を継続的に実施する。

(3) 各種業界団体の活用

各種業界団体の取組を支援し、かつ、その検証を行うとともに、一声かけ運動などの取組事例を収集し普及を図る。

(4) 民間の自主的な取組の活用

ハンドルキーパー運動等の民間における飲酒運転根絶のための自主的な取組の活用を図る。

5. 飲酒運転をさせないための環境整備の推進

(1) 自動車運転代行業の利用促進

自動車運転代行業の適正な運営が促進されるよう適切な指導監督等を実施するなど、自動車運転代行業の利用促進（規制の在り方の検討を含む）を図る。

(2) 公共交通機関の活用促進

夜間飲酒客の公共交通機関の活用促進等について検討する。

(3) 学校における飲酒防止教育等

児童生徒に対する未成年者の飲酒防止教育や、運転免許の取得が可能となる高等学校の生徒に対する飲酒運転の危険性やそのもたらす被害の重大さを認識させるような飲酒運転防止教育の充実を図る。

(4) 未成年者に対する酒類の販売、提供の防止

酒類の販売、または提供する場において、対面販売を基本とすることや年齢確認の徹底について業界に対して指導する。

(5) 職場等における飲酒運転防止教育

職場等における飲酒運転防止教育の充実強化を要請するとともに、講師としてのアドバイザー派遣制度を検討する。

**交通安全対策特別委員会
飲酒運転根絶プロジェクトチーム会議開催実績**

	開催日	議 題
第1回	平成18年11月6日(月) 16:30 (702号室)	＜交通安全対策特別委員会との合同会議＞ ○「飲酒運転根絶プロジェクトチーム」設置 ○飲酒運転の現状と根絶に向けた取組み (説明)矢代隆義 警察庁交通局長
第2回	平成18年11月13日(月) 16:00 (706号室)	○「飲酒運転の現状と根絶に向けた取組み」について 各省よりヒアリング ①内閣府よりこれまでの取組み等について (説明)荒木二郎 大臣官房審議官 ②財務省より小売店の取組みについて (説明)亀井慶承 国税庁課税部酒税課酒税企画官 ③総務省より地方への対応について (説明)松永邦男 自治行政局公務員部公務員課長 ④文部科学省より飲酒の中学・高校における教育について (説明)西阪 昇 スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官 ⑤その他
第3回	平成18年11月21日(火) 12:00 (707号室)	○「飲酒運転の現状と根絶に向けた取組み」について ①座長私案について (説明)中野正志 座長、早川忠孝 事務局長 ②国土交通省よりこれまでの取組み等について (説明)江角直樹 自動車交通局総務課安全監査室長 ③その他
第4回	平成18年11月30日(木) 16:00 (603号室)	○「飲酒運転の現状と根絶に向けた取組み」について ①これまでの議論について ②その他
第5回	平成18年12月7日(木) 16:00 (706号室)	○「飲酒運転の現状と根絶に向けた取組み」について 関係団体よりヒアリング ①全国飲酒運転をなくし地域経済の活性化を推進する会 (説明)石毛 明 会長(つば八香取干潟八万石店オーナー) ②財団法人全日本交通安全協会 (説明)関 一 常務理事 ③その他
第6回	平成18年12月15日(金) 15:30 (702号室)	○「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者 全国連絡協議会」よりヒアリング ○「宮城県議会交通安全条例検討調査特別委員会」 よりヒアリング
第7回	平成18年12月20日(水) 14:00 (リバティ4号室)	＜交通安全対策特別委員会との合同会議＞ ○「飲酒運転根絶に向けての提言」の取りまとめについて ○その他
視 察	平成18年12月13日(水)	＜市原刑務所視察＞

アルコール・インターロック装置に係る勉強会まとめ

平成19年1月26日

警 察 庁

経 済 産 業 省

国 土 交 通 省

日本自動車工業会

目 次

1. 勉強会の目的	
2. 調査の実施方法	
3. アルコール・インターロック装置の技術開発動向	
(1) 国内の技術開発動向	
(2) 海外の技術開発状況	
4. アルコール・インターロック装置に関する諸外国の取組状況	
(1) 米国	
(2) スウェーデン	
(3) その他	
5. 国内におけるアルコール・インターロック装置の 活用方策とその効果・技術的課題のイメージ	
(1) 飲酒運転の違反者への制裁として活用する場合	
(2) 任意装着の場合	
(3) 一般の車両すべてに義務化する場合	
(4) 営業用車両に対する義務化の場合	
(5) 共通課題	
6. 今後の検討について	

(参 考) 呼気中のアルコール検知装置の技術開発動向	
(1) 国内の技術開発動向	
(2) 海外の技術開発状況	

1. 勉強会の目的

この勉強会は、飲酒運転の根絶に向けた対策の一環として、飲酒状態の有無を判断し、飲酒状態にある場合にはエンジンを始動しないようにする装置（以下「アルコール・インターロック装置」という。）について、国内外の動向を調査するとともに、期待される飲酒運転防止効果の可能性及び課題について整理することを目的とする。

2. 調査の実施方法

アルコール・インターロック装置の実用化に向け、①技術的な検討課題（耐久性、精度、その他の課題）、②諸外国の取組状況等について、関係者への聞き取り及び文献調査等により、情報収集を行った。

3. アルコール・インターロック装置の技術開発動向

(1) 国内の技術開発動向

① 概況

- ・ 国内自動車メーカーにおいて、アルコール・インターロック装置が開発された実績はなく、国内外の部品メーカー等により開発され、一部市販されている。
- ・ アルコール・インターロック装置に用いるアルコールの検知方式として、半導体式、電気化学式（燃料電池式を含む。以下同じ。）等がある。

② 耐久性

- ・ 自動車のライフサイクルをカバーできる装置は存在していない模様。
- ・ 半導体式で約5年、電気化学式で2年程度の耐久性があると言われているが、この耐久期間内であっても使用頻度に応じたメンテナンスや定期的なメンテナンスが必要である。

③ 精度

- ・ 精度、応答性は方式によって異なり、方式によっては、かなりの精度で呼気濃度及び飲酒の有無を検知できるものがある。
- ・ 測定結果の表示については、一般的に、合否判定のみが表示される。

④ その他

- ・ 欧米製のアルコール・インターロック装置は、電気化学式で15万円から20万円程度（※1）である。その他、半導体式の場合、1万数千円程度で市販されているものがある。

（※1）装置単体の金額であり、車両への取付工賃等は含まない。

(2) 海外の技術開発状況

① 概況

- ・ 米国では飲酒運転の違反者に対する制裁の一環として、スウェーデンでは、これ

に加え、使用者による任意の装着を前提に、各種装置の開発・実用化が進められている。

- ・ 自動車メーカーにおいては、スウェーデンのボルボ社及びサーブ社が政府からの補助金を活用して開発を行っているが、それら以外の自動車メーカーが開発を行っている事実は確認できていない。基本的に部品メーカー等による開発・市販が行われている模様。
- ・ アルコールの検知方式としては、主に、精度確保の観点から電気化学式によるものが開発・市販されている。

② 耐久性

- ・ 自動車のライフサイクルをカバーできる装置は存在していない模様。
- ・ 米国では、飲酒運転違反者に対する制裁として使用される場合、当該違反者に対して 30～60 日ごとの較正ガス等を用いたメンテナンスを義務付けている。

③ 精度

- ・ 電気化学式の場合、かなりの精度で呼気濃度及び飲酒の有無の検出が可能であり、微量のアルコールの有無の判断も可能である。
- ・ 測定結果の表示等については、一般的には、合否判定が表示され、測定濃度は記録のみで表示されない。

④ その他

- ・ 米国で使用されているアルコール・インターロック装置は、呼気であるか否かを判断するための各種工夫（例、音声を発しながら呼気を吹き、音声と呼気の双方を検知する）がなされている。なお、本人確認については技術的に困難な模様。
- ・ なお、ボルボ社及びサーブ社が開発しているアルコール・インターロック装置は、車両に搭載されるイモビライザ・システム（盗難防止装置）により、アルコールを検知した場合のエンジン始動を禁止している。また、アルコール・インターロック装置の故障時にエンジンの始動を可能とする等の緊急対応機能を採用しているものもある。

（参考）呼気中のアルコール検知装置の技術開発動向

アルコール・インターロック装置を構成するもののうち、最も重要なアルコールの検知装置に関する国内外の技術開発動向は以下の通りである。

（1）国内の技術開発動向

① 概況

- ・ 国内の部品メーカー等により、呼気アルコール濃度を測定表示する測定器や、多くの車両を運行する管理者（所）向けの、測定・管理装置が開発・市販されている。

- ・ アルコールの検知方式として、半導体式、電気化学式、赤外線式等があるが、日本で開発・市販されているものの殆どは、半導体式である。
- ・ 測定結果は、呼気中アルコール濃度[mg/L]がデジタルで表示されるものが多いが、一部メータ表示やグラフ表示のものもある。

② 耐久性

- ・ 3 (1) ②のアルコール・インターロック装置と同様

③ 精度

- ・ 半導体式は、応答性に優れるが、気体の選択性(注)が無く、精度は他の方式に比較すると劣り、温度や湿度等の外的要因の影響を受けやすい。
- ・ 電気化学式は、気体の選択性があり、半導体式よりも精度が良い。また、センサは温度や湿度等の外的要因に影響を受けやすいが、ヒータを組み込み使用することで実用上は精度を確保している。ただし、ヒータで温まるまでの時間が長くなる低気温下では応答性に劣る。
- ・ 赤外線式は、応答性に優れ、気体の選択性があり、半導体式よりも精度が良い。また、温度や湿度等の外的要因に影響を受けず、据え置き型での測定値が飲酒運転における裁判等の証拠として採用される場合もある。しかし、構造上、大型となり、振動にも弱いことから、車載のインターロックシステムに応用された例はない。

(注) 気体の選択性とは、アルコールのみを検知できるか、アルコールを含む有機化合物全般を検知してしまうか等、アルコール類をできるだけ限定的(選択的)に検知できるか否かの性質をいう。

④ その他

- ・ 検出装置の価格は記録・印刷装置の有無などでかなりの幅はあるが、半導体式：数千円から数万円程度、電気化学式：15万円程度である。なお、赤外線式の価格については不明である。

(2) 海外の技術開発動向

① 概況

- ・ インターロック装置を開発しているメーカーが、手持ちで取締りなどに用いるための、濃度表示付き測定器を開発・市販している。
- ・ アルコールの検知方式として、半導体式、電気化学式が殆どである。
- ・ 測定結果は血液中アルコール濃度[mg/ml]に換算して、デジタル表示されるものが多い。

② 耐久性

- ・ 3 (1) ②のアルコール・インターロック装置と同様

③ 精度

- ・ 上記国内の技術開発動向の記載と同様

4. アルコール・インターロック装置に関する諸外国の取組状況

(1) 米国

- ・ 連邦政府は、各州が連邦政府の定めた制裁ガイドライン（注1）を満たす飲酒運転規制法を、制定することを促進している。制定しない州に対して、連邦は高速道路建設関係の補助金を数百万ドル単位で削減することとなっている。
- ・ 米国の 46 の州でインターロックに関する規定を持つ飲酒運転規制法が制定されており、約 70,000 台の車両に装着されている模様。（2006 年 6 月時点）
- ・ これは、飲酒運転により運転免許停止中にある運転者のうち、アルコール・インターロック装置を装着した上で運転することが適当と裁判所によって認められた場合に運用される制度であり（注2）、飲酒運転違反者の約 10%にこの装置が装着された車両の使用が義務付けられている。
- ・ また、この制度におけるアルコール・インターロック装置は、エンジン始動時のみならず走行中も不定期に飲酒の有無を再確認するシステムとなっており、この確認履歴等のデータはレコーダに記録され、保護観察中の違反者の行動をモニタリングしている。
- ・ これまでの効果評価では、アルコール・インターロック装置の装着により、飲酒運転が半減ないしは、それ以上減少したとの報告もある一方で、アルコール・インターロック装置を外すと、その効果は無くなってしまうとの結果も報告されている。

（注1）制裁ガイドラインの概要

初犯及び2度目以降の飲酒運転違反者に対する制裁の一つであり、ある一定の冷却期間の後、運転免許回復の条件として、裁判所の権限でアルコール・インターロック装置の装備を義務付けること等を各州に対し推奨している。なお、このガイドラインの修正案が現在検討されており、2007 年夏頃正式決定される予定である。

（注2）ニューメキシコ州では、2005 年より全米で初めて、飲酒運転違反者全員（初犯も含む）にアルコール・インターロック装置の装着を義務付ける制度がスタートしている模様。具体的には初犯は 1 年、2 度目の再犯者は 2 年、3 度目の再犯者は 3 年、4 度目で生涯アルコール・インターロック装置を装着しなければならないが、装着 5 年経過後にインターロックの解除を主張できることとなっている。

(2) スウェーデン

- ・ 2010 年以降に製造される新型トラック・バス、2012 年以降に製造される全ての自動車（乗用車含む）にアルコール・インターロック装置の装備を義務づける法案の作成を政府が検討しているが、その法案作成は不透明な状況であり、国会には提出されていない。
- ・ また、全車に装備を義務付けることを目的としたアルコール・インターロック装置については、精度、耐久性等、ユーザーの受容性（使いやすさ）、等について開発・検

討すべき事項が山積しており、これらの技術的成熟性を踏まえると、全車への装着義務化は時期尚早と、考えられている。

- ・ なお、2007 年以降、スウェーデン道路庁 (Swedish Road Administration) は、契約する事業者が 100 時間以上使用する全ての 3.5 トン以上のトラック等 (道路維持管理車等) に対して、その契約においてアルコール・インターロック装置の装備を義務づける。これにより 10,000 台～15,000 台の作業車・トラックにアルコール・インターロック装置が装備される見込み。
- ・ その他民間企業の社用車 (トラック・バス等含む) で 15,000 台以上にアルコール・インターロック装置が装備されている。(2006 年 12 月現在)
- ・ その他、前述のようにボルボ、サーブが国からの補助金をもとに、使用者による任意の装着を前提としたアルコール・インターロック装置を開発中。

(3) その他

- ・ カナダは、米国と同様、飲酒運転違反者に対する制裁の一環として、全 13 州 (準州 3 州を含む) のうち、10 州でアルコール・インターロック装置が活用されている。
- ・ フランスの一部地域やフィンランド、スウェーデン、イギリス等欧州の一部の国において、飲酒運転違反者に対する制裁の一環として、免許停止処分に代えてアルコール・インターロック装置の装着義務を課す、アルコール・インターロック・プログラムへの参加機会が与えられる制度が導入されている。

5. 国内におけるアルコール・インターロック装置の活用方策とその効果・技術的課題のイメージ

(1) 飲酒運転の違反者への制裁として活用する場合

効果: 飲酒運転による交通事故のうち、飲酒運転の再犯者が引き起こす事故を防ぐ方法の一つとなり得ると考えられる。ただし、具体的な効果は、対象 (飲酒運転違反者に対してどのタイミングでどれだけの期間装着するか) により異なるため、より詳細な分析が必要。

課題: 違反者が対象であり、使用者の受容性 (使いやすさ) が一般ドライバーを対象とした場合に比べ高い。ただし、現状では定期的なメンテナンスが必要であるため、後述の米国の例にみるように、メンテナンスを行う整備工場が必要であるほか、アルコール・インターロック装置の供給体制の整備も必要である。

また、どのような制裁として活用するかの方策についての考え方を共有化する必要がある。

留意点: 欧米において、使用実績があり、アルコール・インターロック装置の仕様等に関する基準の整備も進められている。技術的課題を解決するための措置 (誤作動、装置故障時にはエンジン不作動とする等) は、米国において制裁の一部として違反者が対応している例がある。ただし、米国においては、アルコール・インターロック装置の定期的なメンテナンスを行う整備工場や数万個規模でアルコール・インターロック装置を供給する部品メーカーが存在するなど、実施に必要な体制が十分整備されている。

(2) 任意装着の場合

効果: 定量的な予測が困難ではあるが、当該装置が必要と考えるドライバーに対して、飲酒運転の抑止を促す等の効果が考えられる。

課題: 求められる技術レベルは使用者の受容性によるところが大きく、装備義務化に比べて低くすることが可能であるが、飲酒運転の違反者に対する制度と同レベルでも可能かどうか(具体的には、誤作動・故障時にエンジンの不作動で対応が可能であるか等)、更に調査が必要である。

また、任意装着に対する需要予測等を含めた抑止効果の把握も必要である。

留意点: 使用者が自発的に装着するためのアルコール・インターロック装置については、欧州において規格案(CENELEC)が作成されている。

(3) 一般の車両すべてに義務化する場合

① 新車だけに装備を義務化する場合

効果: 新車登録台数は、1年あたり全登録台数の約 7%と見込まれる。そのため、新車への更新割合と同程度の割合で飲酒運転が減少すると想定される。(アルコール・インターロック装置を装備した車両では飲酒運転を 100%防ぐことができると仮定した場合)

課題: 誤作動の防止、メンテナンス・フリー、緊急時への措置、不正改造への対応等が未解決である。また、ドライバーの大半である飲酒運転をしない者への負担感などが大きい。具体的には、精度等の観点から電気化学式を用いることが想定されるが、現状では、高額であり(欧米では 20 万円程度)、金銭的負担感も大きい。

② 使用過程車を含む登録車すべてに装備を義務化する場合

効果: 適用後から飲酒運転をなくすることが可能。(アルコール・インターロック装置を装備した車両では飲酒運転を 100%防ぐことができると仮定した場合)。

課題: 上記①に加え、後付アルコール・インターロック装置に対しても誤作動の防止や不正改造防止への対応が必要となる。

(3)①及び②の双方に係る留意点: 現時点で一般の自家用車両すべてにまで義務化している国はないが、欧米においては、飲酒運転による事故の大幅削減の唯一の手段として、長期的なビジョンに立って将来の義務化についても検討を行っている模様。

(4) 営業用車両に対する義務化の場合

効果: 平成 17 年度の飲酒運転死亡事故 532 件のうち、営業用車両によるものは 12 件と現状においても非常に少ない。

課題: (3)に掲げる課題のほか、営業用車両では、エンジン出力を利用して生鮮食品などを保温や冷凍する車両もあり、走行はさせないがエンジン始動は許容す

る等の営業用車両に特有な使われ方に配慮する技術の開発が必要である。

(5) 共通課題

① 判断レベル

仮に、罰則の対象となる呼気アルコール濃度 0.15mg/L を閾値とした場合、「0.15mg/L 迄は運転しても良い」と誤解される危険性がある。したがって、機器の精度と運用対象に応じた閾値の議論も必要である。

② 走行中の再検査の有無、頻度と許容時間

米国ミシガン州の違反者向けの仕様では、走行中も5~20分おきに再検査を要求しており、かなり強い呼気を要求されることもある。この場合、高速道路等のランプウェイや交差点等でこのような動作を行うことで危険な場面に陥る可能性もある。したがって、日本で導入を検討する場合には、交通事情等に留意し、再検査方法等について検討する必要がある。

6. 今後の検討について

以上のことを踏まえ、今後、早期の飲酒運転の根絶に向け、アルコール・インターロック装置の活用方策について、検討を開始することが適当である。

このうち、「飲酒運転違反者への制裁」「任意装着」については、諸外国での導入実績とその効果を踏まえ、我が国への導入可能性及び5. に示す技術的課題等について検討していくことが考えられる。

一方、「一般の車両すべてへの義務化」「営業用車両に対する義務化」については、5. に示すとおり、未だ解決できていない技術的課題が多く、今後、これらに対する技術開発と併行して検討をしていく必要がある。(※2)

(※2) 現在アルコール・インターロック装置は、飲酒を検知しエンジンを停止するものと一般的に理解されているが、この検討に併せ、将来的にはこれに限らず、運転者への警報、車外への通報等の方法その他の有効と考えられる方法についても幅広く検討していくことが考えられる。

付録5： 呼気アルコール・イグニッション連動装置(BAIID)に関するモデル規格

運輸省道路交通安全局

[ドケット番号 NHTSA-2005-23470]

当局：運輸省（DOT）道路交通安全局（NHTSA）

措置：コメント要請

概要：本公告は、連邦道路交通安全局（NHTSA）が 1992 年 4 月 7 日付官報（57 FR 11772）で発表した「呼気アルコール・イグニッション連動装置に関するモデル規格」（モデル規格）にどんな改訂が必要かについて、コメントを求めるものである。モデル規格は呼気アルコール・イグニッション連動装置（BAIID）の性能とテストに関するガイドラインである。

この装置は、運転者の呼気アルコール濃度（BrAC）が所定のアルコールレベル以上であれば自動車の始動を妨げるように設計されている。この技術による経験が 13 年を超え改訂の必要が生じているので、NHTSA はモデル規格の改訂の必要性についてコメントを求める。

日付：コメントは書面で当局に提出し、2006 年 4 月 17 日までに必着とする。

宛先：コメントはドケット番号を記載して（できれば 2 部）下記に提出すること。Docket Management, Room PL-401, 400 Seventh St., SW., Washington, DC 20590. あるいは、ドケット管理システム（DMS）のウェブサイト <http://dms.dot.gov> に登録することによって、電子的にコメントを提出してもよい。「Help & Information」または「Help/Info」をクリックして、コメントを電子的に提出する場合の指示を見ること。コメントの提出方法がいずれであれ、本書のドケット番号を記載すること。問い合わせの電話は(202)366-9324 で受付ける。受付時間は月曜日から金曜日の午前 9 時 30 分から午後 4 時までである。

問合わせ先：Dr. James F. Frank, Office of Research & Technology(NTS-131), National Highway Traffic Safety Administration, 400 Seventh St., SW., Washington, DC 20590. 電話：(202)366-5593.

補足情報：1991 年 4 月 24 日に（56 FR 18857）NHTSA は、呼気アルコール・イグニッション連動装置に関するモデル規格案について、公告とコメント要請を発表した。BAIID は、運転者の BrAC が所定のアルコールレベルより低い時に自動車の始動が可能になるように設計された呼気アルコールテスト計器である。逆に言えば、この装置は、運転者の BrAC が所定のアルコールレベル以上であれば、自動車を始動させることができないように設計されている。

1991 年 4 月の公告で説明したとおり、幾つかの州では「認証」BAIID の使用を認可する法律が成立し、これらの州は認証基準とテスト手順を策定する責任を負うことになった。その結果、幾つかの州およびこのイグニッション連動装置メーカーは、連邦政府が BAIID に関する認証基準を策定し、公布することを要求した。NHTSA はコメントを受け取り、検討した後、1992 年 4 月 7 日付官報（57 FR 11772）で BAIID に関するモデル規格を採択し、公布した。

公布以来、多くの州はこのモデル規格またはそのバリエーションをそれぞれの州の認証要件に盛り込み、そのことによって当初の目的を達成した。43 の州が BAIID の使用を認め、それは現在も酔払い運転（DWI）に対する制裁との関連で使用されている。BAIID の使用を要求されるのは、州の担当当局（例えば自動車管理局）の監督下および／または裁判所の直接の監督下にある者である。

過去 13 年間の経験が示すところによれば、BAIID に関するモデル規格とテスト手順の公

布は各州の間にある程度の一貫性をもたらすのに役立つと同時に、各州が個々のニーズや法的要件に対応するのに十分な弾力性も確保した。モデル規格とテスト手順は、各州が最小限の努力で選択できるように起草された。しかし、過去 13 年間にイグニッション連動業界は成熟し、技術も変化し、技術的・社会的環境も変化した。従って、NHTSA の見解では、モデル規格の改訂が妥当だと思われる。

NHTSA は今回、BAIID モデル規格の改訂案を準備していない。むしろ、全関係者にモデル規格を更新するのにどんな改訂が必要かについてコメントの提出を懇請する。NHTSA は特に、下記の分野について関係者からのコメントを得たいと考えている。本公告はまた全関係者に対して、下記の分野以外についても補足的な所見、提言、論評の提出を懇請する。

- (1) **確度および精度要件。** ストレスのないテスト条件下において設定点を 0.01%w/v 超えた所で確度 90%、ストレスのあるテスト条件下において設定点を 0.02%w/v 超えた所で確度 90%という現在の規格が適当か。新しいモデル規格は 0.025%w/v の設定点を変更すべきだろうか。
- (2) **センサー技術。** モデル規格はセンサー技術をアルコール専用センサーに限定すべきか。モデル規格は現在、性能要件を含んでいるが、その性能要件を満たすためにどんな技術を使うべきかという問題には対処していない。換言すれば、モデル規格は半導体センサーを認めている。これは装置が市場に初めて導入された後の初期数年間に広く使われたものである。アルコール専用の燃料電池センサーが今日では更に一般化しているようであるが、モデル規格が装置をアルコール専用技術に限定すべきかどうかは明らかでない。NHTSA は、モデル規格をアルコール専用（燃料電池）技術または他の新技術に限定すること、およびそれに対して性能要件だけに依拠することの長所と短所について、コメントを求める。
- (3) **サンプルサイズ要件。** モデル規格は最小呼気サンプリングサイズを 1.5 リットルに設定している。何年かにわたり寄せられた非公式のコメントによれば、この要件は高すぎる。NHTSA は、呼気サンプリング要件の引下げ、および／または装置のインプット（マウスピース）での最小サンプルサイズおよび最小背圧の両方に係る要件の包含の両方を検討する。NHTSA はこの変更についてのコメントを求める。
- (4) **低温高温テスト。** モデル規格は、-40℃、-20℃、+70℃、+85℃でのテストを求めているが、車両が極端な低（高）温にさらされると予想される時にアルコール検知ユニットを取り外すことを認めている。NHTSA は、この低温高温テストの方法が十分であるか、またはもっと厳しい要求を機器に課すべきかどうかについてコメントを求める。
- (5) **無線周波数妨害 (RFI) または電磁妨害 (EMI) テスト。** モデル規格の中の RFI テストのプロトコルは、不完全であるが、一般にもはや使用されていない電源を使用している。現在使用中の機器と釣り合った出力の新しい電源（例えばセルフォン）を特定する必要がある。NHTSA は、この RFI テストに使用するのに適した電力レベルを提言するコメントを歓迎する。
- (6) **回避テスト。** モデル規格は、既存の装置が容易に回避できるものであるかどうかを評価するために、幾つかの手順を示している。NHTSA は、これらのテスト手順が適当と判断されているか、それとも新規または改良テストをモデル規格に盛り込むべきかについてコメントを求める。
- (7) **車両インターロック・インターフェース。** イグニッション連動装置メーカーの逸話的な報告によれば、既存のインターロックシステムを一部の新しい電子イグニッ

ョンシステムに取付けるのが難しい場合がある。NHTSA は、車両インターロック・インターフェースについて何らかのガイドラインを設けるべきか否かについて、全関係者からのコメントを求める。もっと具体的に言うと、商業的に入手できるイグニッション連動装置を接続できる車両に包括的なハードウェアを組込むことの実行可能性についてコメントを求める。

- (8) **較正の安定性。**NHTSA は、較正安定性テストが長さに関して十分であるかどうか、および／またはイグニッション連動装置が較正を長期にわたって維持することを必要とし、それによって較正チェックの頻度が少なくなるようにすべきかについて、コメントを求める。
- (9) **準備完了時間。**NHTSA は、装置が極端な低温条件下で一定の時間内に必ず作動するように、極端な低温に対する「準備完了時間」を定めるべきかどうかについてコメントを求める。
- (10) **NHTSA テスト。**NHTSA は、イグニッション連動装置をそのモデル規格と対照してテストする責任を引き受け、その後に、NHTSA ガイドラインに適合する装置の適合製品リスト (CPL) を発表すべきかどうかについて、コメントを求める。
- (11) **国際的調和。**NHTSA は、イグニッション連動装置モデル規格が欧州連合、カナダ、オーストラリア等、世界の他の地域の基準と調和することの重要性について、コメントを求める。
- (12) **イグニッション連動プログラムに関する規格。**NHTSA は、装置に関するモデル規格に加えてイグニッション連動プログラムに関するモデル規格を NHTSA が策定することに現在のイグニッション連動装置関係者（ユーザー、メーカー、州、等）が賛成かどうかについて、コメントを求める。
- (13) **受入れテスト。**NHTSA の理解によれば、現在のモデル規格は各種モデルの BAIID の「型式テスト」を含んでいる。NHTSA は、現在の型式テストガイドラインに加えて、標準化された受入れテスト手順を定めることについて、コメントを求める。このモデル規格にどのテストを含めるか、または誰がテストを実施するかは明らかではない。
- (14) NHTSA は関係者に対して、モデル規格の改訂の質を向上させるとされる領域について、コメントを求める。このコメント要請は、上記の 13 の領域に限る必要はない。

コメント作成に役立つように、現在のモデル規格を本書の付録として再録する。

発行：2006 年 2 月 10 日

Marilena Amoni

プログラム開発配付副アドミニストレーター

付録-57 FR 11774-11787（1992 年 4 月 7 日）からの再録

呼気アルコール・イグニッション連動装置に関するモデル規格

目的および適用範囲

本規格の目的は、呼気アルコール・イグニッション連動装置（BAIID）に関する性能規準

とテスト方法を定めることにある。BAIID は、自動車に搭載し、運転者が先ず呼気サンプルを取らない限り車両が始動しないようにイグニッションキー・スイッチシステムに接続するように設計されている呼気アルコール検知計器である。この装置は、深部肺呼気サンプルのアルコール成分を測定する計器を含んでいる。呼気アルコール濃度測定値 (BrAC) が所定レベル以上であれば、イグニッションはロックされ、車両は始動しない。この装置は現在、裁判所の制裁措置として使用されている。酔払い運転 (DWI) を犯した運転者は裁判所の監督下で自分の自動車でのこの装置を使用することを求められる場合がある。本規格は、裁判所の監督下で使用される BAIID の認証テストで使用することを目的としている。

定義

D1 アルコール

エタノール：エチルアルコール (C_2H_5OH)

D2 BrAC

呼気アルコール濃度 (BrAC) は、交通法注釈 11-902.1(a)節 (Supp.1983) により呼気 210 リットルあたりのアルコールのグラム数に基づき重量／体積パーセント (%w/v) で表す。BrAC 0.10%w/v は呼気 210 リットル中にアルコールが 0.10 グラムであることを示す。(同様に、BrAC 0.10%w/v と連関する血中アルコール濃度は、100 ミリリットルの血液中のアルコールが 0.10 グラムであることを指す。基準体積の違い—呼気 210 リットルと血液 100 ミリリットルを除き、エタノールの基準グラム数は同一である)。呼気または混合空気中のアルコール濃度は、空気 1 リットルあたりのアルコールミリグラム (mg/l) で表すことができる。mg/l を重量／体積%の単位に換算するためには、0.21 を掛ける。

D3 BAIID (呼気アルコール・イグニッション連動装置)

本連動装置は、BrAC テスト結果がアルコール設定値未満の場合には車両のイグニッションスイッチでエンジンの始動が可能であるが、呼気テストの結果がアルコール設定値以上であればイグニッションをロックするように設計されている。

D4 アルコール設定値

アルコール設定値は、BAIID がイグニッションをロックするように設定される呼気アルコール濃度である。アルコール設定値は、較正時に BAIID を設定する公称ロックポイントであることに留意すること。

理論的には、BAC ゼロの場合にインターロックによって車両エンジンの始動が妨げられることがあってはならない。従って、たばこの煙やうがい薬のようなエチルアルコール以外の蒸気および被験者からの自然発生ガスにアルコールセンサーが反応することを防ぐために、下限に若干の許容差が必要である。上限では、個人によっては BAC 0.05%w/v で行動障害の徴候が表れることが証明されており、一部の地域 (例えばコロラド州とコロンビア特別区) では、0.05%w/v が障害の推定証拠および法的措置の根拠になり得る。設定値は 0.00%と 0.05%の間でなければならない。

幾つかの例外が分かっているが、アルコール設定値を 0.025%w/v にすれば、直近にアルコールを摂取しなかった者がエンジンの始動を妨げられる可能性を最小限にするはずである。0.025%を選んだ理由についての論議は 4.1 節に記す。州のインターロックプログラム策定者がこの BAIID の使用を要求する場合には、多くの州が義務化している「法定限度」より低い BrAC でも運転能力が損なわれている運転者がいることを認識すべきである。

D5 呼気サンプル

呼気サンプルは、主として深肺からの肺胞空気を含むヒトの通常呼気である。詳しい論議については 4.2 節参照。

D6 フェイルセーフ

BAIID 装置がある条件（例えば、電圧が不適正、温度が作動範囲を超える、センサーが作動しない、等）によって適正に作動しない時に、車両の始動が可能にならないものとする。

D7 不当改造および回避

D7.1 不当改造

BAIID を物理的に作動不能にしたり、またはそれ以外の仕方電源との接続を切り、それによって、設定値を超える BrAC でもエンジンが始動するようにする、明らかな意図的試み。

D7.2 回避

運転者の自然な無濾過呼気以外のサンプルを用意したり、イグニッションスイッチを使わずに自動車を始動させたり、または先ず呼気テストを受けて合格することなしに車両を始動させようとすることによって、BAIID を回避し、かくして BrAC がアルコール設定値を超える運転者が車両を始動させることができるようにする、明白な意図的試み。

D8 安全性と実益性

D8.1 安全特性

BrAC がアルコール設定値を超える運転者の運転を BAIID によって防ぐことを保証する関連仕様

D8.2 実益特性

BAIID が高い信頼度で機能し、且つ BrAC がアルコール設定値より低い運転者の運転を妨げないことを保証する関連仕様

D8.3 オプション特性

現時点では特に推奨しないが、将来、認証規格を発表する時には含める必要性が生じるかもしれない仕様。今回、これを含めない理由は、含めないことによって重大な問題が生じるという証拠が不足していたからである。また、オプション特性は、実施した場合に、インターロック装置のコストと複雑さを著しく増す恐れがある。

D9 認証テスト

製品が本規格に適合しているかどうかをチェックするために行うテスト。

D10 ストレステスト

環境面での又は使用に関連する難題、例えば、極端な温度、電圧、振動、または頻繁な使用、等を BAIID に課すテストプロトコル。

D11 濾過呼気サンプル

アルコールを除去するように意図的に改変した呼気サンプル。

D12 装置

呼気アルコール・イグニッション連動装置（BAIID）。

D13 偽陰性

運転者の BrAC が設定値以上であるのに車両の始動を誤って許可する呼気アルコール濃度判定

D14 偽陽性

運転者の BrAC が設定値未満であるのに、車両の始動を誤って妨げる呼気アルコール濃度判定。

モデル規格およびテスト要件

1.0.S/T 安全規格（S）および安全テスト（T）

1.1.S 二重確度および精度範囲（上限）

確度と精度は、1.1.T 節に基づいてテストした時に、1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項に記載するように決定するものとする。

BAIID の精度仕様は、テスト介入方法によって異なる。二つの条件が認められる。ストレス条件と無ストレス条件である。

1.1.1.S 無ストレス条件における基礎確度

較正の後、中程度の周囲気温（10～30℃）でテストした時に、BAIID は全て、呼気サンプル中の実際のアルコール成分がアルコール設定値を BrAC 0.01%w/v（0.01 g ETOH/210 リットルの空気）以上、上回った場合の 90%において、車両のイグニッションをロックするものとする。

1.1.2.S 1 回以上のストレステスト後の確度

BAIID は、定義 D10 に定める条件下でストレステストを 1 回以上受けた後、呼気サンプル中の実際のアルコール成分がアルコール設定値を BrAC 0.02%w/v（0.02 g ETOH/210 リットルの空気）以上、上回った場合の 90%において、車両のイグニッションをロックするものとする。

1.1.3.S 標準偏差（精度）

1.1.1.S に定めた確度要件は、中央値がアルコール設定値（例えば 0.025%w/v）に等しく、標準偏差が BrAC 0.0078%w/v に等しいテスト結果分布と同等である。1.1.2.S に定めた確度要件は、中央値がアルコール設定値（例えば 0.025%w/v）に等しく、標準偏差が BrAC 0.0156%に等しいテスト結果分布と同等である。

従って、1.1.1.S において、アルコール設定値を BrAC 0.01%w/v 上回ること（90%規準）は、標準偏差がおおよそ+1.28 であることと同等である。同様に、1.1.2.S において、アルコ

ール設定値を BrAC 0.02%w/v 上回ること（90%規準）は、標準偏差がおよそ+1.28 であることに等しい。この標準偏差値は、累積正規確率表から導き出したものであるが、片側検定の有意性に等しいとみなすことができ、完全な確度条件下における最大許容非精度を表す。非精度に加えて分析上の不正確さがある場合には、許容標準偏差は下がる。

全てのテスト目的に沿う安全規準は、1.1.1.S 節で設定値を 0.01%w/v 上回る場合にテスト結果の 90%が正しいこととし、1.1.2.S 節で設定値を 0.02%w/v 上回る場合にテスト結果の 90%が正しいことと定める。

1.1.4.S 割合

安全要件は、イグニッションがロックされなければならないアルコール設定値を 0.01%w/v または 0.02%w/v 超える BrAC でのテストの割合を定めなければならない。下表は、無ストレスおよびストレス後テストの 90%規準を示す。

表 1—無ストレステストかストレステストかに応じて少なくとも 90%でイグニッションがロックされなければならないテスト BrAC レベル

アルコール設定値	テスト BrAC レベル (%w/v)	
	無ストレス条件下	ストレス条件下
0.025% w/v*	0.035	0.045

* 推奨値

許容誤差に関する基準値（例えば 90%規準）は標準的な確率表から導き出しているもので、中央値が設定値に等しい仮説的正規分布に沿った任意の点について値を定めることもできる。例えば、無ストレスおよびストレステストについて（それぞれ 0.045%および 0.055% w/v の溶液を使って）99.5%のロック規準（標準偏差値 2.57）を検定しても、実際的な値は得られない。実際の規準の検定では高い信頼度で 1 回の不合格を検出するために少なくとも 200 回の反復が必要になるからである。従って、1.1.T に定めるテストは全て、90%のロック確実性を基準にし、以下に記すとおり、20 回のテストを繰返して不合格が 2 回以下であることを要求する。

付録 A に定める安全テスト要件のマトリックスは、インターロック装置の完全認証に必要とされる。シミュレーターの温度を監視するのに使用する温度計の確度および使用するアルコールの精度は、国家技術標準協会（前国家基準局）まで遡及できるものとする。テスト報告書は全て、使用機器、メーカー、モデル番号、および較正の日付を明記しなければならない。

これらの認証テストを行うために州が選定する有資格テスト機関は、独自のテスト手順を設定することができるものとする。ただし、参考のために、付録 B に、機器、テストの構成手順、テスト用アルコール溶液の混合方法のリストを記載する。

1.1.T 確度／精度テスト（上限）

BAIID が最近ストレステストを受けたかどうかに応じて、テスト結果に 2 組の規準を適用する。1.1.1.T 項は無ストレステストに関する規準を定め、1.1.2.T 項はストレステストに関する規準を定める。

テストは全て 2 つの異なる BAIID で行うものとする。以後、これらを装置 A、装置 B と呼ぶ。

テストは装置 A で 20 回、装置 B で 20 回反復するものとする。合格／不合格とデジタル読

み出し情報という 2 種類の結果を記録するものとする。合否情報は、インターロックユニットの前部にあるユーザー用ディスプレイで見ることができる。検出された蒸気アルコールの小数 3 位までの読み出し数値を、使用可能であれば、BAIID のディスプレイから読み取ることができ、そうでなければ、採取されたサンプルのアルコール濃度の BAIID による評価を監視する実験室テスト計器に外部接続して、そこから採るものとする。

1.1.1.T 無ストレス確度／精度テスト規格（上限）

基礎確度テストは、テスト溶液がアルコール設定値を 0.01%w/v 上回る時に BAIID が 90% 確度規準を保持または超えることができるかどうかの尺度として行う。この規準による確度テストは室温で行うものとし、BAIID の基本的機能が無ストレス条件下で初期に適正であることを保証するために、他の全てに先立って最初に行うものとする。

どちらかの BAIID が設定値を 0.01%w/v 上回るアルコール濃度で 20 回のトライアルのうち 3 回以上ロックすることができない場合には、90%の無ストレス確度テスト規準に合格しなかったことになる。

1.1.2.T ストレス確度／精度テスト規格（上限）

この確度テストは、以下の各項で定める全ての後続ストレステストと結合して行う。このテストプロトコルは、テスト溶液がアルコール設定値を 0.02%w/v 上回る時に BAIID が 90%確度規準を保持または超えることができるかどうかの尺度である。このテストは、このテスト規準を用いるテストプロトコルが要求する全ての温度で行うものとする。

どちらかの BAIID が設定値を 0.02%w/v 上回るアルコール濃度で 20 回のトライアルのうち 3 回以上ロックすることができない場合には、90%のストレス後確度テスト規準に合格しなかったことになる。

1.2.S 呼気サンプリング要件

BAIID は全て、アルコール成分を測定する前に、最小限 1.5 リットルの呼気をマウスピースを通して採り入れ、計器を通過させることを要件としなければならない。この要件に適合しているかどうかは、1.2.T 項に基づくテストによって判定することができる。

1.2.T 呼気サンプリング要件テスト

本規格は、アルコール濃度のサンプリングの前に、少なくとも 1.5 リットルの空気を採り入れることを規定する。インターロック装置が肺胞空気を採取しているかどうかを判定するために、装置 A および B の両方で、メーカーが定める最小および最大許容吐出圧力で肺活量測定を行うものとする。

インターロック装置のサンプリングヘッドを肺活量計の出口に取付けて、吐出サンプルを全部収集して測定することができない場合には、このテストは透明な観察窓のついた気密実験ボックスの中で実施してもよい。この場合には、インターロック装置をこのボックスの中に入れ（必要ならばパワーアウトレットを取付ける）、シミュレーターのアウトプットを気密供給ラインによってインターロック装置の入口に接続し、ボックスの壁の吐出口に取付け部品を装着する。肺活量計をこの吐出口に接続する。吐出口から出る空気の量をインターロック装置に採り入れられた空気の量の指標として測定する。サンプルがインターロック装置に入った時の空気量を記録する。

代案として、ボックスの代りに、適当にしつらえたプラスチックバッグを使ってもよい。この代替方法の適正性は、大型の（1 から 3 リットル）校正スポイトを使って、収集量と

インプット量が等しいことを証明することにより、検証するものとする。

ストレステスト開始プロトコル

1.3.S 較正安定性

BAIID は全て、メーカーが認証申請において定めた期間よりも 7 日間長く 1.3.T 項に基づいて作動した後に、1.1.2.T 項に基づいてテストした時に、1.1.2.S 項に定めた確度要件を満たさなければならない。従って、メーカーが BAIID のメンテナンスと較正を 30 日毎、45 日毎、または 60 日毎に行うことを要件にしようとする場合には、これに 7 日間を加えた期間（すなわち、それぞれ 37 日、52 日、または 67 日）を使って、BAIID が較正安定性要件を満たしているかどうかを判定することになる。

1.3.1.S 整備間隔超過 7 日後のロックアウト

BAIID は、メーカーが推奨する整備間隔を 7 日超過した期間に再較正をしなかった場合には、エンジンのイグニッションを妨げなければならない。メーカーが推奨する整備間隔が過ぎた時には、ロックアウトに先立って警告をしなければならない。

1.3.T 較正安定性テスト

1 節に基づいて要求される他のテストを全て完了した後、BAIID を再較正し、メーカーが定期メンテナンスおよび較正のために定める期間プラス 7 日間、テストラボの固定した位置に保管するものとする。較正安定性テストは、アルコールなしとアルコールありの二つの条件下で行うこと。10 日間のテスト期間のうち 9 日間に、アルコールを含んでいないことが分かっているヒトの呼気サンプルを使って、BAIID に毎日 10 回のテストサイクルを実施するものとする。10 日目には、シミュレーターから吐出する 0.10% w/v の既知濃度のエタノールで 10 回のテストを行うものとする。

この較正安定性養生は、この期間中、1 週 5 日の割合で繰返すものとする。例えば、メーカーの推奨する較正間隔が 60 日であれば、約 10 週間（ $60 + 7 = 67$ 日）のテストが必要で、合計 500 回の較正安定性テストが必要になる。これらのテストのうち少なくとも 50 回はアルコールを使って行われる。実際には、2 週間に 1 回のアルコール使用テストが必要になる。

次の段階の安定性テストを続けて行う前に、1.3.1.T 節に定めるプロトコルを評価するものとする。

較正安定性養生に続いて、1.1.2.S に定めた上限確度規準および 1.1.2.T に定めたテスト手順に従って、BAIID を再テストするものとする。ただし、これに加えて、BAIID が 1.1.2.S の規準（設定値を 0.02% w/v 上回るテスト溶液で 90% の確度）に基づいて確度／精度テストに合格した場合には、装置を再較正して、1.1.1.S の規準（設定値を 0.01% w/v 上回るテスト溶液で 90% の確度）に基づいて合格できなければならない。

1.3.1.T 整備間隔終了ロックアウトの評価

較正安定性養生の実施過程において、BAIID は、整備されなかった場合には、イグニッションを防止することを証明しなければならない。整備間隔が終了した時には、警告信号がユーザーに注意を促すかどうかを判定すること。7 日間の間にロックアウトが起こるかどうかを判定すること。

1.3.T に戻り、再較正段階のテストを続行する。

1.4.S 電力

BAIID 装置が 12 ボルト DC 車両バッテリーによって作動するように設計されている場合には、1.4.T 項に従ってテストする時に、11 から 16 ボルト DC の通常の自動車電圧範囲内で作動した時に 1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項に定めた確度要件を満たすものとする。

1.4.T 電力テスト

提出された BAIID が車両バッテリーを電源としている場合には、以下のプロトコルに従って、高電圧と低電圧の両方で確度テストを受けるものとする。

装置 A と装置 B を選び、11 ボルト DC の電力を供給し、確度テストについて 1.1.2.T 節に定めたテストプロトコルを実施するものとする。

装置 A と装置 B を選び、16 ボルト DC の電力を供給し、確度テストについて 1.1.2.T 節に定めたテストプロトコルを実施するものとする。

1.5.S 温度

1.5.1.S 作動範囲

BAIID は全て、+85°C から -40°C (+185° F から -40° F) の温度範囲で作動する時、および低温および高温で適正に作動できるかどうかについて 1.5.T 項に基づいてテストする時に、1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項の確度規格に適合するものとする。

1.5.2.S 極端な作動範囲に関する注記

BAIID メーカーは、極端な温度 (-40°C および +85°C) に関する規格を満たすのに、アルコール検知ユニットを取り外し可能にする選択をしてもよい（例えば、そうすることによって、車両が極端な低（高）温に遭遇すると予想される時に、当該ユニットを暖かく（涼しく）保管することができる）。

取り外し可能なアルコールテストユニットを取り外さず、その結果、メーカーが推奨する作動範囲外の温度に曝露される場合には、BAIID のフェイルセーフ機能が働くか、またはイグニッションが作動不能になるものとする。

1.5.T 温度テスト

以下のテストは、難しい作動範囲と極めて難しい作動範囲の両方を扱う。これらの温度ストレステストと連携して行うことができる暖機実益性テストについては 2.3.T 節参照。

1.5.1.1.T -40°C

装置 A および B は、-40°C に設定された環境チャンバーで 1 時間にわたり温度を安定させるものとする。温度安定時間が経過した後、BAIID は 1.1.2.T に定める確度養生を受けるものとする。

1.5.1.2.T -20°C

装置 A および B は、-20°C に設定された環境チャンバーで 1 時間にわたり温度を安定させるものとする。温度安定時間が経過した後、BAIID は 1.1.2.T に定める確度養生を受けるものとする。

のとする。

1.5.1.3.T +70℃

装置 A および B は、+70℃に設定された環境チャンバーで 1 時間にわたり温度を安定させるものとする。温度安定時間が経過した後、BAIID は 1.1.2.T に定める確度養生を受けるものとする。

1.5.1.4.T +85℃

装置 A および B は、+85℃に設定された環境チャンバーで 1 時間にわたり温度を安定させるものとする。温度安定時間が経過した後、BAIID は 1.1.2.T に定める確度養生を受けるものとする。

1.5.2.T メーカーの要求確度を超える極限条件

BAIID メーカーが極端な温度（-40℃および+85℃）に関する規格を満たすのに、アルコール検知ユニットを取り外し可能にする選択をした場合には（例えば、そうすることによって、車両が極端な低（高）温に遭遇すると予想される時に、当該ユニットを暖かく（涼しく）保管することができる）、BAIID の固定部分または恒常的に取付けられている部分だけが極端な温度に曝露されるものとする。その場合には、サンプリングヘッドを装置に再接合した時には、BAIID は、1.5.T 項に基づいてテストする時に、1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項に定める確度要件を満たさなければならない。このテストは、センサーがチャンバーの温度と平衡に達することができないように、再接合後ただちに行うものとする。規格に適合するために必要であれば、トライアルの間にセンサーを暖機することを承認する。

サンプリングヘッドが取り外し不能であり、BAIID が適正に作動するとされる温度範囲が 1.5.1.S 項に定めるものより狭い場合には、メーカーが定める範囲外の極限温度で BAIID のフェイルセーフ機能が働くものとする。

1.6.S 振動

BAIID は全て、1.6.T 項に基づく振動テストを受けた後に、1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項に定めた確度要件を満たすものとする。

1.6.T 振動安定性テスト

このテストは、BAIID が自動車環境に適しているかどうかを判定するために行う。BAIID が複数のモジュールから成っている場合には、各モジュールを別々に振動させることが必要になる。テスト前に、ハウジングにひび割れがないかどうか周到に検査すること。

1.6.1.T テスト 1

装置 A に、振幅 0.38 mm (0.015 インチ) [総可動域 0.76 mm (0.030 インチ)] の単純な調和振動を最初は 10 Hz の周波数で加え、均一な割合で 2.5 分間に 30 Hz まで増加させ、その後、均一な割合で 2.5 分間に 10 Hz まで低減させる。

1.6.2.T テスト 2

装置 B に、振幅 0.19 mm (0.0075 インチ) [総可動域 0.38 mm (0.015 インチ)] の単純な調和振動を最初は 10 Hz の周波数で加え、均一な割合で 2.5 分間に 60 Hz まで増加させ、その後、均一な割合で 2.5 分間に 30 Hz まで低減させる。

1.6.3.T 振動

1.6.1.T 項および 1.6.2.T 項に記した振動テストを、3 つの各々の方向において、すなわちベースの両軸に並行な方向とベースの面に直角の方向で行うものとする。

1.6.4.T

1.1.2.T 項に定めた確度に関するテストプロトコルを両 BAIID について繰り返す。BAIID は 1.1.2.S 項に定める確度要件を満たすものとする。

1.6.5.T

振動養生の後、両 BAIID を検査して、外部ケーシングのひび割れおよび自動車環境とのインターフェイスの不当改造防止点における故障を識別する。ひび割れや故障が見つかり、テストユニットは不合格である。メーカーはこの段階のテストのために続いて装置を提出することができるが、この段階で不合格が許容されるのは 6 のうち 1 以下である。

1.7.S 無線周波数〔電磁〕妨害 (RFI)

車両内部で発生する無線周波数は、BAIID における信号処理またはサンプル評価の妨害になる可能性がある。

BAIID は、CB ラジオや携帯電話等の一般的な車両内装置によって発生する無線周波数に曝露される時に、1.1.2.S 節に定める規格に従って正確であるものとし、また 1.1.2.T 節に基づいてテストを受けるものとする。

留意すべき点として、BAIID の RFI 感受性について完全な特性描写をすることは、今回の作業の範囲を超えている。以下のプロトコルは、意図的に発生する RFI が BAIID の性能を妨げるかどうかについて、限定的なテストとして実施するものとする。

1.7.T RFI テストプロトコル

BAIID を搭載する実際の車両では、BAIID のサンプリングヘッドを、1.1.2.T 節に定めた仕様に従ってテストの準備をする間に、アルコール空気吐出チューブに接続するものとする。BAIID のサンプリングヘッドは、車両内部またはダッシュボードの下に取付ける BAIID エレクトロニクス処理ユニットに隣接する (2 cm 以内) が、接触しないように配置するものとする。

出力 3 ワット以上の携帯電話のアンテナは、BAIID サンプリングヘッド／ボックスから 5 cm 以内に配置するものとする。電話番号は携帯電話の中に登録しておくものとする。アルコールサンプルは、電話への「送信」信号の発進と同時に BAIID に採り入れるものとする。

BAIID がアルコールサンプルを評価している間、および電話が送信を続けている間の各サイクル中に、電話のアンテナは BAIID を基準にして 3 つの直交 (すなわち 90°) 方向に配置するものとする。3 つの直交方向全てをテストするものとする。

個々のテスト実施の安全性を確保するために、このテストの実施は、所与の 1 時間の中で 6 分間を超えないものとする (米国規格協会が 1982 年 7 月 30 日に承認した、300 KHz から 100 GHz の無線周波数電磁界へのヒトの曝露に関する米国標準安全レベル参照)。さらに、テストラボの係員が目 (ならびに他の身体部位) をテスト中、送信アンテナから少なくとも 30 cm 確実に離すというのも、適切な経験則である。

BAIID の性能は、1.1.2.T の規準に従って評価するものとする。データ記録装置の性能は、

BAIID のユーザー用ディスプレイに表示されるテスト結果を正確に反映するように決定するものとする。

1.8.S 不当改造および回避

BAIID は、不当改造と回避という 2 つのクラスの誤用を検知する手段を備えていなければならない。

1.8.1.S 不当改造

BAIID は、以下の手段による不当改造の試みを検知し、その時間と日付を記憶する確実な方法を持っていなければならない。

1.8.1.1.S インターロック装置の電源を切り、それによって装置を故障させ、イグニッション活動の記録ができないようにする。

1.8.1.2.S 1.9.S に定める自由再始動間隔中を除き、インターロックテストに合格する前に車両エンジンを始動する。

最初に記憶された、無認可始動に関する情報は、インターロック装置が車両バッテリーとの接続が切れても失われないものとする。

1.8.2.S 回避

BAIID は、サンプリングヘッドへの違法なエアサンプルの採り入れを検知し、それを防止することができなければならない。違法サンプル源は以下のようなものである。

1.8.2.1.S バルーンや圧縮空気コンテナ等のヒト以外の空気サンプル源、

1.8.2.2.S 空気サンプル源はヒトであるが、口から出た後に濾過やその他の方法で改変されているもの、

1.8.2.3.S 車両の運転者以外の誰かが提供したヒトの空気サンプル源。本規格は BAIID が呼気の独自の特徴を検知できるとは考えないが、運転能力が損なわれている運転者への路傍からの幫助を排除するために、BAIID は車両が 5 分以上、30 分以下走行したところで 2 回目の呼気テストを必要とすることを要件にしなければならない。

BAIID は、1.8.T 項に定める規準に従って、この種の回避を検知するか又は最小限に抑えなければならない。

1.8.T 不当改造および回避テスト

1.8.1.T 不当改造

1.8.1.1.T 電力損失

BAIID は、外部（非密閉）電力損失を全て登録することができるものとする。BAIID と、それが搭載されている車両との接続を切ろうとする試みを全て、電子的に記録するものとする。このテストを行うために、装置 A または B の 12 ボルト DC の外部電源を切り、インターロック装置が残した電力損失の記録があるかどうかを判定する。これはメモリーチップ上の記録でもよく、または整備工が検知できる別の表示方法によるものでもよい。

1.8.1.2.T 回路の不当改造

BAIID は、BrAC テストに合格せずに行われたエンジン始動を全て（イグニッションスイッチがオンになっているか否かにかかわらず）登録することができるものとする。このテストには搭載された BAIID の使用が必要になる。このテストを行うためには、エンジンを「ホットワイヤ」する必要がある。これを行う手順はエンジンのタイプによって異なる。一例は、ワイヤの一端を（配電器から来る）イグニッションコイルの 1 次サイドに取付け、他の端を車両のバッテリーの陽極に取付ける。次に、始動継電器または始動モーターの適当な端末をショートさせ、車両が始動できるかどうかを判定する。車両が始動すれば、停止し、このテストを装置 A または B で 3 回繰返す。

インターロック装置は、車両のエンジンがホットワイヤでうまくかかるのを防ぐことができなければならない、またはインターロック装置のバイパスが成功した場合にはそれを全て記録することができなければならない。搭載装置がこれらの規準のどちらかを達成できず、回路の不当改造を許す場合には、このテスト段階は不合格になる。

1.8.2.T 回避

1.8.2.1.T ヒト以外のサンプル

BAIID は、以下の一つによって採り入れられたヒト以外の呼気サンプルの 80%を検知することができるか、または不合格にすることができなければならない。

- ・マイラーバルーン
- ・ゴム風船（玩具）
- ・圧搾空気（エアロゾルカンまたは他の源）

バルーンは、最小容量要件の 1.5 リットルを吐出できるだけの大きさでなければならない。ヒト以外の回避テスト一式は 1.1.T 節に従って実施するものとする。ただし、サンプルは上記の 3 種の空気源によって採り入れるアルコールなしの空気とする。これらの空気源は例示的なものであり、このクラスの回避に適した最善または唯一の空気源というわけではない。

装置 A および B にそれぞれこの一連の回避テストを実施するものとする。この場合の不合格規準は、連続 10 回のうち 3 回以上がテストを通過することである。これはアルコール検出の確度のテストではなく、通常呼気サンプルから逸脱した空気サンプルを BAIID がどの程度検知できるかを試すテストである。

1.8.2.2.T 濾過サンプル

BAIID は、以下のような乾燥または湿潤濾過システムによって濾過されたサンプルの 80%を検知できるか、又は不合格にすることができるものとする。

- ・市販ペット用寝わら、シリカゲル
- ・温水
- ・長さ 4 フィートまたは 1.5 メートルのタイゴン管（内径 3/8"）

一連の濾過サンプル回避テストを装置 A および B の両方に 1.1.2.T に従って実施する。この場合、1.1.2.T に定めたテスト手順の全要素は同一であるものとする。ただし、サンプルの濾過は、別々のテストで、2 つの異なる濾過システムをサンプルシミュレーターとインターロック装置の間に挿入することによって行う。乾燥フィルターは上記のような適当な吸収材を詰めたチューブで構成することができるが、そうする時には、技術者は吸収材の容量の制約およびパッキングと送気性との関係に留意しなければならない。例えば、2 1/2

インチのボール紙の管（直径 3/4 インチ）を使うことができる。それに 12 オンスの市販ペット用寝わらを詰めて、管の両端を詰め綿で止める。湿潤フィルターは理想的には 34℃の温水を蓋つきのコップに入れ、入口と出口にホースを付ける。このフィルター装置は、どこでも入手できる一般的な材料で作るものとする。例えば、6 オンスのスタイロフォームのコーヒーカップを使い、1/4 インチのゴム管またはタイゴン管を入口と出口のホースに使ってもよい。長さ 4 フィートのタイゴン管をフィルターとして使う時には、それを 0℃まで冷やして BAIID のマウスピースにしっかり取付けた後、サンプルを入れる。

1.8.2.3.T 路傍幫助を妨げるための経時再テスト

テストに合格してエンジンの始動が可能になった後、BAIID は 5 分から 30 分の範囲で無作為に変動する間隔において 2 回目のテストを行うことを要件とする。経時再テストでは、再テスト設定値を最初の設定値より 0.02%w/v 高くして、偽陽性テスト結果を排除するものとする。

再テストが必要であることを運転者に知らせるために、3 分間の警告灯および／または警告音が出る。運転者はその 3 分後に再テストを受ける。3 分間の警告後、再テスト開始までの間に、意図的または偶発的にエンジンが停止した場合には、再テスト時計をリセットしないものとする。再テストを自由再始動より優先する（1.9 節参照）。BAIID が経時再テストサンプルを待っている間は自由再始動が不能であるかどうかをテストすること。

再テストを受けないと三重の結果を招く。第一、経時再テスト実施拒否がデータ記録装置にフラグを付けて記録される。第二、BAIID が運転者に独自の聴覚または視覚指示によって、車両のイグニッションが 5 日以内にロックアウト状態になる旨、および被指定者が BAIID プログラムモニターに直ちに報告しなければならない旨を警告する。第三、5 日以内にロックアウトが生じる。

再テストを要求どおりに受け、不合格になった場合には、その結果として警戒体制に入り、データ記録装置にフラグが付く。BAIID 被指定者には、BAIID プログラムモニターに違反を直ちに届け出なければならない旨が信号通信され、自動的にロックアウトになる。

テストプロトコルは、装置 A および B が共にこの仕様どおりに機能できるかどうかを判定するものとする。

1.9.S 無サンプル再始動

停止後、無サンプル再始動が 2 分間可能になるものとする。ただし、BAIID が未実施の経時再テストを待っている場合には、この自由再始動を適用しない。

1.9.T 無サンプル再始動テスト

BAIID は自動再始動（呼気サンプルは要求されない）を 2 + 0.25 分間許可するものとする。ヒトまたはヒト以外の空気源によるアルコールなしのサンプルで 6 回のテストを行う。1.5 分が 3 回、2.5 分が 3 回である。装置 A および B を使用する。BAIID は初めの 3 回のテストでは全て、サンプルを必要とせずに始動できるものとし、その後の 3 回のテストではサンプルなしでは始動できないものとする。

1.10.S データ記録

能動的モニタリングプログラムは車両使用情報を必要とする。BAIID は、定められた期間、車両使用の特性とテスト結果を記録できる能力を有するものとする。BAIID は以下の種類の情報を記録するものとする。

- ・ユニットを作動不能にしようとする試み
- ・車両使用の日付
- ・車両使用時間
- ・合否記録
- ・BrAC レベル
- ・車両エンジンの始動および停止
- ・整備催促の実施（日付）
- ・整備実施の日付

1.10.T データ記録テスト

メーカーの指示に従ってテストを行う。読出し情報が満足でき且つ理解できるものであるかどうかを判定する。BAIID のメモリーが希望すれば何度もプリントアウトできるように、または整備技術者がメモリーのリセット／消去を決定するまで、完全な状態であることを、テストによって確かめる。

2.0.S/T 実益性規格（S）および実益性テスト（T）

2.1.S 二重確度および精度範囲（下限）

実益性規格としての確度と精度は、シミュレーターで使用するテスト用アルコール溶液を除いて、1.1.1.S 項から 1.1.4.S 項の規定と並行する方法で決定するものとする。実益規格の場合にも、安全規格と同じく、ストレステストプロトコルの有無によって二重の規格がある。実益性規格との連関では、ここではストレステストプロトコルを特に定めることはしない。なぜなら、実益性規格は厳格な意味での道路安全問題ではないからである。実益性規格についてもストレスを伴うプロトコルの希望する認証当局は、1.3 節から始まる規定と並行する方法でそれを実施することができる。それにもかかわらず、かかるテストの実施を希望する州のために、並行する二重の規格をここに提案する。

2.1.1.S 無ストレス条件における基礎確度

BAIID は全て、呼気サンプル中の実際のアルコール成分がアルコール設定値より 0.01% 以上少なく、且つテストが 10～30℃ の範囲の周囲温度で、新しく再較正された BAIID で行われた時に、イグニッションがロックされたままになるのが 10% を超えないものとする。

2.1.2.S ストレス条件下の確度

ストレステスト条件下において、BAIID は、呼気サンプル中の実際のアルコール成分がアルコール設定値より 0.02% w/v 以上少ない時に、イグニッションがロックされないままになるのが 10% を超えないものとする。

2.1.3.S 標準偏差（精度）

精度ガイドラインは 1.1.3.S 節の規定と並行するものとする。

2.1.4.S 割合

本項は、イグニッションのロックが解除されなければならないアルコール設定値より 0.01% w/v および 0.02% w/v 少ない BrAC でのテストの割合を定める。下表は、無ストレスおよびストレス後テストの 90% 規準を示す。

表 2—テストにおけるストレスの有無に応じて少なくとも 90%でイグニッションがロック
されてはならないテスト BrAC レベル

アルコール設定値	テスト BrAC レベル (%w/v)	
	ストレス条件下	無ストレス条件下
0.025% w/v*	0.015	0.005

* 推奨値

2.1.T 実益性規格のテスト (二重規準)

実益テストは全て、2つの BAIID すなわち装置 A と装置 B で行うものとする。2組の仕様を適用することができるが、そのうち 1 つだけが、すなわち基礎または無ストレステストプロトコル (2.1.1.T) だけが特に利用される。

2.1.1.T 無ストレス BAIID の実益確度テスト

確度テストは、テスト溶液がアルコール設定値を 0.01%w/v 下回る時に BAIID が 90%確度規準を保持または超えることができるかどうかの尺度として行う。この確度テストは室温で行うものとし、BAIID の基本的機能が直近の再較正後に無ストレス条件下で初期に適正であることを保証するために、他の実益テスト全てに先立って行うものとする。

テストは装置 A で 20 回、装置 B で 20 回反復するものとする。2 種類の結果、すなわち合格／不合格および採取サンプルのアルコール成分についての BAIID の評価を示すデジタル読出し情報を記録するものとする。

どちらかの BAIID がこの 20 回のトライアルの中で 3 回以上ロックを発生した場合には、90%の無ストレス確度実益テスト規準に合格しなかったことになる。

確度規準を満たすことができなければ、BAIID は不適格とされるものとする。

2.1.2.T ストレス負荷 BAIID の実益確度テスト

認証当局がストレス負荷 BAIID について実益性規格のテスト実施を選択する場合には、1.3 節に始まるストレス負荷 BAIID についての規定案と並行するプロトコルに従うこと、および 90%ロック解除確度の評価規準を設定値より 0.02%w/v 少ないレベルに置くことを推奨する。

2.2.S クリアランスレート

BAIID は、BrAC<0.05%w/v で前回テストから 3 分以内のテストを許可するものとする。

2.2.T クリアランスレートテスト

BAIID をゼロにリセットし、前回テストから 3 分以内に BrAC=0.05%w/v で再テストするための準備を完了するものとする。

装置 A および B に 0.05%w/v のサンプルを導入することによって、この規準を順守しているかどうかをテストし、テスト結果を受け取った後にタイマーを起動させ、テスト結果を記録する。BAIID が「準備完了」状態を表示するまでの経過時間を記録する。各 BAIID 毎にこれを 3 回繰返す。

2.3.S 暖機

BAIID は、-20℃（-4°F）でスイッチを入れた後 5 分以内に作動の準備が完了するものとする。

2.3.T 暖機テスト

BAIID が検知ヘッドを温めるのに要する暖機期間は-20℃（-4°F）で 5 分を超えないものとする。

このテストは、1.5 節に定めた環境チャンバーテストの一環として行うことができる。 -20℃ の環境チャンバーで 4 時間にわたって安定させた後、BAIID の起動と同時にタイマーを起動させる。「準備完了」状態になるまでに要した時間を記録する。

2.4.S ユーザー用ディスプレイ

BAIID は、一定種類の情報を運転者にフィードバックするものとする。これらのメッセージは、BAIID がサンプルを採取する準備が完了していること、テスト結果、警告メッセージ、等である。

2.4.T ユーザー用ディスプレイテスト

2.4.1.T 作動モード

表示は、ユーザーにはっきりと見えやすく又は聞こえやすいもので、以下を示すものとする。

- ・ユニットは作動中
- ・ユニットの準備完了
- ・ユニットは受け入れ可として受容

2.4.2.T 結果

ユニットはテスト結果を次の最小限のメッセージではっきり表示しなければならない。

- ・合格または不合格

2.4.3.T 警告

- ・ユニットをすぐに整備・較正すること

2.5.S 温度パッケージ

-20℃以下または+70℃以上の温度に適合するために、メーカーは暖機（冷却）ニーズを達成することができる機構または手順を入手できるようにしてもよい。これは、サンプリングヘッドを車両から取り外して保管したり、加熱包被を準備したり、あるいはその他の方法によって達成できる。

2.5.T 低温パッケージテスト

-40℃の低温に関してメーカーが提案する手順を評価する。

2.6.S 高度

メーカーは BAIID のマニュアル上または装置上に告示を、アルコール検知ユニットが高度

が上がるとエタノールに対して敏感になり、BAIID を校正した高度より高い場所で始動させると、BrAC がアルコール設定値より低くてもロックアウトを招く恐れがある旨を知らせるものとする。

2.6.T 高度テスト

BAIID は、地上 2,500 m 以下で確度を維持できない場合には、高地でロックアウトが起こる可能性についてユーザーに告示する書面を準備しなければならない。

3.0.S/T オプション特性規格 (S) およびオプション特性テスト (T)

3.1.S オプション BrAC 表示

飲酒と BrAC の関係について知ることは、ユーザーの動機づけに役立つ教育ツールになり得る。従って、テスト後に、合否だけの表示に加えて、BAIID が BrAC 情報をユーザーに提供するかどうかにについて州が検討することを提案する。

3.1.T オプションとしての BrAC 表示

BrAC テスト結果をユーザーに知らせる表示装置の適正性を評価する。

3.2.S オプションとしてのインレットにおけるサンプル受諾性規準

回避防止策の改善のために、3.2.1.S 節および／または 3.2.2.S 節に定めるサンプル評価規準を要件にしてもよい。この基準は現時点ではオプションと記しているが、最も一般的に知られている回避方法をなくすためには必要であろう。詳しい考察を 6.2 節に記載する。

3.2.1.S オプションとしてのサンプル温度帯

サンプルが 32～48℃の範囲になることを要求する規準を課せば、中程度の周囲温度で偽サンプルを拒否する性能が向上する。ただし、気温が中程度の範囲外になると、他の規準を適用する必要が生じる。

3.2.2.S オプションとしてのサンプル最低圧力

濾過サンプルは圧力損失をこうむることがある。水柱 12 インチの最低圧力要件は濾過サンプルのスクリーニングに役立つ。

3.2.T オプションとしてのサンプル受諾性規準テスト

このオプション特性は、採択した場合には、1.8.2.T 項の回避テストプロトコルと連携してテストされたことになる。受諾性規準が BAIID の設計に盛り込まれれば、合格する結果になる偽空気サンプルはほとんど無くなると予想される。

3.3.S オプションとしての防煙

たばこの煙は、半導体タイプのインターロック装置で偽陽性結果を生むことが知られている。田園地帯の一般的な季節行事である野焼きの煙も同様にエラーの元になる恐れがある。サンプリングヘッドの周囲の煙から防護することが、一部の条件下では必要である。

3.3.T オプションとしての防煙テスト

空気中の煙がアルコールの正確な検出を妨害する可能性を評価するために、植物性の物質

を燃やした煙を満たすか又は同様の条件のチャンバーで（テスト当局の関心が安全性にあるか実益性にあるかに応じて）1.1.T 項および／または 2.1.T 項に従ってテストを行う。

3.4.S オプションとしての防塵

細塵は伝導ブリッジを形成することによって電子機器の問題発生原因になる恐れがある。しかしながら、インターロック装置に関するもっと大きな懸念は、細塵が蒸気を吸収する可能性があるという点である。これは、乾燥地域や BAIID を建設車両に取付ける場合に重要性をもつ規格である。乾燥条件を免れない州は、粉塵への曝露から BAIID のサンプリングヘッドを防護する一種のハウジングを要件とすることを希望する可能性がある。防塵はオーストラリア BAIID 基準には盛り込まれている。

3.4.T オプションとしての防塵テスト

州が防塵テストを要求する場合には、認証当局は、自動車技術会の電子機器の設計に関する推奨環境規格—J 1211、20.122 ページ、4.5 節に明確に規定されているテスト手順に従うことを希望する可能性が高い。

3.5.S オプションとしての CB 無線警戒体制

要求されている経時再テストを受けないとか、経時再テストに合格しなかった（1.8.2.3.T 項に定めるとおり）という状況において、警察がモニターできる限定 CB チャンネルに信号を送信することができれば、運転能力を失った運転者が自動車を運転していることを近くの巡視車に警報することができる。このオプション特性は、1.8.2.3.S 項と 1.8.2.3.T 項に記した回避防止特性を支援するものとみなすことができる。

3.5.T オプションとしての警戒体制テスト

テストプロトコルの提案はない。

4.0 安全性規格に関する注釈

本規格は、安全性規格と実益性規格に区分されている。この区別は定義の D.8 節で行われている。安全問題の方がはるかに重要であり、テストの大半は、通常の実地使用条件下で BAIID が予想どおりの性能を果たすことを保証するという目的に捧げられている。通常の実地使用は広範囲にわたる運転条件と屋外条件を伴うと共に、ユーザーの少なくとも 5% は飲酒運転をするために BAIID の回避や不当改造を試みている、と予想される。

BAIID 装置のために自動車環境に応用されてきたエタノール検出技術はほとんどが Tagucci 半導体装置に基づいている。半導体装置は、証拠に基づく実地使用の呼気テストほど特異的でもなく、安定的でもない。しかし、BAIID の目的は運転者の BAC を mg/ml 単位で正確に測定することではなく、BAC の高い者が自動車を運転するのを防ぐことである。この理由から、本規格は確度テスト規準に比較的大きな公差を認めている。また、回避防止のプロトコルも含めている。関連技術報告書では、各州の中央当局が BAIID オプションの計画的管理を権威をもって進めるよう強く勧告している。

4.1 確度

確度について、本規格は、特に、例えば、極端な温度、振動、電力変動、等、いわゆる「ストレス」条件下で、受け入れることのできる性能の範囲を定めている。この理由から、「二重基準」を提案しているが、これはテストユニットの最近のストレス曝露を条件としている。この根拠は以下のとおりである。

第一に、新しく再校正され、ストレステストを受けていない **BAIID** は、それを受けたものよりも高い基準を保つべきである。半導体技術を使った搭載ユニットの実地経験が示すところによれば、60 日間 **BAIID** を日常的に実地使用すると、その後、かなりの平均誤差が（最大 0.015%w/v の範囲で）生まれる。

本規格は、高地で、低温、低電力というような複合的ストレス下での確度テストについては何も定めていない。ここで複合ストレス下での確度テストを提案するのではなく、そのようなテストに関する要件は州の認証当局に任せるべきであろう。なぜなら、その方がそれぞれの独自の状況での評価要件を最もよく決定することができるからである。言うまでもなく、北部ロッキー山脈諸州は、南部の州に較べれば、高地テストと低温テストの組み合わせに大きな関心を示すはずである。同様に、研究が進めば、重要性が明らかになる問題も多く残っている。例えば、高地での使用に合わせて校正した **BAIID** は、海面レベルでの最低温度でテストした時に確度規格に適合できるだろうか。こうした問題は全国的なガイドラインに含めるには特異的すぎるが、地域的に重要である。

計器の確度と精度を測定する時には、全ての測定装置で中央（平均）真値の周囲に一定の自然な量のスコアの分散が見られることを理解すべきである。この変動のために、インターロック装置の設定値は、この自然の変動性を含むような仕方で明確に規定する必要がある。本規格では、確度が完全であるという条件下で受け入れることのできる最悪の偏差を特定した。この場合、全体的な誤差の確率が所定の定数より低い限り、見返りとして確度と精度が低くなることを見越している。

インターロック装置規格案は 3 つのロックポイントを表面的に承認している。

- ・アルコール設定値（公称ロック）
- ・実質的ロック（90%の確実性）
- ・ほぼ絶対的なロック（99.5%の確実性）

アルコール設定値は、インターロック装置で測定したイグニッションがロックされる **BrAC** 値と定義される¹。すなわち、アルコール設定値は、インターロックがセットされる **BrAC** 値である。これらの測定装置に固有の変動性により、この公称ロックポイントは、証拠に基づく **BrAC** 機器によって測定された血中または呼気アルコール濃度真値の中央値になる。インターロックの非精密度はこの値からの偏差である。インターロックの精度が高くなれば、所定のアルコール設定値の周囲の **BrAC** 真値の分散が小さくなる。

実質的ロックポイントは **BrAC** の実測値または真値であり、それを超えると車両は 90%が始動できなくなる。設定値と実質的ロック値との差は、非精密さと不正確さの両方を反映するグレイゾーンになる。ガイドラインは、無ストレス条件下では 0.0078%w/v に等しい設定値からの最大許容標準偏差があつてしかるべきだと定めている。ストレスプロトコルによれば、確度が完全であるという条件下における最大許容標準偏差は 0.0156%w/v に等しい。

第三のタイプのロックポイントは、ほぼ絶対的なロックポイントであり、理論上の重要性を有するだけである。なぜなら、それをテストするには何千回という反復が必要だからである。ほぼ絶対的なロックポイントは、トライアルの 99.5%、実際的には全てにおいて始動できない場合の正規分布サンプルの標準偏差、+2.57 に等しい。無ストレス条件下では、これは設定値より 0.02%w/v 高く、ストレス条件下では設定値より 0.04%w/v 高い。これが何を意味するかと言えば、この規格に照らしてテストする装置の場合（最も緩い確度基準でも）、**BAC** が 0.065%w/v の者で—ほとんどの州の法定限度よりはるかに低い—ほぼ確

¹ 本基準は設定値として 0.025%w/v を選ぶことを推奨する。

実にロックアウトが生じる、ということである。

実質的ロックの条件は操作上、アルコール設定値より標準偏差で 1.28 高いと定義し、絶対的ロックポイントは設定値より標準偏差で 2.57 高いので、標準偏差 (sd) について簡単に説明することが適当である。

標準偏差—標準偏差はスコアの集合の分散を示す統計的尺度であり、「sd」または「s」とも呼ばれる。標準偏差は、中央値を中心とする変動を表す最も一般的な方法である。例えば、精度の高い計器で測定を繰返した結果の標準偏差は精度の低い計器で測定した場合よりもはるかに小さくなる。極端な場合、BrAC 測定装置が 0.020% のテスト溶液から採った全サンプルを正しく 0.020% w/v と測定したとすれば、そのサンプルの中央値は 0.020% であり、標準偏差はゼロである。

標準偏差は、全てのスコアの中央値からの平均偏差の平方根である。科学、財務、プログラミングに携わって標準偏差を計算するほとんどの人々がその計算の鍵をもっているが、次式によって計算して求めることができる。

$$\sqrt{\frac{\sum x^2 - \frac{(\sum x)^2}{n}}{n-1}}$$

記号 Σ は合計を意味する。

つまり、原数値 (x) を二乗し、その総和を求める (Σx^2)。次に、原数値を全て合計して、その平方を求めて ($(\Sigma x)^2$)、その結果を n で割る。最初に求めた数値から次に求めた数値を引く。その答えを n-1 で割る。その結果が平均偏差である。この平均偏差の平方根が、求める標準偏差である。

例—以下の 10 個の BrAC の原数値の中央値は 0.0224 であり、標準偏差は 0.0016 である。

0.023	0.022
0.024	0.025
0.020	0.020
0.022	0.023
0.022	0.023

公称ロックを 10 回のうち 9 回の平均に基づいて 0.025% w/v に設定した場合には、車両は BrAC の真値が 0.015% の時には始動でき、BrAC の真値が 0.035% の時には始動できない。計器の制約があり、また BrAC が 0.01% 未満の運転者の道路事故リスクが増大するという証拠もないので、公称イグニッションロックを 0.02% w/v 未満にするという根拠はない。

カリフォルニア州は 0.03% w/v をロックポイントとして考慮しており、ニューヨーク州は 0.02% w/v をロックポイントに定めている。本規格の公称設定値は 0.025% w/v である。0.025% w/v という値は、車両が常に始動すべき場合と決して始動してはならない場合の両極端と言うべき値、0% w/v と 0.05% w/v の中間である。インターロック装置の実際の性能はこの両極端の間のどこかである。しかし、第一世代の BAIID は BrAC のテストに関して証拠に基づく基準に達していないので、高い精度や確度を要求することは賢明ではない。インターロックプログラムが成功するために考慮すべき最重要事項は、BAC の高い者が車両を運転することを BAIID によって防ぐことができるかどうかであり、違反者または家族による合法的な車両の使用に伴う問題を最小限に抑えることである。今回、このような広範囲にわたる受け入れ可能な性能をなぜ採択するかについては、多くの理由がある。その主なものは以下の通りである。

- ・ BAIID を取り巻く環境は極めて多様であり、その多くは電子検出機器に敵対的である。
- ・ BAIID は、毎日何回も使われるにもかかわらず、最大 2 ヶ月間も検査または較正を受けることがない。
- ・ 実験室の管理条件下における BAIID の認証調査で明らかになった誤差は、軽いストレス条件の下で 0.015% を超えた。
- ・ BAIID 半導体装置はエタノールの特異的検出装置ではなく、たばこの煙、各種うがい薬、人体の内生混合物、そして恐らく未確認の多くのものに反応することがある。

モデル規格の最初の公布なので緩やかな規格になったが、技術の進歩に伴いもっと厳しい規格になると予想される。再度強調するが、精度と確度も重要であるが、それよりもっと重要なのは回避と不当改造を防止することである。

4.2 呼気または血中アルコールの推定およびサンプル要件

BAC という頭字語は、血中アルコール濃度と呼気アルコール濃度の両方を指すことが多い。本書では、呼気アルコール濃度を BrAC と表している。アルコール（特にエタノール： C_2H_5OH ）は可溶性が高いので、液体としても蒸気としても、生体膜—例えば、毛細血管や肺の内膜細胞—を容易に通りぬけることができる。血中アルコール濃度について推論を引き出す方法として呼気のサンプル採取を行う時の第一の懸念は、アルコール蒸気が血中濃度と平衡している肺の部位から空気サンプルを採取しているかどうかを確認することである。このためには、空気が肺の深部からくることが、いわゆる肺胞空気または深肺空気であることが必要である。気管支のような上肺の空気は深部の肺胞空気に較べてアルコール分が少ない。

証拠に基づく BrAC 測定装置はほとんど全て、深肺サンプルを確保することを目的とする吹気圧力および／または持続要件を備えている。この目的は、呼気サンプルと循環血液の平衡を確保することである。アルコールの漸進的吸収と血液の混合作用により、エタノールは血流全体に均等に分布する。

健康な成人男性の平均肺活量（呼気量）は約 4.5 リットルであり、呼吸毎に約 0.5 リットルが交換される。女性の平均肺活量と呼気量はやや少ないが、ヒトの肺活量は 1.8 リットルから 6 リットルまで幅が広い。呼気サンプルが肺胞空気であることを確実にするためには、インターロック装置は、少なくとも 1.5 リットルの空気を吐き出した後に、アルコール成分用の空気をサンプル採取しなければならない。この量は折衷案として選定されている。

4.3 較正の安定性

安定性に関する規格は、確度規格に記した性能規準（1.1.S 節）を通常のインターロック装置の使用期間全体にわたって確実に維持できるように、追加している。呼気検知装置はタイプによってもともと安定性に差があるので、安定期間を定めることにより、あるユーザーの BAIID が次の整備までの間に規格から外れることを確実になくすのに役立つ。現世代の BAIID は経時的に使用を繰返すとかなりの変動が起こり得るので、これが必要と思われる。

4.4 電力

電力規格を加えたのは、通常の自動車始動システムの電圧条件がバッテリーの充電状態によって変動するのにつれて、BAIID への DC 電力が変わると、テストに合格する割合が高くなるというような傾向が生じないためである。規格（1.4.S 節）に定めた範囲は、自動車技術会推奨規格、「電子システム委員会報告、自動車環境における供給電圧の通常範囲の定義」

に基づいている。

4.5 温度

電子装置を極端な温度の中で使用することは、計器の確度規格への適合能力に難題を課す恐れがある。従って、理想的に言えば、米国のどの地域で遭遇する周囲温度であっても、その温度でテストを行うべきである。例えば、暖かい南部の州の住人が冬に北部の州に旅行することがある。従って、州当局が基準を定める時には、自州の境界内では遭遇することのない極端な環境を考慮に入れなければならない。極端な温度状況では、自動車は生存のための手段になることがある。従って、インターロックは、運転者の BrAC が許容範囲であれば、過酷な高温および低温条件の下で始動できるようにすることが重要である。

低温に関するガイドラインには特別な推奨事項を記載している。アラスカおよび中北部諸州（特に MN,ND,MI,MT）の一部の都市は1月の低温が-20℃（-4° F）以下になるのが普通であり、寒い朝には-40℃/F まで下がった記録もある。多くの北部諸州およびアルバータ州はテスト下限として-40℃を設定しているが、これは適当である。他方、-20℃を最低テスト規格にしている州もある。

このような低温が現実であることを考えて、本書で提案した規格は-40℃である。しかし、-20℃と-40℃の差は、どの電子装置にとっても、とりわけ、アルコール蒸気をサンプル採取する設計の装置にとって厳しい要求になる。

こうした理由から、1.5.2.S 節は、運転者が BAIID を使おうとする前にインターロックを温くすることができる事前暖機装置のような設備を使えるようにメーカーがしてもよい、と定めている。メーカーはまた、取り外し可能なセンサーヘッドを開発して、一晩中、暖かい環境に保管することを検討することもできる。寒冷諸州は寒冷な気候に対する準備をすることをメーカーに迫るよう推奨する。留意すべきこととして、自動車技術会の電子機器に関する推奨規格は次のように述べている。「温度要因は、自動車の電子機器にとって、恐らく最も広がっている環境危害であろう」。同書は、自動車の通常の車内温度の範囲を-40℃から+85℃と特定している。本規格はこの SAE の範囲を推奨範囲として採用しているが、同時に、これらの極端な温度を埋合わせするための代替戦略も示している。実世界でもテストの場合でも、このような極端な条件下で蒸気を測定するという物理的難題に対応しなければならない。

温度と確度の二律背反に対する興味深い折衷的解決策をアルバータ州が示しているが、その規定によれば、テストサンプルの範囲がエタノール 0.01 から 0.05% w/v の時に、BAIID が零下 40℃で確度要件を満たすことができない場合には、BAIID は、エタノールサンプルの濃度を再テスト用に 0.08%に引き上げた時に、その後 30 回のトライアルで 100%ロックアウトすることができなければならない。これは、本規格で概説しているのと同様のインターロック仕様への取組み方を具体化したものである。すなわち、BAIID の特定の確度は重要ではあるが、BAIID が運転能力が著しく損なわれている者が（例えば BrAC 0.08%以上）自動車を運転するのを防止できるかどうかという問題に較べると、決定的なものではない。

低温フェイルセーフ機構の具体的な設計はメーカーの裁量に委ねることができる。しかしながら、一つの例としては、サンプリングヘッドの温度が BAIID の作動範囲より低い時には、温度検知スイッチによってイグニッション回路が切れる、という方法もある。

4.6 振動

振動は全ての自動車に一般的であり、BAIID は所定の振動曝露の後に機能を果すことができる。証拠に基づく呼気テスターの標準仕様をここでは最低振動規格として繰返す。

4.7 無線周波数および電磁妨害

近年、車両内に搭載される電子関係の実用新案の増加が著しく、インターロック信号の処理を変える電界が発生する潜在的可能性もある。この潜在的な問題は 1982 年に確認されたが、その時には、証拠に基づいた旧型の実地呼気テストユニットの幾つかを警察の通信機器の近くで操作したところ、妨害が生じた。

通信機器を搭載した警察巡視車という環境は、大多数のインターロックユーザーにとって一般的なものではないかもしれない。しかし、代表的な携帯電話や CB ラジオと関連した電界が BAIID のエラーや機能不全の一因になるという可能性は残っている。

本規格で特定したテスト手順は、最も一般的に使用される車内装置がインターロックの作動を変えるかどうかを査定するように設計されている。

4.8 不当改造および回避

インターロック装置開発の現状では、不当改造および回避の防止策は十分に開発されていない。防止策の多くは、不当改造や回避を不可能にするというより、それを不便なものにするという考え方に基づいている。強い動機をもつユーザーがあらかじめ計画すれば、一般的に言って、標準的な防護策をのり超えることができる。

4.8.1 不当改造

不当改造防止策は、インターロック装置への容易な接近と改変、車両のホットワイヤ、または通常の始動の一部としての呼気テストを排除しようとする、その他の非標準的始動を防ぐように設計されている。

最大の BAIID メーカーは、BAIID の検知部品に不当改造防止シールを使っている。このシールは一種の封印用シールで、それを破損しなければ取り外すことができず、または手を加えようとした証拠が整備担当者に明白になる。しかし、このテープは複製することができ、闇市場に出回ることありうる。構想としては、容易に複製できない独自のテープを作ることは何らかの価値はあるが、現在、そういうものが作られているという証拠が実際にはなく、従って、規格の中でそれを提案することは時期尚早である。それにもかかわらず、これは一定の重要性をもつ。

4.8.2 回避

回避防止要件は、運転能力が損なわれていない場合には車両の始動を可能にし、運転能力が損なわれている場合にはそれを防止するという二律背反的条件を認識しなければならない。技術の未熟さを考えると、偽陰性と偽陽性の間のバランス²を取って、大半のユーザーにとってのインターロック装置の所期の目的を現実的に達成する方途を見つける必要がある。本規格は、その規定によって、既知の主要回避手段の 80% を締め出すことに注意を向けている。

ヒトの呼気は吐出温度が 34°C (93°F) で、水分で完全に飽和状態にある。呼気の圧力範囲は最大で水柱 30 インチ程度である。呼気のこれらの特性は、ある点では、サンプルに対して呼気として受け入れられる諸特性の範囲内に収まることを要求し、ヒト以外の空気源によって回避しようとする試みを最小限に抑える抑止因子として使用できる。現在の規格は

² 偽陰性テストは、BAC が設定値以上であるのに間違って始動を許すものであることに留意すること。逆に、偽陽性テストは、BAC がアルコール設定値を合法的に下回っているのに、エンジンの始動を妨げるものである。

理想的なものでなく、業界と技術の成熟と共にもっと厳しくするべきである。3.2.S で定め、6.2 で論議するオプション特性は、この問題に取り組んでいる。

濾過システムは呼気サンプルからアルコール蒸気を除去することができる。しかし、ほとんどの濾過システムが、水蒸気も除去し、温度や圧力を変え、またはその他のヒトの呼気特性を変える。これらの変化を、フィルターを使って BAIIID を回避しようとした試みの指標として記録することができる。

経時再テストは次の 2 種類の違反防止に向けられている。

- ・ 歩行者または走行車両の乗員でない他者から初期呼気サンプルをもらって車両を始動させること。
- ・ BrAC が上昇段階にある誰れかが車両の使用を妨害すること。

本規格では、経時再テストの設定値規準を最初の設定値より 0.02%w/v 高くすることを推奨している。これは、経時再テストに不合格になった場合、例えば、運転する権利剥奪期間が長くなるなど、制裁が重くなる可能性があるので、測定誤差クレームの基準を下げるために行っている。

しかし、再度強調しなければならないが、経時再テストに合格しなかった場合にも、点滅灯とか警笛あるいはその他の注意をそらせる措置などの即座の制裁は提案していない。従って、このテストプロトコルによって他の自動車の運転者の安全を脅す恐れはない。要求される経時再テストに合格しなかったこと又はそれを受けなかったことの結果措置は後日のことであり、その場では運転者に聴覚的または視覚的な指図が出されるだけである。この指図は、ユーザーが直ちに（数日以内に）BAIIID プログラム管理者と整備技術者に報告しなければならないという要件を伝える。実際に経時再テストを受ける要件は、エアコンディショナーを調節したり、ラジオのダイヤルを回したりするような日常的な車内行動と同じように、人を混乱させるものではない。運転者は道路から目をそらせる必要もない。

経時再テストに関する詳しい論議については 6.5 項参照。

4.9 自由再始動

機械的または BrAC 関連の故障に備えるために、再テストの制限が必要であった。車両が、特に往来の激しい中で、または機械または電気システムの故障で立ち往生した時には、すばやく再始動できなければならない。運転者は、機能不全の車両をもっているからと言って罰せられるわけではない。再始動のための猶予時間は 2 分間に限られる—これは再始動に十分な時間である。

4.10 データ記録装置

車両の使用およびインターロックテスト結果の記録は、正確なモニタリングプログラムにとって決定的に重要であると考えられる。このようなモニタリングプログラムがあり、そのプログラムが、インターロック装置内のメモリーチップから提供されるもののような車両使用報告の耐久性と正確性に依拠しているとすれば、その時には、車両バッテリーの電力損失が生じてデータの完全性を守るための準備をしなければならない。これを達成するためには、メモリーチップに小型バッテリーによる連続内部電力を供給することが必要であり、このバッテリーは密封された区画を壊さなければアクセスできないものでなければならない。このような方法で、著しく不適合であるユーザーは、バッテリー切れによる純然たる電力損失だと容易に解釈される（車両バッテリーを電源とする装置の場合）ものではないので、全ての誤用の証拠をデータ記録から消すことができなくなる。メモリーへの電力回路がシールされないと、記録が失われる恐れがある。これは必ずしも最善の解決策ではなく、

一つの方法にすぎない。

4.10.1 ユニットの不作動にする行為の記録

インターロックユニットは、較正チェック時に直ちに検知できる機構によって不当改造行為を整備技術者に伝えるべきである。不当改造行為が発見されると、技術者はユニットと重要な配線接続を全て検査しなければならない。当該行為およびその他の不当改造関連証拠は適当な形式で裁判所の係官に提出する。

4.10.2 車両使用の記録

裁判所の係官がインターロックの適正使用を効果的に監視できるように、較正に際して当該ユニットから引き出したハードコピー報告に、本規格に定める情報の各事項を含めるものとする。

4.10.2.1 日付

日付の記録は、ユニットが当該クライアントによって使用されていることを証明する。連続して何日もテストがされていないという報告は裁判所の係官に異常を知らせるはずである。懸念されることは、クライアントがインターロックを装備していない車両を運転している可能性である。

4.10.2.2 時刻

日付と並ぶ時刻の記録は、ある 1 日のテストの合計回数と何回続けてテストをしたかを示す。この情報はクライアントの適合性を評価するのに役立つ。例えば、BrAC が高くて不合格になったテストが 2、3 回あり、その数分後に合格になっていれば、回避の証拠になる。プログラムモニターに、データ記録を読むことのできるアルゴリズムのような、ある種の手順があること、あるいは単純に、こうした事態の発生にフラッグを付けることのできる BAIID があることが重要である。短時間に何回もテストしている場合には、監察官はクライアントに訊問する必要があるかもしれない。

4.10.2.3 合否

合否の記録は、アルコール飲用と法令遵守に関する比較的正確な記録を提供する。不合格が全くないか又は極く少ない記録は幾つかの意味があるが、不合格の多い場合は裁判所の係官にとって懸念の対象になる。クライアントが禁酒していると予想される場合には、テスト結果を証拠として突きつける道具として使用することができる。

4.10.2.4 BrAC レベル

BrAC レベルの記録は、監察官やアルコールカウンセラーが当該運転者の飲酒パターンを調べるのに重要であろう。不合格が多く、BrAC が上昇していれば、クライアントがプログラム目標を達成していないことが証明される。違反者の DWI プログラムの多くは禁酒を要求しているので、この情報を自己申告と併せて使うことができ、またクライアントにその行動を突きつける手段として使うことができる。

4.10.2.5 始動および停止

始動と停止の回数の記録、および恐らく走行距離の記録によって、テストが順調に完了した時に車両を実際に運転していたのかどうかを裁判所の係官が観察することができる。従って、クライアントがバーに立ち寄って飲酒し、車両をアイドリングにしたままにしてい

ると、運転が長く続いているが走行距離が記録されないことになる。こうした状況は、回避の可能性があると、裁判所の係官に対して「フラグ」で知らせるべきである。

4.10.2.6 整備催促装置

ユニット自体がクライアントに較正チェックが近づいていることを警告できる能力を備えていることを推奨する。この規定は先に 2.4.3.T 項に記した。パワーアップシーケンスにおいて警告灯および／または可聴音を組み合わせれば十分である。

5.0 実益性規格に関する注釈

5.1 確度

実益性規格としての確度規格は、インターロック装置を便利に操作するのに重要である。高い可能性で、安全性確度規格（上限）に容易に合格する BAIID は実益性確度規格（下限）に難なく合格する。しかしながら、BAC が法定範囲内で違法でないユーザーがあまりにも多く運転を妨げられることになれば、インターロックプログラムの受け入れが難しくなる。同様に、気候上または個人的に安全が脅される事態が生じた時に、BrAC ゼロの運転者にロックアウトが起こるとすれば、それは受け入れがたいことである。従って、これは認証当局にとって懸念される問題であろう。

幾つかの米国の州および／またはカナダの州は、その基準に、うがい薬、コーヒー、たばこ、不燃焼炭化水素、呼気中のミント、等の汚染影響をテストする要件を含めている。これらの中には、カリフォルニア州パイロットプログラムにおけるインターロック装置のユーザーの苦情の種として挙げられているものもある。また、一部の州のテストプログラムは、特にうがい薬とたばこの煙による偽陽性を確認している。ただし、予防措置を講じる時には、これらの物質の影響の可能性を重大な懸念事項とみなすべきではない。これらの物質が BrAC に及ぼす影響は高濃度であれば現実的になるが、それは一般的ではなく、通常の使用条件下では、その影響は重大懸念ではない。このような妨害物質によって不便を被るのは運転者であるので、不必要に偽陽性が生じる事態を避けることは運転者のためである。

BAIID に使用されるアルコール検知技術の種類によって、測定の特異性に影響が出る。エンジン排気流の中に固定する受動燃料電池は、およそ 0.01%w/v を測定する。半導体技術は特異性が低く、測定は高くなる。非エタノール汚染物質を正しく検知し、それを拒否する BAIID の能力は、十分であるが完全ではない。こういう理由で、採択するように推奨するアルコール設定値を 0.025%w/v 以上に設定したものである。

もう一つの物質、飢餓、糖尿病性ケトン血症、およびその他の幾つかの医学的状態の呼出産物であるアセトンに、アルコールの呼気テスト装置において偽陽性測定結果が出る原因として挙げられる歴史がある。しかし、これも、法廷の専門家には、燃料電池技術や赤外線技術のエラー源でないことがよく知られている。

5.2 クリアランスレート

インターロック装置は、始動しなかった後の残留呼気アルコールを直ちに無くさなければならぬ。前回テストの BrAC が 0.05%w/v 以下であれば、BAIID をゼロにリセットし、3 分以内に再テストの準備を整える。この規定を追加した理由は、実際の BrAC が高いか又は口中アルコールが高いという理由で測定値が非常に高いと、BAIID に法外な負担がかかり、もっと費用のかかるパージ用送風装置の追加が必要になるからである。BrAC が 0.05%w/v を超える者を再テストするのに必要な時間の追加は、懸念事項の優先順位が低い。

5.3 暖機

呼気サンプルはかなり一定した環境の中で評価しなければならないので、サンプリングヘッドの安定のために一定の時間を見込まなければならない。

5.4 ユーザー用ディスプレイ

電子装置と人間との関係の中で常に問題になるように、慎重な情報の提示とは、混乱して不安になることと、容易に受け入れることができることとの違いと言ってもよい。インターロック装置の場合には、一定の情報はユーザーにとって非常に明瞭でなければならない。実益性規格に記したように、その情報は以下のとおりである。いつ息を吹き込むか、いつまで待つか、いつ車両を始動するか、ロックアウト状態の延長はいつ起こるか、いつ整備するか。これらの基本的な機能は最低限の訓練しか受けていないユーザーにも明らかに理解されなければならない。

5.5 温度パッケージ

受け入れ可能な極端な温度に関する規格は、何らかの歩み寄りが必要なケースである。本規格は-40℃から+85℃と定めている。この範囲は SAE が自動車曝露される標準的範囲とみなしている。しかし、零下 40 度は蒸気測定にとっては実行不能であり、また異常高温では費用のかかる回路保護対策を講じる必要があるという懸念が表明されている。これらの極端な温度は特殊な条件であるが、起こりがちな条件でもある。

認証評価手順は、装置が規格に適合するかどうかだけではなく、操作の間違いによって電力および／または物理的損失が生じる等の様々な問題に装置が直面する可能性を巡って、設計されなければならない。例えば、下限では、メーカーがサンプリングヘッドを寒い夜間に屋内に保管することを考慮に入れるとすれば、それを落としたり操作を間違った場合の衝撃による損傷から防護するための準備も必要である。

車両バッテリーは暖房装置の電源として使用できると考えるが、これは-20℃以下の温度でエンジンをかけねばならぬバッテリーに極端な電流需要を課す恐れがある。ある種の移動式外部電源がこの問題の解決策になり得る。

5.6 高度

1974 年に実証されたことだが、一定量の呼気を採取して、ある周囲気圧で分析すると、アルコール濃度は気圧と無関係であった。しかしながら、現在の BAIID のほとんどは半導体センサーを使っており、そこではアルコールへの感度は酸素濃度の関数であり、酸素は高度が上昇すると減少する。その結果、高度が上がるにつれて（そして酸素濃度が下がるにつれて）、BrAC 測定値は上昇する。

実益性規格に適合しなくても安全面では問題でない。しかし、米国西部内陸部の住民にとっては、不便を生むものになる。そこで 2 つの代替策が検討に値する。

一方では、ソルトレークシティ、デンバー、フラッグスタッフ、サンタフェ、等、5,000 フィートを超える高地の都市の住民が問題なく車両を始動させることができるように、メーカーは BAIID の基礎感度を調整することができると思われる。あるいは、高地の州が、例えば 0.03%w/v 等、最低値より緩やかなアルコール設定値の採択を検討して、偽陽性問題を最初から最小限に抑えることを希望することもできる。

6.0 オプション特性に関する注釈

6.1 BrAC 表示

ユーザーに提供されるメーカーの情報および州独自の情報は、BrAC 値の意味、およびアルコール摂取量と BrAC および BrAC 曲線の平均減衰時間の関係をユーザーに説明しなければならない。

このような情報を含めることは、ユーザー／違反者に対して、飲酒量、飲酒後の時間、および BrAC の関係について教育的サービスを提供することになる。

6.2 サンプル受容規準

1988 年 11 月に発表された NHTSA 技術報告書（DOT HS 807 333）において、BAIID メーカー3 社がその製品をマサチューセッツ州ケンブリッジの運輸システムセンターで評価してもらった。一般的な所見では、温度規準への適合を要求する装置はヒト以外の空気サンプルの導入による合格条件を防止するのに最もよく成功し、最低圧力要件を満たすことを要求する装置は濾過サンプルの導入による合格条件を防止するのに最もよく成功した。

理想的なユニットならば、各指定ユーザーに独自の呼気特性を要求するだろうが、このような技術にかかる費用が現時点では足かせになる。それにもかかわらず、呼気の物理的特性や指定ユーザーのその他の特性を規定する基準であれば、現在、一般的に非常に使いやすい回避方法の魅力を大いに感じることができる。

不当改造と回避の防止策は最も難しい課題であり、インターロック装置の潜在的に最も費用のかかる側面である。

6.3 煙

たばこの煙やたばこの煙の一部成分は、半導体タイプのアルコール測定装置が検出する偽陽性の割合を高めている。他の煙の発生源も同様であり、煙の多い環境では、これによってプログラムが影響を受ける。野焼きにより季節的に煙が発生する州は、認証テストにこの要素を採り入れることを希望することができる。

6.4 塵

塵は理論的には偽陰性の源である。これは、BrAC が上昇しているのにアルコールが塵に吸収されることにより検出されない、というエラーである。塵は、オーストラリア基準には盛り込まれており、オーストラリアの車両アルコール装置の認証テストは塵に 5 時間曝露することを要求している。塵旋風や砂嵐が発生しやすい州はその基準に塵テストプロトコルを含めることの検討を希望してもよい。

6.5 警告条件

経時再テストは、3.8.2 項に記した 2 種類の回避に対する方策として採択された。

長い論議の対象になったのは、経時テストに不合格になった場合の適正な不合格結果は何かという問題であった。運転能力が損なわれている運転者が経時再テストによって特定された場合には、その運転者を道路から離れさせる安全な代案がほとんどないに等しい。これらの代案は一般的に次のようなカテゴリーに分類される。

- ・警察および道路を共用している他の運転者によって、よく目立つ信号（灯火、ホーン、等）によって警告する。この案は検討されたが、安全上の危害があるとして却下された。
- ・秘密通信信号によって警察に通告する。この案は安全という観点からは優れているが、

コストまたはプログラム作成という点で現時点では難しい。

- ・違反した時点では独自の聴覚的または視覚的指図によって運転者に警告するだけ。しかし、不合格になった後は、安全な期間（例えば 5 日間）が経過した後に、それ以後の車両の使用を禁止する。現時点では、これが唯一の実際的な案である。

テストに合格しなかった時点で、灯火および／またはホーン等の搭載機器を使って広く警告するという努力は、ほとんどが新しい安全上の危害を加えることになる。インターロックテスト不合格に特異的な、あまり驚かせない追加信号（例えば、独自の特性をもつ単一光源）の配線は望ましいが、BAIID へのコストが追加され、また社会一般に対する啓発コストも必要になる。

この種の回避が監視システム経費を支出する事由になる程の広がりを見せていると考えるのであれば、警告機能をもつ低コスト CB 送信機による信号を考案することができるはずである。幾つかの周波数にまたがる特定の信号で、近くの警察の巡視車やトラック運転者に警告することができる。あるいは、市民が位置と方向を警察に知らせ、応答できれば、警察が搜索できる。

インターロックメーカーが直面している、大きな広がりをもつ問題の一つは、高度に洗練されていることと手頃に入手できることの間で折り合いがつく装置を設計することである。プログラム評価者の主たる問題は、いつか出現するプログラムではなく、BAIID を現状のまま率直に評価することである。

BAIID 技術開発の初期段階である現在、装置と装置をモニターするプログラムとの結合が思慮深く構想され、統御されないならば、この技術の将来は出端をくじかれ、アルコールに関連する安全リスクに対する技術的監視の取組みが頓挫することになる。本規格は、今日の BAIID 装置と監視プログラムが更に発展する根拠があると証明されるならば、もっと理想的な状態を目指して進化する必要性が生まれるだろう。

付録 A－認証テストの概要

節	テスト事項	BAIID	コメント／目的
1.1.1.T.....	安全規格に関する確度テスト ストレスなし	A, B..	無ストレス規準は、設定値より 0.01%w/v 上で確度 90%；テスト 20 回、18 回以上でロックすること。
1.1.2.T.....	安全規格に関する確度テスト ストレスあり	A, B..	ストレス規準は、設定値より 0.02% w/v 上で確度 90%；テスト 20 回、18 回以上でロックすること
1.2.T.....	呼気サンプリング	A, B..	最小サンプル 1.5 L
1.3.T.....	較正安定性	A, B..	シリーズの最後のテストであること。最大 10 週間、毎日使用。最後に 1.1.2.T によりテスト、次に再較正して、1.1.1.T によりテスト。
1.3.1.T.....	ロックアウト評価	A, B..	推奨整備間隔の 7 日後までに整備しなければ、BAIID はロックアウトすること
1.4.T.....	電力	A, B..	11 および 16 VDC テスト、その後に 1.1.2.T
1.5.1.T.....	温度範囲	A, B..	1.1.2.T により、-40℃、-20℃、+70℃、+85℃でテスト
1.5.2.T.....	極端な温度、-40℃と+85℃	A, B..	極端な条件下で規格に適合することへの例外措置をメーカーが推奨する場合のテスト
1.6.1.T.....	振動 1	A.....	10-30-10 Hz、5 分、変位 0.76 mm
1.6.2.T.....	振動 2	B.....	30-60-30 Hz、5 分、変位 0.38 mm
1.6.3.T.....	振動 3	A, B..	同上、3 方向
1.6.4.T.....	振動 4	A, B..	1.1.2.T によるテスト。
1.6.5.T.....	振動後検査	A, B..	損傷を点検。
1.7.T.....	RFI/EMI	A, B..	車内装置から 5 cm、1.1.2.T によるテスト。
1.8.1.1.T.....	不当改造／電力損失	A, B..	妨害検知テスト
1.8.1.2.T.....	不当改造／回路	A または B	搭載装置上でのホットワイヤまたはプッシュ始動検知能力テスト。
1.8.2.1.T.....	回避／ヒト以外のサンプル	A, B..	80%適正規準、1.1.2.T によるテスト。
1.8.2.2.T.....	回避／濾過サンプル	A, B..	80%適正規準、1.1.2.T によるテスト。
1.8.2.3.T.....	回避／経時再テスト	A または B	再テスト条件が (1) 再テスト間隔、(2) 不合格時 5 日以内にロックアウトの規準を満たしているかを判定するテスト。
1.9.T.....	サンプルなし再始動	A, B..	内部タイマーのテスト
1.10.T.....	データ記録装置	A, B..	アウトプットを評価
2.1.1.T.....	実益性規格に関する確度／精度－ストレスなし	A, B..	基礎規準は、設定値より 0.01%w/v で適正合格 90%；テスト 20 回、18 回以上でロックしないこと。
2.1.2.T.....	ストレス実益性テスト	テストを提案しない。	必要な場合には、設定値より 0.02% 下で 90%確度規準。
2.2.T.....	クリアランスレートテスト	A, B..	0.05%w/v 後リセット時間。
2.3.T.....	暖機テスト	A, B..	-20℃での準備完了時間、1.5.1.T のテストも参照。
2.4.1.T.....	ディスプレイ、読みやすさ	A/B.....	注

節	テスト事項	BAIID	コメント／目的
2.4.2.T.....	ディスプレイ、ユーザーフィードバック	A/B.....	注
2.4.3.T.....	ディスプレイ、警告	A/B.....	注
2.5.T.....	低温対策	A/B.....	-40℃で 1.1.T の規準に適合しない場合、極端な温度に対する準備があるかどうかを判定。
2.6.T.....	高度	A/B.....	ユーザーに警告
3.1.T.....	BrAC 読出し情報	A/B.....	オプション
3.2.T.....	サンプル受容性	A, B..	オプション
3.3.T.....	煙	A, B..	オプション
3.4.T.....	塵	A, B..	オプション
3.5.T.....	警告条件	A, B..	オプション

付録 B－機器リスト

1. シミュレーターは、例えば National Draeger Mark IIA または同等のものを使用すること。移動ラインの凝結による問題を避け、過圧力の影響を防ぐために注意を払うこと。瞬時的使用を除き、約 20℃以下または約 34℃以上の温度に曝露しないこと。アルコール溶液の調製ガイドラインは以下で入手可能。
National Safety Council's Committee on Alcohol and Other Drugs, 444 North Michigan Avenue, Chicago, Illinois 60611。
2. 温度計は国家技術標準協会（NIST）まで遡及できること。シミュレーターのチェック用温度計は 0.1℃まで読み取れること。
3. アルコール、エタノールは、U.S.P 試薬品質無水アルコールまたは NIST 標準基準材料。
4. 温度チャンバーは、例えば Thermotron FM 35 CHM。ウォークイン型でもベンチトップ型でもよい。
5. 振動テーブルは、所定のスケジュールで約 4.5 kg（10 ポンド）の負荷を振動させることができること、プログラム作成が可能であること。
6. DC 電源は、例えば Hewlett Packard 6023 A または同等のもの。所定の自動車電圧の範囲を給電できること。
7. 空気スポイトは 1 クラスの肺活量測定用で 1 リットル 1 基と 3 リットル 1 基。
8. 肺活量計は容量約 9 リットル。
9. 気密ボックスは吐出空気収集用で、BAIID を収容し、肺活量計用の適当な接続、マウスピース、および BAIID 用電源を取付けるだけの大きさであること。エアスポイトと肺活量計を使って気密性と操作性が証明されれば、装備を整えたプラスチックバッグを使用してもよい。
10. 証拠に基づく呼気テスターは、例えば CMI Intoxilyzer（赤外線）および Lion Alcometer SD-2（燃料電池）。ピーク確度範囲が異なるので両方が望ましい。
11. ホースは各種直径のフレキシブルなもの。
12. ガラス容器はアルコール溶液調製用のクラス A 容積測定型。

[FR Doc.06-1423 登録 2-14-06;8:45 am]

ビリングコード 4910-59-P

付録6: CENELEC 技術基準ドラフト

BTTF116-2/Conv 0053/INF 2005 年 12 月

欧州規格 EN 50436-1 2005 年 11 月

アルコールインターロッカーテスト方法および性能要件 第 1 部: 飲酒運転違反者プログラム用計器

本欧州規格は CENELEC が 2005-06-01 に承認した。CENELEC のメンバーは、本欧州規格にかなる改変も加えずに国内基準の資格を与えるための条件を定める CEN/CENELEC 国際規則を遵守する義務を負っている。

この国内基準に関する最新のリストと参考文献は、CENELEC メンバーまたは中央事務局に申し込めば入手できる。

本欧州規格には 3 種の公式版がある（英語、フランス語、ドイツ語）。CENELEC メンバーの責任で自国語に翻訳された、これ以外の他国語版も、中央事務局に届け出がなされたものは公式版と同じ資格をもつ。

CENELEC メンバーは、次の各国の電気技術委員会である。オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国。

CENELEC
欧州電気技術標準化委員会
中央事務局: rue de Stassart 35, B-1050 Brussels

((C)) 2005 CENELEC—いかなる形式、いかなる手段による利用についても全ての権利は全世界で CENELEC メンバーが留保する。

序

本欧州規格は CENELEC BTTF 116-2、アルコールインターロックが作成した。

草案本文は正式の票決に付され、CENELEC が 2005-06-01 に EN 50436-1 として承認した。

以下の日付が確定された。

- － 同一の国内基準の公布により、または承認によって本規格を国内レベルで実施すべき最終期限 (dop) 2006-06-01
- － 本 EN と相容れない国内基準を撤廃すべき最終期限 (dow) 2008-06-01

目次

序	- 83 -
1 適用範囲	- 86 -
2 参照規格	- 86 -
3 定義	- 86 -
4 要件	- 88 -
4.1 総則	- 88 -
4.2 阻止および阻止解除	- 88 -
4.3 車両モーターへの影響	- 88 -
4.4 車両の回路設計	- 88 -
4.5 マウスピース	- 88 -
4.6 データメモリー、ダウンロード、および評価	- 88 -
4.7 再テスト	- 88 -
4.8 早期督促	- 89 -
4.9 準備完了	- 89 -
4.10 不法改造	- 89 -
4.11 電磁両立性	- 89 -
4.12 電気妨害	- 89 -
4.13 防護装置の型式	- 89 -
4.14 他のシステムとの組合せ	- 90 -
5 ラベリングおよびマーキング	- 90 -
6 説明書	- 90 -
6.1 取付け説明書	- 90 -
6.2 使用説明書	- 91 -
6.3 整備説明書	- 91 -
7 一般テスト方法	- 92 -
7.1 サンプル	- 92 -
7.2 テストの順序	- 92 -
7.3 アルコールインターロックのテスト前準備	- 92 -
7.4 テストの通常条件	- 92 -
7.5 機能テスト	- 93 -
8 テスト手順および要件	- 93 -
8.1 電気テスト	- 93 -
8.2 校正曲線	- 94 -
8.3 耐久性テスト	- 94 -
8.4 環境テスト	- 95 -
8.5 呼気量	- 96 -
8.6 流量	- 97 -

8.7	分析特性.....	- 97 -
8.8	ごまかしおよび回避.....	- 97 -
8.9	始動時間.....	- 99 -
8.10	再始動時間.....	- 99 -
8.11	較正および較正間隔.....	- 99 -
8.12	整備期日予告装置.....	- 100 -
8.13	長期挙動.....	- 100 -
9	テスト報告書.....	- 100 -
	参考文献表.....	- 101 -

1 適用範囲

本欧州規格は、呼気アルコールに応じて制御されるアルコールインターロックに関するテスト方法と性能要件を定める。その対象は、主として飲酒運転違反者用交通安全プログラムに使用することを目的とするアルコールインターロックである。

本欧州規格は主としてテスト機関およびアルコールインターロックのメーカーに対するものである。

幾つかのパラメーター（例えば、アルコール濃度や呼気量）は、本規格による型式テストのためだけに本欧州規格に定められている。ただし、国内規則により所定のパラメーターをアルコールインターロック用に異なって設定することが必要になる場合もある。

2 参照規格

以下の参照文書は、本規格に適用するために不可欠である。日付のついている参照規格は、その版だけを適用する。日付のついていない参照規格は最新版（修正を含めて）を適用する。

EN 60068-2-30:1999、環境テスト－第2部：テスト－耐久性テストおよびガイダンス：湿熱、循環式（12 + 12 時間サイクル）（IEC 60068-2-30:1980 + A1:1985）

EN 60529:1991 + A1:2000、エンクロージャによる防護の程度（IP コード）（IEC 60529:1989 + A1:1999）

ISO 7637-2:2004、道路車両－伝導および結合による電気妨害－第2部：供給ラインだけの電気一時伝導

ISO 7637-3:1995、道路車両－伝導および連結による電気妨害－第3部：供給電圧公称12 V または24 V の車両－供給ライン以外のラインを経由する容量性および誘導性結合による電気一時伝導

国際勧告 OIML R 126：証拠に基づく呼気分析計、1998 年版 Bureau International de Metrologie Legale, 11, rue Turgot - 75 009 Paris - France

3 定義

本書の意図するところでは、以下の用語と定義を用いる。

3.1 アルコールインターロック

阻止状態では車両モーターの始動を防止することを目的とし、設定値よりアルコール濃度が低い呼気サンプルを提出し分析した後初めて阻止解除状態になる装置。

注1 普通は、車両に電氣的に接続するハンドセットとコントロールユニットから成る。

3.2 呼気アルコール濃度

アルコールインターロックに吐出される終末呼吸呼気サンプル中のエタノールの質量濃度、単位は mg/l。

3.3 終末呼吸呼気サンプル

呼気流量が設定最低値を超える時間間隔の最後に経口強制呼吸によって採取する呼気サンプル。

3.4 阻止状態

車両モーターが始動できない状態。

3.5 阻止解除状態

車両モーターが始動できる状態。

3.6 呼気アルコール濃度限度値

それを下回れば車両モーターが始動できる規制値。呼気テストの結果がこの限度値以上になれば車両モーターの始動が妨げられる。

3.7 再テスト

車両モーターが始動した後の呼気テスト

3.8 始動時間

合格呼気サンプルが吐出された後に車両モーターが始動できる時間

3.9 再始動時間

イグニッションのスイッチを切った後に別の呼気サンプルを提出せずに車両モーターが始動できる時間

注 この再始動時間はエンスト後に運転者が車両を再始動できることを保証するためのものである。

3.10 回避

濃度限度値より低い合格呼気テスト結果を提出せずに、またはオーバーライド機能を作動させずに、車両モーターを始動させること

3.11 オーバーライド

濃度限度値より低い合格呼気テスト結果を提出せずに、コードまたはキー（電子的または物理的）の使用により、または時間を限定し使用を限定して車両モーターを始動できるようにする他の安全な方法によって、車両モーターの始動の阻止解除を行う方法

3.12 不法改造

アルコールインターロックまたはその車両への取付けまたはその機能に対する無認可の変更または妨害

4 要件

4.1 総則

アルコールインターロックは本欧州規格の要件に適合するものとする。

4.2 阻止および阻止解除

阻止解除は、合格呼気サンプルの吐出とその分析後に、呼気アルコール濃度が限度値より低いことによって達成されるものとする。オーバーライド機能は認める。

アルコールインターロックは、車両イグニッションのスイッチを切り、それに続く再始動時間が終了した後に、運転者の補助行為なしに阻止するものとする。

再始動時間は1分以上でなければならない。

4.3 車両モーターへの影響

アルコールインターロックは車両モーターの始動を防ぐだけである。アルコールインターロックは、再テストを受けなかったり、合格しなかった場合でも、作動中の車両モーターに影響がないものとする。

4.4 車両の回路設計

車両のオンボード回路設計の電気的特性（リード線断面、接触安全性、等）は、メーカーの指図どおりに搭載したアルコールインターロックによって悪影響を受けないものとする。

4.5 マウスピース

アルコールインターロックのマウスピースは交換できるものとする。

4.6 データメモリー、ダウンロード、および評価

アルコールインターロックは、ハンドセットの接続が切れた場合でも、発生した事態を日付および時間と共にデータメモリーに記録することができるものとする。この事態は少なくとも以下のとおりである。呼気サンプルとテスト結果、阻止および阻止解除、車両モーターの始動または作動および停止および／または車両の移動、再テスト時の呼気サンプル不提出、ハンドセットの取外しと再取付け、供給電圧の接続および断線、ごまかしまたは回避行為、オーバーライドおよび回避。

データは、意図せぬデータの改変や車両バッテリーの電圧によって失われることがないように、保存するものとする。

データをダウンロードし、それを評価することができるものとする。

4.7 再テスト

アルコールインターロックは、視覚および／または聴覚信号により、無作為の時間間隔で再テストを要求することができるものとする。

注 国内規制によって視覚信号の使用が使用される場合もある。

4.8 早期督促

アルコールインターロックは一定の事態が発生した場合には（例えば、初期テスト不合格、再テスト不合格または受検拒否、オーバーライド、回避）、早期整備を要求することができるものとする。

4.9 準備完了

アルコールインターロックは、呼気テストの準備が整った時には、視覚的および／または聴覚的な指示を出すものとする。呼気テストは準備完了の表示があつて初めて認められるものとする。

4.10 不法改造

アルコールインターロックは、メーカーの指図どおりに車両への搭載を行った時に、アルコールインターロックまたは取付けに目に見える改変を加えずに、使用不能や作動不能にしたりまたは破壊したりすることができないように、設計し、製造するものとする。

4.11 電磁両立性

アルコールインターロックは、電磁両立性（EMC）に係る欧州指令 95/54/EC または欧州指令 2004/104/EC の該当する技術要件を満たすものとする。

4.12 電気妨害

4.12.1 供給ライン

アルコールインターロックは電気妨害について ISO 7637-2 および次のテスト条件に従ってテストするものとする。

テストパルス 2a、2b、3a、3b（機能状態：クラス A）およびテストパルス 4（機能状態：クラス C）
テストレベル：IV

4.12.2 供給ライン以外のライン

アルコールインターロックは電気妨害について ISO 7637-3 および次のテスト条件に従ってテストするものとする。

機能状態：クラス A

テストパルス：a、b

テストレベル：IV

4.13 防護装置の型式

EN 60529 による以下の型式の防護装置をつけるものとする

- ー 客室または荷物室に取付ける部品の場合、IP40、
- ー ロードスター／コンパチブルおよびルーフパネルが可動式の客室に取付ける部品の場合、

その搭載位置が IP40 よりも高度の防護を必要とするときは、IP42、

- － その他の全部品については、IP54。

4.14 他のシステムとの組み合わせ

アルコールインターロックは、独立計器であってもよく、他の車両システムと組み合わせてもよく、またはそれらと一体化してもよい（例えば、エンジン管理または警報システム）。

5 ラベリングおよびマーキング

アルコールインターロックは、以下の最低要件によって、読みやすく且つ消えないようにマークするものとする。

- － メーカーまたは公認代理店の名称またはトレードマーク
- － シリーズまたは型式の呼称
- － 国内規則が要求する場合は、認可型式
- － 通し番号

6 説明書

6.1 取付け説明書

メーカーは、要請があれば、少なくとも以下の情報を記載した取付け説明書を提供するものとする。

- a) 当該装置の搭載対象になる車両および車両モデルのリスト。このリストは特定のでもよく包括的でもよい。例えば、「ガソリンエンジンで、12 V の陰極接地バッテリーを備えた全自動車」。
- b) 写真および／または非常に明解な図面による取付け方法の説明
- c) 有資格者が説明書どおりに正しく取付ければ車両の安全性と信頼性に影響を及ぼさないような詳しい取付け説明
- d) 塵、水、および温度に関する取付け部分の配置制限
- e) 例えば以下のような安全関連事項に特別に注意を払うこと。
 - －エアバッグ
 - －乗客の安全性
 - －運転者が届きやすいハンドセットの配置
- f) アルコールインターロックの電力要件の特定、および該当する場合には適当な車両の電気またはバッテリー条件に関する助言
- g) 取付け後のアルコールインターロックおよび車両機能の点検手順
- h) アルコールインターロックの取外しおよび車両配線を安全状態に戻すことに関する説明

- i) 使用期間終了時におけるアルコールインターロックの適正な処分に関する情報

6.2 使用説明書

各アルコールインターロックには、少なくとも以下の情報を記載した使用説明書を添付するものとする。

- a) 以下の点に注意を喚起する表示
 - －アルコールインターロックはメーカーの指示に従い、有資格者が取付けること、
注 国内規則が取付け担当者として認証を受けることを求める場合がある。
 - －無資格取付けは車両の型式認可を無効にする恐れがある。
- b) アルコールインターロックの適正かつ安全な操作に関する完全な説明、図面、および略図
- c) アルコールインターロックの定期的点検および較正に関する勧告
 - 注 国内規則が一定の整備・較正・検証手順を要求する場合がある。
- d) 以下を初めとする適正な操作および操作制限の詳細
 - －温度範囲と暖機時間
 - －バッテリー電圧
 - －マウスアルコールの影響
 - －アルコール含有物質の影響
 - －アルコール以外の物質の影響
- e) 推奨交換部品および付属品のリスト
- f) 衛生手順（例えばマウスピースの交換）に関する勧告
- g) 信号、警告、およびメッセージの性質と意味に関する説明
- h) 一般的な機能不全の原因および是正手順（すなわち修理手順）の詳細
- i) アルコールインターロックに改変を加えることの危険性に関する一般的警告
- j) 試用期間終了時におけるアルコールインターロックの適正な処分に関する情報

6.3 整備説明書

メーカーは、要請があれば、少なくとも以下の情報を記載した整備説明書を提供するものとする。

- a) アルコールインターロックのメモリーからのデータのダウンロード、
- b) 整備手順および一般的機能テスト
- c) 較正手順、
- d) 一般検査
- e) メンテナンス手順

7 一般テスト方法

7.1 サンプル

テストは全て 2 基のアルコールインターロック上で同時に行うものとする。ただし、テスト機関の裁量により、他のテストの結果に影響を及ぼさないとみなされる場合には、追加サンプルを用いてもよい。

必要ならば、個々のテストの後にヒューズを交換してもよい。

7.2 テストの順序

アルコールインターロックは、それぞれのテスト手順に従い以下の順序で行うものとし、それぞれの要件を満たすものとする。

- － 電気テスト (8.1 参照)
- － 較正曲線 (8.2 参照)
- － 耐久性テスト (8.3 参照)
- － 環境テスト (8.4 参照)

8.1、8.2、8.3、8.4 の各々の中でのテスト順序、および 8.5 から 8.12 のテスト手順は、テスト機関とメーカーの間で取決めてもよい。

8.5 から 8.12 に基づくテストは 2 基のアルコールインターロックを並行に使って実施してもよい。

8.13 の長期安定性テストは、8.1 から 8.4 によるテストに続いて行うものとする。

7.3 アルコールインターロックのテスト前準備

アルコールインターロックは、テスト手順開始前および長期安定性テスト (8.13 参照) の前に、メーカーがまたはその指示に従って較正を行い、且つ必要ならば調節を加えて、適正な表示が得られるようにする。

ごまかしおよび回避に関するテスト (8.8 参照) を除き、ごまかしおよび回避に対する防止装置はテストについては作動不能にしてもよい。

7.4 テストの通常条件

テストは全て、別に定めぬ限り、以下の通常条件下で、アルコールインターロックを電源電圧に接続し、パワーオンにして行うものとする。

- － 電圧：メーカーが定めるとおり（公称作動電圧 $\pm 5\%$ ）
- － 周囲温度： $T = 23^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$

－周囲圧力：98 kPa±20 kPa

－テストガス：乾燥テストガス、温度 23℃±5℃、または湿潤テストガス、温度 34℃±2℃

－テストガス流量：0.25 l/秒±0.05 l/秒

－テストガス濃度の不確定範囲：±0.01 mg/l

－テストガス量：1.5 l±10%

7.5 機能テスト

それぞれの条項で定めるとおり、テストは以下の 3 種のテストタイプのどれかによって行うものとする。

これらのテストについては、それを超えればアルコールインターロックによる阻止が起こる限度値を 0.25 mg/l に調節するものとする。

テストタイプ 1

アルコール濃度 0.30 mg/l のテストガスを連続 10 回、少なくとも 3 分の間隔でアルコールインターロックに吹き込む。アルコールインターロックは各テストにおいて阻止解除の状態にならないものとする。

アルコール濃度 0.20 mg/l のテストガスを連続 10 回、少なくとも 3 分の間隔でアルコールインターロックに吹き込む。アルコールインターロックは各テストにおいて阻止解除の状態になるものとする。

テストタイプ 2

アルコール濃度 0.35 mg/l のテストガスを連続 10 回、少なくとも 3 分の間隔でアルコールインターロックに吹き込む。アルコールインターロックは各テストにおいて阻止解除の状態にならないものとする。

アルコール濃度 0.15 mg/l のテストガスを連続 10 回、少なくとも 3 分の間隔でアルコールインターロックに吹き込む。アルコールインターロックは各テストにおいて阻止解除の状態になるものとする。

テストタイプ 3

清浄な空気から成るテストガスを連続 10 回、少なくとも 3 分の間隔でアルコールインターロックに吹き込む。個別表示が各々 0.05 mg/l を超えないものとする。

測定濃度を表示できないアルコールインターロックの場合には、メーカーは、アルコールインターロックが本項の要件に適合しているかどうかをテストするために表示装置を接続するのに適したポイントを識別するものとする。

8 テスト手順および要件

8.1 電気テスト

8.1.1 超過供給電圧

公称作動電圧の 1.5 倍の超過供給電圧を 1 時間、公称作動電圧の 2 倍の電圧を 1 分間、アルコールインターロックに加えるものとする。

8.1.2 短絡

アルコールインターロックを供給電圧に接続する。車両とアルコールインターロックの電気接続を追加しても、それぞれ、個々に 10 秒間接地した時に短絡が生じないものとし、またはヒューズを取付けるものとする。

8.1.3 逆極性

アルコールインターロックに 2 分間にわたり逆極性テストを行う（電圧：公称作動電圧+10%）。

8.1.4 低電力消費状態

低電力消費状態（計器の休止モード）での電流はアルコールインターロックの場合 20 mA を超えないものとする。短時間であれば、電流がこれより高くなってもよい。

8.1.5 通常条件下における機能テスト

8.1.1 から 8.1.4 のテストに合格した後、アルコールインターロックは通常条件下で 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

8.2 較正曲線

測定濃度を表示できないアルコールインターロックの場合には、メーカーは、アルコールインターロックが本項の要件に適合しているかどうかをテストするために表示装置を接続するのに適したポイントを識別するものとする。

アルコール濃度が 0 mg/l、0.10 mg/l、0.25 mg/l、0.50 mg/l、0.75 mg/l のテストガスにより、濃度の低いものから始めてアルコールインターロックのテストを行い、濃度の最も高いもので終わる。この手順を連続 3 回実施する。

異なる濃度で得られた 3 組のテスト結果の各個別表示値と公称値との差が、 ± 0.03 mg/l または公称値の $\pm 15\%$ のどちらか大きい方を超えないものとする。

8.3 耐久性テスト

8.3.1 温度サイクル

2 クラスの周囲温度を以下のように定める。

- a) 客室または荷物室に取付ける部品の場合、 -45°C から $+85^{\circ}\text{C}$
- b) 別に定めぬ限りエンジン室に取付ける部品の場合、 -45°C から $+125^{\circ}\text{C}$

低電力消費状態（計器の休止モード）にあるアルコールインターロックに、それぞれ低温で 2 時間、高温で 2 時間、移行時間／時間の温度サイクルを 5 回実施する。

テスト終了後、アルコールインターロックは、外部検査をした時に、機能性を損なう損傷が見られず、通常条件下で 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

8.3.2 凝結水

低電力消費状態（計器の休止モード）にあるアルコールインターロックの耐湿性を EN 60068-2-30 に従ってテストするものとする。

テスト終了後、アルコールインターロックは通常の条件下において 7.5 の機能テストタイプの要件を満たすものとする。

8.3.3 振動

アルコールインターロックを振動テーブルに取付け、その配線をメーカーの指示に従って車両に搭載する取付けポイントに相当するものとする。そして以下の特性をもつ正弦曲線振動を加える。

- ー 常は車両に取付けるコンポーネント：
振動周波数 10 Hz から 500 Hz、最大振幅±5 mm、最大加速度 3 g（0-ピーク）、
- ー エンジンに取付ける予定のコンポーネント：
振動周波数 20 Hz から 300 Hz、最大振幅±2 mm、最大加速度 15 g（0-ピーク）。

両タイプとも

- ー 波数振動は 1 オクターブ/分、
- ー イクル数は 10。テストは 3 軸のそれぞれに沿って行うこと、
- ー 大定常振幅での低周波数、および高周波数での最大定常加速度で振動を加える。

テスト終了後、アルコールインターロックは、外部検査をした時に、機能性を損なう損傷が見られず、通常条件下で 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

8.3.4 落下テスト

アルコールインターロックのハンドセットを高さ 0.8 m の無作為の位置からアスファルト上に 6 回落下させるものとする。

テスト終了後、アルコールインターロックは、外部検査をした時に、機能性を損なう損傷が見られず、通常条件下で 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

8.3.5 防護装置の型式に関するテスト

アルコールインターロックの防護装置の形式を EN 60529 に従ってテストする。

アルコールインターロックは 4.13 に示す型式の防護を確保するものとする。

8.4 環境テスト

8.4.1 温度

アルコールインターロックを 0℃、-20℃、および 70℃の周囲温度に曝露する。

アルコールインターロックが要求される各温度に達した後、早ければ 1 時間後に、この周囲条件下でテストを行い、湿潤テストガスを使って 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

8.4.2 温度と供給電圧

周囲温度 -45℃、公称作動電圧の 75% の供給電圧、ならびに周囲温度 85℃、公称作動電圧の 125% の供給電圧でテストを行うものとする。

アルコールインターロックが要求される各温度に達した後、早ければ 1 時間後に、この周囲条件下でテストを行い、湿潤テストガスを使って 7.5 の機能テストタイプ 2 の要件を満たすものとする。

8.4.3 温度と湿度

40℃の周囲温度と 95%の相対湿度にアルコールインターロックを 12 時間曝露するものとする。

アルコールインターロックはこの周囲条件下でテストし、湿潤テストガスを使って 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たした後、外部検査をした時に、機能性を損なう損傷が見られないものとする。

8.4.4 暖機時間

アルコールインターロックは、20℃で、スイッチを入れた後 1 分以内で呼気サンプルの受入れ準備が整うものとし、この周囲条件下で湿潤テストガスを使って 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。

公称作動電圧の 85% の供給電圧で、低電力消費状態（計器の休止モード）のアルコールインターロックを -20℃の周囲温度に曝露するものとする。

アルコールインターロックが要求される温度に達した後、早ければ 1 時間後に、スイッチを入れた後 3 分以内に呼気サンプル受入れの準備が整うものとし、この周囲条件下において湿潤テストガスを使って 7.5 の機能テストタイプ 2 の要件を満たすものとする。

8.4.5 圧力

テストは周囲圧力 80 kPa と 110 kPa で行うものとする。

アルコールインターロックは周囲圧力に達した後に 7.5 の機能テストタイプ 1 の要件を満たすものとする。乾燥テストガスを使用する場合には、テスト結果を乾燥テストガス濃度の圧力依存関係に関して補正するものとする。

8.5 呼気量

呼気量の限度値を 1.0 l に調節するものとする。

テストは、テストガスとして空気を使い、テストガス量 0.8 l と 1.2 l でそれぞれテストするものとする。流量は、アルコールインターロックが受入れる最低流量を超えるものとする。

アルコールインターロックは 1.2 l の呼気量を合格とし、0.8 l の場合は不合格メッセージを出すものとする。

8.6 流量

テストは空気をテストガスとして行い、0.1 l/秒、0.3 l/秒、1.0 l/秒のテストガス流量で行うものとする。

アルコールインターロックは 0.3 l/秒の流量を有効流量として受入れ、0.1 l/秒および 1.0 l/秒の流量の呼気サンプルは受入れないものとする。

8.7 分析特性

8.7.1 テストガス

それを超えるとアルコールインターロックによる阻止が起きるエタノール限度値を本テストのために 0.1 mg/l に調節する。以下のテストガスの各々を使い、任意の順序でテストを行うものとする。

アセトアルデヒド	0.08 mg/l
アセトン	0.25 mg/l
一酸化炭素	0.10 mg/l
ジエチルエーテル	0.15 mg/l
エチルアセテート	0.08 mg/l
n-ヘプタン	0.10 mg/l
n-ヘキサン	0.10 mg/l
メタン	0.15 mg/l
メタノール	0.05 mg/l
n-オクタン	0.10 mg/l
n-ペンタン	0.10 mg/l
2-プロパノール	0.05 mg/l
トルエン	0.10 mg/l

アルコールインターロックは、各々の乾燥テストガスでテストした時に、阻止状態にならないものとする。

注 これらの物質は OIML R 126 から引き出し、アルコールインターロックが車両に搭載されるのでアルカンを追加している。OIML R 126 の濃度を係数 2 で引下げている。

8.7.2 たばこの煙

いつも喫煙している者が飲酒せずに、たばこを 1 本最後まで吸い、アルコールインターロックに煙を吐き出し、合格呼気サンプルを取る。

アルコールインターロックは、吐出した煙でテストした時に、阻止状態にならないものとする。

8.8 ごまかしおよび回避

8.8.1 一般事項

本項は、車両モーターの始動を可能にするためにヒト以外のサンプルや濾過した呼気サンプルを使用することを防止するためにアルコールインターロックに組込まれている技術に関するものである。

このテストのためには、それを超えるとアルコールインターロックによる阻止が起きる限度値を 0.20 mg/l に調節する。ごまかしと回避を防止するアルコールインターロックの装置を作動させる。

合格呼気サンプルを吐出する訓練を受けた被験者により、8.8.2 から 8.8.4 のテストを行うものとする。このテスト用の呼気サンプルはアルコール濃度が 0.3 mg/l を超えるものとする。テストサンプルは、呼気サンプルの吐出に関するメーカーの指示どおりに吹き込むものとする。

被験者は、8.8.2 から 8.8.4 に基づく各テストの前に、合格呼気サンプルを吐出するものとする。アルコールインターロックは、テストした時に、阻止解除状態にならないものとする。

8.8.2 フィルター

このテストのために、チューブ（長さ約 10 cm、直径約 2 cm）に活性炭を詰める。このテストの前に 3 分間隔の 3 回のテストにおいてテストあたり 1.5 l のテストガス量で濃度 0.3 mg/l のエタノールがこのフィルターによって完全に吸収されることを確かめるものとする。

チューブに新しい活性炭を詰めた後、このチューブを通して 3 分間隔で 3 回、呼気サンプルをアルコールインターロックに吹き込む。

アルコールインターロックはテストした時に阻止解除状態にならないものとする。

8.8.3 凝結

-10℃に冷却したチューブ（長さ約 50 cm、直径約 2 cm）を通して 3 回、呼気サンプルをアルコールインターロックに吹き込む。チューブは各テスト前に交換または浄化するものとする。

アルコールインターロックはテストした時に阻止解除状態にならないものとする。

8.8.4 水

市販されている蓋つきコップ（容量約 0.5 l）に水を入れ（量およそ 0.25 l、温度 24℃）、この水を通して呼気サンプルが発泡するものとする。

呼気サンプルを 3 分間隔で 3 回、この水を通して気泡を発生させた後、アルコールインターロックに吹き込むものとする。

アルコールインターロックはテストした時に阻止解除状態にならないものとする。

8.8.5 加圧空気

テストガスは温度 24℃の空気とする。

テストガス源は一般的に入手できる装置（バルーン、コンプレッサー、自転車用ポンプ）によるものとする。各装置を使って、テストガスサンプルをアルコールインターロックに 3 回吹き込むものとする。

アルコールインターロックはテストした時に阻止解除状態にならないものとする。

8.8.6 運転中断

阻止状態にあるアルコールインターロックの接続を 10 秒間切り、その後、再接続する。

アルコールインターロックは、再接続後、合格呼気サンプルを使用せずに阻止解除状態になることがあってはならない。

アルコールインターロックは、供給電圧の断線ならびに再接続をデータメモリーに記録するものとする。

8.8.7 ハンドセットの取外し

アルコールインターロックのハンドセットとコントロールユニットの間の接続をユーザーが切り離すことができる場合には、それを切り離すものとする。アルコールインターロックはハンドセットを取外した時に、合格呼気サンプルを使用せずに阻止解除状態になってはならない。

続いて、ハンドセットをコントロールユニットに取付ける。アルコールインターロックは、該当する場合には、この取外して取付けをデータメモリーに記録するものとする。

8.8.8 回避

アルコールインターロックを搭載した車両のモーターを電氣的迂回路によって、および車両を押すことによって合格呼気サンプルを使用せずに始動させ、それぞれの場合に 2 分間にわたり車両を駆動するものとする。

アルコールインターロックは、車両モーターの始動または作動を 30 秒以内におよび／または車両の移動を 2 分以内に、データメモリーに記録するものとする。

8.9 始動時間

始動時間は、1 分未満に調節することができてはならない。

次のテストの場合には、始動時間は 5 分に調節するものとする。

注 始動時間を調節できない場合には、テストは類比的に実施してもよい。

アルコールインターロックは、阻止解除状態になった後 4 分 50 秒間、阻止解除状態のままであり、阻止解除状態になった 5 分 10 秒後に阻止状態になるものとする。

8.10 再始動時間

再始動時間は 1 分未満に調節することができないものとする。

次のテストの場合には、再始動時間を 5 分に調節するものとする。

注 始動時間を調節できない場合には、テストは類比的に実施してもよい。

アルコールインターロックは、イグニッションを切った後 4 分 50 秒間、阻止解除状態のままであり、イグニッションを切った 5 分 10 秒後に阻止状態になるものとする。

8.11 較正および較正間隔

アルコールインターロックの較正日は較正手順を実施しなければ設定できない。

較正間隔は両端の日付を定めるものとする。この較正間隔が終了すると、アルコールインターロックは次の較正間隔終了日を想起させるものとする。

アルコールインターロックは、較正間隔と最大 7 日間の猶予期間の終了後に阻止状態になることができるものとする。

8.12 整備期日予告装置

整備間隔は両端の日付を定めるものとする。この整備間隔が終了すると、アルコールインターロックは次の整備間隔終了日を想起させるものとする。

アルコールインターロックは、整備間隔と最大 7 日間の猶予期間の終了後に阻止状態になることができるものとする。

8.13 長期挙動

アルコールインターロックは、必要ならば、このテストの開始時にメーカーがまたはその指図に従って較正および調節を行うものとする。

このテストのために、アルコールインターロックを継続的に供給電圧に接続するものとし、テストガスの使用前に起動させるものとする。

濃度約 0.3 mg/l のテストサンプルを作業日あたり 10 回、アルコールインターロックに適用する。たばこの煙を含むテストサンプルを 2 週間毎に 5 回、アルコールインターロックに適用する。

28 日間隔で、アルコールインターロックは通常条件下において 7.5 の機能テストタイプ 1 およびタイプ 3 の要件を満たすものとする。

早ければ 60 日後に、遅くともメーカーが定める較正間隔の終了後および更に 7 日間経過した後に、通常条件下で 7.5 の機能テストタイプ 1 およびタイプ 3 の要件を満たすものとする。

9 テスト報告書

テスト報告書には少なくとも以下の事項を記載するものとする。

- － テスト実施機関の名称、宛先、および（もしあれば）認可。
- － テストしたアルコールインターロックの型式。機種、モデル、通し番号を含む。
- － テストの実施を依頼した機関（例えば、メーカー、輸入業者、ディーラー）。
- － テスト機器。
- － テストのデータ、結果、結論。
- － ストの日付と時間。
- － まとめ。

参考文献表

National Highway Traffic Safety Administration, Model Specifications for Breath Alcohol Ignition Interlock

Devices (BAIIDS), Federal Register, Vol. 57, No. 67, 7.April 1992, p. 11772.

Qualification Test Specification for Breath Alcohol Ignition Interlock Devices (BAIID) for use in the Province of Alberta. Electronics Test Centre, Document No. 355A02-01, October 1992.

Australian Standard AS 3547: 1997, Breath alcohol testing devices for personal use, Type 4.

Commission Directive 95/54/EC of 31 October 1995 adapting to technical progress Council Directive 72/245/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to the suppression of radio interference produced by spark-ignition engines fitted to motor vehicles and amending Directive 70/156/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to the type-approval of motor vehicles and their trailers, Official Journal of the European Communities No. L 266 of 8.11.1995, p.1

Commission Directive 2004/104/EC of 14 October 2004 adapting to technical progress Council Directive 72/245/EEC relating to the radio interference (electromagnetic compatibility) of vehicles and amending Directive 70/156/EEC on the approximation of the laws of the Member States relating to the type-approval of motor vehicles and their trailers, Official Journal of the European Communities No. L 337 of 13.11.2004, p.13

付録7: アンケート調査票の自由回答意見

●Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか.

- ・すべての自動車に装着するかどうかによる.
- ・この装置を使用しなければロックが効かなく走れるのでは?
- ・飲んでない人にエンジンをかけてもらえばかかってしまう.
- ・飲酒運転をするような人は装着しないのでは?

●Q9 供用の車(例えば会社等の車, レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら, どう思いますか.

- ・営業の為に1日に何度も車を乗り降り(エンジンも入れたり切ったり)する場合には, タイムロスが面倒だと思うので… 全体的には.

●Q10 飲酒事故の当事者は, 制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります. この考えについてどう思いますか.

- ・何度も同じ事は繰り返されると思うので, 免許自体を取り消してしまうのが1番だと考えるから.
- ・チェック方法が無いので, 無駄だと思う.
- ・運転禁止. 一生免許取り消し.
- ・免許を取り上げ二度と取得できないようにするのが良いと思う.
- ・その装置を全車に義務付ければよい.
- ・車は, 運転者が違反者かそうでないか認識できないのでは無いでしょうか?
- ・車を買えない人がでるのでは.
- ・飲酒運転する者は, 飲酒時には他の車を運転するものである.
- ・緊急時, やむおえない場合の措置も考えなければいけないと思う.

●Q11 アルコール・インターロック装置がいくらくらいならばあなたの車に装着しますか.

- ・飲んだら乗らない.
- ・自動車会社, もしくは国レベルが負担すべきで, 自分でお金を払って付けることは考えにくい.
- ・普及させることを目的として無料(税金等で対応)とし装着を義務づけるべきである.
- ・装備を義務化すればよい.
- ・標準装備にすべきである.
- ・ロックシステムが実用的な段階に達していないと思うから.
- ・制裁措置以外での負担は無理.

●Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか.

- ・車検費用に含む.

●Q16 その理由は何ですか.

- ・運転手以外の飲酒していない人が検査すれば、エンジンが始動してしまうことはないのか.
- ・朝まで酒は残らないから.
- ・飲まない人にはわずらわしい.

●Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか.

- ・面倒くさい.
- ・つけても解除するでしょう.
- ・配布されればつける.
- ・急いでいるときエンジン始動時にチェックなどしてられない.
- ・標準搭載でメンテナンスフリーならつける.
- ・標準装備にして欲しい.

●Q18 その他, ご意見・ご提案・ご感想などがございましたらご記入ください.

- ・色々な反発はあるでしょうが, 全車に強制しないと, 飲酒運転の激減は望めないでしょう. 問題は費用対策ですね・・・
- ・価格が高すぎて非現実的である. ETC 装置の価格がこの 1/10 なのにも関わらず, 普及に何年かかったか? 10年ぐらいの単位で普及を考えるのであればまた別です.
- ・価格をできるだけ安くできるようにしてほしい.
- ・何もしていない人に金銭的負担をさせることは, 一般市民に理解を到底得られないと考えます. 交通法規違反者に対しての制裁的措置として, 費用負担をさせたいという装束をさせる. また, 業として運転を行う者への義務付けは必要と考えます.
- ・我が家にはアルコールを飲む人がいないからあまり必要性を感じないが, 特例をつくと違反者がでてくると思うので, やるなら全対象でないと意味がない気がするが, 装着に金額の負担がかかると思うと実際にはあまりつけたくない.
- ・家族で出かけても運転手担当は絶対に飲酒しないので・・・地方都市は車通勤が多いので, 車通勤の人には装置を会社で義務付けるといいと思う.
- ・機械が作動するまでの時間を短くする, メンテナンスまでの時間を短くするなどの改善をしないと短時間における普及は難しいと思う.
- ・仮にアルコールインターロックをつけたとしても飲酒してない者にチェックさせ運転は飲酒者がするなど偽装が可能ではないか. 従って偽装ができないようなシステムを開発する必要がある.
- ・コストの問題をクリアして普及を目指してもらいたい.
- ・各自がお金を出して装備するものではない. なぜならば飲酒運転の常連者が着けることはないでしょう.
- ・機械で管理するのは, 抜け道が多いと思うから.
- ・機械などをつける前に, まずは飲んだら運転しないという自覚がもっとも必要だと思う.
- ・この装置については制度化し, 将来的には全車両に設置した方がいいと思う. 飲酒運転の違法行為を行うモラルのない人がいる限り, 飲酒事故はなくなると思うので, このような手段は事故

防止・違反抑止に有効だと思う。

- ・この装置をつけていても、飲酒してない他人が息を吹きかければ同じこと。飲み屋街の駐車場で「息吹きます」みたいなバイトでできますよ。

- ・この装置を取り付けることは賛成できます。でも、自分は絶対に飲酒運転をしないので、義務化されてしまうとエンジンの始動に時間がかかったり、メンテナンスが必要だったり、デメリットが多くなると感じてしまいます。また、もし飲酒をしてしまい、この装置のためエンジンがかからなくなってしまった時、アルコールが分解されるまでの間、その車をどうすればいいのかも疑問です。あと、装置の機能は素晴らしいと思いますが、飲酒をしてもこの装置のおかげでエンジンがかからないから、飲みに行くのにも車で平気、という印象を受けました。これは飲酒をする時は、車で行くことを控えるという考えが薄くなってしまったと思いました。

- ・これで事故が減るなら、どんどん実施するべきだと思います。

- ・これから、製造するのには、標準取り付けにして、それを含めた価格で売り出し、これからは全車につけるといいと思います。そのためには、価格を安くしなければできない。

- ・これから年金だけでほそぼそと生活していかなければならないのに、かなり費用もかかる装置を、お酒を飲まない人まで全員つけなければならないのは困る。家の車は娘も運転するので、家族同士でも、同じものに口をつけるのは嫌がるはずだ。また、確信犯は他人の息を使用したりして、絶対的な効果はない気もする。従って、トラックやバスの大型車、飲酒運転を犯した人限定なら、賛成である。

- ・これからの車には、標準装備になっていたら良いと思う。

- ・このようなものがあれば、是非実用化してください。

- ・このような装置をつけるまでしないと飲酒運転が減らないのかと思うと情けない気がします。小学校から飲酒運転の恐ろしさを教育していてもいいと思います。

- ・このような器具を付けないと飲酒運転が無くならないという人々が多いというのは、情けない事だ。飲酒運転に対してもっと厳しい罰を与えれば良いでしょう。

- ・確かに飲酒事故は悲惨だともう。被害者も又加害者にも、加害者も相当年数が過ぎれば事故も笑い話にしている所がある。もう、飲酒事故を起こしたら免許は取れない位の厳しさがあってもいいと思う。

- ・この問題は装着希望者は飲酒事故をおこす可能性が低く、希望しない人が実は事故を起こす可能性が高いことにある。根本解決には強制的に全車装着を法律で規定する必要あり。

- ・確実に飲酒しないのでつける必要はないと自身で思いますが、つけないとだめな人というのもあるでしょう。

- ・こんな物は出来ればない方がいい。しかし、今の時代には必要なのかも知れない。残念です。

- ・こういった装置を付けようという時、飲んだ後に乗ることを前提にしているように思う。飲んだら飲まない。当然のことでそれを一度でも破った人には厳罰こういった装置の強制買取、設置を義務づけていいと思う。

- ・ただ、確実に本人がチェックするとは限らないのが心配である。

- ・金額がもう少しリーズナブルになり、新車は装着が義務付けられれば付けるとは思いますが、今の値段とメンテナンス期間では維持費が掛かり過ぎなので、躊躇しますね。

- ・もっと、道で検問をすればいいと思う。民間の駐車違反を取る人たちができたらいいんだから、民間の検問者もできていいと思う。
- ・つけてもいいが、後付費用が高いと誰も付けないと思う。でもトラックやバスなど大型の商用車は出来れば義務化して付けて欲しい。メンテナンスをしなければならないなら、その分車検の手数料等を軽減して、今までと変わらない費用でまかなって欲しい。
- ・私もドライバーですが、教習所(自衛隊)でかなり厳しく教育されました。飲酒運転で人に危害を加えるなどもってのほかですが、その前に自分の免許証を飲酒運転で汚したくありません！！飲酒運転はぜったいにしない、乗らないのは夫婦間の約束ごとでもあります。
- ・着けるなら安価で消費者が負担にならないぐらいが良いと思う。
- ・もっと飲酒運転の罰則を強化すべき。
- ・もっと、簡単な方法はないのか？ 飲酒運転をするような人間がこんな手間のかかることをするとは思えない。
- ・もっと簡単に検査ができ、外から見てもこの運転者は飲酒していないとランプがつけばなおいい。
- ・大変良い装置です、必ず装着するように法制化が必要。
- ・導入に賛成です。新車購入時に必須アイテムとすべきではないでしょうか。そうすることによって、導入料金やメンテナンス費用を抑えることも可能かと思います。
- ・つけることだけが根本的な解決法ではないと思う。
- ・特に営業車には、付ける義務にして欲しい。
- ・いい案だと思う。
- ・さっさと義務化して標準装備にすべき。既存の車などに装着する際、個人レベルで負担が発生するなら付けようとは思わない。飲酒運転を日常的に行っている人間が、自ら装着するとは考えられない。
- ・親戚含めて酒は飲みません。酒飲みの気持ちはわかりませんが生半可なことでは飲酒運転は減らないと思います。
- ・つけるなら全車に製造段階から標準装備にする。
- ・やるなら全車一斉にすべき。
- ・つけるなら全車無料で義務化すべき。そこまで消費者に負担させる気か。そういうところに税金を使うなら最大支持する。
- ・つけるなら全車両に義務化してやらなければ、好き好んでつける人はいないと思う。その場合の費用は最小限度にして、これをつけることによって誰かかすごく儲かるというようなことがないようにして欲しい。
- ・モラルを高めるほうにお金を投じるほうがよい。
- ・つけるのは良いと思うが、誰もが買える値段でメンテナンスも簡単なものがよい。いろんな人が運転する車なら、衛生面を考えてほしい。
- ・違反者や運送関係の業務車両への設置は、大賛成です。
- ・違反者に装着するというのは良い考えだと思います。
- ・違反者にならいいが、汎用するとただデメリットが増すだけ。
- ・違反者には装着を必須とすべき。

- ・営業車(緑・黒ナンバー)には、義務付けした方がよい。
- ・運送業者・タクシー等には装着を義務化させるべき。また、過去に飲酒運転での事故を起こした人や、検挙された人に対しても義務化するべきだと思う。法律で禁止されているにもかかわらず、飲酒運転するということは、自己管理できていないから。また常習化している人が多いとも感じるので。
- ・違反者・事故者に義務付けることが必要かと思います。
- ・是非、飲酒運転防止機具を安価でお願いします。
- ・日本も飲酒の違反者には、強制的に、いずれ、エアバックのように、装備として、当たり前のようにつけてほしい。少くなら、と甘さのあるドライバーがいるのが現実、乗って運転して良いわけないのだから、運転する人の義務として。
- ・日本でも、早く飲酒運転が不可能なシステムができれば、と思う。最近の業務上、無理をしいられての運転中の事故も考えさせられる。
- ・義務化反対。
- ・義務化は避けたい、全て自己責任。自由選択性にして、モラル向上キャンペーンの一環で啓蒙していけば如何でしょう。
- ・義務化されない限りは、飲酒運転をする人はつけないと思う。
- ・世の中の大多数の人は飲酒運転はいけなことだと思い、飲酒運転をすることはない。ごく一部の人が飲酒運転を軽視し、繰り返し飲酒運転を行っているのが現状。そのような人が運転する車にのみこのような装置をつけるべき。免許を取得したあと最初に所有する車と、一度でも飲酒運転をしてつかまったことがある。
- ・値段が高いため、全車は不可能だとも思う。違反者につけるのが望ましい。
- ・値段が高いため、元々ついた車しか売らなくなったら、大量生産によって、生産コストも下がると思うので、全車標準にしたら良いと思います。
- ・私はお酒を飲まないで、自分には必要ないと思っていますが、飲酒運転をした人に対する刑罰を今よりさらに厳しくしていくべきだと思います。飲酒をする人は最悪の結果にでもならない限り、同じ事を繰り返すと思うからです。
- ・私はお酒をあまり飲まないし、飲むとなったら絶対に車では出かけないので、そういう人は特に装置を設置しなくてもいいのではないかと思います。ただ、車で運転してきていて、お酒を飲む機会の多い方はつけたほうが良いと思います。公共の乗り物や、大型トラックなど、大事故につながりやすい車種のものは、全種装置の徹底を期待します。
- ・私は飲めばいくらでも飲めるが家でしか飲まないし、外で飲まなければならない場合は車をおいでで。酒でもタバコでも吸う、飲む人達のマナーが悪すぎるから、同じように見られることがいやだからタバコも止めた。今酒を飲むのは、国内旅行(列車、バス使用)外国旅行中(免許証を持ってゆかない)。毎日のように被害の記事や放送を見ると心が痛む。
- ・私は飲んだら飲まない決めて守ることも出来るので付けても付けなくてもいいと思うが、世の中決められたことを守れない人が多いので全車に付けたほうが良いと思います。
- ・私は、飲酒の習慣が無いのであまり関心はありませんが、タクシー・バス・トラック等業務用の車には設置義務をしたほうが良いと思います。もちろん飲酒運転事故の加害者は当然義務化にしたほ

うが いい と思います。

・私はあまりアルコールを飲む方ではないのですが、仮にアルコール検出装置が義務化されるとすればその反発の声は直ぐに想像が つきます。自己負担の増加や検出までの待ち時間などとても効率が悪く、義務化されたとしても装着しない者がほとんどでしょう。結局は飲酒運転は絶対にしないという何物にも変えがたい強い意志が全てのドライバーにあれば良いのですが、明日はわが身、なので私は絶対に飲まないと誓えます。

・装着はエアバックのように最初から付けておけばよい。わざわざオプションで装着しようとは思わない。

・装着を全車に義務づけるべきである。価格は無料にすべき、このようなことに税金等を使うべきだ。

・メンテナンスは最悪車検ごと程度なら許容。

・装置の低価格化と安定化が進んだら、メーカー段階での設置を義務化するといいと思う。

・装置類を付ければ解決するとは思えない。社会的にジワジワ攻めるのが良いのではないかな。

最近、喫煙もジワジワ追い出されている。

・装置はいいのですが、もっとリーズナブルな物でなければ普及しないと思います。義務化するにしても値段が張ると普及も難しくなるでしょう。また、大型車の運転手の飲酒が特に目立っています。例えば休憩中などにも見ることがあるので、まずはそちらの方の規制強化を進めたほうが現状打開になると思います。

・装置を装着することはいいことだとは思いますが、それに慣れてくると危険な数値までいかなければ、多少飲酒していてもそのまま「大丈夫だ」と思い運転をする人が必ず出てくると思う。「飲んだら飲まない！」絶対に運転はしてはいけない、という事を徹底しなければいけないと思います。物に頼ると必ず慣れが出てくるのが人間だと思う。

・装置を付けることも飲酒運転防止のためには必要だとは思いますが、やはり最後は運転する人間の心構えである。

・装置を付けるなどと考えるより、国民全体の意識が「飲酒運転は殺人罪」であると言う認識にならないと、残念ながら無くならないと思います。

・めんどくさいことだ。

・私自身はお酒は外では飲まないし、私の車は私しか運転しないので付ける必要がないと思うが、お酒を自宅以外で飲む人の車には必ず付けるべきである。

・駐車場などで出る場合に時間指定で夜の7時～朝5時まで、アルコールチェック等を行うなどの企業取り組みがあってもいいと思う。

・運転する本人の意思しだい事故は減る。其れよりも自分の運転技量を判らないで大きい普通車を運転している人が多い。自分の技量に合った大きさの車に乗せるべきである。

・運転する人全員に義務付けるのは関係ない人にとって凄くストレスになると思う。それよりも居酒屋などお酒を提供してる店が厳しくなるべき。

・運転する時は絶対に飲まないようにしましょう。

・運転席に座ただけで、アルコールを検地するような装置が出来ないかと思っています。

・運転を業とする車両には全てつけるべきである。また、酒気帯び運転の前歴者も義務化した方

がよいと思う。もちろん、希望者が取り付けことは妨げない。

- ・運転者自身の自覚と、違反時の厳罰強化が必要と思う。
- ・全車装着にすれば、生産コストも安くなると思うので全車装着にすればよい。
- ・全車につけることは事故が減ることへの大きな大一步のような気がしますのでよい。
- ・全車に付けるのが理想で、その上きちんと計測されるのが理想だとは思いますが、飲酒運転を、今でも平気でするような人であれば、アルコール・インターロックを付けても、他の人(子供など)の呼気でエンジンを掛けたり等しそうな気がしますし、そのような人だと、自腹を切ってまで付けないと思います。
- ・全車に取り付けられない限り、飲酒運転はなくならないと思う。そのためには、取り付けでもいいと思わせるために今ある問題点を極力なくすしかない。とくに価格面では国からの補助なども考えるべきなのでは？
- ・できれば付けたくはないが社会的にそれが悪質ととられるようならば付けると思う。ロックが解除できないと困る(代行等) 解除できるならあまり有効ではない。付けても検査が任意ならあまり有効ではない。バスや危険物輸送の運転手にはこういう検査をやってもらいたい。メンテナンスの容易なものを開発してもらいたい。装着している人がもし飲酒運転でつかまったら返って悪質と思われるのでしょうか。それとも少しは良心的と思われるのでしょうか。
- ・任意のあとづけは割高感があるので標準装備にするといいのじゃないですか。
- ・タバコの煙を感知するとクリーナーが作動するようなシステムか、エンジンがかからないようなシステムも開発してほしい。
- ・罰則として飲酒運転違反をした人が、車を変えたときにもその人が運転するときだけに、タコメーターみたいな物で取り外し可能にして運転する車に簡単に付け替え出来、記録装置を作動できるようにすればよい。このとき、たとえば検問にあった時に作動していなかった場合は免許取り消しと罰金を重くする。
- ・罰金などの罰則をもっともっと厳しくするべきだと思う。(100 万単位とか) 警察もしょうもない検問するぐらいなら、飲酒検問にもっと力を注ぐべきだと思う。
- ・アルコールインターロックという機械が開発されていたのは知っていたが、値段が高価なのとメンテナンスが必要なことは知らなかった。
- ・アルコールを飲んだら 運転しない。 飲まなければ一番いいのですね。
- ・アルコールを飲んだら運転はしないのは常識だと。
- ・アルコールを飲ませない工夫も必要だと思う。
- ・アルコール検出装置をつけることもひとつの方策であると思うが、飲酒運転防止の啓発活動をしつかりとやって車を運転する人のみならず、家族やアルコールの提供に携わる人々の意識を変えることが大事だと思う。
- ・法的に強制されれば仕方なく装着するしかないと思いますが、装置自体のスペースの問題、整備に別途費用を要する等、自家用車の維持に今以上の費用をかけたく無いと言うのが本音かも知れません。出来るならば自動車保険の無事故無違反の継続で決まる保険の等級に準じて法整備してみるのも一案かなと思います。
- ・普段あまり飲まないのでも自発的に装着するには高額すぎる。 全車に装着が義務化されれば装

着を考える。

- ・ニュースなどで飲酒運転事故があるけれど人事のように思っているのか一向に減らない気がする。

- ・普及させるには、飲んでいない状態なら、装着されていることを意識できないくらいのシステムにする必要があると思います。

- ・悲惨な事故を防ぐため、今後発売される車には標準装備としてこの装置を付けるべきだと思う。また、装置が付いていない車両に対しては、違反・もしくは事故を起こした人は、この装置を付けないと車には乗れないようにするべきだ。長距離トラックのドライバーの飲酒も常習化しているようなので、商用車にもつけたほうがよい。事故が起きてからでは遅すぎるとおもう。

- ・法律で義務化し、全車標準装備すればよいと思う。

- ・法律で全車搭載を義務付けるなら、とりつけ賛成です。

- ・必要ではあると思うが、面倒なのでつけたくは無い。

- ・費用がかかり過ぎると普及しないのでは？

- ・非接触で測定出来る装置の開発を急いでほしい。新車販売時に標準装備で付いていれば、一番いい。

- ・非接触で検査できる装置が望ましい。

- ・ヨーロッパでは既にこの装置を装着している車があるそうですが、日本では飲酒をしない人々も多いと思います。そのような人達には必要無いと思いますが、着ける着けないの基準をどこで設けるかが難しいかと思います。

- ・不衛生だし、つけたとしても運転する人じゃなくて他のお酒を運転してない人の息をかけたら意味がないと思うから。

- ・たとえ全車に装置をつけても、結局は運転する人のモラルの問題が大きい。インターロック解除や、呼気以外での吹き込みなどでパスできるようであれば、何の意味もない。運送業等、頻繁に運転するような業種の車には必要かもしれないが、宅配はエンジンスタート・ストップの繰り返しでいちいち大変ではないか？一度飲酒運転経歴のあるものに対してのみ装着(義務)するようにしたほうがよいのでは。自動二輪の飲酒運転も危険ではないか？そのあたりも自動車と一緒に考えなくてはいけないのでは？

- ・たとえば、飲酒運転の違反者は一回で免許停止。二回目を行ったら免許の再発行されない。というような厳しい処分を行うようにしたほうが社会的なコストは安くすむのではないか？

- ・本当に事故防止のためというならば、無料にするのが当然である。

- ・本来なら全車に装備義務が必要かもしれないが、自分のように絶対飲酒運転をしない自信がある人にとっては面倒でお金がかかるのでいやだ。

- ・本来なら個人のモラルに任せたいところですが現実を見ると普及させざるを得ないのかなと思います。

- ・本人の自覚なので希望者につければ良い。

- ・標準装備にするべきだと思う。

- ・標準装備として全車に取り付ける時代になっているのではないのでしょうか。安価なセンサーの開発を自動車工業界でやれないのでしょうか。酒が無くならない限り、飲酒運転は発生すると思います。

- ・始動するまでが時間がかかると思う。
- ・無駄な公共事業に税金を使うのやめ、こういうことに国がきちんと補助すれば良いと思う。
- ・一度テレビで見たことがあります但実物がどのような物か興味があります。量販店などで実際に見て見たいです。
- ・一度でも飲酒運転の違反を犯した人には装備義務を課すくらいの罰則は必要だと思う。
- ・良い機械だと思います。
- ・一般車に強制はできないと思うが、飲酒違反者や、トラックやタクシーなどのドライバーなどにはつける措置をとってもよいと思う。
- ・免許書のICカード化が始まっているので、それに連動して事故歴や、違反歴などを車に認証させる必要があると思う。また、この装置に呼気を吹き込んだのが運転者なのか、同乗者なのかを認識できないと、装置自体の意味が無い。（例えば、この装置があったとしても、悪質な違反者の場合子供などに呼気を吹き込ませて、エンジンの始動を行う可能性がある）ハンドルを握るだけで、アルコール検地ができるような装置が開発されれば、それを導入すべきなのですが……。
- ・有料で自己負担であれば、自ら付ける人は少ないと思う。無料か、法律で義務化しなければ難しい問題。飲酒しない人は「自分は大丈夫」と付けないと思いますし、飲酒する人は「付けたら運転できなくなる」と付けないのでは。
- ・人の命の大切さが、日本はわかっているのだろうか。非常識過ぎると思う。『飲むなら乗るな』ですね。
- ・わざわざ自分でお金を出して自分の首をしめる様な事はしないと思う。国が強制的に最初から付けるなどしないとだめ。
- ・予防も必要ですが、飲んだら乗るなです。飲酒運転罰則の強化が必要です。
- ・居酒屋の駐車場が満車状態を見ていつも思うのですが、警察はどうして取り締まらないのか不思議です。
- ・数年前より、飲酒運転は減っているので、もっともっと取り締まりを厳しくしていけばいいと思います。
- ・最初の説明の読み落としかも知れませんがこの装置、マイクのようなものに口を当て息を吹き込まなければエンジンロックが効かないのでは。もしそうだとしたら飲酒常習者の車に装着しても意味が無い(効果がない)と思いますが、自分の状態をチェックして危険な状態なら乗らないと考えている人には有効だと思いますが、その場合のコストは出来るだけ低い方が良いでしょう。
- ・自覚の問題であって、つけてもまた抜け道を探すと思う。根本的な解決にはならない。刑罰を重くするとか、教育に力を入れるとか他の方法を考える。
- ・刑罰を重くしたほうが良い。
- ・自動車メーカーの義務として、エアバック、ABSなどと同様標準装備すべきかと思う。
- ・若者の車には付けて欲しい。
- ・実際つけるとなると経済的に苦しい。
- ・出来れば、飲酒運転に対しての罰則を極端に厳しくしても構わないから、車両への機具取り付けを避けて欲しいものです。
- ・所詮、装着を義務化しなければこのような装置をつける個人は少ないと思う。今以上の厳罰化、

啓発運動を行う程度しか方法は無いように思います。

- ・自分で自主的にお金を出して装置をつけるとは考えられない。自賠責保険のように、強制的に装置をつける義務があるようにして欲しい。
- ・取り締まりをもっと厳しくすればいい。若者や普通の家庭では、わざわざ買ってまでつけない。アルコール依存症の人のための装置だ。
- ・自ら進んで飲酒運転防止のために設置すべきだと思う。
- ・自分の車は自分専用なので、装置は必要ではない。が、主人(主人専用の車)は飲酒運転の経験がある為、装置をつけた方が家族は安心。
- ・自分は飲酒運転をしないので装着することはないと思うが、営業車には是非装着が義務化されるようになってほしい。
- ・自分は飲まないのに必要ないが、飲酒して運転する人が居る限りこういった装置の必要性は感じる。
- ・シートベルトの装着が、義務付けられ、また、運転中の携帯電話の使用も禁止されたため、シートベルトの装着率も上がり、携帯電話をしながら運転をしているのも少なくなってきたように思われるが、その反面、無茶な運転であったり、まわりに気を使わないような運転者は、偏見かも知れないが、シートベルトをしていなかったり、携帯電話をしている運転者が多いように思われる。(もっと偏見敵味方をすれば女性が多い。)この事からも、飲酒運転をしないような人は、ロック装置をつけるかもしれないが、飲酒運転をするような人は付けないと思われる。その辺を、良く吟味した上で、つけることを、法制化する事はいいことだと思う。(付けていても装置を無効化するような車も出てくるのでは?)
- ・そのような装置があることを知りませんでした。
- ・それぞれの人々の飲酒運転に対する意識が高まってきている今が良い時期ですね。
- ・技術的に解決するよりも、”飲んだら乗るな”の意識をさらに世間一般にアピールするほうが効果的だし、手っ取り早いと思う。
- ・車行政として早急に考えて欲しい。
- ・社会問題になっている飲酒運転は個人の自覚、責任に任せればよいと思っている人も居るがとんでもない事だ。これは犯罪である現在もまだ罰金を払えば言いと思う風潮があるが、とんでもない事だ。酒を飲まなければ居られない中毒者もいる、事故を起こしても懲りずに酒を飲む人もいる、厳しく取り締まっても駄目な人は駄目、国が免許を与えない法律、制度を真剣に考えて貰いたいと思います。自分のみならず他人までも犠牲にする飲酒運転は絶対にあっては為らない事だと思います。
- ・ぜひこの改革を進めてほしい。最初はバスやタクシーなどの公共車両につけてほしい。
- ・酒気おびではエンジンがかからない車、または、無人運転可能な車両が開発されない限り、酒気帯び運転を完全には防げないのではないかと考えています。
- ・車メーカーが強制的につける事を義務化すればよいと思う。
- ・車以外にもレストランなど飲酒の場所において社会の露出度、関心度を高めていく必要があると思う。
- ・自主的につけるという現状だと、お酒を飲んで運転する人ほどつけないと思う。将来的には車の

標準装備にするほうがいい。

- ・自主的に付ける人は少ないと思うため、保険料が下がるなど、購入・取り付けの費用を超えてメリットがあるようにした方が良い。
- ・新車を購入するときすでに装備しておけばよい。
- ・車を買う時に標準装置で着いていれば使用すると思う。シートベルトと同じ様に義務化しないと使用しないですね。
- ・助手席の酒を飲んでいない人間がチェックした場合、エンジンはかかるのでしょうか。
- ・酒を飲んだら運転しない。
- ・酒を飲まないのでも呑んで運転をする人の行動が理解できない。
- ・自己管理できない人には有効かも。
- ・今の段階では価格、性能、メンテナンス等全てにおいてとても実用的とはいえません。ただ、飲酒運転による事故、違反を犯した者へのペナルティとして、そういった装置のついた車にしか乗れなくするという考え方には大賛成です。
- ・インターロックを装着しても飲酒運転する輩はどのような手段を講じてでも飲酒運転を続けると思う。インタロックも一つ的手段ではあるが、飲酒運転の厳罰化など違反者へのペナルティ強化を徹底する中でインターロック装着を進めるのであれば意味が無い。元から飲酒運転をしない者にもインターロック装着を義務付けるようなことは本末転倒であり、全く効果が期待できない。
- ・昨日、わざわざ隣のスーパーの駐車場に車を停めて焼肉屋に入っていく人をみました。そういった人がいるかぎり飲酒運転はなくなるのではないでしょうか。
- ・昨年末から飲酒運転による事故、それも悲惨な事故のニュース報道が多くなっています。警察の取り締まりも強化されていたように思います。しかし警察の取り締まりやアルコール類を運転者に与える飲食店に頼るだけでなく、運転者個人責任に向かっていくべきでこのアンケートのような装置の取り付け義務の方向に向かっていくべきだと思います。
- ・アンケートの設問がやや事故後の対応を考えているが、未然防止の観点から検討するべきではないか。
- ・インターロックをつけることで、意識が変わると思うが、逃げ道はいくらでもあると思う。例えば、同乗の人が検査をするなど。その逃げ道をいかに防ぐかが問題。
- ・インターロックを後付け仕様にしても意味はない。ETCと比較した場合、乗る人間に直接のメリットはないからだ。インターロックを標準装備とする必要があると考える。
- ・事故防止にはいいと思います。
- ・現在の事故数と日本人のモラルの低下を考えた場合 1) 極端な違反金 2) ハード面での対応両面を強く進めるべきである
- ・うちは夫婦で飲酒したら、絶対に運転はしないと決めています。なので、この装置は必要ないのですが、最近の痛ましい事故をみたら、必要だと感じます。すべての人ではなく、違反者や希望者などにつけるのがのぞましいのではないのでしょうか？
- ・共通に乗っている車や、他人の車を運転するとき、同じ機械を共有するのが気持ち悪い。
- ・飲める人は付けるべし。
- ・飲む人はぜひ装着して欲しい。自分はたまに寝る前に発泡酒小1缶程度しか飲まないから装

着する予定は無い。

- ・強引な方法でも飲酒運転が減るほうが良い。
- ・警察は本気で飲酒運転の取締りをしていない。飲食店に甘い。
- ・飲んだら飲まないことを自己管理できる人が不必要な負担を課されることは問題。
- ・飲んだら乗らなければ、こういう装置は必要ではない。
- ・飲んだら乗らないを守れない人には装着した方がいいと思います。
- ・飲んだら乗らない為、必要ないと思います、飲酒運転する方はどんな事をしても飲むと思います。
- ・飲んだら、乗りません。
- ・飲んでも運転しそうな人は、免許取得、あるいは更新時に限定条件として装着車免許とする。
- ・飲んでいても、自動車以外の交通機関のないところでは除外して欲しい。また、その自動車の本来の使用者以外はアルコールロックの解除が出来ないようにしなければ、ほかの人間がして、飲酒者が運転する可能性がある。
- ・飲酒する人間のことを考えたら、このような装置は子どもだましのような気がしてならない。また、このようなロックを破る装置もまた売られると思う。
- ・飲酒すれば運転しない。
- ・飲酒していなくても、他の成分に反応してエンジンがかからないなどといった事例はないのでしょうか。そのへんが不安です。
- ・飲酒していない同乗者などが代わりにチェックし、飲酒者が運転する可能性も考えられるが、そのような場合の対処策をどうするのか？
- ・飲酒して乗ることはないので、法律を守らない人にはつけないといけないと思う。
- ・飲酒運転する人こそ、課せられてしかたないほど、いいかげんなのを感じる。違反者や、事故を起こしてる人は、仕方ないと思う。さもなくば、免停、いや、免停でも、乗ってる人がいるといううわさで、あきれる。だから、厳しくしても、いいと思う。
- ・飲酒運転する人には検知器以前の認識が必要。
- ・飲酒運転する人は捕まってもまたやってるので、捕まった人は義務化すればよいと思う。
- ・飲酒運転する人の気持ちがわからない。なぜ飲んだら乗るなができないのか理解不能。飲酒運転の被害者ばかりが強調されるが、加害者の人生も破滅になることをもっと知らしめるべきと思う。飲酒運転防止の機械が義務づけられるようになったら世の中終わりかも。
- ・飲酒運転絶滅委員であるどこかの県議が、自ら飲酒運転でパクられたという新聞記事があったが、このような大バカ野郎は免許取消とか、普通の10倍程度の料金を払わせてでも、(強制的に)自費で装置を付けさせるべきである。「お政治屋はこの程度のモラル」なのだろう。こんな輩がウジャウジャいるのだから、税金(自動車税とか)を使ってでも義務化すべきと思う。
- ・飲酒運転違反者にアルコールインターロックを付けることが義務化されたとしても、意識が変わらなければ、思う程の効果は得られないと思う。個人の意識を変えることから始めて欲しい。
- ・飲酒運転違反者は他の車から分るような目印をつけること。
- ・飲酒運転違反者の車には即取り付けを義務付ける。
- ・飲酒運転違反者・事故者には法的に強制取り付けを義務つけてほしい。
- ・飲酒運転違反者及び事故経験者にはすぐに設置すべきと思う。将来的には、全車販売時期に付

けるべきと。

- ・飲酒運転や事故を起こした時の罰則が軽すぎる。最も軽い罰則でも5年～10年ぐらいは運転できないようにするとか、人身事故を起こして死に至らしめたときには25年以上の実刑や極刑に処すべきだと思う。死刑の判決があっても当然と思うのに、裁判の結果に納得できないケースが多すぎる。

- ・飲酒運転で捕まった人への罰則に限定すればよい。全く酒を飲まない人もいるわけだし、こんなものを買わされるのはかなわない。義務化はメーカーと特定の官僚を太らせるだけ。

- ・飲酒運転での事故が後をたたない。まったく残念な事です。装備は仕方がない事だと思います。

- ・飲酒運転で事故を起こした人は勿論ですが、違反をした人についても、こういった装置をつけることを義務付けるという法律があってもいいと思います。

- ・飲酒運転で検挙された人には義務付けるべき。

- ・飲酒運転についてはモラルの問題であるので、モラルの欠如者には法的な制裁を厳しくする必要があると考える。

- ・飲酒運転撲滅に賛成します。明らかに悪質な死亡事故については、厳罰に処すべきだと思います。

- ・飲酒運転撲滅のため必要と思う。

- ・飲酒運転によって罪の無い人の生命が奪われるのは非常に残念な事です。この機械によって防げるとしたら、オプションではなく新車に標準装備にすればいいと思います。

- ・飲酒運転による事故は、悲惨です。被害者も加害者も救われません。手立ての一つとして、飲酒運転防止装置の導入があっても、致し方ないと思います。

- ・飲酒運転による事故を減らすためにも、装置の改良と共に、法整備などを進め、装着の義務化を図るべき。

- ・飲酒運転癖・逮捕歴のあった人に対し防止装置の装備義務化について問いがあったが、当該者については本来運転させるべきでなく、よって免許の取消しが本来妥当でないかと思います。また同装置は本来全ての車両に装備させるべきでないでしょうか(理由:盗難車両その他であっても全ての運転しようとする者に対し飲酒影響下にある状態での運転が不可能とするため)。

- ・飲酒運転防止装置は自動車メーカーの責任で取り付けるべきだと思いますが、全ての自動車に装備すると、車両価格に跳ね返ってくるので、①緑ナンバー車両と公的車両(緊急自動車など)は義務化、②一般車両は酒気帯び運転をした運転者が乗る場合に限り、装着すべきだと思います。

- ・飲酒運転防止には本人の自覚と厳しい取締り、処罰が必要。

- ・飲酒運転防止に役立つことはどんどん取り入れたら良いと思います。

- ・飲酒運転防止のために当然必要だと思う。

- ・飲酒運転防止のためなら多少厳しくとも装置を設置するメリットはあると思う。

- ・飲酒運転防止は「運転させない」より他に「乗らせない」方法が有ると思う。

- ・飲酒運転なんかもってのほかなので、常設に賛成です。また、いまどきの電子化の社会なので、道路わきに速度ビーコンを設置して、制限速度異常に走れなくする装置を全車に設置するようにすればいいと思います。

- ・飲酒運転が怖くて出来なくなってしまうような、例えば飲酒運転で捕まると永久的に免許を取れないなどの困るような法律を作った方が手っ取り早いと思う。生活が出来ない等理由が出てくるかも知れないが、だったら飲んだら運転しなければ良いので。
- ・飲酒運転は絶対になくさなくていけないことだと思う！！加害者や被害者の両方の悲しい思いを今後なくさなければいけない事！！
- ・飲酒運転は絶対にいけないと思います。
- ・飲酒運転は絶対しないよう守るためには強制的にでも付けさせた方がよいと思う。
- ・飲酒運転は絶対に良くないとのでこれは良い設備だとは思いますが、自分が飲酒をしないので、全車両に設置義務となると費用負担を煩わしく思います。また、緊急(病人や妊婦など)の搬送などの場合にもタイムロスがあると思うと、二の足を踏みます。
- ・飲酒運転は絶対に許しがたい行為なので、刑法を改正して厳罰に処すべき。
- ・飲酒運転は絶対に許せないので、普及して欲しいと思う！
- ・飲酒運転は絶対禁止、警察は歓楽街はもちろん、地方の小さな店付近もどんどん取り締まるべきです。お酒を提供している店の前に車があること自体、飲酒運転の可能性がある、未然に防げるものは防ぐ手段をとることが大切だと思います。人的、経済的な損出をもっとアピールしたほうが良い。警察官を増員して交通担当の警察を独立させても良いのではとも思います。
- ・飲酒運転は大変危険であり当然、すべての車に標準装備すべきである。全て装着すればコストが下がる。
- ・飲酒運転は違法なので絶対にしてはいけないこと。対策を考えることも必要。
- ・飲酒運転の違反者にはつけなければ免許というぐらい厳しくすべき。
- ・飲酒運転の当事者の車につける等の選択肢があったが、車の貸借、盗難があれば意味が無いと思う。
- ・飲酒運転は運転者の自覚の問題であり、飲酒運転者には罰則を設ければ、飲酒運転は激減すると思います。
- ・飲酒運転の罰則を強化する(飲ませたほうも含めて)。
- ・飲酒運転の罰則を強化して、飲んだら運転するなを徹底する。こんな機械を付ければ”出なければ飲んで 悪い”と勘違いされ、飲酒運転撲滅にはならない。飲んだら絶対運転させない。
- ・飲酒運転の罰則を強めるべきだと思う。
- ・飲酒運転の罰則をさらに厳しくした方が良いと思う。
- ・飲酒運転のいけないことが解っていても飲酒運転がなくなるのはその重大性がわかっていないからで強制的に装置を取り付けた車でなくては解決しないと思います。
- ・飲酒運転の撲滅に協力したい。
- ・飲酒運転は、犯罪ですので良いと思います。
- ・飲酒運転の防止には、厳重な罰則等が必要だと思います。
- ・飲酒運転はたとえ事故を起こさなくても厳しい罰則を適用し、運転者が控えるように制度化することが先決と思う。
- ・飲酒運転は本当にしてはいけない事だと思います。福岡の事故は私の家の近くと言う事もあり、あれから自分は飲酒運転を絶対しない様になっています。また、社会全体で考えないといけない間

題だとも思います。

・飲酒運転は、本人の自覚の問題です。ですが、このような装置があれば、普及することは必要だと思います。

・飲酒運転は無人島ですればいい！飲酒運転して死ぬのは自由だが、他人を巻き込む事はやめてほしい！

・飲酒運転の再犯が多いので、機械の限定的な取り付けが望まれる。

・飲酒運転はそれだけで厳罰にすべきだ。事故を起こした場合は、例えば死亡事故なら殺人罪を適用すべきだ。

・飲酒運転は自己の責任であると思うので、将来こういった装置を強制的にすべての車に付けるようになっていくのかわかりませんが、もしそうなのであれば疑問です

・飲酒運転は意識では防げないので、全車に装着が望ましい。

・飲酒運転の事故を起こした当事者は以後はアルコール検知装置の搭載した車でのみ運転を許可する制度にすることが一番手っ取り早い方法で、それに違反した運転者は免許取り消しの上以後運転免許証の取得ができないようにする。

・飲酒運転は許しません！

・飲酒運転はみんな大丈夫だと思いながらするんだろうけど事故がおこってからだと遅いから自己管理が大切ですよ。

・飲酒運転の常用者の自覚の方が問題だと思う。

・飲酒運転は個々の意識の問題なので、当事者の倫理感がない限りなくならない。

・飲酒運転は個人のモラルの問題です。

・飲酒運転は完全な犯罪であり、車による便利さを享受する場合は飲酒運転は絶対してはならない。

・飲酒運転は厳しく罰するほうがよい。

・飲酒運転の厳罰化を望みます。

・飲酒運転は厳罰にすべし。飲酒運転で事故を起こしたら、免許永久失格にすればよい。

・飲酒運転は厳罰に(飲酒運転の死亡事故は殺人罪適用)。

・飲酒運転は危険だから、飲む人は強制的につけるようにするとよい。

・飲酒運転の危険を回避する為に、低価格で簡単に装着できるようにすべきだ。

・飲酒運転をするものには義務化も必要と思う。

・飲酒運転をするような人は、そういう装置はつけないと思います。もしつけるとしたら法的な強制力が無いと無理だと思います。

・飲酒運転をする人は、法律を厳しくしたとしても自分は捕まらないと思っていると思います。なので、運転そのものをできなくすることは、悲しい事故を引き起こさないためにも必要です。しかし、装置そのものや設置費用、メンテをなんとか抑えた商品を開発してほしいと思います。

・飲酒運転をする人はその装置が付いていても付いていなくても、運転する時に判断が出来ない人が大きな事故を起こしている場合が多い。

・飲酒運転をなくすために良い方法だと思います。

・飲酒運転をなくす為には必要と考えますが、自分の車を他の人が運転する事も有るので、マウス

ピース等の衛生面が心配です。冬に代行運転待ちする時に、室内でエンジンをかけられないのは寒くて辛いです。

- ・飲酒運転をなくしたいと思います。
- ・飲酒運転者を通報すれば報奨金がでるような仕組みを作ればいいと思う。
- ・飲酒運転を一度でもした人は絶対に付けるよう義務づけて欲しいです。またもし事故が起きたら大変な大きい車、タクシー、バスなどには必ずつけてほしいです。
- ・飲酒運転をした人は、免許の取り消しをすべき。運転免許証を持つ資格がない。
- ・飲酒運転事故を起こした者の車だけにつけても、飲酒運転をする人間は、必ずと言っていいほど、抜け道をさがす(装置のない友人の車や家族の車等の運転)ものである。また、飲酒運転をして今までに事故を起こしたり警察に捕まったりしたことのない者は、飲酒運転を行わなくなることはまれである。装置を装着するのであれば、全車に装着すべきである。予断かもしれないが、飲酒運転で事故を起こしても「業務上過失」云々といって、罰則が軽いが、「飲酒をして車を運転すること」そのものが、「過失」ではないのではないか。そういった意識で取り締まりや罰則の適用を行うよう関係法令を改正すべきではないか。
- ・飲酒運転を減らすためにさまざまな処置をとるべきだ。
- ・飲酒運転を減らす方法を考えることはよいことだと思う。
- ・飲酒運転常習者には当然の処置である。
- ・飲酒運転検挙経験者のみがつけばいい。
- ・飲酒運転が減らないし、また私の周囲の認識も甘いままなのが現状。どんなに周りが『飲んだら乗るな』といっても当事者の意識が変わらない。このままだとまだまだ悲惨な事故は起き続けると思う。こうなったら、違反者に吊り上げの的なつもりで厳罰や厳刑など、もっと世間に『本当にいけないんだぞ!!』と言うことを見せ付ける必要があると思う。そういう意味ではこの装置の取り付けもやむえないと思います。
- ・飲酒による事故が減らないので致し方ない。
- ・飲酒によるいたましい事故はもうこれ以上起こってほしくないです。一人一人の心がけだけではもうどうしようもないところにきています。ぜひ、全車に、なるべく低価格で、メンテナンスの期間の長いものをつけるようにして国民の意識を高めていくことが大事だと考えます。
- ・飲酒しないので実態はよく分からない部分があるが、免許携帯者として飲酒がいけないのは当然だと思うので、処罰事態をもっと厳しいものにしてもよろしいと思う。
- ・飲酒しないのに費用がかかるのは迷惑。しかし飲酒運転防止には必要。どうしたものか・・・
- ・飲酒しない人に飲酒して違反する犯罪者のコストを負担させるような事は認めたくない。
- ・飲酒しない人の事も考慮してほしい。
- ・飲酒をしたら、運転しない、してはいけない意識が無いと思う。
- ・飲酒を犯した者にはつけるべき 絶対に飲酒運転は許されない。
- ・飲酒事故に対する罰則が、余りにも軽い。飲酒運転は、重罪として扱うべき。
- ・飲酒事故を起こした者の車には強制的にアルコールインターロック装置を付けるべきだ。
- ・飲酒事故を聞いた時に、どうにか方法はないものかと思っていました。簡単に全車取り付けられるものならば、あったほうがよい。

- ・飲酒時に運転しないようにすることは当然であり、できることなら、このような機械に頼りたくはない。
- ・警官でも飲酒運転するくらいだから、もっと他の方法を考えた方が良いのでは？
- ・飲まない人やマナーを守っている人からすればいい迷惑。違反者などだけに原則にすべき。
- ・飲まない人は関係ない話です。
- ・少しでも飲酒運転者による事故が減るのなら何かしらの装置を車に装備するのもやむをえないと思います。
- ・少しでも飲酒運転を減らせる可能性があれば装置の装着は良いと思う。
- ・小型で目立たなければいいと思います。
- ・乗るときは飲まないなので、必要としない。
- ・乗車してから測定までの時間が3分というのは長い気がします。できるなら全車標準装備が望ましいですが、測定時間が長いと装備したくない人も増えると思います。私なら装備したくないです。
- それと、アルコールが検知されるとエンジンがかからない案はいいと思いますが、もし同乗者に飲酒していない人がいたら、その人の息を吹きつけてエンジンをかける人も出てくると予測できます。それに対しての案も必要かと思います。(例えばハンドルを握る人からのアルコールを検知して、警告音を出すようにするとか)
- ・常習犯には必ず付けるとかにしたらいいとおもう。
- ・商用車では、本来あってはならない事だが度々違反事故が報道されているので、義務化は必要と思う。個人では、常習者が多いという飲酒運転の違反者に義務化すると良いと思う。自宅以外で飲酒しない私が、自分の車で毎回検知装置を使うことは、とても面倒に感じる。
- ・呼気では運転者本人か判断がつかない、抜け道が多そうな装置。飲酒運転をする人間は善人ではないので、この程度の装置であれば絶対に装置の不備をつき、違反をする。別のもっと確実な装置を開発するべき。
- ・後付けではなく、最初から車についていればよいと思う。多分、付けたい人なんてあまり居ないから、強制的に最初から全車に完備した方が絶対良い。諦めがつく。
- ・個人ではほとんどつけないと思います。
- ・基本的には運転者本人の自覚の問題であるが、個々最近の人々のモラルの低下が顕著であり、全車両に装着しなければ効果が薄く、新車購入時及び次期車検時に早い段階で義務化するべきであろう。
- ・厳罰は賛成。
- ・喜んで・・という気分には、なりませんが、時代の要求かもしれませんね。
- ・交通事故の罰則をもっと厳しくする。
- ・現在、運転中の目の動きの異常さで運転手のアルコール度を測る装置があると言う事で、それが実用化されれば考えても良い。
- ・現状の機能ではつける段階でない。
- ・現状の飲酒運転防止装置の話を聞いて、まだまだ開発途上の印象を受けた。できれば全車に搭載するのが望ましいと思うが、2ヶ月ごとのメンテナンスや始動までに3分かかかるようでは、一部の車両にしか導入は難しいと思う。

- ・検査する時間が 3 分ほどとありましたが, この時間を短くしないとなかなか普及しないように思います.
- ・いまいち良いシステムではないような・・・
- ・あまり大げさな感じにならない物が良い.
- ・まず営業車両に義務として取り付ける法律を作ればよい.
- ・まずは運転する人の自覚の問題. 営業用の車には装置をつけたほうが良いと思う. 運転する人には酒を飲ませない事が必要. 特に飲食店では.
- ・まず人間の教育を先にする方が良いのではないかと思います. その為免許の更新という制度があるのですよね.

付録8: アンケート単純集計表

Q3 ご職業をお答えください。(回答は1つ)

			会社 員・公 務員等	自営業	職業運 転手 (バス、 タクシー)	無職	その他
n=							
性×年代	TOTAL	562	49.8	11.9	0.7	23.8	13.7
	男性計	346	63.9	13.6	1.2	14.2	7.2
	女性計	216	27.3	9.3	0.0	39.4	24.1
	男性19歳以下	8	25.0	0.0	0.0	37.5	37.5
	男性20～29歳	61	59.0	3.3	0.0	13.1	24.6
	男性30～39歳	77	90.9	6.5	1.3	0.0	1.3
	男性40～49歳	64	85.9	10.9	1.6	0.0	1.6
	男性50～59歳	70	62.9	28.6	1.4	5.7	1.4
	男性60歳以上	66	21.2	19.7	1.5	51.5	6.1
	女性19歳以下	5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	女性20～29歳	38	52.6	0.0	0.0	7.9	39.5
	女性30～39歳	46	37.0	6.5	0.0	45.7	10.9
	女性40～49歳	40	17.5	20.0	0.0	45.0	17.5
	女性50～59歳	43	25.6	14.0	0.0	39.5	20.9
	女性60歳以上	44	9.1	6.8	0.0	59.1	25.0

Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。(回答は1つ)

			5年以 下	6～20 年	21年以 上
n=					
性×年代	TOTAL	562	13.7	39.7	46.6
	男性計	346	13.6	33.2	53.2
	女性計	216	13.9	50.0	36.1
	男性19歳以下	8	100.0	0.0	0.0
	男性20～29歳	61	55.7	44.3	0.0
	男性30～39歳	77	1.3	93.5	5.2
	男性40～49歳	64	1.6	17.2	81.2
	男性50～59歳	70	2.9	4.3	92.9
	男性60歳以上	66	1.5	3.0	95.5
	女性19歳以下	5	100.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	39.5	60.5	0.0
	女性30～39歳	46	4.3	95.7	0.0
	女性40～49歳	40	7.5	42.5	50.0
	女性50～59歳	43	7.0	27.9	65.1
	女性60歳以上	44	4.5	27.3	68.2

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)

			(%)			
			ほぼ毎日	週に3～4回程度	週に1～2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)
n=						
性×年代	TOTAL	562	50.2	16.7	20.6	12.5
	男性計	346	52.3	14.7	22.8	10.1
	女性計	216	46.8	19.9	17.1	16.2
	男性19歳以下	8	25.0	0.0	37.5	37.5
	男性20～29歳	61	36.1	14.8	29.5	19.7
	男性30～39歳	77	51.9	15.6	24.7	7.8
	男性40～49歳	64	62.5	7.8	20.3	9.4
	男性50～59歳	70	55.7	17.1	21.4	5.7
	男性60歳以上	66	57.6	19.7	16.7	6.1
	女性19歳以下	5	0.0	0.0	80.0	20.0
	女性20～29歳	38	34.2	18.4	15.8	31.6
	女性30～39歳	46	50.0	15.2	17.4	17.4
	女性40～49歳	40	57.5	27.5	7.5	7.5
	女性50～59歳	43	46.5	16.3	23.3	14.0
	女性60歳以上	44	50.0	25.0	13.6	11.4

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)

			(%)						
			ほぼ毎日	週に3、4回程度	週に1、2回程度	2週間に1回程度	1か月に1回程度	それ以下	飲まない
n=									
性×年代	TOTAL	562	20.8	10.7	16.4	9.6	13.0	11.6	18.0
	男性計	346	27.7	12.1	16.2	9.5	13.0	7.8	13.6
	女性計	216	9.7	8.3	16.7	9.7	13.0	17.6	25.0
	男性19歳以下	8	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	75.0
	男性20～29歳	61	6.6	11.5	23.0	19.7	21.3	6.6	11.5
	男性30～39歳	77	23.4	16.9	23.4	5.2	18.2	5.2	7.8
	男性40～49歳	64	25.0	14.1	15.6	7.8	15.6	4.7	17.2
	男性50～59歳	70	32.9	8.6	12.9	10.0	8.6	11.4	15.7
	男性60歳以上	66	53.0	9.1	7.6	7.6	3.0	10.6	9.1
	女性19歳以下	5	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0
	女性20～29歳	38	2.6	5.3	18.4	21.1	21.1	26.3	5.3
	女性30～39歳	46	8.7	10.9	19.6	6.5	17.4	13.0	23.9
	女性40～49歳	40	22.5	15.0	15.0	10.0	12.5	7.5	17.5
	女性50～59歳	43	11.6	4.7	14.0	2.3	11.6	23.3	32.6
	女性60歳以上	44	4.5	6.8	15.9	9.1	2.3	20.5	40.9

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。

		n=	ビール 大びん 4本以 上	ビール 大びん 3本	ビール 大びん 2本	ビール 大びん 1本	ビール 大びん 1本未 達	(%)
性×年代	TOTAL	461	5.4	6.1	16.3	24.7	47.5	
	男性計	299	7.4	8.4	21.4	27.4	35.5	
	女性計	162	1.9	1.9	6.8	19.8	69.8	
	男性19歳以下	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	
	男性20～29歳	54	9.3	14.8	27.8	22.2	25.9	
	男性30～39歳	71	11.3	5.6	18.3	31.0	33.8	
	男性40～49歳	53	9.4	9.4	20.8	20.8	39.6	
	男性50～59歳	59	5.1	8.5	22.0	35.6	28.8	
	男性60歳以上	60	1.7	5.0	18.3	26.7	48.3	
	女性19歳以下	3	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	
	女性20～29歳	36	2.8	2.8	8.3	22.2	63.9	
	女性30～39歳	35	2.9	2.9	11.4	17.1	65.7	
	女性40～49歳	33	3.0	3.0	9.1	30.3	54.5	
	女性50～59歳	29	0.0	0.0	3.4	17.2	79.3	
	女性60歳以上	26	0.0	0.0	0.0	7.7	92.3	

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)

		n=	飲酒事 故は減 ると思 う	少しは 減ると 思う	変わら ないと 思う	少し増 えると 思う	増える と思う	分から ない理 由:	(%)
性×年代	TOTAL	562	27.0	62.3	9.6	0.0	0.2	0.9	
	男性計	346	28.6	61.3	9.0	0.0	0.0	1.2	
	女性計	216	24.5	63.9	10.6	0.0	0.5	0.5	
	男性19歳以下	8	37.5	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0	
	男性20～29歳	61	32.8	54.1	11.5	0.0	0.0	1.6	
	男性30～39歳	77	26.0	64.9	9.1	0.0	0.0	0.0	
	男性40～49歳	64	28.1	60.9	10.9	0.0	0.0	0.0	
	男性50～59歳	70	27.1	65.7	5.7	0.0	0.0	1.4	
	男性60歳以上	66	28.8	60.6	7.6	0.0	0.0	3.0	
	女性19歳以下	5	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	女性20～29歳	38	21.1	60.5	15.8	0.0	2.6	0.0	
	女性30～39歳	46	23.9	69.6	6.5	0.0	0.0	0.0	
	女性40～49歳	40	17.5	77.5	5.0	0.0	0.0	0.0	
	女性50～59歳	43	23.3	55.8	20.9	0.0	0.0	0.0	
	女性60歳以上	44	36.4	54.5	6.8	0.0	0.0	2.3	

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)

			飲酒運転を防止する上で当然である	飲酒運転を防止するためにはしょうがない	できれば、供用する車両にはつけて欲しい	つける必要はない	分からない理由:
n=							(%)
性×年代	TOTAL	562	47.9	39.3	7.8	4.6	0.4
	男性計	346	44.8	42.2	7.5	5.2	0.3
	女性計	216	52.8	34.7	8.3	3.7	0.5
	男性19歳以下	8	37.5	50.0	0.0	12.5	0.0
	男性20～29歳	61	47.5	36.1	13.1	3.3	0.0
	男性30～39歳	77	45.5	44.2	6.5	3.9	0.0
	男性40～49歳	64	48.4	43.8	7.8	0.0	0.0
	男性50～59歳	70	47.1	38.6	4.3	8.6	1.4
	男性60歳以上	66	36.4	47.0	7.6	9.1	0.0
	女性19歳以下	5	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	39.5	34.2	18.4	7.9	0.0
	女性30～39歳	46	63.0	34.8	0.0	0.0	2.2
	女性40～49歳	40	65.0	22.5	7.5	5.0	0.0
	女性50～59歳	43	41.9	44.2	11.6	2.3	0.0
	女性60歳以上	44	52.3	40.9	2.3	4.5	0.0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)

			飲酒事故の再発防止のために当然である	一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	その必要はない	分からない理由:
n=						(%)
性×年代	TOTAL	562	74.7	20.1	3.2	2.0
	男性計	346	71.7	23.1	2.9	2.3
	女性計	216	79.6	15.3	3.7	1.4
	男性19歳以下	8	75.0	25.0	0.0	0.0
	男性20～29歳	61	68.9	27.9	1.6	1.6
	男性30～39歳	77	70.1	24.7	1.3	3.9
	男性40～49歳	64	73.4	23.4	3.1	0.0
	男性50～59歳	70	74.3	20.0	2.9	2.9
	男性60歳以上	66	71.2	19.7	6.1	3.0
	女性19歳以下	5	60.0	40.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	68.4	21.1	7.9	2.6
	女性30～39歳	46	87.0	10.9	0.0	2.2
	女性40～49歳	40	85.0	10.0	5.0	0.0
	女性50～59歳	43	79.1	16.3	2.3	2.3
	女性60歳以上	44	79.5	15.9	4.5	0.0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらくらいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(※現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)

										(%)
			いくらでも良い	10万円まで	5万円まで	2万円まで	1万円まで	いくらであつてもつけない	分からない理由:	
n=										
性×年代	TOTAL	562	2.0	3.7	11.2	15.1	27.0	33.8	7.1	
	男性計	346	2.3	4.0	11.0	15.3	27.2	33.8	6.4	
	女性計	216	1.4	3.2	11.6	14.8	26.9	33.8	8.3	
	男性19歳以下	8	0.0	0.0	37.5	25.0	25.0	12.5	0.0	
	男性20～29歳	61	0.0	4.9	6.6	11.5	37.7	34.4	4.9	
	男性30～39歳	77	3.9	1.3	6.5	11.7	27.3	40.3	9.1	
	男性40～49歳	64	1.6	6.2	14.1	14.1	28.1	28.1	7.8	
	男性50～59歳	70	5.7	7.1	11.4	17.1	22.9	32.9	2.9	
	男性60歳以上	66	0.0	1.5	13.6	21.2	21.2	34.8	7.6	
	女性19歳以下	5	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
	女性20～29歳	38	2.6	0.0	7.9	18.4	28.9	39.5	2.6	
	女性30～39歳	46	0.0	2.2	10.9	19.6	30.4	26.1	10.9	
	女性40～49歳	40	0.0	2.5	17.5	15.0	30.0	25.0	10.0	
	女性50～59歳	43	2.3	4.7	2.3	14.0	27.9	41.9	7.0	
	女性60歳以上	44	2.3	6.8	18.2	6.8	18.2	38.6	9.1	

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(※現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)

			10年以上(車の寿命まで)	5年以上	2年以上(乗用車では車検時に整備)	1年以上(乗用車では車検時に整備)	半年以上	2か月程度	つけない	分からない理由:	(%)
n=											
性×年代	TOTAL	562	11.6	6.0	44.7	9.3	5.0	1.1	21.4	1.1	
	男性計	346	12.1	6.6	46.5	7.2	4.9	1.2	20.5	0.9	
	女性計	216	10.6	5.1	41.7	12.5	5.1	0.9	22.7	1.4	
	男性19歳以下	8	25.0	0.0	37.5	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	
	男性20～29歳	61	14.8	9.8	42.6	6.6	3.3	3.3	19.7	0.0	
	男性30～39歳	77	16.9	9.1	48.1	6.5	2.6	0.0	16.9	0.0	
	男性40～49歳	64	14.1	9.4	48.4	4.7	1.6	1.6	17.2	3.1	
	男性50～59歳	70	8.6	1.4	42.9	11.4	7.1	0.0	28.6	0.0	
	男性60歳以上	66	4.5	4.5	51.5	7.6	7.6	1.5	21.2	1.5	
	女性19歳以下	5	0.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
	女性20～29歳	38	7.9	5.3	44.7	7.9	5.3	0.0	28.9	0.0	
	女性30～39歳	46	17.4	2.2	52.2	8.7	2.2	0.0	15.2	2.2	
	女性40～49歳	40	12.5	7.5	52.5	10.0	5.0	2.5	7.5	2.5	
	女性50～59歳	43	9.3	4.7	27.9	16.3	7.0	2.3	30.2	2.3	
	女性60歳以上	44	6.8	6.8	27.3	20.5	4.5	0.0	34.1	0.0	

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)

			(%)						
			いくらでも良い	1万円まで	5千円まで	2千円まで	千円まで	つけない	分からない理由:
n=									
性×年代	TOTAL	562	1.8	9.1	21.5	23.1	13.3	29.0	2.1
	男性計	346	2.0	8.7	22.8	21.1	14.2	29.2	2.0
	女性計	216	1.4	9.7	19.4	26.4	12.0	28.7	2.3
	男性19歳以下	8	0.0	12.5	37.5	12.5	25.0	12.5	0.0
	男性20～29歳	61	0.0	6.6	24.6	19.7	18.0	31.1	0.0
	男性30～39歳	77	3.9	5.2	16.9	24.7	14.3	31.2	3.9
	男性40～49歳	64	1.6	12.5	20.3	15.6	18.8	26.6	4.7
	男性50～59歳	70	4.3	5.7	34.3	14.3	11.4	30.0	0.0
	男性60歳以上	66	0.0	13.6	16.7	31.8	7.6	28.8	1.5
	女性19歳以下	5	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	0.0	2.6	26.3	26.3	5.3	39.5	0.0
	女性30～39歳	46	2.2	6.5	17.4	26.1	19.6	23.9	4.3
	女性40～49歳	40	0.0	17.5	22.5	35.0	7.5	15.0	2.5
	女性50～59歳	43	0.0	4.7	18.6	23.3	16.3	34.9	2.3
	女性60歳以上	44	4.5	13.6	13.6	20.5	11.4	34.1	2.3

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)

			(%)							
n=			全車に装着	事故を 起こし た場合 の影響 度が 大きい 車両 (大型 車等) に装着	運送・ 運輸関 連業の 車両に 装着	飲酒運 転違反 者の使 用車に 装着	飲酒運 転事故 の当事 者の使 用車に 装着	希望す る対象 車に装 着	装着の 必要は ない	分か らない 理由:
性 × 年代	TOTAL	562	32.6	38.4	44.5	55.9	43.1	31.7	1.2	0.4
	男性計	346	36.1	33.2	38.2	51.2	36.7	28.6	1.4	0.3
	女性計	216	26.9	46.8	54.6	63.4	53.2	36.6	0.9	0.5
	男性19歳以下	8	25.0	50.0	37.5	50.0	50.0	37.5	0.0	0.0
	男性20～29歳	61	37.7	36.1	34.4	55.7	37.7	23.0	0.0	0.0
	男性30～39歳	77	35.1	36.4	44.2	51.9	42.9	26.0	1.3	0.0
	男性40～49歳	64	42.2	37.5	40.6	48.4	42.2	26.6	0.0	0.0
	男性50～59歳	70	35.7	30.0	37.1	51.4	28.6	25.7	1.4	0.0
	男性60歳以上	66	31.8	24.2	33.3	48.5	30.3	40.9	4.5	1.5
	女性19歳以下	5	40.0	0.0	40.0	60.0	60.0	60.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	21.1	39.5	50.0	68.4	57.9	44.7	0.0	0.0
	女性30～39歳	46	28.3	52.2	63.0	69.6	60.9	32.6	0.0	0.0
	女性40～49歳	40	30.0	57.5	65.0	65.0	52.5	42.5	2.5	0.0
	女性50～59歳	43	18.6	55.8	60.5	62.8	53.5	34.9	2.3	2.3
女性60歳以上	44	34.1	34.1	36.4	52.3	40.9	27.3	0.0	0.0	

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)

			(%)					
			つける	できればつけたい	どちらでも良い	できればつけない	つけない	分からない理由:
n=								
性×年代	TOTAL	562	4.4	12.1	26.3	21.0	34.3	1.8
	男性計	346	5.2	13.9	25.7	20.8	33.5	0.9
	女性計	216	3.2	9.3	27.3	21.3	35.6	3.2
	男性19歳以下	8	12.5	25.0	25.0	12.5	25.0	0.0
	男性20～29歳	61	3.3	19.7	23.0	29.5	23.0	1.6
	男性30～39歳	77	3.9	5.2	29.9	27.3	33.8	0.0
	男性40～49歳	64	6.2	10.9	34.4	14.1	34.4	0.0
	男性50～59歳	70	2.9	17.1	22.9	18.6	38.6	0.0
	男性60歳以上	66	9.1	16.7	18.2	15.2	37.9	3.0
	女性19歳以下	5	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0
	女性20～29歳	38	2.6	5.3	39.5	23.7	26.3	2.6
	女性30～39歳	46	2.2	10.9	39.1	21.7	23.9	2.2
	女性40～49歳	40	5.0	12.5	25.0	15.0	37.5	5.0
	女性50～59歳	43	2.3	9.3	11.6	27.9	48.8	0.0
	女性60歳以上	44	2.3	9.1	18.2	18.2	45.5	6.8

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)

			(%)							
			価格が高い	メンテナンスが面倒	メンテナンス価格が高そう	呼気で検査するのが嫌い	走行中にもチェックが行われる	エンジン始動に時間がかかる	飲酒しない	その他理由:
n=										
性×年代	TOTAL	311	39.2	34.1	27.0	2.9	3.9	24.4	54.7	12.9
	男性計	188	46.3	39.4	29.8	2.7	4.8	26.6	47.9	14.4
	女性計	123	28.5	26.0	22.8	3.3	2.4	21.1	65.0	10.6
	男性19歳以下	3	66.7	66.7	66.7	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0
	男性20～29歳	32	62.5	56.2	50.0	9.4	12.5	50.0	40.6	6.2
	男性30～39歳	47	68.1	57.4	46.8	0.0	6.4	42.6	29.8	12.8
	男性40～49歳	31	35.5	38.7	16.1	6.5	0.0	25.8	54.8	12.9
	男性50～59歳	40	30.0	17.5	10.0	0.0	0.0	5.0	57.5	17.5
	男性60歳以上	35	28.6	22.9	20.0	0.0	2.9	5.7	62.9	22.9
	女性19歳以下	1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0
	女性20～29歳	19	52.6	52.6	31.6	10.5	5.3	47.4	31.6	26.3
	女性30～39歳	21	33.3	23.8	19.0	0.0	0.0	9.5	76.2	0.0
	女性40～49歳	21	14.3	19.0	19.0	0.0	0.0	19.0	66.7	14.3
	女性50～59歳	33	27.3	21.2	24.2	3.0	3.0	18.2	60.6	12.1
	女性60歳以上	28	17.9	17.9	17.9	3.6	3.6	14.3	82.1	0.0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)

										(%)
n=			価格が 安くなる	メンテ ナンス が簡単 になる	メンテ ナンス 価格が 安くなる	呼気以 外の簡 単な検 査	エンジ ン始動 時だけ の検査	走行中 だけの 検査	つけな い 理 由:	
性×年代	TOTAL	311	43.1	28.9	28.3	16.7	10.0	3.5	44.7	
	男性計	188	44.1	28.7	28.2	16.5	8.5	3.7	45.2	
	女性計	123	41.5	29.3	28.5	17.1	12.2	3.3	43.9	
	男性19歳以下	3	66.7	66.7	66.7	66.7	0.0	33.3	33.3	
	男性20～29歳	32	53.1	43.8	40.6	25.0	15.6	0.0	37.5	
	男性30～39歳	47	48.9	27.7	31.9	14.9	12.8	4.3	38.3	
	男性40～49歳	31	51.6	35.5	32.3	12.9	3.2	9.7	41.9	
	男性50～59歳	40	37.5	12.5	17.5	10.0	5.0	2.5	52.5	
	男性60歳以上	35	28.6	25.7	17.1	17.1	5.7	0.0	57.1	
	女性19歳以下	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
	女性20～29歳	19	42.1	42.1	26.3	36.8	5.3	0.0	36.8	
	女性30～39歳	21	47.6	33.3	23.8	4.8	0.0	4.8	38.1	
	女性40～49歳	21	42.9	33.3	28.6	14.3	19.0	4.8	47.6	
	女性50～59歳	33	39.4	24.2	33.3	18.2	18.2	3.0	42.4	
	女性60歳以上	28	35.7	17.9	25.0	10.7	10.7	3.6	53.6	

付録9: アンケートクロス集計表

度数+横%

Q1 あなたの年齢は。(回答は1つ)								
	n(TOTAL)	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	不明
n(TOTAL)	562 100	13 2.3	99 17.6	123 21.9	104 18.5	113 20.1	110 19.6	0 0

Q2 あなたの性別は。(回答は1つ)								
男性	346 100	8 2.3	61 17.6	77 22.3	64 18.5	70 20.2	66 19.1	0 0
女性	216 100	5 2.3	38 17.6	46 21.3	40 18.5	43 19.9	44 20.4	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q3 ご職業をお答えください。(回答は1つ)								
会社員・公務員等	280 100	2 0.7	56 20	87 31.1	62 22.1	55 19.6	18 6.4	0 0
自営業	67 100	0 0	2 3	8 11.9	15 22.4	26 38.8	16 23.9	0 0
職業運転手(バス、タクシー、トラックなどの自動車)	4 100	0 0	0 0	1 25	1 25	1 25	1 25	0 0
無職	134 100	3 2.2	11 8.2	21 15.7	18 13.4	21 15.7	60 44.8	0 0
その他	77 100	8 10.4	30 39	6 7.8	8 10.4	10 13	15 19.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。(回答は1つ)								
5年以下	77 100	13 16.9	49 63.6	3 3.9	4 5.2	5 6.5	3 3.9	0 0
6～20年	223 100	0 0	50 22.4	116 52	28 12.6	15 6.7	14 6.3	0 0
21年以上	262 100	0 0	0 0	4 1.5	72 27.5	93 35.5	93 35.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)								
ほぼ毎日	282 100	2 0.7	35 12.4	63 22.3	63 22.3	59 20.9	60 21.3	0 0
週に3～4回程度	94 100	0 0	16 17	19 20.2	16 17	19 20.2	24 25.5	0 0
週に1～2回程度	116 100	7 6	24 20.7	27 23.3	16 13.8	25 21.6	17 14.7	0 0
ほとんど運転しない(週に1回未満)	70 100	4 5.7	24 34.3	14 20	9 12.9	10 14.3	9 12.9	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)								
ほぼ毎日	117 100	0 0	5 4.3	22 18.8	25 21.4	28 23.9	37 31.6	0 0
週に3、4回程度	60 100	1 1.7	9 15	18 30	15 25	8 13.3	9 15	0 0
週に1、2回程度	92 100	1 1.1	21 22.8	27 29.3	16 17.4	15 16.3	12 13	0 0
2週間に1回程度	54 100	1 1.9	20 37	7 13	9 16.7	8 14.8	9 16.7	0 0
1か月に1回程度	73 100	1 1.4	21 28.8	22 30.1	15 20.5	11 15.1	3 4.1	0 0
それ以下	65 100	1 1.5	14 21.5	10 15.4	6 9.2	18 27.7	16 24.6	0 0
飲まない	101 100	8 7.9	9 8.9	17 16.8	18 17.8	25 24.8	24 23.8	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。								
ビール大びん4本以上	25 100	0 0	6 24	9 36	6 24	3 12	1 4	0 0
ビール大びん3本	28 100	0 0	9 32.1	5 17.9	6 21.4	5 17.9	3 10.7	0 0
ビール大びん2本	75 100	1 1.3	18 24	17 22.7	14 18.7	14 18.7	11 14.7	0 0
ビール大びん1本	114 100	1 0.9	20 17.5	28 24.6	21 18.4	26 22.8	18 15.8	0 0
ビール大びん1本未満	219 100	3 1.4	37 16.9	47 21.5	39 17.8	40 18.3	53 24.2	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)								
飲酒事故は減ると思う	152 100	4 2.6	28 18.4	31 20.4	25 16.4	29 19.1	35 23	0 0
少しは減ると思う	350 100	8 2.3	56 16	82 23.4	70 20	70 20	64 18.3	0 0
変わらないと思う	54 100	1 1.9	13 24.1	10 18.5	9 16.7	13 24.1	8 14.8	0 0
少し増えると思う	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
増えると思う	1 100	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
分からない 理由:	5 100	0 0	1 20	0 0	0 0	1 20	3 60	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)								
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	6 2.2	44 16.4	64 23.8	57 21.2	51 19	47 17.5	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	4 1.8	35 15.8	50 22.6	37 16.7	46 20.8	49 22.2	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	2 4.5	15 34.1	5 11.4	8 18.2	8 18.2	6 13.6	0 0
つける必要はない	26 100	1 3.8	5 19.2	3 11.5	2 7.7	7 26.9	8 30.8	0 0
分からない 理由:	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	1 50	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)								
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	9 2.1	68 16.2	94 22.4	81 19.3	86 20.5	82 19.5	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	4 3.5	25 22.1	24 21.2	19 16.8	21 18.6	20 17.7	0 0
その必要はない	18 100	0 0	4 22.2	1 5.6	4 22.2	3 16.7	6 33.3	0 0
分からない 理由:	11 100	0 0	2 18.2	4 36.4	0 0	3 27.3	2 18.2	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)								
いくらかでも良い	11 100	0 0	1 9.1	3 27.3	1 9.1	5 45.5	1 9.1	0 0
10万円まで	21 100	0 0	3 14.3	2 9.5	5 23.8	7 33.3	4 19	0 0
5万円まで	63 100	4 6.3	7 11.1	10 15.9	16 25.4	9 14.3	17 27	0 0
2万円まで	85 100	3 3.5	14 16.5	18 21.2	15 17.6	18 21.2	17 20	0 0
1万円まで	152 100	3 2	34 22.4	35 23	30 19.7	28 18.4	22 14.5	0 0
いくらかであってもつけない	190 100	2 1.1	36 18.9	43 22.6	28 14.7	41 21.6	40 21.1	0 0
分からない 理由:	40 100	1 2.5	4 10	12 30	9 22.5	5 12.5	9 22.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)								
10年以上(車の寿命まで)	65 100	2 3.1	12 18.5	21 32.3	14 21.5	10 15.4	6 9.2	0 0
5年以上	34 100	0 0	8 23.5	8 23.5	9 26.5	3 8.8	6 17.6	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	7 2.8	43 17.1	61 24.3	52 20.7	42 16.7	46 18.3	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	0 0	7 13.5	9 17.3	7 13.5	15 28.8	14 26.9	0 0
半年以上	28 100	3 10.7	4 14.3	3 10.7	3 10.7	8 28.6	7 25	0 0
2か月程度	6 100	0 0	2 33.3	0 0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0
つけない	120 100	1 0.8	23 19.2	20 16.7	14 11.7	33 27.5	29 24.2	0 0
分からない 理由:	6 100	0 0	0 0	1 16.7	3 50	1 16.7	1 16.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)								
いくらかでも良い	10 100	0 0	0 0	4 40	1 10	3 30	2 20	0 0
1万円まで	51 100	3 5.9	5 9.8	7 13.7	15 29.4	6 11.8	15 29.4	0 0
5千円まで	121 100	4 3.3	25 20.7	21 17.4	22 18.2	32 26.4	17 14	0 0
2千円まで	130 100	3 2.3	22 16.9	31 23.8	24 18.5	20 15.4	30 23.1	0 0
千円まで	75 100	2 2.7	13 17.3	20 26.7	15 20	15 20	10 13.3	0 0
つけない	163 100	1 0.6	34 20.9	35 21.5	23 14.1	36 22.1	34 20.9	0 0
分からない 理由:	12 100	0 0	0 0	5 41.7	4 33.3	1 8.3	2 16.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答は1つ)								
全車に装着	183	4	31	40	39	33	36	0
	100	2.2	16.9	21.9	21.3	18	19.7	0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216	4	37	52	47	45	31	0
	100	1.9	17.1	24.1	21.8	20.8	14.4	0
運送・運輸関連業の車両に装着	250	5	40	63	52	52	38	0
	100	2	16	25.2	20.8	20.8	15.2	0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314	7	60	72	57	63	55	0
	100	2.2	19.1	22.9	18.2	20.1	17.5	0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242	7	45	61	48	43	38	0
	100	2.9	18.6	25.2	19.8	17.8	15.7	0
希望する対象車に装着	178	6	31	35	34	33	39	0
	100	3.4	17.4	19.7	19.1	18.5	21.9	0
装着の必要はない	7	0	0	1	1	2	3	0
	100	0	0	14.3	14.3	28.6	42.9	0
分からない 理由:	2	0	0	0	0	1	1	0
	100	0	0	0	0	50	50	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)								
つける	25	2	3	4	6	3	7	0
	100	8	12	16	24	12	28	0
できればつけたい	68	2	14	9	12	16	15	0
	100	2.9	20.6	13.2	17.6	23.5	22.1	0
どちらでも良い	148	5	29	41	32	21	20	0
	100	3.4	19.6	27.7	21.6	14.2	13.5	0
できればつけたくない	118	2	27	31	15	25	18	0
	100	1.7	22.9	26.3	12.7	21.2	15.3	0
つけない	193	2	24	37	37	48	45	0
	100	1	12.4	19.2	19.2	24.9	23.3	0
分からない 理由:	10	0	2	1	2	0	5	0
	100	0	20	10	20	0	50	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)								
価格が高い	122	3	30	39	14	21	15	0
	100	2.5	24.6	32	11.5	17.2	12.3	0
メンテナンスが面倒	106	3	28	32	16	14	13	0
	100	2.8	26.4	30.2	15.1	13.2	12.3	0
メンテナンス価格が高そう	84	3	22	26	9	12	12	0
	100	3.6	26.2	31	10.7	14.3	14.3	0
呼気で検査するのが嫌い	9	0	5	0	2	1	1	0
	100	0	55.6	0	22.2	11.1	11.1	0
走行中にもチェックが行われる	12	1	5	3	0	1	2	0
	100	8.3	41.7	25	0	8.3	16.7	0
エンジン始動に時間がかかる	76	3	25	22	12	8	6	0
	100	3.9	32.9	28.9	15.8	10.5	7.9	0
飲酒しない	170	2	19	30	31	43	45	0
	100	1.2	11.2	17.6	18.2	25.3	26.5	0
その他 理由:	40	1	7	6	7	11	8	0
	100	2.5	17.5	15	17.5	27.5	20	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)								
価格が安くなる	134	3	25	33	25	28	20	0
	100	2.2	18.7	24.6	18.7	20.9	14.9	0
メンテナンスが簡単になる	90	3	22	20	18	13	14	0
	100	3.3	24.4	22.2	20	14.4	15.6	0
メンテナンス価格が安くなる	88	3	18	20	16	18	13	0
	100	3.4	20.5	22.7	18.2	20.5	14.8	0
呼気以外の簡単な検査	52	3	15	8	7	10	9	0
	100	5.8	28.8	15.4	13.5	19.2	17.3	0
エンジン始動時だけの検査	31	1	6	6	5	8	5	0
	100	3.2	19.4	19.4	16.1	25.8	16.1	0
走行中だけの検査	11	1	0	3	4	2	1	0
	100	9.1	0	27.3	36.4	18.2	9.1	0
つけない 理由:	139	1	19	26	23	35	35	0
	100	0.7	13.7	18.7	16.5	25.2	25.2	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

性×年代								
男性計	346 100	8 2.3	61 17.6	77 22.3	64 18.5	70 20.2	66 19.1	0 0
女性計	216 100	5 2.3	38 17.6	46 21.3	40 18.5	43 19.9	44 20.4	0 0
男性19歳以下	8 100	8 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	0 0	61 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	0 0	0 0	77 100	0 0	0 0	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	0 0	0 0	0 0	64 100	0 0	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	0 0	0 0	0 0	0 0	70 100	0 0	0 0
男性60歳以上	66 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	66 100	0 0
女性19歳以下	5 100	5 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	0 0	38 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	0 0	0 0	46 100	0 0	0 0	0 0	0 0
女性40～49歳	40 100	0 0	0 0	0 0	40 100	0 0	0 0	0 0
女性50～59歳	43 100	0 0	0 0	0 0	0 0	43 100	0 0	0 0
女性60歳以上	44 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	44 100	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード								
北海道	32 100	0 0	4 12.5	9 28.1	8 25	6 18.8	5 15.6	0 0
青森	4 100	0 0	1 25	1 25	0 0	1 25	1 25	0 0
岩手	2 100	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	0 0	4 30.8	2 15.4	1 7.7	5 38.5	1 7.7	0 0
秋田	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0
山形	6 100	0 0	3 50	1 16.7	1 16.7	0 0	1 16.7	0 0
福島	7 100	0 0	2 28.6	2 28.6	0 0	2 28.6	1 14.3	0 0
茨城	18 100	1 5.6	4 22.2	1 5.6	4 22.2	5 27.8	3 16.7	0 0
栃木	6 100	0 0	0 0	2 33.3	1 16.7	3 50	0 0	0 0
群馬	10 100	2 20	2 20	1 10	1 10	3 30	1 10	0 0
埼玉	40 100	1 2.5	7 17.5	7 17.5	10 25	9 22.5	6 15	0 0
千葉	28 100	0 0	9 32.1	6 21.4	6 21.4	4 14.3	3 10.7	0 0
東京	49 100	1 2	12 24.5	11 22.4	11 22.4	9 18.4	5 10.2	0 0
神奈川	44 100	2 4.5	6 13.6	10 22.7	4 9.1	10 22.7	12 27.3	0 0
新潟	14 100	0 0	1 7.1	4 28.6	1 7.1	5 35.7	3 21.4	0 0
富山	8 100	0 0	0 0	2 25	3 37.5	1 12.5	2 25	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0
山梨	9 100	0 0	2 22.2	4 44.4	2 22.2	0 0	1 11.1	0 0
長野	12 100	0 0	2 16.7	2 16.7	3 25	2 16.7	3 25	0 0
岐阜	7 100	0 0	0 0	0 0	0 0	2 28.6	5 71.4	0 0

静岡	13 100	0 0	0 0	3 23.1	3 23.1	2 15.4	5 38.5	0 0
愛知	33 100	0 0	10 30.3	5 15.2	7 21.2	3 9.1	8 24.2	0 0
三重	13 100	0 0	4 30.8	2 15.4	1 7.7	3 23.1	3 23.1	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	0 0	0 0	0 0	2 66.7	0 0	0 0
京都	8 100	0 0	1 12.5	2 25	2 25	1 12.5	2 25	0 0
大阪	34 100	1 2.9	4 11.8	13 38.2	4 11.8	7 20.6	5 14.7	0 0
兵庫	24 100	1 4.2	4 16.7	7 29.2	4 16.7	3 12.5	5 20.8	0 0
奈良	8 100	0 0	2 25	2 25	0 0	1 12.5	3 37.5	0 0
和歌山	4 100	0 0	0 0	2 50	0 0	1 25	1 25	0 0
鳥取	4 100	0 0	1 25	0 0	0 0	1 25	2 50	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	0 0	0 0	1 10	3 30	4 40	2 20	0 0
広島	13 100	0 0	2 15.4	2 15.4	1 7.7	4 30.8	4 30.8	0 0
山口	4 100	0 0	0 0	1 25	1 25	2 50	0 0	0 0
徳島	3 100	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	0 0
香川	3 100	0 0	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
愛媛	6 100	0 0	0 0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0
高知	5 100	0 0	0 0	1 20	2 40	1 20	1 20	0 0
福岡	21 100	1 4.8	5 23.8	4 19	6 28.6	3 14.3	2 9.5	0 0
佐賀	6 100	0 0	0 0	1 16.7	4 66.7	1 16.7	0 0	0 0
長崎	3 100	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
熊本	6 100	0 0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0	2 33.3	0 0
大分	9 100	0 0	0 0	4 44.4	0 0	1 11.1	4 44.4	0 0
宮崎	3 100	0 0	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0	0 0	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	0 0	1 16.7	3 50	0 0	1 16.7	0 0
沖縄	6 100	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0	2 33.3	2 33.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q2 あなたの性別は。(回答は1つ)				
	n(TOTAL)	男性	女性	不明
n(TOTAL)	562	346	216	0
	100	61.6	38.4	0

Q3 ご職業をお答えください。(回答は1つ)				
会社員・公務員等	280	221	59	0
	100	78.9	21.1	0
自営業	67	47	20	0
	100	70.1	29.9	0
職業運転手(バス、タクシー、トラックなどの自動車)	4	4	0	0
	100	100	0	0
無職	134	49	85	0
	100	36.6	63.4	0
その他	77	25	52	0
	100	32.5	67.5	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。(回答は1つ)				
5年以下	77	47	30	0
	100	61	39	0
6～20年	223	115	108	0
	100	51.6	48.4	0
21年以上	262	184	78	0
	100	70.2	29.8	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)				
ほぼ毎日	282	181	101	0
	100	64.2	35.8	0
週に3～4回程度	94	51	43	0
	100	54.3	45.7	0
週に1～2回程度	116	79	37	0
	100	68.1	31.9	0
ほとんど運転しない(週に1回未満)	70	35	35	0
	100	50	50	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)				
ほぼ毎日	117	96	21	0
	100	82.1	17.9	0
週に3、4回程度	60	42	18	0
	100	70	30	0
週に1、2回程度	92	56	36	0
	100	60.9	39.1	0
2週間に1回程度	54	33	21	0
	100	61.1	38.9	0
1か月に1回程度	73	45	28	0
	100	61.6	38.4	0
それ以下	65	27	38	0
	100	41.5	58.5	0
飲まない	101	47	54	0
	100	46.5	53.5	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q7 飲酒量は1回のくくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。				
ビール大びん4本以上	25	22	3	0
	100	88	12	0
ビール大びん3本	28	25	3	0
	100	89.3	10.7	0
ビール大びん2本	75	64	11	0
	100	85.3	14.7	0
ビール大びん1本	114	82	32	0
	100	71.9	28.1	0
ビール大びん1本未満	219	106	113	0
	100	48.4	51.6	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)				
飲酒事故は減ると思う	152 100	99 65.1	53 34.9	0 0
少しは減ると思う	350 100	212 60.6	138 39.4	0 0
変わらないと思う	54 100	31 57.4	23 42.6	0 0
少し増えると思う	0 0	0 0	0 0	0 0
増えると思う	1 100	0 0	1 100	0 0
分からない 理由:	5 100	4 80	1 20	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)				
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	155 57.6	114 42.4	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	146 66.1	75 33.9	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	26 59.1	18 40.9	0 0
つける必要はない	26 100	18 69.2	8 30.8	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	1 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)				
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	248 59	172 41	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	80 70.8	33 29.2	0 0
その必要はない	18 100	10 55.6	8 44.4	0 0
分からない 理由:	11 100	8 72.7	3 27.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらくらいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)				
いくらでも良い	11 100	8 72.7	3 27.3	0 0
10万円まで	21 100	14 66.7	7 33.3	0 0
5万円まで	63 100	38 60.3	25 39.7	0 0
2万円まで	85 100	53 62.4	32 37.6	0 0
1万円まで	152 100	94 61.8	58 38.2	0 0
いくらであつてもつけない	190 100	117 61.6	73 38.4	0 0
分からない 理由:	40 100	22 55	18 45	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)				
10年以上(車の寿命まで)	65 100	42 64.6	23 35.4	0 0
5年以上	34 100	23 67.6	11 32.4	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	161 64.1	90 35.9	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	25 48.1	27 51.9	0 0
半年以上	28 100	17 60.7	11 39.3	0 0
2か月程度	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0
つけない	120 100	71 59.2	49 40.8	0 0
分からない 理由:	6 100	3 50	3 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)				
いくらでも良い	10 100	7 70	3 30	0 0
1万円まで	51 100	30 58.8	21 41.2	0 0
5千円まで	121 100	79 65.3	42 34.7	0 0
2千円まで	130 100	73 56.2	57 43.8	0 0
千円まで	75 100	49 65.3	26 34.7	0 0
つけない	163 100	101 62	62 38	0 0
分からない 理由:	12 100	7 58.3	5 41.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)				
全車に装着	183 100	125 68.3	58 31.7	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	115 53.2	101 46.8	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	132 52.8	118 47.2	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	177 56.4	137 43.6	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	127 52.5	115 47.5	0 0
希望する対象車に装着	178 100	99 55.6	79 44.4	0 0
装着の必要はない	7 100	5 71.4	2 28.6	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	1 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)				
つける	25	18	7	0
	100	72	28	0
できればつけたい	68	48	20	0
	100	70.6	29.4	0
どちらでも良い	148	89	59	0
	100	60.1	39.9	0
できればつけたくない	118	72	46	0
	100	61	39	0
つけない	193	116	77	0
	100	60.1	39.9	0
分からない 理由:	10	3	7	0
	100	30	70	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)				
価格が高い	122	87	35	0
	100	71.3	28.7	0
メンテナンスが面倒	106	74	32	0
	100	69.8	30.2	0
メンテナンス価格が高そう	84	56	28	0
	100	66.7	33.3	0
呼気で検査するのが嫌い	9	5	4	0
	100	55.6	44.4	0
走行中にもチェックが行われる	12	9	3	0
	100	75	25	0
エンジン始動に時間がかかる	76	50	26	0
	100	65.8	34.2	0
飲酒しない	170	90	80	0
	100	52.9	47.1	0
その他 理由:	40	27	13	0
	100	67.5	32.5	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)				
価格が安くなる	134	83	51	0
	100	61.9	38.1	0
メンテナンスが簡単になる	90	54	36	0
	100	60	40	0
メンテナンス価格が安くなる	88	53	35	0
	100	60.2	39.8	0
呼気以外の簡単な検査	52	31	21	0
	100	59.6	40.4	0
エンジン始動時だけの検査	31	16	15	0
	100	51.6	48.4	0
走行中だけの検査	11	7	4	0
	100	63.6	36.4	0
つけない 理由:	139	85	54	0
	100	61.2	38.8	0
不明	0	0	0	0
	0	0	0	0

性×年代				
男性計	346 100	346 100	0 0	0 0
女性計	216 100	0 0	216 100	0 0
男性19歳以下	8 100	8 100	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	61 100	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	77 100	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	64 100	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	70 100	0 0	0 0
男性60歳以上	66 100	66 100	0 0	0 0
女性19歳以下	5 100	0 0	5 100	0 0
女性20～29歳	38 100	0 0	38 100	0 0
女性30～39歳	46 100	0 0	46 100	0 0
女性40～49歳	40 100	0 0	40 100	0 0
女性50～59歳	43 100	0 0	43 100	0 0
女性60歳以上	44 100	0 0	44 100	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード				
北海道	32 100	20 62.5	12 37.5	0 0
青森	4 100	4 100	0 0	0 0
岩手	2 100	2 100	0 0	0 0
宮城	13 100	7 53.8	6 46.2	0 0
秋田	2 100	1 50	1 50	0 0
山形	6 100	3 50	3 50	0 0
福島	7 100	5 71.4	2 28.6	0 0
茨城	18 100	13 72.2	5 27.8	0 0
栃木	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0
群馬	10 100	5 50	5 50	0 0
埼玉	40 100	23 57.5	17 42.5	0 0
千葉	28 100	13 46.4	15 53.6	0 0
東京	49 100	38 77.6	11 22.4	0 0
神奈川	44 100	23 52.3	21 47.7	0 0
新潟	14 100	11 78.6	3 21.4	0 0
富山	8 100	6 75	2 25	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0
山梨	9 100	3 33.3	6 66.7	0 0
長野	12 100	10 83.3	2 16.7	0 0
岐阜	7 100	4 57.1	3 42.9	0 0

静岡	13 100	6 46.2	7 53.8	0 0
愛知	33 100	22 66.7	11 33.3	0 0
三重	13 100	6 46.2	7 53.8	0 0
滋賀	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0
京都	8 100	4 50	4 50	0 0
大阪	34 100	23 67.6	11 32.4	0 0
兵庫	24 100	17 70.8	7 29.2	0 0
奈良	8 100	3 37.5	5 62.5	0 0
和歌山	4 100	3 75	1 25	0 0
鳥取	4 100	2 50	2 50	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	7 70	3 30	0 0
広島	13 100	9 69.2	4 30.8	0 0
山口	4 100	2 50	2 50	0 0
徳島	3 100	0 0	3 100	0 0
香川	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0
愛媛	6 100	3 50	3 50	0 0
高知	5 100	2 40	3 60	0 0
福岡	21 100	10 47.6	11 52.4	0 0
佐賀	6 100	3 50	3 50	0 0
長崎	3 100	1 33.3	2 66.7	0 0
熊本	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0
大分	9 100	5 55.6	4 44.4	0 0
宮崎	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0
鹿児島	6 100	6 100	0 0	0 0
沖縄	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0

Q3 ご職業をお答えください。(回答は1つ)							
	n(TOTAL)	会社員・ 公務員等	自営業	職業運転手 (バス、タク シー、トラック などの自動車)	無職	その他	不明
n(TOTAL)	562 100	280 49.8	67 11.9	4 0.7	134 23.8	77 13.7	0 0

Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。(回答は1つ)							
5年以下	77 100	27 35.1	4 5.2	0 0	14 18.2	32 41.6	0 0
6～20年	223 100	138 61.9	13 5.8	2 0.9	50 22.4	20 9	0 0
21年以上	262 100	115 43.9	50 19.1	2 0.8	70 26.7	25 9.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)							
ほぼ毎日	282 100	145 51.4	47 16.7	4 1.4	57 20.2	29 10.3	0 0
週に3～4回程度	94 100	38 40.4	8 8.5	0 0	34 36.2	14 14.9	0 0
週に1～2回程度	116 100	70 60.3	7 6	0 0	21 18.1	18 15.5	0 0
ほとんど運転しない(週に1回未満)	70 100	27 38.6	5 7.1	0 0	22 31.4	16 22.9	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)							
ほぼ毎日	117 100	61 52.1	24 20.5	1 0.9	28 23.9	3 2.6	0 0
週に3、4回程度	60 100	31 51.7	4 6.7	1 1.7	18 30	6 10	0 0
週に1、2回程度	92 100	58 63	6 6.5	0 0	11 12	17 18.5	0 0
2週間に1回程度	54 100	27 50	5 9.3	0 0	9 16.7	13 24.1	0 0
1か月に1回程度	73 100	39 53.4	8 11	1 1.4	14 19.2	11 15.1	0 0
それ以下	65 100	29 44.6	5 7.7	0 0	21 32.3	10 15.4	0 0
飲まない	101 100	35 34.7	15 14.9	1 1	33 32.7	17 16.8	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。							
ビール大びん4本以上	25 100	18 72	3 12	0 0	3 12	1 4	0 0
ビール大びん3本	28 100	22 78.6	3 10.7	0 0	2 7.1	1 3.6	0 0
ビール大びん2本	75 100	44 58.7	10 13.3	0 0	12 16	9 12	0 0
ビール大びん1本	114 100	65 57	15 13.2	3 2.6	24 21.1	7 6.1	0 0
ビール大びん1本未満	219 100	96 43.8	21 9.6	0 0	60 27.4	42 19.2	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)							
飲酒事故は減ると思う	152 100	75 49.3	18 11.8	2 1.3	35 23	22 14.5	0 0
少しは減ると思う	350 100	172 49.1	41 11.7	1 0.3	86 24.6	50 14.3	0 0
変わらないと思う	54 100	30 55.6	7 13	1 1.9	12 22.2	4 7.4	0 0
少し増えると思う	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
増えると思う	1 100	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
分からない 理由:	5 100	2 40	1 20	0 0	1 20	1 20	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思							
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	130 48.3	35 13	2 0.7	62 23	40 14.9	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	113 51.1	26 11.8	2 0.9	55 24.9	25 11.3	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	22 50	3 6.8	0 0	9 20.5	10 22.7	0 0
つける必要はない	26 100	14 53.8	3 11.5	0 0	8 30.8	1 3.8	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)							
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	200 47.6	55 13.1	3 0.7	108 25.7	54 12.9	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	61 54	9 8	1 0.9	21 18.6	21 18.6	0 0
その必要はない	18 100	10 55.6	2 11.1	0 0	4 22.2	2 11.1	0 0
分からない 理由:	11 100	9 81.8	1 9.1	0 0	1 9.1	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)							
いくらでも良い	11 100	7 63.6	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	0 0
10万円まで	21 100	11 52.4	2 9.5	0 0	5 23.8	3 14.3	0 0
5万円まで	63 100	30 47.6	10 15.9	0 0	18 28.6	5 7.9	0 0
2万円まで	85 100	43 50.6	16 18.8	0 0	18 21.2	8 9.4	0 0
1万円まで	152 100	77 50.7	14 9.2	1 0.7	35 23	25 16.4	0 0
いくらであってもつけない	190 100	94 49.5	20 10.5	0 0	49 25.8	27 14.2	0 0
分からない 理由:	40 100	18 45	4 10	2 5	8 20	8 20	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。 (許容できる最短の周期。)(※現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)							
10年以上(車の寿命まで)	65 100	35 53.8	6 9.2	1 1.5	18 27.7	5 7.7	0 0
5年以上	34 100	17 50	7 20.6	1 2.9	5 14.7	4 11.8	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	128 51	33 13.1	1 0.4	53 21.1	36 14.3	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	25 48.1	5 9.6	0 0	14 26.9	8 15.4	0 0
半年以上	28 100	13 46.4	2 7.1	0 0	8 28.6	5 17.9	0 0
2か月程度	6 100	1 16.7	2 33.3	0 0	1 16.7	2 33.3	0 0
つけない	120 100	59 49.2	12 10	0 0	33 27.5	16 13.3	0 0
分からない 理由:	6 100	2 33.3	0 0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)							
いくらでも良い	10 100	6 60	0 0	0 0	3 30	1 10	0 0
1万円まで	51 100	25 49	8 15.7	1 2	11 21.6	6 11.8	0 0
5千円まで	121 100	62 51.2	17 14	0 0	24 19.8	18 14.9	0 0
2千円まで	130 100	54 41.5	20 15.4	1 0.8	33 25.4	22 16.9	0 0
千円まで	75 100	44 58.7	4 5.3	0 0	17 22.7	10 13.3	0 0
つけない	163 100	83 50.9	18 11	0 0	42 25.8	20 12.3	0 0
分からない 理由:	12 100	6 50	0 0	2 16.7	4 33.3	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)							
全車に装着	183 100	99 54.1	24 13.1	3 1.6	37 20.2	20 10.9	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	99 45.8	19 8.8	0 0	65 30.1	33 15.3	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	113 45.2	29 11.6	0 0	71 28.4	37 14.8	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	145 46.2	38 12.1	1 0.3	80 25.5	50 15.9	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	108 44.6	22 9.1	1 0.4	65 26.9	46 19	0 0
希望する対象車に装着	178 100	82 46.1	18 10.1	1 0.6	49 27.5	28 15.7	0 0
装着の必要はない	7 100	4 57.1	0 0	0 0	2 28.6	1 14.3	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)							
つける	25 100	15 60	2 8	0 0	5 20	3 12	0 0
できればつけたい	68 100	33 48.5	10 14.7	0 0	15 22.1	10 14.7	0 0
どちらでも良い	148 100	84 56.8	14 9.5	2 1.4	30 20.3	18 12.2	0 0
できればつけたくない	118 100	62 52.5	14 11.9	0 0	25 21.2	17 14.4	0 0
つけない	193 100	83 43	27 14	1 0.5	56 29	26 13.5	0 0
分からない 理由:	10 100	3 30	0 0	1 10	3 30	3 30	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)							
価格が高い	122 100	69 56.6	14 11.5	0 0	20 16.4	19 15.6	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	62 58.5	9 8.5	0 0	17 16	18 17	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	46 54.8	6 7.1	0 0	19 22.6	13 15.5	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	5 55.6	0 0	0 0	4 44.4	0 0	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	4 33.3	0 0	0 0	5 41.7	3 25	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	44 57.9	5 6.6	0 0	14 18.4	13 17.1	0 0
飲酒しない	170 100	64 37.6	24 14.1	0 0	56 32.9	26 15.3	0 0
その他 理由:	40 100	19 47.5	4 10	1 2.5	12 30	4 10	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)							
価格が安くなる	134 100	64 47.8	19 14.2	1 0.7	27 20.1	23 17.2	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	42 46.7	8 8.9	1 1.1	20 22.2	19 21.1	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	43 48.9	9 10.2	1 1.1	18 20.5	17 19.3	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	27 51.9	3 5.8	0 0	11 21.2	11 21.2	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	14 45.2	2 6.5	0 0	8 25.8	7 22.6	0 0
走行中だけの検査	11 100	8 72.7	0 0	0 0	2 18.2	1 9.1	0 0
つけない 理由:	139 100	60 43.2	18 12.9	0 0	45 32.4	16 11.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代							
男性計	346 100	221 63.9	47 13.6	4 1.2	49 14.2	25 7.2	0 0
女性計	216 100	59 27.3	20 9.3	0 0	85 39.4	52 24.1	0 0
男性19歳以下	8 100	2 25	0 0	0 0	3 37.5	3 37.5	0 0
男性20～29歳	61 100	36 59	2 3.3	0 0	8 13.1	15 24.6	0 0
男性30～39歳	77 100	70 90.9	5 6.5	1 1.3	0 0	1 1.3	0 0
男性40～49歳	64 100	55 85.9	7 10.9	1 1.6	0 0	1 1.6	0 0
男性50～59歳	70 100	44 62.9	20 28.6	1 1.4	4 5.7	1 1.4	0 0
男性60歳以上	66 100	14 21.2	13 19.7	1 1.5	34 51.5	4 6.1	0 0
女性19歳以下	5 100	0 0	0 0	0 0	0 0	5 100	0 0
女性20～29歳	38 100	20 52.6	0 0	0 0	3 7.9	15 39.5	0 0
女性30～39歳	46 100	17 37	3 6.5	0 0	21 45.7	5 10.9	0 0
女性40～49歳	40 100	7 17.5	8 20	0 0	18 45	7 17.5	0 0
女性50～59歳	43 100	11 25.6	6 14	0 0	17 39.5	9 20.9	0 0
女性60歳以上	44 100	4 9.1	3 6.8	0 0	26 59.1	11 25	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード							
北海道	32 100	16 50	2 6.3	2 6.3	10 31.3	2 6.3	0 0
青森	4 100	3 75	0 0	0 0	1 25	0 0	0 0
岩手	2 100	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	5 38.5	3 23.1	0 0	3 23.1	2 15.4	0 0
秋田	2 100	0 0	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0
山形	6 100	3 50	0 0	0 0	1 16.7	2 33.3	0 0
福島	7 100	2 28.6	1 14.3	0 0	3 42.9	1 14.3	0 0
茨城	18 100	11 61.1	1 5.6	0 0	3 16.7	3 16.7	0 0
栃木	6 100	4 66.7	0 0	0 0	2 33.3	0 0	0 0
群馬	10 100	3 30	1 10	0 0	1 10	5 50	0 0
埼玉	40 100	24 60	1 2.5	0 0	9 22.5	6 15	0 0
千葉	28 100	15 53.6	3 10.7	0 0	6 21.4	4 14.3	0 0
東京	49 100	27 55.1	6 12.2	0 0	10 20.4	6 12.2	0 0
神奈川	44 100	20 45.5	5 11.4	0 0	11 25	8 18.2	0 0
新潟	14 100	8 57.1	1 7.1	0 0	2 14.3	3 21.4	0 0
富山	8 100	3 37.5	3 37.5	0 0	2 25	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	1 33.3	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	0 0
山梨	9 100	4 44.4	2 22.2	0 0	2 22.2	1 11.1	0 0
長野	12 100	6 50	3 25	0 0	3 25	0 0	0 0
岐阜	7 100	3 42.9	1 14.3	0 0	3 42.9	0 0	0 0

静岡	13 100	4 30.8	1 7.7	0 0	5 38.5	3 23.1	0 0
愛知	33 100	14 42.4	2 6.1	1 3	10 30.3	6 18.2	0 0
三重	13 100	6 46.2	3 23.1	0 0	3 23.1	1 7.7	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	0 0
京都	8 100	5 62.5	0 0	0 0	2 25	1 12.5	0 0
大阪	34 100	22 64.7	6 17.6	1 2.9	5 14.7	0 0	0 0
兵庫	24 100	14 58.3	2 8.3	0 0	4 16.7	4 16.7	0 0
奈良	8 100	4 50	0 0	0 0	2 25	2 25	0 0
和歌山	4 100	2 50	0 0	0 0	2 50	0 0	0 0
鳥取	4 100	1 25	0 0	0 0	3 75	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	5 50	3 30	0 0	1 10	1 10	0 0
広島	13 100	5 38.5	2 15.4	0 0	3 23.1	3 23.1	0 0
山口	4 100	1 25	3 75	0 0	0 0	0 0	0 0
徳島	3 100	0 0	0 0	0 0	2 66.7	1 33.3	0 0
香川	3 100	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0
愛媛	6 100	4 66.7	0 0	0 0	2 33.3	0 0	0 0
高知	5 100	3 60	1 20	0 0	1 20	0 0	0 0
福岡	21 100	8 38.1	3 14.3	0 0	5 23.8	5 23.8	0 0
佐賀	6 100	4 66.7	0 0	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0
長崎	3 100	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
熊本	6 100	1 16.7	1 16.7	0 0	4 66.7	0 0	0 0
大分	9 100	6 66.7	1 11.1	0 0	1 11.1	1 11.1	0 0
宮崎	3 100	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0
鹿児島	6 100	5 83.3	0 0	0 0	1 16.7	0 0	0 0
沖縄	6 100	1 16.7	2 33.3	0 0	1 16.7	2 33.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q4 自動車(二輪車を除く)の運転歴をお答えください。(回答は1つ)					
	n(TOTAL)	5年以下	6～20年	21年以上	不明
n(TOTAL)	562	77	223	262	0
	100	13.7	39.7	46.6	0

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)					
ほぼ毎日	282	20	106	156	0
	100	7.1	37.6	55.3	0
週に3～4回程度	94	8	41	45	0
	100	8.5	43.6	47.9	0
週に1～2回程度	116	24	46	46	0
	100	20.7	39.7	39.7	0
ほとんど運転しない(週に1回未満)	70	25	30	15	0
	100	35.7	42.9	21.4	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)					
ほぼ毎日	117	4	30	83	0
	100	3.4	25.6	70.9	0
週に3、4回程度	60	6	29	25	0
	100	10	48.3	41.7	0
週に1、2回程度	92	14	45	33	0
	100	15.2	48.9	35.9	0
2週間に1回程度	54	12	23	19	0
	100	22.2	42.6	35.2	0
1か月に1回程度	73	16	37	20	0
	100	21.9	50.7	27.4	0
それ以下	65	11	20	34	0
	100	16.9	30.8	52.3	0
飲まない	101	14	39	48	0
	100	13.9	38.6	47.5	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。					
ビール大びん4本以上	25	4	11	10	0
	100	16	44	40	0
ビール大びん3本	28	4	11	13	0
	100	14.3	39.3	46.4	0
ビール大びん2本	75	9	33	33	0
	100	12	44	44	0
ビール大びん1本	114	16	44	54	0
	100	14	38.6	47.4	0
ビール大びん1本未満	219	30	85	104	0
	100	13.7	38.8	47.5	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)					
飲酒事故は減ると思う	152	23	58	71	0
	100	15.1	38.2	46.7	0
少しは減ると思う	350	49	136	165	0
	100	14	38.9	47.1	0
変わらないと思う	54	4	28	22	0
	100	7.4	51.9	40.7	0
少し増えると思う	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
増えると思う	1	0	1	0	0
	100	0	100	0	0
分からない 理由:	5	1	0	4	0
	100	20	0	80	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)					
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	38 14.1	108 40.1	123 45.7	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	26 11.8	92 41.6	103 46.6	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	10 22.7	14 31.8	20 45.5	0 0
つける必要はない	26 100	3 11.5	8 30.8	15 57.7	0 0
分からない 理由:	2 100	0 0	1 50	1 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)					
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	53 12.6	172 41	195 46.4	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	20 17.7	41 36.3	52 46	0 0
その必要はない	18 100	3 16.7	5 27.8	10 55.6	0 0
分からない 理由:	11 100	1 9.1	5 45.5	5 45.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)					
いくらか良い	11 100	2 18.2	3 27.3	6 54.5	0 0
10万円まで	21 100	3 14.3	7 33.3	11 52.4	0 0
5万円まで	63 100	10 15.9	18 28.6	35 55.6	0 0
2万円まで	85 100	12 14.1	30 35.3	43 50.6	0 0
1万円まで	152 100	24 15.8	66 43.4	62 40.8	0 0
いくらであってもつけない	190 100	22 11.6	82 43.2	86 45.3	0 0
分からない 理由:	40 100	4 10	17 42.5	19 47.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)					
10年以上(車の寿命まで)	65 100	6 9.2	34 52.3	25 38.5	0 0
5年以上	34 100	7 20.6	18 52.9	9 26.5	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	35 13.9	96 38.2	120 47.8	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	7 13.5	17 32.7	28 53.8	0 0
半年以上	28 100	6 21.4	12 42.9	10 35.7	0 0
2か月程度	6 100	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0
つけない	120 100	15 12.5	44 36.7	61 50.8	0 0
分からない 理由:	6 100	0 0	1 16.7	5 83.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)					
いくらでも良い	10	0	5	5	0
	100	0	50	50	0
1万円まで	51	9	15	27	0
	100	17.6	29.4	52.9	0
5千円まで	121	16	46	59	0
	100	13.2	38	48.8	0
2千円まで	130	19	53	58	0
	100	14.6	40.8	44.6	0
千円まで	75	12	31	32	0
	100	16	41.3	42.7	0
つけない	163	21	68	74	0
	100	12.9	41.7	45.4	0
分からない 理由:	12	0	5	7	0
	100	0	41.7	58.3	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)					
全車に装着	183	27	68	88	0
	100	14.8	37.2	48.1	0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216	31	92	93	0
	100	14.4	42.6	43.1	0
運送・運輸関連業の車両に装着	250	29	114	107	0
	100	11.6	45.6	42.8	0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314	41	136	137	0
	100	13.1	43.3	43.6	0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242	35	107	100	0
	100	14.5	44.2	41.3	0
希望する対象車に装着	178	23	74	81	0
	100	12.9	41.6	45.5	0
装着の必要はない	7	1	1	5	0
	100	14.3	14.3	71.4	0
分からない 理由:	2	0	0	2	0
	100	0	0	100	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)					
つける	25	5	7	13	0
	100	20	28	52	0
できればつけたい	68	11	21	36	0
	100	16.2	30.9	52.9	0
どちらでも良い	148	25	61	62	0
	100	16.9	41.2	41.9	0
できればつけたくない	118	15	56	47	0
	100	12.7	47.5	39.8	0
つけない	193	19	75	99	0
	100	9.8	38.9	51.3	0
分からない 理由:	10	2	3	5	0
	100	20	30	50	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)					
価格が高い	122	18	59	45	0
	100	14.8	48.4	36.9	0
メンテナンスが面倒	106	19	52	35	0
	100	17.9	49.1	33	0
メンテナンス価格が高そう	84	14	43	27	0
	100	16.7	51.2	32.1	0
呼気で検査するのが嫌い	9	2	5	2	0
	100	22.2	55.6	22.2	0
走行中にもチェックが行われる	12	4	6	2	0
	100	33.3	50	16.7	0
エンジン始動に時間がかかる	76	16	38	22	0
	100	21.1	50	28.9	0
飲酒しない	170	16	63	91	0
	100	9.4	37.1	53.5	0
その他 理由:	40	5	16	19	0
	100	12.5	40	47.5	0
不明	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)					
価格が安くなる	134 100	14 10.4	61 45.5	59 44	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	14 15.6	40 44.4	36 40	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	12 13.6	41 46.6	35 39.8	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	7 13.5	25 48.1	20 38.5	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	4 12.9	15 48.4	12 38.7	0 0
走行中だけの検査	11 100	2 18.2	3 27.3	6 54.5	0 0
つけない 理由:	139 100	15 10.8	53 38.1	71 51.1	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代					
男性計	346 100	47 13.6	115 33.2	184 53.2	0 0
女性計	216 100	30 13.9	108 50	78 36.1	0 0
男性19歳以下	8 100	8 100	0 0	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	34 55.7	27 44.3	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	1 1.3	72 93.5	4 5.2	0 0
男性40～49歳	64 100	1 1.6	11 17.2	52 81.3	0 0
男性50～59歳	70 100	2 2.9	3 4.3	65 92.9	0 0
男性60歳以上	66 100	1 1.5	2 3	63 95.5	0 0
女性19歳以下	5 100	5 100	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	15 39.5	23 60.5	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	2 4.3	44 95.7	0 0	0 0
女性40～49歳	40 100	3 7.5	17 42.5	20 50	0 0
女性50～59歳	43 100	3 7	12 27.9	28 65.1	0 0
女性60歳以上	44 100	2 4.5	12 27.3	30 68.2	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード					
北海道	32 100	4 12.5	13 40.6	15 46.9	0 0
青森	4 100	1 25	0 0	3 75	0 0
岩手	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0
宮城	13 100	1 7.7	6 46.2	6 46.2	0 0
秋田	2 100	0 0	0 0	2 100	0 0
山形	6 100	2 33.3	2 33.3	2 33.3	0 0
福島	7 100	1 14.3	3 42.9	3 42.9	0 0
茨城	18 100	4 22.2	3 16.7	11 61.1	0 0
栃木	6 100	0 0	3 50	3 50	0 0
群馬	10 100	3 30	3 30	4 40	0 0
埼玉	40 100	5 12.5	19 47.5	16 40	0 0

千葉	28 100	4 14.3	15 53.6	9 32.1	0 0
東京	49 100	7 14.3	23 46.9	19 38.8	0 0
神奈川	44 100	7 15.9	16 36.4	21 47.7	0 0
新潟	14 100	1 7.1	5 35.7	8 57.1	0 0
富山	8 100	0 0	2 25	6 75	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	2 66.7	1 33.3	0 0
山梨	9 100	1 11.1	6 66.7	2 22.2	0 0
長野	12 100	2 16.7	3 25	7 58.3	0 0
岐阜	7 100	1 14.3	0 0	6 85.7	0 0
静岡	13 100	0 0	5 38.5	8 61.5	0 0
愛知	33 100	7 21.2	11 33.3	15 45.5	0 0
三重	13 100	2 15.4	5 38.5	6 46.2	0 0
滋賀	3 100	2 66.7	0 0	1 33.3	0 0
京都	8 100	1 12.5	3 37.5	4 50	0 0
大阪	34 100	5 14.7	18 52.9	11 32.4	0 0
兵庫	24 100	1 4.2	13 54.2	10 41.7	0 0
奈良	8 100	1 12.5	4 50	3 37.5	0 0
和歌山	4 100	0 0	2 50	2 50	0 0
鳥取	4 100	0 0	1 25	3 75	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	0 0	1 10	9 90	0 0
広島	13 100	1 7.7	5 38.5	7 53.8	0 0
山口	4 100	0 0	1 25	3 75	0 0
徳島	3 100	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0
香川	3 100	0 0	1 33.3	2 66.7	0 0
愛媛	6 100	0 0	3 50	3 50	0 0
高知	5 100	0 0	3 60	2 40	0 0
福岡	21 100	6 28.6	10 47.6	5 23.8	0 0
佐賀	6 100	0 0	3 50	3 50	0 0
長崎	3 100	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0
熊本	6 100	1 16.7	2 33.3	3 50	0 0
大分	9 100	0 0	5 55.6	4 44.4	0 0
宮崎	3 100	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0
沖縄	6 100	1 16.7	0 0	5 83.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q5 自動車(二輪車を除く)の運転頻度をお答えください。(回答は1つ)						
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3~4回程度	週に1~2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)	不明
n(TOTAL)	562	282	94	116	70	0
	100	50.2	16.7	20.6	12.5	0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)						
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3~4回程度	週に1~2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)	不明
ほぼ毎日	117	69	21	17	10	0
	100	59	17.9	14.5	8.5	0
週に3、4回程度	60	30	14	12	4	0
	100	50	23.3	20	6.7	0
週に1、2回程度	92	36	16	31	9	0
	100	39.1	17.4	33.7	9.8	0
2週間に1回程度	54	20	9	16	9	0
	100	37	16.7	29.6	16.7	0
1か月に1回程度	73	35	8	14	16	0
	100	47.9	11	19.2	21.9	0
それ以下	65	41	6	8	10	0
	100	63.1	9.2	12.3	15.4	0
飲まない	101	51	20	18	12	0
	100	50.5	19.8	17.8	11.9	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。						
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3~4回程度	週に1~2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)	不明
ビール大びん4本以上	25	14	5	1	5	0
	100	56	20	4	20	0
ビール大びん3本	28	10	7	6	5	0
	100	35.7	25	21.4	17.9	0
ビール大びん2本	75	41	9	18	7	0
	100	54.7	12	24	9.3	0
ビール大びん1本	114	54	20	28	12	0
	100	47.4	17.5	24.6	10.5	0
ビール大びん1本未満	219	112	33	45	29	0
	100	51.1	15.1	20.5	13.2	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)						
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3~4回程度	週に1~2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)	不明
飲酒事故は減ると思う	152	81	24	30	17	0
	100	53.3	15.8	19.7	11.2	0
少しは減ると思う	350	176	52	76	46	0
	100	50.3	14.9	21.7	13.1	0
変わらないと思う	54	23	16	10	5	0
	100	42.6	29.6	18.5	9.3	0
少し増えると思う	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
増えると思う	1	1	0	0	0	0
	100	100	0	0	0	0
分からない 理由:	5	1	2	0	2	0
	100	20	40	0	40	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)						
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3~4回程度	週に1~2回程度	ほとんど運転しない(週に1回未満)	不明
飲酒運転を防止する上で当然である	269	131	44	58	36	0
	100	48.7	16.4	21.6	13.4	0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221	110	40	44	27	0
	100	49.8	18.1	19.9	12.2	0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44	28	6	5	5	0
	100	63.6	13.6	11.4	11.4	0
つける必要はない	26	12	4	8	2	0
	100	46.2	15.4	30.8	7.7	0
分からない 理由:	2	1	0	1	0	0
	100	50	0	50	0	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)						
飲酒事故の再発防止のために当然である	420	204	77	88	51	0
	100	48.6	18.3	21	12.1	0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113	59	15	23	16	0
	100	52.2	13.3	20.4	14.2	0
その必要はない	18	12	1	5	0	0
	100	66.7	5.6	27.8	0	0
分からない 理由:	11	7	1	0	3	0
	100	63.6	9.1	0	27.3	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)						
いくらかでも良い	11	6	0	2	3	0
	100	54.5	0	18.2	27.3	0
10万円まで	21	9	4	4	4	0
	100	42.9	19	19	19	0
5万円まで	63	31	9	13	10	0
	100	49.2	14.3	20.6	15.9	0
2万円まで	85	44	10	21	10	0
	100	51.8	11.8	24.7	11.8	0
1万円まで	152	79	27	26	20	0
	100	52	17.8	17.1	13.2	0
いくらかであってもつけない	190	96	36	40	18	0
	100	50.5	18.9	21.1	9.5	0
分からない 理由:	40	17	8	10	5	0
	100	42.5	20	25	12.5	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)						
10年以上(車の寿命まで)	65	28	10	15	12	0
	100	43.1	15.4	23.1	18.5	0
5年以上	34	15	5	6	8	0
	100	44.1	14.7	17.6	23.5	0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251	130	40	54	27	0
	100	51.8	15.9	21.5	10.8	0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52	28	9	9	6	0
	100	53.8	17.3	17.3	11.5	0
半年以上	28	13	5	5	5	0
	100	46.4	17.9	17.9	17.9	0
2か月程度	6	5	1	0	0	0
	100	83.3	16.7	0	0	0
つけない	120	61	23	24	12	0
	100	50.8	19.2	20	10	0
分からない 理由:	6	2	1	3	0	0
	100	33.3	16.7	50	0	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)						
いくらかでも良い	10	5	1	2	2	0
	100	50	10	20	20	0
1万円まで	51	28	9	9	5	0
	100	54.9	17.6	17.6	9.8	0
5千円まで	121	57	19	23	22	0
	100	47.1	15.7	19	18.2	0
2千円まで	130	65	25	23	17	0
	100	50	19.2	17.7	13.1	0
千円まで	75	43	8	17	7	0
	100	57.3	10.7	22.7	9.3	0
つけない	163	78	30	38	17	0
	100	47.9	18.4	23.3	10.4	0
分からない 理由:	12	6	2	4	0	0
	100	50	16.7	33.3	0	0
不明	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)						
全車に装着	183 100	90 49.2	32 17.5	37 20.2	24 13.1	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	102 47.2	36 16.7	50 23.1	28 13	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	113 45.2	47 18.8	58 23.2	32 12.8	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	154 49	55 17.5	67 21.3	38 12.1	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	109 45	46 19	56 23.1	31 12.8	0 0
希望する対象車に装着	178 100	92 51.7	26 14.6	38 21.3	22 12.4	0 0
装着の必要はない	7 100	5 71.4	1 14.3	1 14.3	0 0	0 0
分からない 理由:	2 100	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)						
つける	25 100	14 56	1 4	5 20	5 20	0 0
できればつけたい	68 100	32 47.1	13 19.1	14 20.6	9 13.2	0 0
どちらでも良い	148 100	71 48	25 16.9	32 21.6	20 13.5	0 0
できればつけたくない	118 100	58 49.2	19 16.1	24 20.3	17 14.4	0 0
つけない	193 100	101 52.3	35 18.1	40 20.7	17 8.8	0 0
分からない 理由:	10 100	6 60	1 10	1 10	2 20	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)						
価格が高い	122 100	61 50	18 14.8	26 21.3	17 13.9	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	53 50	14 13.2	22 20.8	17 16	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	44 52.4	12 14.3	17 20.2	11 13.1	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	4 44.4	1 11.1	1 11.1	3 33.3	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	5 41.7	3 25	2 16.7	2 16.7	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	38 50	9 11.8	16 21.1	13 17.1	0 0
飲酒しない	170 100	86 50.6	34 20	35 20.6	15 8.8	0 0
その他 理由:	40 100	16 40	7 17.5	13 32.5	4 10	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)						
価格が安くなる	134 100	73 54.5	19 14.2	27 20.1	15 11.2	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	46 51.1	12 13.3	18 20	14 15.6	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	50 56.8	10 11.4	18 20.5	10 11.4	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	29 55.8	4 7.7	11 21.2	8 15.4	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	17 54.8	2 6.5	8 25.8	4 12.9	0 0
走行中だけの検査	11 100	6 54.5	1 9.1	2 18.2	2 18.2	0 0
つけない 理由:	139 100	68 48.9	33 23.7	25 18	13 9.4	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代						
男性計	346 100	181 52.3	51 14.7	79 22.8	35 10.1	0 0
女性計	216 100	101 46.8	43 19.9	37 17.1	35 16.2	0 0
男性19歳以下	8 100	2 25	0 0	3 37.5	3 37.5	0 0
男性20～29歳	61 100	22 36.1	9 14.8	18 29.5	12 19.7	0 0
男性30～39歳	77 100	40 51.9	12 15.6	19 24.7	6 7.8	0 0
男性40～49歳	64 100	40 62.5	5 7.8	13 20.3	6 9.4	0 0
男性50～59歳	70 100	39 55.7	12 17.1	15 21.4	4 5.7	0 0
男性60歳以上	66 100	38 57.6	13 19.7	11 16.7	4 6.1	0 0
女性19歳以下	5 100	0 0	0 0	4 80	1 20	0 0
女性20～29歳	38 100	13 34.2	7 18.4	6 15.8	12 31.6	0 0
女性30～39歳	46 100	23 50	7 15.2	8 17.4	8 17.4	0 0
女性40～49歳	40 100	23 57.5	11 27.5	3 7.5	3 7.5	0 0
女性50～59歳	43 100	20 46.5	7 16.3	10 23.3	6 14	0 0
女性60歳以上	44 100	22 50	11 25	6 13.6	5 11.4	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード						
北海道	32 100	20 62.5	5 15.6	3 9.4	4 12.5	0 0
青森	4 100	4 100	0 0	0 0	0 0	0 0
岩手	2 100	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	8 61.5	2 15.4	0 0	3 23.1	0 0
秋田	2 100	1 50	0 0	1 50	0 0	0 0
山形	6 100	4 66.7	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0
福島	7 100	6 85.7	1 14.3	0 0	0 0	0 0
茨城	18 100	11 61.1	1 5.6	5 27.8	1 5.6	0 0
栃木	6 100	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
群馬	10 100	6 60	0 0	2 20	2 20	0 0
埼玉	40 100	14 35	9 22.5	12 30	5 12.5	0 0
千葉	28 100	11 39.3	7 25	6 21.4	4 14.3	0 0
東京	49 100	8 16.3	11 22.4	19 38.8	11 22.4	0 0
神奈川	44 100	11 25	7 15.9	16 36.4	10 22.7	0 0
新潟	14 100	10 71.4	2 14.3	1 7.1	1 7.1	0 0
富山	8 100	7 87.5	0 0	1 12.5	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	7 77.8	0 0	2 22.2	0 0	0 0
長野	12 100	8 66.7	3 25	0 0	1 8.3	0 0
岐阜	7 100	7 100	0 0	0 0	0 0	0 0

静岡	13 100	8 61.5	2 15.4	2 15.4	1 7.7	0 0
愛知	33 100	21 63.6	5 15.2	7 21.2	0 0	0 0
三重	13 100	5 38.5	3 23.1	3 23.1	2 15.4	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
京都	8 100	2 25	2 25	2 25	2 25	0 0
大阪	34 100	13 38.2	4 11.8	9 26.5	8 23.5	0 0
兵庫	24 100	9 37.5	6 25	6 25	3 12.5	0 0
奈良	8 100	3 37.5	4 50	0 0	1 12.5	0 0
和歌山	4 100	2 50	1 25	1 25	0 0	0 0
鳥取	4 100	4 100	0 0	0 0	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	6 60	0 0	2 20	2 20	0 0
広島	13 100	5 38.5	3 23.1	3 23.1	2 15.4	0 0
山口	4 100	3 75	0 0	1 25	0 0	0 0
徳島	3 100	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	0 0
香川	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0
愛媛	6 100	2 33.3	3 50	1 16.7	0 0	0 0
高知	5 100	4 80	0 0	1 20	0 0	0 0
福岡	21 100	12 57.1	3 14.3	4 19	2 9.5	0 0
佐賀	6 100	3 50	2 33.3	0 0	1 16.7	0 0
長崎	3 100	1 33.3	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0
熊本	6 100	4 66.7	1 16.7	0 0	1 16.7	0 0
大分	9 100	9 100	0 0	0 0	0 0	0 0
宮崎	3 100	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
鹿児島	6 100	6 100	0 0	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	3 50	1 16.7	2 33.3	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q6 飲酒についてお答えください。(回答は1つ)									
	n(TOTAL)	ほぼ毎日	週に3、4回程度	週に1、2回程度	2週間に1回程度	1か月に1回程度	それ以下	飲まない	不明
n(TOTAL)	562 100	117 20.8	60 10.7	92 16.4	54 9.6	73 13	65 11.6	101 18	0 0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。									
ビール大びん4本以上	25 100	3 12	6 24	4 16	5 20	4 16	3 12	0 0	0 0
ビール大びん3本	28 100	9 32.1	3 10.7	5 17.9	5 17.9	3 10.7	3 10.7	0 0	0 0
ビール大びん2本	75 100	24 32	20 26.7	12 16	2 2.7	13 17.3	4 5.3	0 0	0 0
ビール大びん1本	114 100	45 39.5	9 7.9	21 18.4	17 14.9	16 14	6 5.3	0 0	0 0
ビール大びん1本未満	219 100	36 16.4	22 10	50 22.8	25 11.4	37 16.9	49 22.4	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)									
飲酒事故は減ると思う	152 100	33 21.7	17 11.2	27 17.8	17 11.2	22 14.5	13 8.6	23 15.1	0 0
少しは減ると思う	350 100	71 20.3	35 10	55 15.7	34 9.7	45 12.9	42 12	68 19.4	0 0
変わらないと思う	54 100	11 20.4	8 14.8	9 16.7	3 5.6	6 11.1	9 16.7	8 14.8	0 0
少し増えると思う	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
増えると思う	1 100	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
分からない 理由:	5 100	2 40	0 0	0 0	0 0	0 0	1 20	2 40	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)									
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	53 19.7	32 11.9	39 14.5	29 10.8	30 11.2	31 11.5	55 20.4	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	46 20.8	19 8.6	43 19.5	18 8.1	34 15.4	25 11.3	36 16.3	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	10 22.7	4 9.1	9 20.5	4 9.1	6 13.6	6 13.6	5 11.4	0 0
つける必要はない	26 100	8 30.8	5 19.2	1 3.8	3 11.5	3 11.5	3 11.5	3 11.5	0 0
分からない 理由:	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)									
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	87 20.7	41 9.8	66 15.7	40 9.5	53 12.6	51 12.1	82 19.5	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	23 20.4	11 9.7	21 18.6	11 9.7	17 15	12 10.6	18 15.9	0 0
その必要はない	18 100	4 22.2	6 33.3	3 16.7	1 5.6	2 11.1	2 11.1	0 0	0 0
分からない 理由:	11 100	3 27.3	2 18.2	2 18.2	2 18.2	1 9.1	0 0	1 9.1	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)									
いくらでも良い	11 100	2 18.2	1 9.1	3 27.3	0 0	2 18.2	1 9.1	2 18.2	0 0
10万円まで	21 100	4 19	1 4.8	1 4.8	3 14.3	4 19	0 0	8 38.1	0 0
5万円まで	63 100	11 17.5	7 11.1	13 20.6	8 12.7	6 9.5	5 7.9	13 20.6	0 0
2万円まで	85 100	20 23.5	12 14.1	12 14.1	10 11.8	6 7.1	13 15.3	12 14.1	0 0
1万円まで	152 100	32 21.1	13 8.6	31 20.4	14 9.2	32 21.1	15 9.9	15 9.9	0 0
いくらであってもつけない	190 100	41 21.6	22 11.6	28 14.7	15 7.9	17 8.9	25 13.2	42 22.1	0 0
分からない 理由:	40 100	7 17.5	4 10	4 10	4 10	6 15	6 15	9 22.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)									
10年以上(車の寿命まで)	65 100	12 18.5	10 15.4	11 16.9	5 7.7	13 20	5 7.7	9 13.8	0 0
5年以上	34 100	4 11.8	3 8.8	10 29.4	5 14.7	6 17.6	3 8.8	3 8.8	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	65 25.9	25 10	41 16.3	26 10.4	31 12.4	26 10.4	37 14.7	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	8 15.4	6 11.5	12 23.1	4 7.7	8 15.4	6 11.5	8 15.4	0 0
半年以上	28 100	7 25	2 7.1	3 10.7	4 14.3	3 10.7	3 10.7	6 21.4	0 0
2か月程度	6 100	1 16.7	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0	2 33.3	1 16.7	0 0
つけない	120 100	19 15.8	14 11.7	14 11.7	9 7.5	11 9.2	20 16.7	33 27.5	0 0
分からない 理由:	6 100	1 16.7	0 0	0 0	0 0	1 16.7	0 0	4 66.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)									
いくらでも良い	10 100	3 30	1 10	3 30	0 0	2 20	0 0	1 10	0 0
1万円まで	51 100	7 13.7	4 7.8	10 19.6	7 13.7	7 13.7	3 5.9	13 25.5	0 0
5千円まで	121 100	28 23.1	11 9.1	17 14	15 12.4	12 9.9	15 12.4	23 19	0 0
2千円まで	130 100	30 23.1	16 12.3	25 19.2	11 8.5	22 16.9	10 7.7	16 12.3	0 0
千円まで	75 100	17 22.7	6 8	15 20	7 9.3	12 16	12 16	6 8	0 0
つけない	163 100	30 18.4	20 12.3	21 12.9	14 8.6	18 11	24 14.7	36 22.1	0 0
分からない 理由:	12 100	2 16.7	2 16.7	1 8.3	0 0	0 0	1 8.3	6 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)									
全車に装着	183	39	20	32	18	21	22	31	0
	100	21.3	10.9	17.5	9.8	11.5	12	16.9	0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216	40	25	30	20	28	32	41	0
	100	18.5	11.6	13.9	9.3	13	14.8	19	0
運送・運輸関連業の車両に装着	250	47	26	36	27	35	35	44	0
	100	18.8	10.4	14.4	10.8	14	14	17.6	0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314	59	30	49	34	48	32	62	0
	100	18.8	9.6	15.6	10.8	15.3	10.2	19.7	0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242	42	20	44	25	34	31	46	0
	100	17.4	8.3	18.2	10.3	14	12.8	19	0
希望する対象車に装着	178	41	18	28	12	28	25	26	0
	100	23	10.1	15.7	6.7	15.7	14	14.6	0
装着の必要はない	7	3	2	1	0	0	0	1	0
	100	42.9	28.6	14.3	0	0	0	14.3	0
分からない 理由:	2	1	0	0	0	0	0	1	0
	100	50	0	0	0	0	0	50	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)									
つける	25	4	2	6	1	3	5	4	0
	100	16	8	24	4	12	20	16	0
できればつけたい	68	22	9	13	4	6	5	9	0
	100	32.4	13.2	19.1	5.9	8.8	7.4	13.2	0
どちらでも良い	148	30	17	27	21	24	15	14	0
	100	20.3	11.5	18.2	14.2	16.2	10.1	9.5	0
できればつけたくない	118	20	10	23	15	21	13	16	0
	100	16.9	8.5	19.5	12.7	17.8	11	13.6	0
つけない	193	40	22	23	13	18	25	52	0
	100	20.7	11.4	11.9	6.7	9.3	13	26.9	0
分からない 理由:	10	1	0	0	0	1	2	6	0
	100	10	0	0	0	10	20	60	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)									
価格が高い	122	30	14	25	11	19	15	8	0
	100	24.6	11.5	20.5	9	15.6	12.3	6.6	0
メンテナンスが面倒	106	26	15	21	8	18	12	6	0
	100	24.5	14.2	19.8	7.5	17	11.3	5.7	0
メンテナンス価格が高そう	84	17	15	16	5	15	10	6	0
	100	20.2	17.9	19	6	17.9	11.9	7.1	0
呼気で検査するのが嫌い	9	2	1	2	0	1	1	2	0
	100	22.2	11.1	22.2	0	11.1	11.1	22.2	0
走行中にもチェックが行われる	12	2	3	2	0	0	3	2	0
	100	16.7	25	16.7	0	0	25	16.7	0
エンジン始動に時間がかかる	76	15	7	19	5	13	11	6	0
	100	19.7	9.2	25	6.6	17.1	14.5	7.9	0
飲酒しない	170	21	8	18	14	23	23	63	0
	100	12.4	4.7	10.6	8.2	13.5	13.5	37.1	0
その他 理由:	40	15	8	4	4	3	5	1	0
	100	37.5	20	10	10	7.5	12.5	2.5	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)									
価格が安くなる	134	27	14	19	17	22	11	24	0
	100	20.1	10.4	14.2	12.7	16.4	8.2	17.9	0
メンテナンスが簡単になる	90	16	11	14	9	19	9	12	0
	100	17.8	12.2	15.6	10	21.1	10	13.3	0
メンテナンス価格が安くなる	88	14	11	12	10	16	10	15	0
	100	15.9	12.5	13.6	11.4	18.2	11.4	17	0
呼気以外の簡単な検査	52	7	6	10	7	7	6	9	0
	100	13.5	11.5	19.2	13.5	13.5	11.5	17.3	0
エンジン始動時だけの検査	31	5	6	4	1	2	7	6	0
	100	16.1	19.4	12.9	3.2	6.5	22.6	19.4	0
走行中だけの検査	11	3	3	3	0	1	0	1	0
	100	27.3	27.3	27.3	0	9.1	0	9.1	0
つけない 理由:	139	27	14	19	7	12	23	37	0
	100	19.4	10.1	13.7	5	8.6	16.5	26.6	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

性×年代									
男性計	346 100	96 27.7	42 12.1	56 16.2	33 9.5	45 13	27 7.8	47 13.6	0 0
女性計	216 100	21 9.7	18 8.3	36 16.7	21 9.7	28 13	38 17.6	54 25	0 0
男性19歳以下	8 100	0 0	1 12.5	0 0	0 0	0 0	1 12.5	6 75	0 0
男性20～29歳	61 100	4 6.6	7 11.5	14 23	12 19.7	13 21.3	4 6.6	7 11.5	0 0
男性30～39歳	77 100	18 23.4	13 16.9	18 23.4	4 5.2	14 18.2	4 5.2	6 7.8	0 0
男性40～49歳	64 100	16 25	9 14.1	10 15.6	5 7.8	10 15.6	3 4.7	11 17.2	0 0
男性50～59歳	70 100	23 32.9	6 8.6	9 12.9	7 10	6 8.6	8 11.4	11 15.7	0 0
男性60歳以上	66 100	35 53	6 9.1	5 7.6	5 7.6	2 3	7 10.6	6 9.1	0 0
女性19歳以下	5 100	0 0	0 0	1 20	1 20	1 20	0 0	2 40	0 0
女性20～29歳	38 100	1 2.6	2 5.3	7 18.4	8 21.1	8 21.1	10 26.3	2 5.3	0 0
女性30～39歳	46 100	4 8.7	5 10.9	9 19.6	3 6.5	8 17.4	6 13	11 23.9	0 0
女性40～49歳	40 100	9 22.5	6 15	6 15	4 10	5 12.5	3 7.5	7 17.5	0 0
女性50～59歳	43 100	5 11.6	2 4.7	6 14	1 2.3	5 11.6	10 23.3	14 32.6	0 0
女性60歳以上	44 100	2 4.5	3 6.8	7 15.9	4 9.1	1 2.3	9 20.5	18 40.9	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード									
北海道	32 100	6 18.8	5 15.6	3 9.4	3 9.4	7 21.9	5 15.6	3 9.4	0 0
青森	4 100	3 75	0 0	0 0	0 0	1 25	0 0	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	2 15.4	1 7.7	2 15.4	1 7.7	1 7.7	3 23.1	3 23.1	0 0
秋田	2 100	1 50	0 0	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
山形	6 100	2 33.3	0 0	2 33.3	0 0	0 0	2 33.3	0 0	0 0
福島	7 100	3 42.9	0 0	1 14.3	0 0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0
茨城	18 100	4 22.2	2 11.1	2 11.1	2 11.1	3 16.7	2 11.1	3 16.7	0 0
栃木	6 100	1 16.7	0 0	0 0	1 16.7	2 33.3	0 0	2 33.3	0 0
群馬	10 100	0 0	0 0	2 20	0 0	2 20	3 30	3 30	0 0
埼玉	40 100	6 15	6 15	8 20	5 12.5	5 12.5	2 5	8 20	0 0
千葉	28 100	2 7.1	2 7.1	4 14.3	3 10.7	7 25	6 21.4	4 14.3	0 0
東京	49 100	10 20.4	7 14.3	11 22.4	2 4.1	3 6.1	6 12.2	10 20.4	0 0
神奈川	44 100	11 25	5 11.4	8 18.2	7 15.9	4 9.1	5 11.4	4 9.1	0 0
新潟	14 100	4 28.6	4 28.6	2 14.3	0 0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	0 0
富山	8 100	1 12.5	2 25	0 0	3 37.5	0 0	1 12.5	1 12.5	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	0 0	1 11.1	3 33.3	0 0
長野	12 100	2 16.7	2 16.7	2 16.7	2 16.7	1 8.3	0 0	3 25	0 0
岐阜	7 100	2 28.6	0 0	0 0	0 0	0 0	2 28.6	3 42.9	0 0

静岡	13 100	1 7.7	0 0	3 23.1	2 15.4	3 23.1	0 0	4 30.8	0 0
愛知	33 100	4 12.1	3 9.1	6 18.2	5 15.2	3 9.1	3 9.1	9 27.3	0 0
三重	13 100	0 0	0 0	2 15.4	4 30.8	2 15.4	1 7.7	4 30.8	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
京都	8 100	2 25	1 12.5	0 0	0 0	2 25	1 12.5	2 25	0 0
大阪	34 100	7 20.6	6 17.6	4 11.8	3 8.8	3 8.8	4 11.8	7 20.6	0 0
兵庫	24 100	9 37.5	2 8.3	4 16.7	1 4.2	5 20.8	1 4.2	2 8.3	0 0
奈良	8 100	2 25	0 0	2 25	2 25	0 0	1 12.5	1 12.5	0 0
和歌山	4 100	1 25	0 0	2 50	0 0	0 0	0 0	1 25	0 0
鳥取	4 100	0 0	0 0	0 0	0 0	1 25	1 25	2 50	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	2 20	0 0	3 30	0 0	2 20	2 20	1 10	0 0
広島	13 100	6 46.2	0 0	2 15.4	2 15.4	1 7.7	0 0	2 15.4	0 0
山口	4 100	1 25	0 0	1 25	0 0	0 0	1 25	1 25	0 0
徳島	3 100	1 33.3	0 0	0 0	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0
香川	3 100	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 33.3	0 0
愛媛	6 100	3 50	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	1 16.7	0 0
高知	5 100	2 40	1 20	1 20	0 0	1 20	0 0	0 0	0 0
福岡	21 100	4 19	2 9.5	3 14.3	3 14.3	6 28.6	1 4.8	2 9.5	0 0
佐賀	6 100	2 33.3	0 0	2 33.3	0 0	1 16.7	0 0	1 16.7	0 0
長崎	3 100	0 0	1 33.3	0 0	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
熊本	6 100	2 33.3	2 33.3	0 0	1 16.7	0 0	0 0	1 16.7	0 0
大分	9 100	1 11.1	1 11.1	1 11.1	0 0	1 11.1	4 44.4	1 11.1	0 0
宮崎	3 100	0 0	1 33.3	0 0	0 0	0 0	2 66.7	0 0	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	1 16.7	2 33.3	0 0
沖縄	6 100	1 16.7	0 0	2 33.3	0 0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q7 飲酒量は1回どのくらいですか。(回答は1つ) ※ビール大びん1本、日本酒180cc、ワイン180cc、ウイスキーダブル60ccのアルコール量を同等としてお考えください。

	n(TOTAL)	ビール大びん4本以上	ビール大びん3本	ビール大びん2本	ビール大びん1本	ビール大びん1本未満	不明
n(TOTAL)	461	25	28	75	114	219	0
	100	5.4	6.1	16.3	24.7	47.5	0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)

飲酒事故は減ると思う	129	8	13	21	32	55	0
	100	6.2	10.1	16.3	24.8	42.6	0
少しは減ると思う	282	13	13	47	68	141	0
	100	4.6	4.6	16.7	24.1	50	0
変わらないと思う	46	3	2	6	13	22	0
	100	6.5	4.3	13	28.3	47.8	0
少し増えると思う	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
増えると思う	1	1	0	0	0	0	0
	100	100	0	0	0	0	0
分からない 理由:	3	0	0	1	1	1	0
	100	0	0	33.3	33.3	33.3	0
不明	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)

飲酒運転を防止する上で当然である	214	14	14	24	56	106	0
	100	6.5	6.5	11.2	26.2	49.5	0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	185	5	11	37	41	91	0
	100	2.7	5.9	20	22.2	49.2	0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	39	4	1	8	9	17	0
	100	10.3	2.6	20.5	23.1	43.6	0
つける必要はない	23	2	2	6	8	5	0
	100	8.7	8.7	26.1	34.8	21.7	0
分からない 理由:	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)

飲酒事故の再発防止のために当然である	338	18	23	53	85	159	0
	100	5.3	6.8	15.7	25.1	47	0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	95	3	4	15	23	50	0
	100	3.2	4.2	15.8	24.2	52.6	0
その必要はない	18	2	1	5	4	6	0
	100	11.1	5.6	27.8	22.2	33.3	0
分からない 理由:	10	2	0	2	2	4	0
	100	20	0	20	20	40	0
不明	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらならあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(※現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)

いくらでも良い	9	1	1	2	2	3	0
	100	11.1	11.1	22.2	22.2	33.3	0
10万円まで	13	2	1	3	4	3	0
	100	15.4	7.7	23.1	30.8	23.1	0
5万円まで	50	5	3	7	12	23	0
	100	10	6	14	24	46	0
2万円まで	73	1	6	9	21	36	0
	100	1.4	8.2	12.3	28.8	49.3	0
1万円まで	137	7	6	21	33	70	0
	100	5.1	4.4	15.3	24.1	51.1	0
いくらであつてもつけない	148	7	10	27	34	70	0
	100	4.7	6.8	18.2	23	47.3	0
分からない 理由:	31	2	1	6	8	14	0
	100	6.5	3.2	19.4	25.8	45.2	0
不明	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(※現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)							
10年以上(車の寿命まで)	56 100	2 3.6	5 8.9	10 17.9	14 25	25 44.6	0 0
5年以上	31 100	2 6.5	2 6.5	9 29	5 16.1	13 41.9	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	214 100	12 5.6	14 6.5	34 15.9	60 28	94 43.9	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	44 100	1 2.3	1 2.3	5 11.4	9 20.5	28 63.6	0 0
半年以上	22 100	1 4.5	3 13.6	3 13.6	7 31.8	8 36.4	0 0
2か月程度	5 100	0 0	0 0	0 0	0 0	5 100	0 0
つけない	87 100	7 8	3 3.4	13 14.9	18 20.7	46 52.9	0 0
分からない 理由:	2 100	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)							
いくらでも良い	9 100	2 22.2	1 11.1	2 22.2	1 11.1	3 33.3	0 0
1万円まで	38 100	4 10.5	2 5.3	9 23.7	6 15.8	17 44.7	0 0
5千円まで	98 100	2 2	9 9.2	17 17.3	25 25.5	45 45.9	0 0
2千円まで	114 100	4 3.5	7 6.1	12 10.5	32 28.1	59 51.8	0 0
千円まで	69 100	5 7.2	3 4.3	9 13	17 24.6	35 50.7	0 0
つけない	127 100	8 6.3	5 3.9	25 19.7	29 22.8	60 47.2	0 0
分からない 理由:	6 100	0 0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)							
全車に装着	152 100	12 7.9	12 7.9	23 15.1	36 23.7	69 45.4	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	175 100	10 5.7	8 4.6	28 16	37 21.1	92 52.6	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	206 100	8 3.9	11 5.3	32 15.5	45 21.8	110 53.4	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	252 100	10 4	14 5.6	41 16.3	64 25.4	123 48.8	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	196 100	7 3.6	7 3.6	33 16.8	44 22.4	105 53.6	0 0
希望する対象車に装着	152 100	5 3.3	6 3.9	24 15.8	43 28.3	74 48.7	0 0
装着の必要はない	6 100	1 16.7	0 0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	0 0
分からない 理由:	1 100	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)							
つける	21 100	2 9.5	2 9.5	6 28.6	2 9.5	9 42.9	0 0
できればつけたい	59 100	2 3.4	4 6.8	11 18.6	19 32.2	23 39	0 0
どちらでも良い	134 100	11 8.2	8 6	17 12.7	32 23.9	66 49.3	0 0
できればつけたくない	102 100	5 4.9	10 9.8	13 12.7	23 22.5	51 50	0 0
つけない	141 100	5 3.5	4 2.8	26 18.4	38 27	68 48.2	0 0
分からない 理由:	4 100	0 0	0 0	2 50	0 0	2 50	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)							
価格が高い	114 100	6 5.3	11 9.6	20 17.5	28 24.6	49 43	0 0
メンテナンスが面倒	100 100	6 6	9 9	19 19	23 23	43 43	0 0
メンテナンス価格が高そう	78 100	5 6.4	6 7.7	15 19.2	20 25.6	32 41	0 0
呼気で検査するのが嫌い	7 100	0 0	1 14.3	1 14.3	0 0	5 71.4	0 0
走行中にもチェックが行われる	10 100	0 0	2 20	2 20	1 10	5 50	0 0
エンジン始動に時間がかかる	70 100	4 5.7	5 7.1	11 15.7	19 27.1	31 44.3	0 0
飲酒しない	107 100	2 1.9	5 4.7	13 12.1	23 21.5	64 59.8	0 0
その他 理由:	39 100	3 7.7	0 0	7 17.9	13 33.3	16 41	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)							
価格が安くなる	110 100	2 1.8	5 4.5	18 16.4	27 24.5	58 52.7	0 0
メンテナンスが簡単になる	78 100	2 2.6	4 5.1	11 14.1	17 21.8	44 56.4	0 0
メンテナンス価格が安くなる	73 100	2 2.7	3 4.1	11 15.1	19 26	38 52.1	0 0
呼気以外の簡単な検査	43 100	1 2.3	4 9.3	6 14	9 20.9	23 53.5	0 0
エンジン始動時だけの検査	25 100	0 0	1 4	3 12	7 28	14 56	0 0
走行中だけの検査	10 100	0 0	0 0	2 20	4 40	4 40	0 0
つけない 理由:	102 100	8 7.8	8 7.8	19 18.6	23 22.5	44 43.1	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代							
男性計	299 100	22 7.4	25 8.4	64 21.4	82 27.4	106 35.5	0 0
女性計	162 100	3 1.9	3 1.9	11 6.8	32 19.8	113 69.8	0 0
男性19歳以下	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	1 50	0 0
男性20～29歳	54 100	5 9.3	8 14.8	15 27.8	12 22.2	14 25.9	0 0
男性30～39歳	71 100	8 11.3	4 5.6	13 18.3	22 31	24 33.8	0 0
男性40～49歳	53 100	5 9.4	5 9.4	11 20.8	11 20.8	21 39.6	0 0
男性50～59歳	59 100	3 5.1	5 8.5	13 22	21 35.6	17 28.8	0 0
男性60歳以上	60 100	1 1.7	3 5	11 18.3	16 26.7	29 48.3	0 0
女性19歳以下	3 100	0 0	0 0	0 0	1 33.3	2 66.7	0 0
女性20～29歳	36 100	1 2.8	1 2.8	3 8.3	8 22.2	23 63.9	0 0
女性30～39歳	35 100	1 2.9	1 2.9	4 11.4	6 17.1	23 65.7	0 0
女性40～49歳	33 100	1 3	1 3	3 9.1	10 30.3	18 54.5	0 0
女性50～59歳	29 100	0 0	0 0	1 3.4	5 17.2	23 79.3	0 0
女性60歳以上	26 100	0 0	0 0	0 0	2 7.7	24 92.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード							
北海道	29 100	1 3.4	1 3.4	4 13.8	11 37.9	12 41.4	0 0
青森	4 100	0 0	0 0	2 50	2 50	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0
宮城	10 100	2 20	0 0	0 0	1 10	7 70	0 0
秋田	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0
山形	6 100	0 0	0 0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	0 0
福島	6 100	0 0	0 0	1 16.7	3 50	2 33.3	0 0
茨城	15 100	1 6.7	0 0	2 13.3	6 40	6 40	0 0
栃木	4 100	0 0	1 25	1 25	1 25	1 25	0 0
群馬	7 100	0 0	1 14.3	0 0	0 0	6 85.7	0 0
埼玉	32 100	3 9.4	1 3.1	6 18.8	3 9.4	19 59.4	0 0
千葉	24 100	1 4.2	2 8.3	3 12.5	5 20.8	13 54.2	0 0
東京	39 100	1 2.6	6 15.4	7 17.9	11 28.2	14 35.9	0 0
神奈川	40 100	2 5	2 5	6 15	12 30	18 45	0 0
新潟	12 100	1 8.3	1 8.3	3 25	5 41.7	2 16.7	0 0
富山	7 100	1 14.3	0 0	0 0	1 14.3	5 71.4	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	1 33.3	0 0	0 0	2 66.7	0 0
山梨	6 100	0 0	0 0	3 50	0 0	3 50	0 0
長野	9 100	2 22.2	1 11.1	0 0	2 22.2	4 44.4	0 0
岐阜	4 100	1 25	0 0	1 25	1 25	1 25	0 0

静岡	9 100	1 11.1	0 0	1 11.1	2 22.2	5 55.6	0 0
愛知	24 100	2 8.3	0 0	5 20.8	5 20.8	12 50	0 0
三重	9 100	0 0	1 11.1	0 0	3 33.3	5 55.6	0 0
滋賀	3 100	0 0	0 0	0 0	2 66.7	1 33.3	0 0
京都	6 100	0 0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50	0 0
大阪	27 100	2 7.4	3 11.1	5 18.5	6 22.2	11 40.7	0 0
兵庫	22 100	0 0	1 4.5	6 27.3	9 40.9	6 27.3	0 0
奈良	7 100	0 0	0 0	1 14.3	0 0	6 85.7	0 0
和歌山	3 100	0 0	0 0	0 0	1 33.3	2 66.7	0 0
鳥取	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	1 50	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	9 100	1 11.1	0 0	1 11.1	2 22.2	5 55.6	0 0
広島	11 100	0 0	1 9.1	2 18.2	4 36.4	4 36.4	0 0
山口	3 100	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0
徳島	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0
香川	2 100	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0	0 0
愛媛	5 100	0 0	1 20	2 40	0 0	2 40	0 0
高知	5 100	1 20	0 0	1 20	0 0	3 60	0 0
福岡	19 100	1 5.3	2 10.5	3 15.8	3 15.8	10 52.6	0 0
佐賀	5 100	0 0	0 0	1 20	1 20	3 60	0 0
長崎	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0
熊本	5 100	0 0	0 0	1 20	4 80	0 0	0 0
大分	8 100	1 12.5	0 0	1 12.5	0 0	6 75	0 0
宮崎	3 100	0 0	0 0	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0
鹿児島	4 100	0 0	0 0	0 0	1 25	3 75	0 0
沖縄	5 100	0 0	0 0	1 20	2 40	2 40	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q8 アルコール・インターロック装置を装着することで飲酒事故は減ると思いますか。(回答は1つ)								
	n(TOTAL)	飲酒事故は減ると思う	少しは減ると思う	変わらないと思う	少し増えると思う	増えると思う	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	152 27	350 62.3	54 9.6	0 0	1 0.2	5 0.9	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)								
飲酒運転を防止する上で当然である	269 100	107 39.8	143 53.2	17 6.3	0 0	0 0	2 0.7	0 0
飲酒運転を防止するためにはしょうがない	221 100	38 17.2	160 72.4	21 9.5	0 0	0 0	2 0.9	0 0
できれば、供用する車両にはつけて欲しい	44 100	4 9.1	32 72.7	8 18.2	0 0	0 0	0 0	0 0
つける必要はない	26 100	3 11.5	13 50	8 30.8	0 0	1 3.8	1 3.8	0 0
分からない理由:	2 100	0 0	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)								
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	137 32.6	253 60.2	28 6.7	0 0	0 0	2 0.5	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	12 10.6	84 74.3	16 14.2	0 0	0 0	1 0.9	0 0
その必要はない	18 100	2 11.1	7 38.9	8 44.4	0 0	1 5.6	0 0	0 0
分からない理由:	11 100	1 9.1	6 54.5	2 18.2	0 0	0 0	2 18.2	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)								
いくらかでも良い	11 100	5 45.5	6 54.5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
10万円まで	21 100	9 42.9	10 47.6	2 9.5	0 0	0 0	0 0	0 0
5万円まで	63 100	25 39.7	37 58.7	1 1.6	0 0	0 0	0 0	0 0
2万円まで	85 100	24 28.2	53 62.4	8 9.4	0 0	0 0	0 0	0 0
1万円まで	152 100	39 25.7	100 65.8	12 7.9	0 0	0 0	1 0.7	0 0
いくらであってもつけない	190 100	32 16.8	125 65.8	30 15.8	0 0	1 0.5	2 1.1	0 0
分からない理由:	40 100	18 45	19 47.5	1 2.5	0 0	0 0	2 5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)								
10年以上(車の寿命まで)	65 100	22 33.8	38 58.5	5 7.7	0 0	0 0	0 0	0 0
5年以上	34 100	8 23.5	21 61.8	5 14.7	0 0	0 0	0 0	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	81 32.3	156 62.2	12 4.8	0 0	0 0	2 0.8	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	18 34.6	24 46.2	8 15.4	0 0	0 0	2 3.8	0 0
半年以上	28 100	7 25	20 71.4	1 3.6	0 0	0 0	0 0	0 0
2か月程度	6 100	2 33.3	3 50	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない	120 100	12 10	84 70	22 18.3	0 0	1 0.8	1 0.8	0 0
分からない 理由:	6 100	2 33.3	4 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)								
いくらでも良い	10 100	5 50	5 50	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
1万円まで	51 100	17 33.3	30 58.8	3 5.9	0 0	0 0	1 2	0 0
5千円まで	121 100	43 35.5	69 57	7 5.8	0 0	0 0	2 1.7	0 0
2千円まで	130 100	34 26.2	85 65.4	10 7.7	0 0	0 0	1 0.8	0 0
千円まで	75 100	25 33.3	44 58.7	6 8	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない	163 100	20 12.3	114 69.9	27 16.6	0 0	1 0.6	1 0.6	0 0
分からない 理由:	12 100	8 66.7	3 25	1 8.3	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)								
全車に装着	183 100	72 39.3	100 54.6	8 4.4	0 0	1 0.5	2 1.1	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	42 19.4	148 68.5	24 11.1	0 0	0 0	2 0.9	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	54 21.6	160 64	36 14.4	0 0	0 0	0 0	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	68 21.7	210 66.9	34 10.8	0 0	0 0	2 0.6	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	47 19.4	168 69.4	25 10.3	0 0	0 0	2 0.8	0 0
希望する対象車に装着	178 100	39 21.9	115 64.6	22 12.4	0 0	0 0	2 1.1	0 0
装着の必要はない	7 100	0 0	5 71.4	1 14.3	0 0	0 0	1 14.3	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)								
つける	25 100	14 56	9 36	1 4	0 0	0 0	1 4	0 0
できればつけたい	68 100	28 41.2	38 55.9	2 2.9	0 0	0 0	0 0	0 0
どちらでも良い	148 100	47 31.8	90 60.8	8 5.4	0 0	1 0.7	2 1.4	0 0
できればつけたくない	118 100	19 16.1	85 72	14 11.9	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない	193 100	40 20.7	122 63.2	29 15	0 0	0 0	2 1	0 0
分からない 理由:	10 100	4 40	6 60	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)								
価格が高い	122 100	25 20.5	73 59.8	23 18.9	0 0	0 0	1 0.8	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	22 20.8	61 57.5	22 20.8	0 0	0 0	1 0.9	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	18 21.4	48 57.1	17 20.2	0 0	0 0	1 1.2	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	1 11.1	3 33.3	4 44.4	0 0	0 0	1 11.1	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	6 50	2 16.7	4 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	11 14.5	47 61.8	17 22.4	0 0	0 0	1 1.3	0 0
飲酒しない	170 100	35 20.6	119 70	15 8.8	0 0	0 0	1 0.6	0 0
その他 理由:	40 100	6 15	25 62.5	8 20	0 0	0 0	1 2.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)								
価格が安くなる	134 100	28 20.9	91 67.9	15 11.2	0 0	0 0	0 0	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	17 18.9	60 66.7	13 14.4	0 0	0 0	0 0	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	18 20.5	59 67	11 12.5	0 0	0 0	0 0	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	12 23.1	33 63.5	7 13.5	0 0	0 0	0 0	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	8 25.8	19 61.3	4 12.9	0 0	0 0	0 0	0 0
走行中だけの検査	11 100	2 18.2	7 63.6	2 18.2	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	27 19.4	86 61.9	24 17.3	0 0	0 0	2 1.4	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代								
男性計	346 100	99 28.6	212 61.3	31 9	0 0	0 0	4 1.2	0 0
女性計	216 100	53 24.5	138 63.9	23 10.6	0 0	1 0.5	1 0.5	0 0
男性19歳以下	8 100	3 37.5	4 50	1 12.5	0 0	0 0	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	20 32.8	33 54.1	7 11.5	0 0	0 0	1 1.6	0 0
男性30～39歳	77 100	20 26	50 64.9	7 9.1	0 0	0 0	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	18 28.1	39 60.9	7 10.9	0 0	0 0	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	19 27.1	46 65.7	4 5.7	0 0	0 0	1 1.4	0 0
男性60歳以上	66 100	19 28.8	40 60.6	5 7.6	0 0	0 0	2 3	0 0
女性19歳以下	5 100	1 20	4 80	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	8 21.1	23 60.5	6 15.8	0 0	1 2.6	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	11 23.9	32 69.6	3 6.5	0 0	0 0	0 0	0 0
女性40～49歳	40 100	7 17.5	31 77.5	2 5	0 0	0 0	0 0	0 0
女性50～59歳	43 100	10 23.3	24 55.8	9 20.9	0 0	0 0	0 0	0 0
女性60歳以上	44 100	16 36.4	24 54.5	3 6.8	0 0	0 0	1 2.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

[属性]県コード								
北海道	32	8	21	3	0	0	0	0
	100	25	65.6	9.4	0	0	0	0
青森	4	0	3	1	0	0	0	0
	100	0	75	25	0	0	0	0
岩手	2	1	1	0	0	0	0	0
	100	50	50	0	0	0	0	0
宮城	13	3	9	1	0	0	0	0
	100	23.1	69.2	7.7	0	0	0	0
秋田	2	1	1	0	0	0	0	0
	100	50	50	0	0	0	0	0
山形	6	2	4	0	0	0	0	0
	100	33.3	66.7	0	0	0	0	0
福島	7	5	2	0	0	0	0	0
	100	71.4	28.6	0	0	0	0	0
茨城	18	5	13	0	0	0	0	0
	100	27.8	72.2	0	0	0	0	0
栃木	6	1	4	1	0	0	0	0
	100	16.7	66.7	16.7	0	0	0	0
群馬	10	0	7	3	0	0	0	0
	100	0	70	30	0	0	0	0
埼玉	40	11	25	4	0	0	0	0
	100	27.5	62.5	10	0	0	0	0
千葉	28	7	16	5	0	0	0	0
	100	25	57.1	17.9	0	0	0	0
東京	49	15	29	4	0	0	1	0
	100	30.6	59.2	8.2	0	0	2	0
神奈川	44	9	28	6	0	0	1	0
	100	20.5	63.6	13.6	0	0	2.3	0
新潟	14	0	13	1	0	0	0	0
	100	0	92.9	7.1	0	0	0	0
富山	8	3	4	1	0	0	0	0
	100	37.5	50	12.5	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	3	1	2	0	0	0	0	0
	100	33.3	66.7	0	0	0	0	0
山梨	9	2	6	1	0	0	0	0
	100	22.2	66.7	11.1	0	0	0	0
長野	12	3	9	0	0	0	0	0
	100	25	75	0	0	0	0	0
岐阜	7	4	3	0	0	0	0	0
	100	57.1	42.9	0	0	0	0	0
静岡	13	3	10	0	0	0	0	0
	100	23.1	76.9	0	0	0	0	0
愛知	33	11	17	4	0	1	0	0
	100	33.3	51.5	12.1	0	3	0	0
三重	13	4	9	0	0	0	0	0
	100	30.8	69.2	0	0	0	0	0
滋賀	3	1	2	0	0	0	0	0
	100	33.3	66.7	0	0	0	0	0
京都	8	1	6	1	0	0	0	0
	100	12.5	75	12.5	0	0	0	0
大阪	34	11	18	4	0	0	1	0
	100	32.4	52.9	11.8	0	0	2.9	0
兵庫	24	6	16	2	0	0	0	0
	100	25	66.7	8.3	0	0	0	0
奈良	8	6	1	1	0	0	0	0
	100	75	12.5	12.5	0	0	0	0
和歌山	4	2	1	1	0	0	0	0
	100	50	25	25	0	0	0	0
鳥取	4	1	2	1	0	0	0	0
	100	25	50	25	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	10	2	8	0	0	0	0	0
	100	20	80	0	0	0	0	0
広島	13	3	9	0	0	0	1	0
	100	23.1	69.2	0	0	0	7.7	0
山口	4	0	2	2	0	0	0	0
	100	0	50	50	0	0	0	0
徳島	3	0	3	0	0	0	0	0
	100	0	100	0	0	0	0	0

香川	3 100	1 33.3	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
愛媛	6 100	1 16.7	5 83.3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
高知	5 100	1 20	3 60	1 20	0 0	0 0	0 0	0 0
福岡	21 100	10 47.6	9 42.9	2 9.5	0 0	0 0	0 0	0 0
佐賀	6 100	2 33.3	3 50	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
長崎	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	0 0	4 66.7	1 16.7	0 0	0 0	1 16.7	0 0
大分	9 100	1 11.1	7 77.8	1 11.1	0 0	0 0	0 0	0 0
宮崎	3 100	0 0	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	4 66.7	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	1 16.7	5 83.3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q9 供用の車(例えば会社等の車、レンタカー等)にアルコール・インターロック装置が装着されるとしたら、どう思いますか。(回答は1つ)							
	n(TOTAL)	飲酒運転を防止する上で当然である	飲酒運転を防止するためにはしょうがない	できれば、供用する車両にはつけて欲しくない	つける必要はない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	269 47.9	221 39.3	44 7.8	26 4.6	2 0.4	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)							
飲酒事故の再発防止のために当然である	420 100	232 55.2	148 35.2	27 6.4	12 2.9	1 0.2	0 0
一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	113 100	27 23.9	67 59.3	15 13.3	4 3.5	0 0	0 0
その必要はない	18 100	3 16.7	4 22.2	2 11.1	9 50	0 0	0 0
分からない 理由:	11 100	7 63.6	2 18.2	0 0	1 9.1	1 9.1	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらかいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)							
いくらかでも良い	11 100	8 72.7	3 27.3	0 0	0 0	0 0	0 0
10万円まで	21 100	16 76.2	5 23.8	0 0	0 0	0 0	0 0
5万円まで	63 100	39 61.9	21 33.3	3 4.8	0 0	0 0	0 0
2万円まで	85 100	48 56.5	30 35.3	5 5.9	2 2.4	0 0	0 0
1万円まで	152 100	75 49.3	68 44.7	5 3.3	4 2.6	0 0	0 0
いくらかあってもつけない	190 100	59 31.1	84 44.2	26 13.7	20 10.5	1 0.5	0 0
分からない 理由:	40 100	24 60	10 25	5 12.5	0 0	1 2.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)							
10年以上(車の寿命まで)	65 100	36 55.4	22 33.8	7 10.8	0 0	0 0	0 0
5年以上	34 100	13 38.2	18 52.9	2 5.9	1 2.9	0 0	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	126 50.2	97 38.6	18 7.2	9 3.6	1 0.4	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	33 63.5	17 32.7	1 1.9	1 1.9	0 0	0 0
半年以上	28 100	12 42.9	13 46.4	2 7.1	1 3.6	0 0	0 0
2か月程度	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない	120 100	42 35	49 40.8	14 11.7	14 11.7	1 0.8	0 0
分からない 理由:	6 100	2 33.3	4 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)							
いくらでも良い	10 100	8 80	2 20	0 0	0 0	0 0	0 0
1万円まで	51 100	25 49	23 45.1	3 5.9	0 0	0 0	0 0
5千円まで	121 100	70 57.9	45 37.2	6 5	0 0	0 0	0 0
2千円まで	130 100	64 49.2	50 38.5	10 7.7	5 3.8	1 0.8	0 0
千円まで	75 100	39 52	29 38.7	6 8	1 1.3	0 0	0 0
つけない	163 100	54 33.1	69 42.3	19 11.7	20 12.3	1 0.6	0 0
分からない 理由:	12 100	9 75	3 25	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)							
全車に装着	183 100	135 73.8	41 22.4	4 2.2	3 1.6	0 0	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	85 39.4	100 46.3	20 9.3	10 4.6	1 0.5	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	103 41.2	112 44.8	21 8.4	13 5.2	1 0.4	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	117 37.3	152 48.4	32 10.2	12 3.8	1 0.3	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	91 37.6	108 44.6	32 13.2	10 4.1	1 0.4	0 0
希望する対象車に装着	178 100	62 34.8	84 47.2	22 12.4	9 5.1	1 0.6	0 0
装着の必要はない	7 100	0 0	1 14.3	1 14.3	5 71.4	0 0	0 0
分からない 理由:	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)							
つける	25 100	23 92	1 4	1 4	0 0	0 0	0 0
できればつけたい	68 100	52 76.5	15 22.1	1 1.5	0 0	0 0	0 0
どちらでも良い	148 100	82 55.4	58 39.2	5 3.4	3 2	0 0	0 0
できればつけたくない	118 100	35 29.7	65 55.1	14 11.9	4 3.4	0 0	0 0
つけない	193 100	73 37.8	80 41.5	20 10.4	18 9.3	2 1	0 0
分からない 理由:	10 100	4 40	2 20	3 30	1 10	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)							
価格が高い	122 100	32 26.2	60 49.2	21 17.2	9 7.4	0 0	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	29 27.4	51 48.1	19 17.9	7 6.6	0 0	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	22 26.2	37 44	18 21.4	7 8.3	0 0	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	1 11.1	5 55.6	2 22.2	1 11.1	0 0	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	3 25	4 33.3	3 25	2 16.7	0 0	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	12 15.8	40 52.6	18 23.7	6 7.9	0 0	0 0
飲酒しない	170 100	69 40.6	77 45.3	11 6.5	11 6.5	2 1.2	0 0
その他 理由:	40 100	13 32.5	17 42.5	5 12.5	5 12.5	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)							
価格が安くなる	134 100	47 35.1	72 53.7	8 6	6 4.5	1 0.7	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	31 34.4	49 54.4	5 5.6	4 4.4	1 1.1	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	27 30.7	49 55.7	7 8	4 4.5	1 1.1	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	14 26.9	27 51.9	10 19.2	1 1.9	0 0	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	12 38.7	15 48.4	3 9.7	1 3.2	0 0	0 0
走行中だけの検査	11 100	2 18.2	5 45.5	4 36.4	0 0	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	53 38.1	52 37.4	17 12.2	16 11.5	1 0.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代							
男性計	346 100	155 44.8	146 42.2	26 7.5	18 5.2	1 0.3	0 0
女性計	216 100	114 52.8	75 34.7	18 8.3	8 3.7	1 0.5	0 0
男性19歳以下	8 100	3 37.5	4 50	0 0	1 12.5	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	29 47.5	22 36.1	8 13.1	2 3.3	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	35 45.5	34 44.2	5 6.5	3 3.9	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	31 48.4	28 43.8	5 7.8	0 0	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	33 47.1	27 38.6	3 4.3	6 8.6	1 1.4	0 0
男性60歳以上	66 100	24 36.4	31 47	5 7.6	6 9.1	0 0	0 0
女性19歳以下	5 100	3 60	0 0	2 40	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	15 39.5	13 34.2	7 18.4	3 7.9	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	29 63	16 34.8	0 0	0 0	1 2.2	0 0
女性40～49歳	40 100	26 65	9 22.5	3 7.5	2 5	0 0	0 0
女性50～59歳	43 100	18 41.9	19 44.2	5 11.6	1 2.3	0 0	0 0
女性60歳以上	44 100	23 52.3	18 40.9	1 2.3	2 4.5	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード							
北海道	32 100	20 62.5	9 28.1	3 9.4	0 0	0 0	0 0
青森	4 100	3 75	1 25	0 0	0 0	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	5 38.5	7 53.8	1 7.7	0 0	0 0	0 0
秋田	2 100	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
山形	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
福島	7 100	5 71.4	1 14.3	1 14.3	0 0	0 0	0 0
茨城	18 100	7 38.9	9 50	1 5.6	1 5.6	0 0	0 0
栃木	6 100	3 50	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
群馬	10 100	2 20	7 70	1 10	0 0	0 0	0 0
埼玉	40 100	19 47.5	17 42.5	1 2.5	3 7.5	0 0	0 0
千葉	28 100	12 42.9	13 46.4	2 7.1	1 3.6	0 0	0 0

東京	49 100	24 49	20 40.8	3 6.1	2 4.1	0 0	0 0
神奈川	44 100	21 47.7	20 45.5	2 4.5	1 2.3	0 0	0 0
新潟	14 100	3 21.4	9 64.3	1 7.1	1 7.1	0 0	0 0
富山	8 100	5 62.5	2 25	1 12.5	0 0	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	4 44.4	5 55.6	0 0	0 0	0 0	0 0
長野	12 100	3 25	7 58.3	2 16.7	0 0	0 0	0 0
岐阜	7 100	3 42.9	3 42.9	1 14.3	0 0	0 0	0 0
静岡	13 100	6 46.2	4 30.8	2 15.4	1 7.7	0 0	0 0
愛知	33 100	11 33.3	13 39.4	7 21.2	1 3	1 3	0 0
三重	13 100	5 38.5	6 46.2	2 15.4	0 0	0 0	0 0
滋賀	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
京都	8 100	5 62.5	0 0	1 12.5	2 25	0 0	0 0
大阪	34 100	18 52.9	11 32.4	2 5.9	3 8.8	0 0	0 0
兵庫	24 100	13 54.2	6 25	2 8.3	2 8.3	1 4.2	0 0
奈良	8 100	5 62.5	2 25	0 0	1 12.5	0 0	0 0
和歌山	4 100	3 75	1 25	0 0	0 0	0 0	0 0
鳥取	4 100	1 25	2 50	1 25	0 0	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	5 50	4 40	1 10	0 0	0 0	0 0
広島	13 100	5 38.5	8 61.5	0 0	0 0	0 0	0 0
山口	4 100	1 25	2 50	0 0	1 25	0 0	0 0
徳島	3 100	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	0 0
香川	3 100	1 33.3	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0
愛媛	6 100	1 16.7	5 83.3	0 0	0 0	0 0	0 0
高知	5 100	1 20	3 60	0 0	1 20	0 0	0 0
福岡	21 100	14 66.7	5 23.8	1 4.8	1 4.8	0 0	0 0
佐賀	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
長崎	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	1 16.7	3 50	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
大分	9 100	5 55.6	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0	0 0
宮崎	3 100	1 33.3	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0
鹿児島	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	4 66.7	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q10 飲酒事故の当事者は、制裁としてアルコール・インターロック装置を装着している車しか運転できないとする方法もあります。この考えについてどう思いますか。(回答は1つ)						
	n(TOTAL)	飲酒事故の再発防止のために当然である	一定期間の処置として装置を装着している車しか運転できないとするのが良い	その必要はない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	420 74.7	113 20.1	18 3.2	11 2	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらくらいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(＊現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)						
いくらかでも良い	11 100	11 100	0 0	0 0	0 0	0 0
10万円まで	21 100	18 85.7	3 14.3	0 0	0 0	0 0
5万円まで	63 100	52 82.5	11 17.5	0 0	0 0	0 0
2万円まで	85 100	69 81.2	15 17.6	0 0	1 1.2	0 0
1万円まで	152 100	113 74.3	32 21.1	2 1.3	5 3.3	0 0
いくらであってもつけない	190 100	123 64.7	48 25.3	16 8.4	3 1.6	0 0
分からない理由:	40 100	34 85	4 10	0 0	2 5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)						
10年以上(車の寿命まで)	65 100	53 81.5	10 15.4	0 0	2 3.1	0 0
5年以上	34 100	24 70.6	9 26.5	1 2.9	0 0	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	201 80.1	41 16.3	4 1.6	5 2	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	37 71.2	12 23.1	1 1.9	2 3.8	0 0
半年以上	28 100	20 71.4	8 28.6	0 0	0 0	0 0
2か月程度	6 100	6 100	0 0	0 0	0 0	0 0
つけない	120 100	74 61.7	32 26.7	12 10	2 1.7	0 0
分からない理由:	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)						
いくらかでも良い	10 100	10 100	0 0	0 0	0 0	0 0
1万円まで	51 100	41 80.4	9 17.6	0 0	1 2	0 0
5千円まで	121 100	96 79.3	22 18.2	1 0.8	2 1.7	0 0
2千円まで	130 100	105 80.8	23 17.7	1 0.8	1 0.8	0 0
千円まで	75 100	52 69.3	18 24	1 1.3	4 5.3	0 0
つけない	163 100	105 64.4	40 24.5	15 9.2	3 1.8	0 0
分からない理由:	12 100	11 91.7	1 8.3	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)						
全車に装着	183 100	157 85.8	19 10.4	2 1.1	5 2.7	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい 車両(大型車等)に装着	216 100	162 75	46 21.3	5 2.3	3 1.4	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	183 73.2	57 22.8	7 2.8	3 1.2	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	236 75.2	73 23.2	3 1	2 0.6	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	187 77.3	51 21.1	2 0.8	2 0.8	0 0
希望する対象車に装着	178 100	125 70.2	43 24.2	8 4.5	2 1.1	0 0
装着の必要はない	7 100	1 14.3	1 14.3	4 57.1	1 14.3	0 0
分からない 理由:	2 100	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)						
つける	25 100	23 92	1 4	0 0	1 4	0 0
できればつけたい	68 100	58 85.3	10 14.7	0 0	0 0	0 0
どちらでも良い	148 100	120 81.1	22 14.9	2 1.4	4 2.7	0 0
できればつけたくない	118 100	75 63.6	35 29.7	4 3.4	4 3.4	0 0
つけない	193 100	135 69.9	44 22.8	12 6.2	2 1	0 0
分からない 理由:	10 100	9 90	1 10	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)						
価格が高い	122 100	63 51.6	47 38.5	8 6.6	4 3.3	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	56 52.8	37 34.9	9 8.5	4 3.8	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	44 52.4	31 36.9	7 8.3	2 2.4	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	4 44.4	3 33.3	2 22.2	0 0	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	6 50	4 33.3	2 16.7	0 0	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	43 56.6	23 30.3	7 9.2	3 3.9	0 0
飲酒しない	170 100	128 75.3	35 20.6	6 3.5	1 0.6	0 0
その他 理由:	40 100	26 65	8 20	5 12.5	1 2.5	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)						
価格が安くなる	134 100	87 64.9	37 27.6	6 4.5	4 3	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	56 62.2	26 28.9	4 4.4	4 4.4	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	53 60.2	31 35.2	3 3.4	1 1.1	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	30 57.7	15 28.8	5 9.6	2 3.8	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	19 61.3	7 22.6	3 9.7	2 6.5	0 0
走行中だけの検査	11 100	6 54.5	3 27.3	2 18.2	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	99 71.2	31 22.3	7 5	2 1.4	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代						
男性計	346 100	248 71.7	80 23.1	10 2.9	8 2.3	0 0
女性計	216 100	172 79.6	33 15.3	8 3.7	3 1.4	0 0
男性19歳以下	8 100	6 75	2 25	0 0	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	42 68.9	17 27.9	1 1.6	1 1.6	0 0
男性30～39歳	77 100	54 70.1	19 24.7	1 1.3	3 3.9	0 0
男性40～49歳	64 100	47 73.4	15 23.4	2 3.1	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	52 74.3	14 20	2 2.9	2 2.9	0 0
男性60歳以上	66 100	47 71.2	13 19.7	4 6.1	2 3	0 0
女性19歳以下	5 100	3 60	2 40	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	26 68.4	8 21.1	3 7.9	1 2.6	0 0
女性30～39歳	46 100	40 87	5 10.9	0 0	1 2.2	0 0
女性40～49歳	40 100	34 85	4 10	2 5	0 0	0 0
女性50～59歳	43 100	34 79.1	7 16.3	1 2.3	1 2.3	0 0
女性60歳以上	44 100	35 79.5	7 15.9	2 4.5	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
〔属性〕県コード						
北海道	32 100	27 84.4	5 15.6	0 0	0 0	0 0
青森	4 100	2 50	1 25	1 25	0 0	0 0
岩手	2 100	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0
宮城	13 100	11 84.6	2 15.4	0 0	0 0	0 0
秋田	2 100	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0
山形	6 100	6 100	0 0	0 0	0 0	0 0
福島	7 100	6 85.7	1 14.3	0 0	0 0	0 0
茨城	18 100	10 55.6	8 44.4	0 0	0 0	0 0
栃木	6 100	6 100	0 0	0 0	0 0	0 0
群馬	10 100	3 30	6 60	0 0	1 10	0 0
埼玉	40 100	27 67.5	9 22.5	3 7.5	1 2.5	0 0
千葉	28 100	25 89.3	3 10.7	0 0	0 0	0 0
東京	49 100	37 75.5	9 18.4	0 0	3 6.1	0 0
神奈川	44 100	38 86.4	4 9.1	2 4.5	0 0	0 0
新潟	14 100	8 57.1	5 35.7	1 7.1	0 0	0 0
富山	8 100	7 87.5	0 0	1 12.5	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	8 88.9	1 11.1	0 0	0 0	0 0
長野	12 100	10 83.3	2 16.7	0 0	0 0	0 0
岐阜	7 100	5 71.4	2 28.6	0 0	0 0	0 0

静岡	13 100	11 84.6	1 7.7	1 7.7	0 0	0 0
愛知	33 100	20 60.6	11 33.3	1 3	1 3	0 0
三重	13 100	10 76.9	3 23.1	0 0	0 0	0 0
滋賀	3 100	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0
京都	8 100	5 62.5	3 37.5	0 0	0 0	0 0
大阪	34 100	29 85.3	4 11.8	1 2.9	0 0	0 0
兵庫	24 100	16 66.7	8 33.3	0 0	0 0	0 0
奈良	8 100	5 62.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	0 0
和歌山	4 100	3 75	1 25	0 0	0 0	0 0
鳥取	4 100	3 75	0 0	1 25	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	8 80	2 20	0 0	0 0	0 0
広島	13 100	9 69.2	2 15.4	1 7.7	1 7.7	0 0
山口	4 100	3 75	1 25	0 0	0 0	0 0
徳島	3 100	1 33.3	2 66.7	0 0	0 0	0 0
香川	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0
愛媛	6 100	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
高知	5 100	2 40	1 20	1 20	1 20	0 0
福岡	21 100	16 76.2	4 19	1 4.8	0 0	0 0
佐賀	6 100	4 66.7	2 33.3	0 0	0 0	0 0
長崎	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	3 50	2 33.3	1 16.7	0 0	0 0
大分	9 100	5 55.6	3 33.3	0 0	1 11.1	0 0
宮崎	3 100	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0
鹿児島	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	5 83.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q11 アルコール・インターロック装置がいくらいいならばあなたの車に装着しますか。(許容できる最大の価格。装着費用も含む。)(※現在の価格は20万円程度です。)(回答は1つ)									
	n(TOTAL)	いくらでも良い	10万円まで	5万円まで	2万円まで	1万円まで	いくらあってもつけない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	11 2	21 3.7	63 11.2	85 15.1	152 27	190 33.8	40 7.1	0 0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(※現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)									
10年以上(車の寿命まで)	65 100	3 4.6	5 7.7	5 7.7	8 12.3	27 41.5	15 23.1	2 3.1	0 0
5年以上	34 100	0 0	1 2.9	4 11.8	10 29.4	14 41.2	3 8.8	2 5.9	0 0
2年以上(乗用車では車検時に整備)	251 100	3 1.2	10 4	40 15.9	53 21.1	82 32.7	43 17.1	20 8	0 0
1年以上(商用車では車検時に整備)	52 100	3 5.8	5 9.6	10 19.2	7 13.5	16 30.8	6 11.5	5 9.6	0 0
半年以上	28 100	1 3.6	0 0	4 14.3	5 17.9	11 39.3	5 17.9	2 7.1	0 0
2か月程度	6 100	0 0	0 0	0 0	2 33.3	2 33.3	0 0	2 33.3	0 0
つけない	120 100	1 0.8	0 0	0 0	0 0	0 0	118 98.3	1 0.8	0 0
分からない理由:	6 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	6 100	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)									
いくらでも良い	10 100	8 80	0 0	1 10	0 0	0 0	1 10	0 0	0 0
1万円まで	51 100	2 3.9	11 21.6	19 37.3	8 15.7	5 9.8	4 7.8	2 3.9	0 0
5千円まで	121 100	0 0	8 6.6	32 26.4	32 26.4	31 25.6	12 9.9	6 5	0 0
2千円まで	130 100	0 0	1 0.8	11 8.5	36 27.7	56 43.1	16 12.3	10 7.7	0 0
千円まで	75 100	0 0	0 0	0 0	5 6.7	52 69.3	10 13.3	8 10.7	0 0
つけない	163 100	1 0.6	1 0.6	0 0	4 2.5	8 4.9	144 88.3	5 3.1	0 0
分からない理由:	12 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 25	9 75	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)									
全車に装着	183 100	7 3.8	10 5.5	38 20.8	37 20.2	57 31.1	19 10.4	15 8.2	0 0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	0 0	7 3.2	13 6	31 14.4	63 29.2	80 37	22 10.2	0 0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	1 0.4	8 3.2	15 6	37 14.8	66 26.4	99 39.6	24 9.6	0 0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	2 0.6	10 3.2	25 8	46 14.6	83 26.4	124 39.5	24 7.6	0 0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	2 0.8	6 2.5	17 7	29 12	67 27.7	101 41.7	20 8.3	0 0
希望する対象車に装着	178 100	3 1.7	2 1.1	12 6.7	25 14	44 24.7	79 44.4	13 7.3	0 0
装着の必要はない	7 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	7 100	0 0	0 0
分からない理由:	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)									
つける	25	4	2	8	5	4	0	2	0
	100	16	8	32	20	16	0	8	0
できればつけたい	68	0	6	15	21	22	2	2	0
	100	0	8.8	22.1	30.9	32.4	2.9	2.9	0
どちらでも良い	148	1	7	27	31	62	8	12	0
	100	0.7	4.7	18.2	20.9	41.9	5.4	8.1	0
できればつけたくない	118	2	3	9	18	43	35	8	0
	100	1.7	2.5	7.6	15.3	36.4	29.7	6.8	0
つけない	193	4	2	3	9	19	144	12	0
	100	2.1	1	1.6	4.7	9.8	74.6	6.2	0
分からない 理由:	10	0	1	1	1	2	1	4	0
	100	0	10	10	10	20	10	40	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)									
価格が高い	122	0	0	3	12	36	67	4	0
	100	0	0	2.5	9.8	29.5	54.9	3.3	0
メンテナンスが面倒	106	1	0	3	12	31	54	5	0
	100	0.9	0	2.8	11.3	29.2	50.9	4.7	0
メンテナンス価格が高そう	84	0	0	2	9	27	43	3	0
	100	0	0	2.4	10.7	32.1	51.2	3.6	0
呼気で検査するのが嫌い	9	0	0	0	1	2	6	0	0
	100	0	0	0	11.1	22.2	66.7	0	0
走行中にもチェックが行われる	12	0	0	0	3	2	7	0	0
	100	0	0	0	25	16.7	58.3	0	0
エンジン始動に時間がかかる	76	1	0	3	7	20	40	5	0
	100	1.3	0	3.9	9.2	26.3	52.6	6.6	0
飲酒しない	170	5	5	7	12	21	105	15	0
	100	2.9	2.9	4.1	7.1	12.4	61.8	8.8	0
その他 理由:	40	2	0	0	3	5	27	3	0
	100	5	0	0	7.5	12.5	67.5	7.5	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)									
価格が安くなる	134	1	4	9	17	48	48	7	0
	100	0.7	3	6.7	12.7	35.8	35.8	5.2	0
メンテナンスが簡単になる	90	2	4	7	13	30	31	3	0
	100	2.2	4.4	7.8	14.4	33.3	34.4	3.3	0
メンテナンス価格が安くなる	88	1	3	5	14	33	28	4	0
	100	1.1	3.4	5.7	15.9	37.5	31.8	4.5	0
呼気以外の簡単な検査	52	3	1	4	11	10	21	2	0
	100	5.8	1.9	7.7	21.2	19.2	40.4	3.8	0
エンジン始動時だけの検査	31	0	1	1	7	8	11	3	0
	100	0	3.2	3.2	22.6	25.8	35.5	9.7	0
走行中だけの検査	11	0	0	0	1	4	6	0	0
	100	0	0	0	9.1	36.4	54.5	0	0
つけない 理由:	139	2	1	1	4	7	112	12	0
	100	1.4	0.7	0.7	2.9	5	80.6	8.6	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

性×年代									
男性計	346	8	14	38	53	94	117	22	0
	100	2.3	4	11	15.3	27.2	33.8	6.4	0
女性計	216	3	7	25	32	58	73	18	0
	100	1.4	3.2	11.6	14.8	26.9	33.8	8.3	0
男性19歳以下	8	0	0	3	2	2	1	0	0
	100	0	0	37.5	25	25	12.5	0	0
男性20～29歳	61	0	3	4	7	23	21	3	0
	100	0	4.9	6.6	11.5	37.7	34.4	4.9	0
男性30～39歳	77	3	1	5	9	21	31	7	0
	100	3.9	1.3	6.5	11.7	27.3	40.3	9.1	0
男性40～49歳	64	1	4	9	9	18	18	5	0
	100	1.6	6.3	14.1	14.1	28.1	28.1	7.8	0
男性50～59歳	70	4	5	8	12	16	23	2	0
	100	5.7	7.1	11.4	17.1	22.9	32.9	2.9	0
男性60歳以上	66	0	1	9	14	14	23	5	0
	100	0	1.5	13.6	21.2	21.2	34.8	7.6	0
女性19歳以下	5	0	0	1	1	1	1	1	0
	100	0	0	20	20	20	20	20	0
女性20～29歳	38	1	0	3	7	11	15	1	0
	100	2.6	0	7.9	18.4	28.9	39.5	2.6	0
女性30～39歳	46	0	1	5	9	14	12	5	0
	100	0	2.2	10.9	19.6	30.4	26.1	10.9	0
女性40～49歳	40	0	1	7	6	12	10	4	0
	100	0	2.5	17.5	15	30	25	10	0
女性50～59歳	43	1	2	1	6	12	18	3	0
	100	2.3	4.7	2.3	14	27.9	41.9	7	0
女性60歳以上	44	1	3	8	3	8	17	4	0
	100	2.3	6.8	18.2	6.8	18.2	38.6	9.1	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〔属性〕県コード									
北海道	32	3	0	6	4	11	5	3	0
	100	9.4	0	18.8	12.5	34.4	15.6	9.4	0
青森	4	0	0	0	0	3	1	0	0
	100	0	0	0	0	75	25	0	0
岩手	2	0	0	0	0	1	1	0	0
	100	0	0	0	0	50	50	0	0
宮城	13	1	0	1	2	4	4	1	0
	100	7.7	0	7.7	15.4	30.8	30.8	7.7	0
秋田	2	0	0	1	0	0	1	0	0
	100	0	0	50	0	0	50	0	0
山形	6	0	1	0	1	2	2	0	0
	100	0	16.7	0	16.7	33.3	33.3	0	0
福島	7	0	0	1	2	1	3	0	0
	100	0	0	14.3	28.6	14.3	42.9	0	0
茨城	18	0	1	0	4	7	4	2	0
	100	0	5.6	0	22.2	38.9	22.2	11.1	0
栃木	6	0	0	1	0	2	3	0	0
	100	0	0	16.7	0	33.3	50	0	0
群馬	10	0	0	1	3	3	2	1	0
	100	0	0	10	30	30	20	10	0
埼玉	40	0	0	7	3	10	18	2	0
	100	0	0	17.5	7.5	25	45	5	0
千葉	28	1	1	3	4	8	9	2	0
	100	3.6	3.6	10.7	14.3	28.6	32.1	7.1	0
東京	49	2	1	2	8	12	19	5	0
	100	4.1	2	4.1	16.3	24.5	38.8	10.2	0
神奈川	44	1	5	4	7	10	15	2	0
	100	2.3	11.4	9.1	15.9	22.7	34.1	4.5	0
新潟	14	0	0	2	1	2	7	2	0
	100	0	0	14.3	7.1	14.3	50	14.3	0
富山	8	0	0	2	1	3	2	0	0
	100	0	0	25	12.5	37.5	25	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	3	0	0	2	1	0	0	0	0
	100	0	0	66.7	33.3	0	0	0	0
山梨	9	0	0	0	2	1	6	0	0
	100	0	0	0	22.2	11.1	66.7	0	0
長野	12	0	1	2	3	1	4	1	0
	100	0	8.3	16.7	25	8.3	33.3	8.3	0
岐阜	7	0	1	3	1	0	2	0	0
	100	0	14.3	42.9	14.3	0	28.6	0	0

静岡	13	0	1	0	2	4	6	0	0
	100	0	7.7	0	15.4	30.8	46.2	0	0
愛知	33	1	1	5	5	4	12	5	0
	100	3	3	15.2	15.2	12.1	36.4	15.2	0
三重	13	0	1	3	0	6	3	0	0
	100	0	7.7	23.1	0	46.2	23.1	0	0
滋賀	3	0	0	0	2	0	1	0	0
	100	0	0	0	66.7	0	33.3	0	0
京都	8	0	0	0	1	4	2	1	0
	100	0	0	0	12.5	50	25	12.5	0
大阪	34	0	0	6	6	7	10	5	0
	100	0	0	17.6	17.6	20.6	29.4	14.7	0
兵庫	24	2	0	2	2	7	10	1	0
	100	8.3	0	8.3	8.3	29.2	41.7	4.2	0
奈良	8	0	1	0	1	5	0	1	0
	100	0	12.5	0	12.5	62.5	0	12.5	0
和歌山	4	0	0	0	1	1	1	1	0
	100	0	0	0	25	25	25	25	0
鳥取	4	0	1	0	0	1	2	0	0
	100	0	25	0	0	25	50	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	10	0	1	0	1	4	3	1	0
	100	0	10	0	10	40	30	10	0
広島	13	0	0	1	2	6	3	1	0
	100	0	0	7.7	15.4	46.2	23.1	7.7	0
山口	4	0	0	0	1	0	3	0	0
	100	0	0	0	25	0	75	0	0
徳島	3	0	0	0	1	1	1	0	0
	100	0	0	0	33.3	33.3	33.3	0	0
香川	3	0	0	0	1	0	2	0	0
	100	0	0	0	33.3	0	66.7	0	0
愛媛	6	0	1	1	0	2	2	0	0
	100	0	16.7	16.7	0	33.3	33.3	0	0
高知	5	0	0	1	1	2	1	0	0
	100	0	0	20	20	40	20	0	0
福岡	21	0	1	2	5	7	5	1	0
	100	0	4.8	9.5	23.8	33.3	23.8	4.8	0
佐賀	6	0	1	0	0	4	1	0	0
	100	0	16.7	0	0	66.7	16.7	0	0
長崎	3	0	0	1	0	1	0	1	0
	100	0	0	33.3	0	33.3	0	33.3	0
熊本	6	0	0	1	1	0	4	0	0
	100	0	0	16.7	16.7	0	66.7	0	0
大分	9	0	1	0	0	3	5	0	0
	100	0	11.1	0	0	33.3	55.6	0	0
宮崎	3	0	0	0	0	0	2	1	0
	100	0	0	0	0	0	66.7	33.3	0
鹿児島	6	0	0	1	4	0	1	0	0
	100	0	0	16.7	66.7	0	16.7	0	0
沖縄	6	0	0	1	1	2	2	0	0
	100	0	0	16.7	16.7	33.3	33.3	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q12 アルコール・インターロック装置をつけた場合、装置のメンテナンスの周期はどれくらいならば良いですか。(許容できる最短の周期。)(＊現在のメンテナンス周期は2か月程度です。)(回答は1つ)

	n(TOTAL)	10年以上(車の寿命まで)	5年以上	2年以上(乗用車では車検時に整備)	1年以上(商用車では車検時に整備)	半年以上	2か月程度	つけない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	65 11.6	34 6	251 44.7	52 9.3	28 5	6 1.1	120 21.4	6 1.1	0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)

	n(TOTAL)	1000円以下	2000円以下	5000円以下	10000円以下	20000円以下	50000円以下	100000円以下	100000円以上	不明
いくらでも良い	10 100	2 20	0 0	4 40	3 30	1 10	0 0	0 0	0 0	0
1万円まで	51 100	6 11.8	6 11.8	29 56.9	7 13.7	3 5.9	0 0	0 0	0 0	0
5千円まで	121 100	5 4.1	6 5	87 71.9	17 14	4 3.3	2 1.7	0 0	0 0	0
2千円まで	130 100	12 9.2	13 10	72 55.4	17 13.1	14 10.8	2 1.5	0 0	0 0	0
千円まで	75 100	26 34.7	6 8	31 41.3	5 6.7	5 6.7	1 1.3	1 1.3	0 0	0
つけない	163 100	13 8	3 1.8	22 13.5	3 1.8	1 0.6	1 0.6	119 73	1 0.6	0
分からない 理由:	12 100	1 8.3	0 0	6 50	0 0	0 0	0 0	0 0	5 41.7	0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)

	n(TOTAL)	全車に装着	事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	運送・運輸関連業の車両に装着	飲酒運転違反者の使用車に装着	飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	希望する対象車に装着	装着の必要はない	分からない 理由:	不明
全車に装着	183 100	28 15.3	12 6.6	99 54.1	20 10.9	9 4.9	1 0.5	11 6	3 1.6	0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216 100	23 10.6	14 6.5	89 41.2	23 10.6	16 7.4	4 1.9	45 20.8	2 0.9	0
運送・運輸関連業の車両に装着	250 100	27 10.8	15 6	103 41.2	21 8.4	17 6.8	4 1.6	60 24	3 1.2	0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314 100	30 9.6	19 6.1	136 43.3	27 8.6	18 5.7	5 1.6	76 24.2	3 1	0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242 100	27 11.2	15 6.2	96 39.7	23 9.5	15 6.2	4 1.7	59 24.4	3 1.2	0
希望する対象車に装着	178 100	14 7.9	9 5.1	78 43.8	15 8.4	9 5.1	1 0.6	51 28.7	1 0.6	0
装着の必要はない	7 100	0 0	0 0	0 0	1 14.3	0 0	0 0	6 85.7	0 0	0
分からない 理由:	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	0 0	0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)

	n(TOTAL)	つける	できればつけたい	どちらでも良い	できればつけたくない	つけない	分からない 理由:	不明
つける	25 100	10 40	0 0	10 40	4 16	1 4	0 0	0 0
できればつけたい	68 100	7 10.3	7 10.3	45 66.2	2 2.9	5 7.4	1 1.5	1 1.5
どちらでも良い	148 100	16 10.8	13 8.8	89 60.1	20 13.5	7 4.7	1 0.7	1 0.7
できればつけたくない	118 100	12 10.2	7 5.9	55 46.6	18 15.3	9 7.6	1 0.8	1 0.8
つけない	193 100	17 8.8	7 3.6	50 25.9	6 3.1	5 2.6	3 1.6	104 53.9
分からない 理由:	10 100	3 30	0 0	2 20	2 20	1 10	0 0	2 20
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)										
価格が高い	122	15	6	49	7	5	1	38	1	0
	100	12.3	4.9	40.2	5.7	4.1	0.8	31.1	0.8	0
メンテナンスが面倒	106	12	7	43	9	6	0	28	1	0
	100	11.3	6.6	40.6	8.5	5.7	0	26.4	0.9	0
メンテナンス価格が高そう	84	9	6	35	6	3	0	24	1	0
	100	10.7	7.1	41.7	7.1	3.6	0	28.6	1.2	0
呼気で検査するのが嫌い	9	0	0	4	2	0	0	3	0	0
	100	0	0	44.4	22.2	0	0	33.3	0	0
走行中にもチェックが行われる	12	1	1	6	0	1	0	3	0	0
	100	8.3	8.3	50	0	8.3	0	25	0	0
エンジン始動に時間がかかる	76	10	1	35	5	3	2	19	1	0
	100	13.2	1.3	46.1	6.6	3.9	2.6	25	1.3	0
飲酒しない	170	11	3	55	13	8	3	75	2	0
	100	6.5	1.8	32.4	7.6	4.7	1.8	44.1	1.2	0
その他 理由:	40	5	3	8	2	1	0	21	0	0
	100	12.5	7.5	20	5	2.5	0	52.5	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)										
価格が安くなる	134	18	9	61	14	9	2	21	0	0
	100	13.4	6.7	45.5	10.4	6.7	1.5	15.7	0	0
メンテナンスが簡単になる	90	12	5	41	12	8	2	10	0	0
	100	13.3	5.6	45.6	13.3	8.9	2.2	11.1	0	0
メンテナンス価格が安くなる	88	11	6	42	11	6	2	10	0	0
	100	12.5	6.8	47.7	12.5	6.8	2.3	11.4	0	0
呼気以外の簡単な検査	52	6	2	24	5	5	1	9	0	0
	100	11.5	3.8	46.2	9.6	9.6	1.9	17.3	0	0
エンジン始動時だけの検査	31	3	1	13	4	2	1	7	0	0
	100	9.7	3.2	41.9	12.9	6.5	3.2	22.6	0	0
走行中だけの検査	11	3	0	4	0	0	1	3	0	0
	100	27.3	0	36.4	0	0	9.1	27.3	0	0
つけない 理由:	139	9	4	28	5	2	2	87	2	0
	100	6.5	2.9	20.1	3.6	1.4	1.4	62.6	1.4	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

性×年代										
男性計	346	42	23	161	25	17	4	71	3	0
	100	12.1	6.6	46.5	7.2	4.9	1.2	20.5	0.9	0
女性計	216	23	11	90	27	11	2	49	3	0
	100	10.6	5.1	41.7	12.5	5.1	0.9	22.7	1.4	0
男性19歳以下	8	2	0	3	0	2	0	1	0	0
	100	25	0	37.5	0	25	0	12.5	0	0
男性20～29歳	61	9	6	26	4	2	2	12	0	0
	100	14.8	9.8	42.6	6.6	3.3	3.3	19.7	0	0
男性30～39歳	77	13	7	37	5	2	0	13	0	0
	100	16.9	9.1	48.1	6.5	2.6	0	16.9	0	0
男性40～49歳	64	9	6	31	3	1	1	11	2	0
	100	14.1	9.4	48.4	4.7	1.6	1.6	17.2	3.1	0
男性50～59歳	70	6	1	30	8	5	0	20	0	0
	100	8.6	1.4	42.9	11.4	7.1	0	28.6	0	0
男性60歳以上	66	3	3	34	5	5	1	14	1	0
	100	4.5	4.5	51.5	7.6	7.6	1.5	21.2	1.5	0
女性19歳以下	5	0	0	4	0	1	0	0	0	0
	100	0	0	80	0	20	0	0	0	0
女性20～29歳	38	3	2	17	3	2	0	11	0	0
	100	7.9	5.3	44.7	7.9	5.3	0	28.9	0	0
女性30～39歳	46	8	1	24	4	1	0	7	1	0
	100	17.4	2.2	52.2	8.7	2.2	0	15.2	2.2	0
女性40～49歳	40	5	3	21	4	2	1	3	1	0
	100	12.5	7.5	52.5	10	5	2.5	7.5	2.5	0
女性50～59歳	43	4	2	12	7	3	1	13	1	0
	100	9.3	4.7	27.9	16.3	7	2.3	30.2	2.3	0
女性60歳以上	44	3	3	12	9	2	0	15	0	0
	100	6.8	6.8	27.3	20.5	4.5	0	34.1	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔属性〕県コード										
北海道	32	3	3	18	3	1	1	3	0	0
	100	9.4	9.4	56.3	9.4	3.1	3.1	9.4	0	0
青森	4	1	0	2	0	0	0	1	0	0
	100	25	0	50	0	0	0	25	0	0
岩手	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100	50	0	0	50	0	0	0	0	0
宮城	13	2	0	6	1	0	0	4	0	0
	100	15.4	0	46.2	7.7	0	0	30.8	0	0
秋田	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	100	0	0	50	0	0	0	50	0	0
山形	6	0	1	3	0	1	0	1	0	0
	100	0	16.7	50	0	16.7	0	16.7	0	0
福島	7	1	0	3	2	0	0	1	0	0
	100	14.3	0	42.9	28.6	0	0	14.3	0	0
茨城	18	3	0	8	2	2	0	3	0	0
	100	16.7	0	44.4	11.1	11.1	0	16.7	0	0
栃木	6	1	1	2	0	0	0	2	0	0
	100	16.7	16.7	33.3	0	0	0	33.3	0	0
群馬	10	0	0	7	1	1	0	1	0	0
	100	0	0	70	10	10	0	10	0	0
埼玉	40	3	2	16	4	4	0	11	0	0
	100	7.5	5	40	10	10	0	27.5	0	0
千葉	28	2	2	12	2	2	0	8	0	0
	100	7.1	7.1	42.9	7.1	7.1	0	28.6	0	0
東京	49	7	2	19	5	4	0	11	1	0
	100	14.3	4.1	38.8	10.2	8.2	0	22.4	2	0
神奈川	44	5	3	19	6	1	0	10	0	0
	100	11.4	6.8	43.2	13.6	2.3	0	22.7	0	0
新潟	14	0	1	5	1	1	0	5	1	0
	100	0	7.1	35.7	7.1	7.1	0	35.7	7.1	0
富山	8	1	0	5	1	0	0	1	0	0
	100	12.5	0	62.5	12.5	0	0	12.5	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	100	33.3	0	33.3	0	33.3	0	0	0	0
山梨	9	2	0	2	2	0	0	3	0	0
	100	22.2	0	22.2	22.2	0	0	33.3	0	0
長野	12	1	1	6	0	0	0	4	0	0
	100	8.3	8.3	50	0	0	0	33.3	0	0
岐阜	7	0	0	4	0	1	0	2	0	0
	100	0	0	57.1	0	14.3	0	28.6	0	0
静岡	13	1	1	7	0	0	1	3	0	0
	100	7.7	7.7	53.8	0	0	7.7	23.1	0	0
愛知	33	4	2	12	3	2	1	6	3	0
	100	12.1	6.1	36.4	9.1	6.1	3	18.2	9.1	0
三重	13	3	1	6	1	0	0	2	0	0
	100	23.1	7.7	46.2	7.7	0	0	15.4	0	0
滋賀	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0
	100	0	0	66.7	0	0	0	33.3	0	0
京都	8	2	1	2	1	0	0	2	0	0
	100	25	12.5	25	12.5	0	0	25	0	0
大阪	34	2	2	18	3	2	1	6	0	0
	100	5.9	5.9	52.9	8.8	5.9	2.9	17.6	0	0
兵庫	24	5	1	11	2	1	0	4	0	0
	100	20.8	4.2	45.8	8.3	4.2	0	16.7	0	0
奈良	8	1	2	5	0	0	0	0	0	0
	100	12.5	25	62.5	0	0	0	0	0	0
和歌山	4	0	0	1	1	0	0	1	1	0
	100	0	0	25	25	0	0	25	25	0
鳥取	4	0	0	0	1	1	0	2	0	0
	100	0	0	0	25	25	0	50	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	10	2	2	3	1	0	0	2	0	0
	100	20	20	30	10	0	0	20	0	0
広島	13	0	2	6	2	0	0	3	0	0
	100	0	15.4	46.2	15.4	0	0	23.1	0	0
山口	4	0	0	1	1	0	0	2	0	0
	100	0	0	25	25	0	0	50	0	0
徳島	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0
	100	0	33.3	33.3	0	0	0	33.3	0	0
香川	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0
	100	0	0	66.7	0	0	0	33.3	0	0

愛媛	6 100	1 16.7	0 0	4 66.7	0 0	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0
高知	5 100	0 0	2 40	2 40	1 20	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福岡	21 100	2 9.5	1 4.8	11 52.4	2 9.5	0 0	0 0	5 23.8	0 0	0 0
佐賀	6 100	2 33.3	0 0	3 50	1 16.7	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
長崎	3 100	0 0	0 0	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	1 16.7	0 0	2 33.3	0 0	1 16.7	0 0	2 33.3	0 0	0 0
大分	9 100	3 33.3	0 0	2 22.2	1 11.1	0 0	0 0	3 33.3	0 0	0 0
宮崎	3 100	0 0	0 0	2 66.7	0 0	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	0 0	3 50	0 0	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	1 16.7	0 0	4 66.7	0 0	0 0	0 0	1 16.7	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q13 メンテナンスの費用はどれくらいならば良いですか。(許容できる最高額。)(回答は1つ)									
	n(TOTAL)	いくらでも良い	1万円まで	5千円まで	2千円まで	千円まで	つけない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562	10	51	121	130	75	163	12	0
	100	1.8	9.1	21.5	23.1	13.3	29	2.1	0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)									
全車に装着	183	5	23	59	47	22	20	7	0
	100	2.7	12.6	32.2	25.7	12	10.9	3.8	0
事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	216	0	17	35	53	38	70	3	0
	100	0	7.9	16.2	24.5	17.6	32.4	1.4	0
運送・運輸関連業の車両に装着	250	1	18	47	54	39	87	4	0
	100	0.4	7.2	18.8	21.6	15.6	34.8	1.6	0
飲酒運転違反者の使用車に装着	314	3	27	53	78	44	105	4	0
	100	1	8.6	16.9	24.8	14	33.4	1.3	0
飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	242	2	13	40	59	38	86	4	0
	100	0.8	5.4	16.5	24.4	15.7	35.5	1.7	0
希望する対象車に装着	178	3	10	25	44	28	64	4	0
	100	1.7	5.6	14	24.7	15.7	36	2.2	0
装着の必要はない	7	0	0	1	0	0	6	0	0
	100	0	0	14.3	0	0	85.7	0	0
分からない理由:	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	100	0	0	0	0	0	100	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)									
つける	25	4	8	6	4	2	1	0	0
	100	16	32	24	16	8	4	0	0
できればつけたい	68	1	10	22	20	11	2	2	0
	100	1.5	14.7	32.4	29.4	16.2	2.9	2.9	0
どちらでも良い	148	0	17	50	43	25	9	4	0
	100	0	11.5	33.8	29.1	16.9	6.1	2.7	0
できればつけたくない	118	2	9	26	34	23	23	1	0
	100	1.7	7.6	22	28.8	19.5	19.5	0.8	0
つけない	193	3	7	15	25	13	127	3	0
	100	1.6	3.6	7.8	13	6.7	65.8	1.6	0
分からない理由:	10	0	0	2	4	1	1	2	0
	100	0	0	20	40	10	10	20	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)									
価格が高い	122	0	5	20	20	22	54	1	0
	100	0	4.1	16.4	16.4	18	44.3	0.8	0
メンテナンスが面倒	106	1	3	19	18	21	43	1	0
	100	0.9	2.8	17.9	17	19.8	40.6	0.9	0
メンテナンス価格が高そう	84	0	3	11	15	19	35	1	0
	100	0	3.6	13.1	17.9	22.6	41.7	1.2	0
呼気で検査するのが嫌い	9	0	0	1	3	0	5	0	0
	100	0	0	11.1	33.3	0	55.6	0	0
走行中にもチェックが行われる	12	0	1	3	1	2	5	0	0
	100	0	8.3	25	8.3	16.7	41.7	0	0
エンジン始動に時間がかかる	76	1	2	13	15	12	32	1	0
	100	1.3	2.6	17.1	19.7	15.8	42.1	1.3	0
飲酒しない	170	5	11	20	26	15	90	3	0
	100	2.9	6.5	11.8	15.3	8.8	52.9	1.8	0
その他理由:	40	1	3	2	7	4	23	0	0
	100	2.5	7.5	5	17.5	10	57.5	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)									
価格が安くなる	134 100	1 0.7	11 8.2	27 20.1	34 25.4	25 18.7	36 26.9	0 0	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	2 2.2	7 7.8	21 23.3	24 26.7	16 17.8	20 22.2	0 0	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	0 0	6 6.8	18 20.5	26 29.5	18 20.5	20 22.7	0 0	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	3 5.8	4 7.7	14 26.9	8 15.4	9 17.3	14 26.9	0 0	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	0 0	2 6.5	4 12.9	8 25.8	8 25.8	9 29	0 0	0 0
走行中だけの検査	11 100	0 0	0 0	1 9.1	2 18.2	4 36.4	4 36.4	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	2 1.4	4 2.9	7 5	15 10.8	6 4.3	101 72.7	4 2.9	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代									
男性計	346 100	7 2	30 8.7	79 22.8	73 21.1	49 14.2	101 29.2	7 2	0 0
女性計	216 100	3 1.4	21 9.7	42 19.4	57 26.4	26 12	62 28.7	5 2.3	0 0
男性19歳以下	8 100	0 0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	2 25	1 12.5	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	0 0	4 6.6	15 24.6	12 19.7	11 18	19 31.1	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	3 3.9	4 5.2	13 16.9	19 24.7	11 14.3	24 31.2	3 3.9	0 0
男性40～49歳	64 100	1 1.6	8 12.5	13 20.3	10 15.6	12 18.8	17 26.6	3 4.7	0 0
男性50～59歳	70 100	3 4.3	4 5.7	24 34.3	10 14.3	8 11.4	21 30	0 0	0 0
男性60歳以上	66 100	0 0	9 13.6	11 16.7	21 31.8	5 7.6	19 28.8	1 1.5	0 0
女性19歳以下	5 100	0 0	2 40	1 20	2 40	0 0	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	0 0	1 2.6	10 26.3	10 26.3	2 5.3	15 39.5	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	1 2.2	3 6.5	8 17.4	12 26.1	9 19.6	11 23.9	2 4.3	0 0
女性40～49歳	40 100	0 0	7 17.5	9 22.5	14 35	3 7.5	6 15	1 2.5	0 0
女性50～59歳	43 100	0 0	2 4.7	8 18.6	10 23.3	7 16.3	15 34.9	1 2.3	0 0
女性60歳以上	44 100	2 4.5	6 13.6	6 13.6	9 20.5	5 11.4	15 34.1	1 2.3	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード									
北海道	32 100	2 6.3	2 6.3	9 28.1	12 37.5	2 6.3	5 15.6	0 0	0 0
青森	4 100	0 0	0 0	0 0	1 25	1 25	2 50	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0
宮城	13 100	1 7.7	0 0	3 23.1	3 23.1	2 15.4	4 30.8	0 0	0 0
秋田	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0
山形	6 100	0 0	1 16.7	1 16.7	3 50	0 0	1 16.7	0 0	0 0
福島	7 100	0 0	0 0	1 14.3	2 28.6	2 28.6	1 14.3	1 14.3	0 0
茨城	18 100	0 0	1 5.6	3 16.7	5 27.8	4 22.2	4 22.2	1 5.6	0 0
栃木	6 100	0 0	0 0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	2 33.3	0 0	0 0
群馬	10 100	0 0	0 0	3 30	4 40	2 20	1 10	0 0	0 0
埼玉	40 100	1 2.5	3 7.5	7 17.5	7 17.5	5 12.5	16 40	1 2.5	0 0

千葉	28 100	1 3.6	2 7.1	4 14.3	7 25	4 14.3	10 35.7	0 0	0 0
東京	49 100	1 2	0 0	16 32.7	8 16.3	7 14.3	16 32.7	1 2	0 0
神奈川	44 100	0 0	6 13.6	11 25	11 25	5 11.4	11 25	0 0	0 0
新潟	14 100	0 0	1 7.1	1 7.1	4 28.6	1 7.1	7 50	0 0	0 0
富山	8 100	0 0	1 12.5	0 0	4 50	2 25	1 12.5	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	0 0	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	0 0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	0 0	6 66.7	0 0	0 0
長野	12 100	0 0	5 41.7	2 16.7	0 0	0 0	5 41.7	0 0	0 0
岐阜	7 100	0 0	1 14.3	3 42.9	1 14.3	0 0	2 28.6	0 0	0 0
静岡	13 100	0 0	1 7.7	2 15.4	3 23.1	3 23.1	4 30.8	0 0	0 0
愛知	33 100	1 3	7 21.2	5 15.2	4 12.1	1 3	12 36.4	3 9.1	0 0
三重	13 100	0 0	2 15.4	4 30.8	3 23.1	1 7.7	3 23.1	0 0	0 0
滋賀	3 100	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0
京都	8 100	0 0	0 0	0 0	3 37.5	2 25	2 25	1 12.5	0 0
大阪	34 100	0 0	3 8.8	9 26.5	8 23.5	2 5.9	10 29.4	2 5.9	0 0
兵庫	24 100	3 12.5	1 4.2	2 8.3	7 29.2	5 20.8	6 25	0 0	0 0
奈良	8 100	0 0	0 0	3 37.5	4 50	1 12.5	0 0	0 0	0 0
和歌山	4 100	0 0	0 0	2 50	0 0	0 0	1 25	1 25	0 0
鳥取	4 100	0 0	0 0	2 50	0 0	0 0	2 50	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	0 0	0 0	0 0	4 40	2 20	4 40	0 0	0 0
広島	13 100	0 0	2 15.4	4 30.8	3 23.1	1 7.7	3 23.1	0 0	0 0
山口	4 100	0 0	0 0	1 25	1 25	0 0	2 50	0 0	0 0
徳島	3 100	0 0	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
香川	3 100	0 0	0 0	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
愛媛	6 100	0 0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50	0 0	0 0	0 0
高知	5 100	0 0	1 20	0 0	0 0	3 60	1 20	0 0	0 0
福岡	21 100	0 0	3 14.3	4 19	5 23.8	4 19	5 23.8	0 0	0 0
佐賀	6 100	0 0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0
長崎	3 100	0 0	0 0	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	0 0	0 0	0 0	3 50	0 0	3 50	0 0	0 0
大分	9 100	0 0	2 22.2	1 11.1	0 0	3 33.3	3 33.3	0 0	0 0
宮崎	3 100	0 0	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
鹿児島	6 100	0 0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	0 0	0 0	3 50	2 33.3	0 0	1 16.7	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q14 アルコール・インターロック装置を装着するとするならば、どのような対象に装着するのが良いと思いますか。(回答はいくつでも)										
	n(TOTAL)	全車に装着	事故を起こした場合の影響度が大きい車両(大型車等)に装着	運送・運輸関連業の車両に装着	飲酒運転違反者の使用車に装着	飲酒運転事故の当事者の使用車に装着	希望する対象車に装着	装着の必要はない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	183 32.6	216 38.4	250 44.5	314 55.9	242 43.1	178 31.7	7 1.2	2 0.4	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)										
つける	25 100	23 92	1 4	1 4	1 4	0 0	1 4	0 0	0 0	0 0
できればつけたい	68 100	55 80.9	6 8.8	7 10.3	12 17.6	7 10.3	6 8.8	0 0	0 0	0 0
どちらでも良い	148 100	62 41.9	56 37.8	67 45.3	79 53.4	61 41.2	45 30.4	0 0	1 0.7	0 0
できればつけたくない	118 100	20 16.9	57 48.3	63 53.4	87 73.7	63 53.4	39 33.1	0 0	0 0	0 0
つけない	193 100	18 9.3	91 47.2	107 55.4	130 67.4	106 54.9	84 43.5	7 3.6	1 0.5	0 0
分からない 理由:	10 100	5 50	5 50	5 50	5 50	5 50	3 30	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)										
価格が高い	122 100	10 8.2	62 50.8	71 58.2	88 72.1	71 58.2	47 38.5	0 0	0 0	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	6 5.7	56 52.8	66 62.3	79 74.5	62 58.5	44 41.5	0 0	0 0	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	5 6	47 56	52 61.9	63 75	51 60.7	34 40.5	0 0	0 0	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	1 11.1	6 66.7	5 55.6	7 77.8	4 44.4	5 55.6	0 0	0 0	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	1 8.3	9 75	9 75	9 75	6 50	2 16.7	0 0	0 0	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	5 6.6	42 55.3	44 57.9	56 73.7	52 68.4	36 47.4	0 0	0 0	0 0
飲酒しない	170 100	25 14.7	77 45.3	93 54.7	119 70	93 54.7	68 40	2 1.2	1 0.6	0 0
その他 理由:	40 100	3 7.5	18 45	22 55	28 70	22 55	18 45	5 12.5	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)										
価格が安くなる	134 100	20 14.9	66 49.3	76 56.7	95 70.9	71 53	51 38.1	0 0	0 0	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	10 11.1	49 54.4	54 60	67 74.4	54 60	39 43.3	0 0	0 0	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	12 13.6	48 54.5	51 58	65 73.9	48 54.5	33 37.5	0 0	0 0	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	7 13.5	21 40.4	27 51.9	34 65.4	25 48.1	22 42.3	2 3.8	0 0	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	4 12.9	16 51.6	19 61.3	21 67.7	14 45.2	15 48.4	0 0	0 0	0 0
走行中だけの検査	11 100	0 0	5 45.5	6 54.5	5 45.5	7 63.6	4 36.4	0 0	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	13 9.4	68 48.9	76 54.7	98 70.5	83 59.7	59 42.4	5 3.6	1 0.7	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代										
男性計	346 100	125 36.1	115 33.2	132 38.2	177 51.2	127 36.7	99 28.6	5 1.4	1 0.3	0 0
女性計	216 100	58 26.9	101 46.8	118 54.6	137 63.4	115 53.2	79 36.6	2 0.9	1 0.5	0 0
男性19歳以下	8 100	2 25	4 50	3 37.5	4 50	4 50	3 37.5	0 0	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	23 37.7	22 36.1	21 34.4	34 55.7	23 37.7	14 23	0 0	0 0	0 0
男性30～39歳	77 100	27 35.1	28 36.4	34 44.2	40 51.9	33 42.9	20 26	1 1.3	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	27 42.2	24 37.5	26 40.6	31 48.4	27 42.2	17 26.6	0 0	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	25 35.7	21 30	26 37.1	36 51.4	20 28.6	18 25.7	1 1.4	0 0	0 0
男性60歳以上	66 100	21 31.8	16 24.2	22 33.3	32 48.5	20 30.3	27 40.9	3 4.5	1 1.5	0 0
女性19歳以下	5 100	2 40	0 0	2 40	3 60	3 60	3 60	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	8 21.1	15 39.5	19 50	26 68.4	22 57.9	17 44.7	0 0	0 0	0 0
女性30～39歳	46 100	13 28.3	24 52.2	29 63	32 69.6	28 60.9	15 32.6	0 0	0 0	0 0
女性40～49歳	40 100	12 30	23 57.5	26 65	26 65	21 52.5	17 42.5	1 2.5	0 0	0 0
女性50～59歳	43 100	8 18.6	24 55.8	26 60.5	27 62.8	23 53.5	15 34.9	1 2.3	1 2.3	0 0
女性60歳以上	44 100	15 34.1	15 34.1	16 36.4	23 52.3	18 40.9	12 27.3	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード*										
北海道	32 100	17 53.1	10 31.3	11 34.4	14 43.8	12 37.5	11 34.4	0 0	0 0	0 0
青森	4 100	2 50	0 0	1 25	1 25	0 0	1 25	0 0	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	2 100	2 100	2 100	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	3 23.1	5 38.5	6 46.2	9 69.2	5 38.5	5 38.5	0 0	0 0	0 0
秋田	2 100	1 50	1 50	1 50	1 50	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0
山形	6 100	3 50	1 16.7	2 33.3	3 50	2 33.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0
福島	7 100	2 28.6	3 42.9	2 28.6	4 57.1	3 42.9	5 71.4	0 0	0 0	0 0
茨城	18 100	5 27.8	9 50	9 50	10 55.6	9 50	6 33.3	0 0	1 5.6	0 0
栃木	6 100	2 33.3	2 33.3	2 33.3	4 66.7	3 50	2 33.3	0 0	0 0	0 0
群馬	10 100	2 20	5 50	5 50	7 70	3 30	1 10	0 0	0 0	0 0
埼玉	40 100	13 32.5	16 40	21 52.5	22 55	16 40	14 35	1 2.5	0 0	0 0
千葉	28 100	6 21.4	16 57.1	17 60.7	21 75	18 64.3	12 42.9	0 0	0 0	0 0
東京	49 100	18 36.7	17 34.7	21 42.9	21 42.9	21 42.9	17 34.7	2 4.1	0 0	0 0
神奈川	44 100	11 25	18 40.9	21 47.7	26 59.1	22 50	17 38.6	1 2.3	1 2.3	0 0
新潟	14 100	2 14.3	6 42.9	6 42.9	9 64.3	7 50	4 28.6	1 7.1	0 0	0 0
富山	8 100	2 25	3 37.5	3 37.5	4 50	3 37.5	2 25	0 0	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	1 33.3	2 66.7	3 100	3 100	1 33.3	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	2 22.2	3 33.3	3 33.3	6 66.7	4 44.4	4 44.4	0 0	0 0	0 0
長野	12 100	1 8.3	4 33.3	6 50	10 83.3	4 33.3	7 58.3	0 0	0 0	0 0
岐阜	7 100	5 71.4	0 0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0	0 0

静岡	13 100	5 38.5	6 46.2	5 38.5	5 38.5	5 38.5	5 38.5	0 0	0 0	0 0
愛知	33 100	12 36.4	13 39.4	15 45.5	18 54.5	15 45.5	9 27.3	0 0	0 0	0 0
三重	13 100	6 46.2	2 15.4	4 30.8	7 53.8	3 23.1	0 0	0 0	0 0	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	0 0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	0 0
京都	8 100	3 37.5	4 50	5 62.5	3 37.5	3 37.5	2 25	0 0	0 0	0 0
大阪	34 100	12 35.3	13 38.2	16 47.1	20 58.8	13 38.2	12 35.3	0 0	0 0	0 0
兵庫	24 100	6 25	8 33.3	10 41.7	16 66.7	10 41.7	5 20.8	0 0	0 0	0 0
奈良	8 100	5 62.5	2 25	2 25	3 37.5	2 25	1 12.5	0 0	0 0	0 0
和歌山	4 100	2 50	1 25	2 50	2 50	2 50	2 50	0 0	0 0	0 0
鳥取	4 100	1 25	2 50	1 25	3 75	1 25	1 25	0 0	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	3 30	5 50	4 40	7 70	5 50	3 30	0 0	0 0	0 0
広島	13 100	7 53.8	4 30.8	4 30.8	4 30.8	4 30.8	4 30.8	0 0	0 0	0 0
山口	4 100	0 0	3 75	4 100	3 75	4 100	1 25	0 0	0 0	0 0
徳島	3 100	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
香川	3 100	1 33.3	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	0 0	0 0	0 0
愛媛	6 100	1 16.7	4 66.7	2 33.3	4 66.7	3 50	0 0	0 0	0 0	0 0
高知	5 100	2 40	3 60	3 60	2 40	2 40	3 60	0 0	0 0	0 0
福岡	21 100	8 38.1	8 38.1	10 47.6	12 57.1	8 38.1	5 23.8	0 0	0 0	0 0
佐賀	6 100	1 16.7	1 16.7	3 50	4 66.7	4 66.7	1 16.7	0 0	0 0	0 0
長崎	3 100	1 33.3	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0	0 0
熊本	6 100	1 16.7	2 33.3	1 16.7	4 66.7	4 66.7	3 50	1 16.7	0 0	0 0
大分	9 100	2 22.2	2 22.2	4 44.4	5 55.6	4 44.4	4 44.4	0 0	0 0	0 0
宮崎	3 100	0 0	3 100	3 100	2 66.7	2 66.7	0 0	0 0	0 0	0 0
鹿児島	6 100	3 50	2 33.3	3 50	2 33.3	2 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0
沖縄	6 100	2 33.3	1 16.7	1 16.7	3 50	2 33.3	1 16.7	0 0	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q15 アルコール・インターロック装置をあなたの車につけたいと思いますか。(回答は1つ)								
	n(TOTAL)	つける	できればつけたい	どちらでも良い	できればつけない	つけない	分からない理由:	不明
n(TOTAL)	562 100	25 4.4	68 12.1	148 26.3	118 21	193 34.3	10 1.8	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)								
価格が高い	122 100	0 0	0 0	0 0	70 57.4	52 42.6	0 0	0 0
メンテナンスが面倒	106 100	0 0	0 0	0 0	63 59.4	43 40.6	0 0	0 0
メンテナンス価格が高そう	84 100	0 0	0 0	0 0	50 59.5	34 40.5	0 0	0 0
呼気で検査するのが嫌い	9 100	0 0	0 0	0 0	4 44.4	5 55.6	0 0	0 0
走行中にもチェックが行われる	12 100	0 0	0 0	0 0	5 41.7	7 58.3	0 0	0 0
エンジン始動に時間がかかる	76 100	0 0	0 0	0 0	43 56.6	33 43.4	0 0	0 0
飲酒しない	170 100	0 0	0 0	0 0	46 27.1	124 72.9	0 0	0 0
その他 理由:	40 100	0 0	0 0	0 0	7 17.5	33 82.5	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)								
価格が安くなる	134 100	0 0	0 0	0 0	79 59	55 41	0 0	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	0 0	0 0	0 0	64 71.1	26 28.9	0 0	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	0 0	0 0	0 0	58 65.9	30 34.1	0 0	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	0 0	0 0	0 0	30 57.7	22 42.3	0 0	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	0 0	0 0	0 0	21 67.7	10 32.3	0 0	0 0
走行中だけの検査	11 100	0 0	0 0	0 0	4 36.4	7 63.6	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	0 0	0 0	0 0	19 13.7	120 86.3	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代								
男性計	346 100	18 5.2	48 13.9	89 25.7	72 20.8	116 33.5	3 0.9	0 0
女性計	216 100	7 3.2	20 9.3	59 27.3	46 21.3	77 35.6	7 3.2	0 0
男性19歳以下	8 100	1 12.5	2 25	2 25	1 12.5	2 25	0 0	0 0
男性20～29歳	61 100	2 3.3	12 19.7	14 23	18 29.5	14 23	1 1.6	0 0
男性30～39歳	77 100	3 3.9	4 5.2	23 29.9	21 27.3	26 33.8	0 0	0 0
男性40～49歳	64 100	4 6.3	7 10.9	22 34.4	9 14.1	22 34.4	0 0	0 0
男性50～59歳	70 100	2 2.9	12 17.1	16 22.9	13 18.6	27 38.6	0 0	0 0
男性60歳以上	66 100	6 9.1	11 16.7	12 18.2	10 15.2	25 37.9	2 3	0 0
女性19歳以下	5 100	1 20	0 0	3 60	1 20	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	38 100	1 2.6	2 5.3	15 39.5	9 23.7	10 26.3	1 2.6	0 0
女性30～39歳	46 100	1 2.2	5 10.9	18 39.1	10 21.7	11 23.9	1 2.2	0 0
女性40～49歳	40 100	2 5	5 12.5	10 25	6 15	15 37.5	2 5	0 0
女性50～59歳	43 100	1 2.3	4 9.3	5 11.6	12 27.9	21 48.8	0 0	0 0
女性60歳以上	44 100	1 2.3	4 9.1	8 18.2	8 18.2	20 45.5	3 6.8	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード								
北海道	32 100	3 9.4	5 15.6	8 25	6 18.8	10 31.3	0 0	0 0
青森	4 100	0 0	1 25	2 50	0 0	1 25	0 0	0 0
岩手	2 100	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0
宮城	13 100	2 15.4	2 15.4	2 15.4	2 15.4	5 38.5	0 0	0 0
秋田	2 100	0 0	0 0	1 50	0 0	1 50	0 0	0 0
山形	6 100	0 0	2 33.3	3 50	0 0	1 16.7	0 0	0 0
福島	7 100	0 0	1 14.3	2 28.6	2 28.6	2 28.6	0 0	0 0
茨城	18 100	0 0	2 11.1	9 50	4 22.2	2 11.1	1 5.6	0 0
栃木	6 100	0 0	0 0	3 50	1 16.7	2 33.3	0 0	0 0
群馬	10 100	0 0	0 0	4 40	5 50	1 10	0 0	0 0
埼玉	40 100	1 2.5	6 15	11 27.5	7 17.5	15 37.5	0 0	0 0
千葉	28 100	1 3.6	3 10.7	6 21.4	4 14.3	14 50	0 0	0 0
東京	49 100	1 2	9 18.4	10 20.4	14 28.6	15 30.6	0 0	0 0
神奈川	44 100	0 0	6 13.6	16 36.4	7 15.9	15 34.1	0 0	0 0
新潟	14 100	0 0	1 7.1	1 7.1	5 35.7	7 50	0 0	0 0
富山	8 100	1 12.5	0 0	4 50	1 12.5	2 25	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	3 100	0 0	0 0	1 33.3	2 66.7	0 0	0 0	0 0
山梨	9 100	0 0	0 0	3 33.3	1 11.1	5 55.6	0 0	0 0
長野	12 100	0 0	1 8.3	2 16.7	3 25	6 50	0 0	0 0
岐阜	7 100	2 28.6	1 14.3	0 0	0 0	3 42.9	1 14.3	0 0

静岡	13 100	1 7.7	2 15.4	3 23.1	3 23.1	4 30.8	0 0	0 0
愛知	33 100	3 9.1	1 3	5 15.2	5 15.2	16 48.5	3 9.1	0 0
三重	13 100	0 0	2 15.4	4 30.8	5 38.5	2 15.4	0 0	0 0
滋賀	3 100	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	0 0
京都	8 100	0 0	0 0	2 25	1 12.5	4 50	1 12.5	0 0
大阪	34 100	1 2.9	5 14.7	11 32.4	9 26.5	8 23.5	0 0	0 0
兵庫	24 100	2 8.3	3 12.5	2 8.3	6 25	11 45.8	0 0	0 0
奈良	8 100	0 0	0 0	3 37.5	2 25	2 25	1 12.5	0 0
和歌山	4 100	0 0	0 0	3 75	0 0	1 25	0 0	0 0
鳥取	4 100	0 0	0 0	0 0	4 100	0 0	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	10 100	0 0	3 30	0 0	3 30	4 40	0 0	0 0
広島	13 100	2 15.4	1 7.7	5 38.5	2 15.4	2 15.4	1 7.7	0 0
山口	4 100	0 0	0 0	0 0	1 25	3 75	0 0	0 0
徳島	3 100	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
香川	3 100	0 0	0 0	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0	0 0
愛媛	6 100	1 16.7	0 0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	0 0	0 0
高知	5 100	0 0	0 0	4 80	0 0	1 20	0 0	0 0
福岡	21 100	0 0	6 28.6	5 23.8	2 9.5	7 33.3	1 4.8	0 0
佐賀	6 100	0 0	0 0	3 50	1 16.7	2 33.3	0 0	0 0
長崎	3 100	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	0 0
熊本	6 100	0 0	0 0	2 33.3	1 16.7	3 50	0 0	0 0
大分	9 100	1 11.1	1 11.1	0 0	2 22.2	4 44.4	1 11.1	0 0
宮崎	3 100	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
鹿児島	6 100	1 16.7	2 33.3	1 16.7	0 0	2 33.3	0 0	0 0
沖縄	6 100	0 0	2 33.3	0 0	2 33.3	2 33.3	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q16 その理由は何ですか。(回答はいくつでも)										
	n(TOTAL)	価格が高い	メンテナンスが面倒	メンテナンス価格が高そう	呼気で検査するのが嫌い	走行中にもチェックが行われる	エンジン始動に時間がかかる	飲酒しない	その他理由:	不明
n(TOTAL)	311 100	122 39.2	106 34.1	84 27	9 2.9	12 3.9	76 24.4	170 54.7	40 12.9	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つけたいと思いますか。(回答はいくつでも)										
価格が安くなる	134 100	79 59	62 46.3	50 37.3	2 1.5	7 5.2	43 32.1	62 46.3	6 4.5	0 0
メンテナンスが簡単になる	90 100	56 62.2	55 61.1	39 43.3	1 1.1	5 5.6	37 41.1	40 44.4	5 5.6	0 0
メンテナンス価格が安くなる	88 100	56 63.6	45 51.1	47 53.4	2 2.3	4 4.5	36 40.9	36 40.9	4 4.5	0 0
呼気以外の簡単な検査	52 100	26 50	28 53.8	20 38.5	4 7.7	6 11.5	25 48.1	23 44.2	7 13.5	0 0
エンジン始動時だけの検査	31 100	21 67.7	19 61.3	17 54.8	1 3.2	4 12.9	17 54.8	15 48.4	2 6.5	0 0
走行中だけの検査	11 100	5 45.5	6 54.5	5 45.5	0 0	0 0	7 63.6	4 36.4	0 0	0 0
つけない 理由:	139 100	38 27.3	33 23.7	28 20.1	3 2.2	4 2.9	23 16.5	87 62.6	28 20.1	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

性×年代										
男性計	188 100	87 46.3	74 39.4	56 29.8	5 2.7	9 4.8	50 26.6	90 47.9	27 14.4	0 0
女性計	123 100	35 28.5	32 26	28 22.8	4 3.3	3 2.4	26 21.1	80 65	13 10.6	0 0
男性19歳以下	3 100	2 66.7	2 66.7	2 66.7	0 0	1 33.3	2 66.7	1 33.3	0 0	0 0
男性20～29歳	32 100	20 62.5	18 56.3	16 50	3 9.4	4 12.5	16 50	13 40.6	2 6.3	0 0
男性30～39歳	47 100	32 68.1	27 57.4	22 46.8	0 0	3 6.4	20 42.6	14 29.8	6 12.8	0 0
男性40～49歳	31 100	11 35.5	12 38.7	5 16.1	2 6.5	0 0	8 25.8	17 54.8	4 12.9	0 0
男性50～59歳	40 100	12 30	7 17.5	4 10	0 0	0 0	2 5	23 57.5	7 17.5	0 0
男性60歳以上	35 100	10 28.6	8 22.9	7 20	0 0	1 2.9	2 5.7	22 62.9	8 22.9	0 0
女性19歳以下	1 100	1 100	1 100	1 100	0 0	0 0	1 100	1 100	1 100	0 0
女性20～29歳	19 100	10 52.6	10 52.6	6 31.6	2 10.5	1 5.3	9 47.4	6 31.6	5 26.3	0 0
女性30～39歳	21 100	7 33.3	5 23.8	4 19	0 0	0 0	2 9.5	16 76.2	0 0	0 0
女性40～49歳	21 100	3 14.3	4 19	4 19	0 0	0 0	4 19	14 66.7	3 14.3	0 0
女性50～59歳	33 100	9 27.3	7 21.2	8 24.2	1 3	1 3	6 18.2	20 60.6	4 12.1	0 0
女性60歳以上	28 100	5 17.9	5 17.9	5 17.9	1 3.6	1 3.6	4 14.3	23 82.1	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード										
北海道	16 100	4 25	3 18.8	4 25	0 0	0 0	4 25	8 50	4 25	0 0
青森	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
岩手	1 100	1 100	1 100	1 100	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0
宮城	7 100	3 42.9	3 42.9	2 28.6	1 14.3	1 14.3	2 28.6	3 42.9	0 0	0 0
秋田	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
山形	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0
福島	4 100	3 75	3 75	3 75	0 0	1 25	3 75	1 25	0 0	0 0

茨城	6 100	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	0 0	4 66.7	1 16.7	0 0
栃木	3 100	2 66.7	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	0 0	3 100	0 0	0 0
群馬	6 100	4 66.7	5 83.3	5 83.3	0 0	2 33.3	3 50	2 33.3	0 0	0 0
埼玉	22 100	6 27.3	4 18.2	4 18.2	1 4.5	0 0	3 13.6	15 68.2	3 13.6	0 0
千葉	18 100	5 27.8	6 33.3	3 16.7	1 5.6	1 5.6	6 33.3	11 61.1	1 5.6	0 0
東京	29 100	19 65.5	17 58.6	11 37.9	1 3.4	1 3.4	8 27.6	9 31	6 20.7	0 0
神奈川	22 100	6 27.3	6 27.3	4 18.2	0 0	0 0	4 18.2	12 54.5	8 36.4	0 0
新潟	12 100	4 33.3	4 33.3	3 25	0 0	0 0	3 25	8 66.7	0 0	0 0
富山	3 100	1 33.3	2 66.7	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井	2 100	2 100	2 100	1 50	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0	0 0
山梨	6 100	2 33.3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 50	1 16.7	0 0
長野	9 100	3 33.3	3 33.3	3 33.3	0 0	0 0	2 22.2	5 55.6	2 22.2	0 0
岐阜	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 100	0 0	0 0
静岡	7 100	2 28.6	2 28.6	1 14.3	0 0	0 0	1 14.3	5 71.4	1 14.3	0 0
愛知	21 100	9 42.9	5 23.8	4 19	1 4.8	2 9.5	5 23.8	11 52.4	2 9.5	0 0
三重	7 100	5 71.4	2 28.6	3 42.9	0 0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	1 14.3	0 0
滋賀	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0
京都	5 100	2 40	1 20	2 40	0 0	0 0	0 0	3 60	0 0	0 0
大阪	17 100	8 47.1	7 41.2	5 29.4	1 5.9	1 5.9	3 17.6	10 58.8	0 0	0 0
兵庫	17 100	7 41.2	8 47.1	6 35.3	0 0	0 0	6 35.3	10 58.8	3 17.6	0 0
奈良	4 100	2 50	1 25	2 50	0 0	1 25	0 0	2 50	0 0	0 0
和歌山	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0
鳥取	4 100	2 50	2 50	2 50	1 25	0 0	2 50	2 50	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	7 100	1 14.3	1 14.3	0 0	0 0	0 0	1 14.3	5 71.4	1 14.3	0 0
広島	4 100	2 50	0 0	1 25	0 0	0 0	0 0	2 50	0 0	0 0
山口	4 100	1 25	0 0	1 25	0 0	0 0	1 25	3 75	1 25	0 0
徳島	2 100	1 50	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	0 0	0 0
香川	2 100	1 50	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0
愛媛	4 100	2 50	2 50	0 0	0 0	0 0	1 25	2 50	0 0	0 0
高知	1 100	0 0	1 100	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福岡	9 100	2 22.2	3 33.3	2 22.2	1 11.1	1 11.1	3 33.3	6 66.7	1 11.1	0 0

佐賀	3 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 33.3	3 100	0 0	0 0
長崎	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0
熊本	4 100	2 50	1 25	2 50	1 25	0 0	2 50	2 50	1 25	0 0
大分	6 100	4 66.7	4 66.7	1 16.7	0 0	0 0	3 50	3 50	0 0	0 0
宮崎	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0
鹿児島	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 50	1 50	0 0	0 0
沖縄	4 100	2 50	2 50	1 25	0 0	0 0	2 50	1 25	0 0	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

Q17 アルコール・インターロック装置が、次の様に改善されれば、つきたいと思いますか。(回答はいくつでも)									
	n(TOTAL)	価格が安くなる	メンテナンスが簡単になる	メンテナンス価格が安くなる	呼気以外の簡単な検査	エンジン始動時だけの検査	走行中だけの検査	つけない理由:	不明
n(TOTAL)	311 100	134 43.1	90 28.9	88 28.3	52 16.7	31 10	11 3.5	139 44.7	0 0

性×年代									
男性計	188 100	83 44.1	54 28.7	53 28.2	31 16.5	16 8.5	7 3.7	85 45.2	0 0
女性計	123 100	51 41.5	36 29.3	35 28.5	21 17.1	15 12.2	4 3.3	54 43.9	0 0
男性19歳以下	3 100	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
男性20～29歳	32 100	17 53.1	14 43.8	13 40.6	8 25	5 15.6	0 0	12 37.5	0 0
男性30～39歳	47 100	23 48.9	13 27.7	15 31.9	7 14.9	6 12.8	2 4.3	18 38.3	0 0
男性40～49歳	31 100	16 51.6	11 35.5	10 32.3	4 12.9	1 3.2	3 9.7	13 41.9	0 0
男性50～59歳	40 100	15 37.5	5 12.5	7 17.5	4 10	2 5	1 2.5	21 52.5	0 0
男性60歳以上	35 100	10 28.6	9 25.7	6 17.1	6 17.1	2 5.7	0 0	20 57.1	0 0
女性19歳以下	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	0 0	0 0	0 0
女性20～29歳	19 100	8 42.1	8 42.1	5 26.3	7 36.8	1 5.3	0 0	7 36.8	0 0
女性30～39歳	21 100	10 47.6	7 33.3	5 23.8	1 4.8	0 0	1 4.8	8 38.1	0 0
女性40～49歳	21 100	9 42.9	7 33.3	6 28.6	3 14.3	4 19	1 4.8	10 47.6	0 0
女性50～59歳	33 100	13 39.4	8 24.2	11 33.3	6 18.2	6 18.2	1 3	14 42.4	0 0
女性60歳以上	28 100	10 35.7	5 17.9	7 25	3 10.7	3 10.7	1 3.6	15 53.6	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
[属性]県コード									
北海道	16 100	8 50	6 37.5	6 37.5	3 18.8	1 6.3	0 0	5 31.3	0 0
青森	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
岩手	1 100	1 100	1 100	1 100	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0
宮城	7 100	3 42.9	1 14.3	0 0	1 14.3	0 0	0 0	3 42.9	0 0
秋田	1 100	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0
山形	1 100	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福島	4 100	2 50	2 50	2 50	2 50	2 50	0 0	2 50	0 0
茨城	6 100	2 33.3	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0	0 0	3 50	0 0
栃木	3 100	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	2 66.7	0 0
群馬	6 100	3 50	3 50	4 66.7	4 66.7	3 50	0 0	1 16.7	0 0
埼玉	22 100	9 40.9	5 22.7	6 27.3	3 13.6	1 4.5	0 0	10 45.5	0 0
千葉	18 100	6 33.3	2 11.1	1 5.6	4 22.2	1 5.6	0 0	10 55.6	0 0
東京	29 100	12 41.4	8 27.6	7 24.1	5 17.2	5 17.2	0 0	13 44.8	0 0
神奈川	22 100	7 31.8	8 36.4	5 22.7	5 22.7	4 18.2	2 9.1	11 50	0 0
新潟	12 100	4 33.3	3 25	2 16.7	1 8.3	0 0	0 0	8 66.7	0 0
富山	3 100	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
石川	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

福井	2 100	2 100	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0
山梨	6 100	3 50	1 16.7	1 16.7	0 0	1 16.7	0 0	3 50	0 0
長野	9 100	4 44.4	4 44.4	3 33.3	1 11.1	0 0	1 11.1	3 33.3	0 0
岐阜	3 100	1 33.3	1 33.3	0 0	1 33.3	0 0	0 0	1 33.3	0 0
静岡	7 100	1 14.3	1 14.3	0 0	1 14.3	1 14.3	0 0	6 85.7	0 0
愛知	21 100	10 47.6	6 28.6	9 42.9	5 23.8	0 0	0 0	8 38.1	0 0
三重	7 100	5 71.4	1 14.3	3 42.9	1 14.3	0 0	0 0	1 14.3	0 0
滋賀	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
京都	5 100	2 40	1 20	1 20	0 0	1 20	1 20	2 40	0 0
大阪	17 100	8 47.1	5 29.4	6 35.3	2 11.8	2 11.8	1 5.9	8 47.1	0 0
兵庫	17 100	10 58.8	6 35.3	6 35.3	1 5.9	2 11.8	0 0	7 41.2	0 0
奈良	4 100	4 100	2 50	3 75	2 50	0 0	0 0	0 0	0 0
和歌山	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
鳥取	4 100	3 75	2 50	2 50	2 50	1 25	0 0	0 0	0 0
島根	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岡山	7 100	3 42.9	2 28.6	2 28.6	0 0	0 0	0 0	4 57.1	0 0
広島	4 100	2 50	0 0	1 25	0 0	0 0	0 0	2 50	0 0
山口	4 100	2 50	2 50	2 50	0 0	0 0	0 0	2 50	0 0
徳島	2 100	1 50	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	1 50	0 0
香川	2 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 100	0 0
愛媛	4 100	2 50	1 25	1 25	1 25	0 0	1 25	1 25	0 0
高知	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
福岡	9 100	2 22.2	2 22.2	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	6 66.7	0 0
佐賀	3 100	2 66.7	2 66.7	2 66.7	0 0	0 0	1 33.3	1 33.3	0 0
長崎	1 100	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 100	0 0
熊本	4 100	1 25	1 25	1 25	1 25	1 25	0 0	3 75	0 0
大分	6 100	2 33.3	2 33.3	1 16.7	0 0	1 16.7	0 0	3 50	0 0
宮崎	2 100	2 100	2 100	1 50	1 50	0 0	0 0	0 0	0 0
鹿児島	2 100	1 50	1 50	2 100	1 50	1 50	1 50	0 0	0 0
沖縄	4 100	2 50	1 25	1 25	0 0	0 0	1 25	1 25	0 0
不明	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

第1回
「アルコール・インターロック装置の技術課題検討会」
議事概要

日 時：平成19年1月30日(火) 10:00～12:00

場 所：弘済会館 4階 桜の間

出席者(敬称略)

竹内座長(東京女子大), 石田(早大), 岩越(JAF MATE), 高田(国交省;江角代理), 鎌田(東大)

木場(国交省), 野田(経産省;日下部代理), 高橋(自工会), 豊田(全ト協), 山浦(部工会)

山元(法務省), 横山, 中村(警察庁)

オブザーバー:小島(部工会), 渥美(自工会)

事務局 :和辻, 久保田, 林(国交省), 佐々木, 大谷, 吉田, 麻生(JARI)

1. 配付資料

委員名簿

工程票, 18年度調査実施項目

資料1 飲酒運転の根絶について

資料2 アルコール・インターロック装置の概要

資料3 アルコール・インターロック装置に係わる勉強会まとめ

資料4 アルコール・インターロック装置に関するNHTSAガイドラインの概要

資料5 アルコール・インターロック装置に関するアンケート(案)

参考資料 飲酒運転事故の推移

2. 議事内容

- ・ 検討会の目的, 今後の審議予定について, アルコールインターロック装置の概要等について事務局より説明を行った.
- ・ インターロック装置の技術面, 運用面, 制度面の議論を整理し, 検討会の論点を明確にする要望があり, 次回検討会までに整理することとなった. .
- ・ 欧米で使用されているアルコール・インターロック装置についての質問があり, 事務局より事故低減効果, 使用方法, 不正使用回避対策などを説明した.
- ・ その他, 欧米のアルコールインターロックに対する取組状況について質問がなされた. 事務局より主に飲酒運転違反者への罰則として運用されていること等の説明を行った.
- ・ アンケート調査項目, 対象者の構成について審議した.
- ・ その他, 1月26日の4者勉強会(警察庁, 経産省, 国交省, 自工会)のまとめについて事務局より紹介した.
- ・ 次回検討会では, 自動車工業会, 自動車部品工業会よりのプレゼン, アルコールインターロック装置のデモを行うことを事務局より説明し, 了解を得た.

(以上)

第2回
「アルコール・インターロック装置の技術課題検討会」
議事概要

日 時 : 平成19年2月27日(火) 9:30～12:00

場 所 : 日本自動車会館 くるまプラザ 第1, 2会議室

出席者(敬称略)

竹内座長(東京女子大), 室山(NHK), 岩越(JAF MATE), 板倉(国交省;江角代理), 鎌田(東大),
伊藤(経産省;日下部代理), 高橋(自工会), 豊田(全ト協), 山浦(部工会), 山元(法務省),
中村(警察庁;横山代理)
オブザーバー : 小島(部工会), 渥美(自工会)
事務局 : 和辻, 久保田, 林(国交省), 佐々木, 大谷, 吉田, 麻生(JARI)

1. 配付資料

資料1 第1回検討会議事録(案)
資料2 メーカーヒヤリング報告
資料3 アルコールセンサーの検知原理
資料4 論点の整理票
資料5 アンケート調査票確定版
参考資料1 www.erso.eu レポート”Alcohol”
参考資料2 欧州ガイドライン CENELEC
参考資料3 飲酒運転事故の推移, インターロック装置使用に伴う費用
参考資料4 第1回検討会の論点

2. 議事内容

- ・第1回検討会議事録(案)を事務局より報告し確認した.
- ・日本自動車工業会と日本自動車部品工業会からアルコール・インターロック装置の取り組み状況について報告があった.
- ・アルコール・インターロック装置の検出原理を事務局より説明し, アルコール・インターロック装置のデモを行った.
- ・アルコール・インターロック装置の技術面, 運用面, 制度面の議論を整理し, 検討会では技術指針(案)作成のための技術面を検討することを事務局より報告した.
- ・アンケート調査の進捗状況を事務局より報告した.

(以上)

第3回
「アルコール・インターロック装置の技術課題検討会」
議事概要

日 時 : 平成19年3月19日(月) 10:00～12:00

場 所 : 日本自動車会館 くるまプラザ 第1, 2会議室

出席者(敬称略)

竹内座長(東京女子大), 石田(早大), 室山(NHK), 岩越(JAF MATE), 江角(国交省),
横山(警察庁), 山元(法務省), 鎌田(東大), 高橋(自工会), 豊田(全ト協), 山浦(部工会)

オブザーバー : 小島(部工会), 渥美(自工会)

事務局 : 和辻, 久保田, 林(国交省), 佐々木, 大谷, 吉田, 麻生(JARI)

1. 配付資料

資料1 第2回検討会議事録(案)

資料2 工程表

資料3 平成18年度報告書構成(案)

参考資料 車型毎の飲酒運転事故

2. 議事内容

- ・第2回検討会議事録(案)を事務局より報告し確認した.
- ・ユーザーアンケート調査結果を事務局より報告した.
- ・工程表の見直しについて審議した.
- ・報告書の構成(案)について事務局より報告した.

(以上)

(参考資料)

(具体的な議論項目)		
	項 目	対応(案)
○議論の対象外 又は ○議論の前提として一定の仮定を置いて整理する。	(制裁として活用する場合)	当検討会終了後、関係者により別途検討
	・データを記録・保存するか。	データを記録保存すると仮定して技術要件(案)を整理する。実際に記録・保存するか否かは、当検討会において決定すべき事項ではない
	・データを保存・記録する場合、個人データの管理責任の明確化	当検討会において決定すべき事項ではない
	違反者が費用負担することの是非	当検討会において決定すべき事項ではない
	他の罰則強化等とのバランス、政策順位としての位置付け	当検討会において決定すべき事項ではない
	(制裁として活用する場合の)具体的な制裁方法(例:免停の代替措置 or 免停の追加措置)	当検討会において決定すべき事項ではない
議論の対象	現状の技術レベル	関係者へのヒアリング等を元に整理
	費用対効果の検討	○制裁として活用する場合……具体的な活用方策については当検討会では踏み込まないため、検討しない。 ○制裁としての活用以外……大まかな費用対効果を検証
	技術的事項 (例) ・検知精度 ・耐久性、メンテナンス頻度 ・装置の誤作動、故障時対応 ・不正使用、不正改造対応 等	各活用方策毎に必要な技術的事項を整理し、 ○技術要件(案)を整理する場合……技術要件(案)として整理する。 ○技術要件(案)を整理しない場合……現状の技術状況及び技術課題として整理

アルコール・インターロック装置の技術課題検討会の議論項目

アルコールインターロック装置の活用方策の検討のための基礎的調査

平成 19 年 3 月

発行所 財団法人日本自動車研究所

事務所 〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号

電話 03-5733-7921

研究所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間 2530

電話 029-856-0835